3

#### 日豪間通信

# 大正期シドニー来状 第Ⅲ卷

# 大正期シド一来状 第三日豪間通信

**⊯** ≯ 神戸大学経済経営研究所



大正7年完成の神戸本店



1930年頃のシドニー市街。○印が兼松のシドニー支店であった。

例

、本書は『兼松史料』のうち、神戸本店とシドニー支店の重役の間でかわされた書簡(日豪間通信)から、 大正年間にシドニー支店の重役等が神戸本店重役に宛てた書簡(シドニー来状)の翻刻である。ただし特 に重要な内容の場合は、私信や雑多な資料も採集した。第Ⅲ巻には大正七年から同八年までの書簡を収録

二、「日豪間通信」は日々の取引や商況を記述した業務書簡であり、書簡の記事は原則的に全点記載した。 松史料研究会」の検討を経たうえで決定した。 し加工した部分は僅少であり、その分量は書簡全体の1%未満にすぎない。記事の選択は本研究所の「兼 に記述しているものは、プライバシー保護の観点から翻刻を割愛し、その内容を要約するに留めた。ただ しかし重役や店員の個人的な事柄も稀に含まれており、個人情報(病気名や家庭事情など)を余りに詳細

三、資料原文で「 」や ( )は使用されているので、記事の中略や後略など編集作業で加工した箇所は [ ]

の記号で明示した。

四、資料にはカスレなどで判読できない箇所がある。とりわけ英単語は筆跡が乱雑で判読が困難である事例 判読不可能であった場合は、邦字は□□で、英字のときは……で示した。

五、原文で使用されている漢字は、本書ではおおむね当用漢字に変換した。しかし戦前期の書簡であるため

凡

に、平かなとカタカナが著しく混在するほか、「記臆 (記憶)」「倚頼 (依頼)」「成蹟 (成績)」「丁子 (調

子)」などの当て字も頻出する。また同一の固有名詞にも関わらず、記事によって複数の表記がなされる 誤謬もあり、地名では「ブリスバン(ブリスベン)」「アルゼンタイン(アルゼンチン)」といった現在と

六、史料は藤村が翻刻し、本学文学部の森田竜雄氏によって史料原文との照合確認の校正を受けた。 膨大であるので個々に注記せず、文意が著しく誤解されかねない部分にのみ(ママ)と添書した。

異なる表現も散見される。通常の資料書では、それらは(ママ)と添書されるものの、本書ではその数は

七、各事項の索引は、最終巻に添付する。

(藤村 聡)

兼松における従業員持株制度の成立過程

で贈与・付加贈与し、彼らの退店時に勤続年数や賞罰に応じた金額で買い取る、②株式を受け取った者は経 兼松では大正七年に従業員持株制度が導入された。この制度は、①事業への貢献が著しい者に株式を無償

営事項・奨励実行にまつわる意思決定に参加できる、という内容を持っていた。 は今までほとんど言及されてこなかったように思われる。 行として定着し、大正七年の従業員持株制度へと展開したのであるが、社史等においても、こうした連続性 店者の間でこの制度と基本的に同じ内容の取り決めが交わされていた。この取り決めは、その後、兼松の慣 このように当時としてはきわめて画期的な制度であったが、実はそれに先立つこと十二年前、創業者と在

に変化したのかを確認しておきたい。 ながら、持分の所有者とその持分比率、ならびに経営事項・奨励実行にまつわる意思決定の主体がどのよう そこで以下、持分分与に関する創業者の声明の発表から大正七年の株式会社化にいたるまでの過程を追い

#### (1) 声明の発表

とからうかがえるように、資力は着実に充実しつつあった。事業の見通しが立ったからであろうか、開業か ら一○年目にあたる明治三二年、店員談話会の席で、創業者兼松房治郎は次のような声明を発表した。 取りを余儀なくされていた。しかし当初一万五千円であった資本金が、八年後には一〇万円に増額されたこ 創業当初の兼松は、国内恐慌(明治二三年)や豪州大恐慌(明治二六年)の影響を蒙り、厳しい経営の舵

|第一、商店ノ事業ハ自分一身ノ生死ヲ超越シテ永久ニ隆昌ナラシメザル可ラズ、而シテ自分ハ養嗣アル 業務ノ進展ニ伴ヒ、歳々之レヲ改作シ置クベキコト」 トノ将来ニ関シテハ些ノ動揺蹉跌無キ様、常ニ計画ヲ立テ予テ遺言書ヲ作成シ居ルノミナラズ、年々ノ モ店業ト一家トハ全然之ヲ区画シ、決シテ混同スベキニ非ルガ故ニ、自分何時生ヲ終ルトモ店業ト店員

- 第二、従来ノ個人事業ニテハ単ニ其名義上ヨリ見ルモ、 遠ニ伝フベク、目下考案中ナリ」(『兼松商店史料』第Ⅰ巻、二四七~二四八頁) 他 年ニ満ツベク、店業ニ貢献セル所既ニ大ナルニツキ、之レ等ニ相当ノ持分ヲ与ヘテ第一次合名者トシ、 将来商店ヲ合資会社組織ニ改ムルノ必要ヲ感シ居レリ、而シテ原・古立及北村ノ三名ハ忠直勤務近クナ ノ店員モ今後ノ忠勤ニ従ヒ之レニ準ジテ第二次合名者トシ、順次第三四ト加盟セシメ、以テ事業ヲ永 海外ニ於テ活動スル場合ハ不利尠ナカラズ、旁

注目すべきは、この声明において①兼松と兼松家とは別のものであること、②合資会社への改組のおりに

うに経営権に関する遺言書を準備しておくということである。第二は、海外活動における不利を克服するた 持分を与え、事業の代表者とする制度を構築しなければならないということである。 もに事業の代表者とするということである。第三は、事業の永続を希望するが、そのためには順次功労者に め合資会社化がこの時点で展望されていたが、その際、店業に貢献してきた三名に持分を与え、創業者とと れていることである。少し敷衍しておくと、第一は、将来、房治郎の養子と店員との間で問題が生じないよ は事業への功労者に持分を与えること、③事業の永続はそうした功労者に委ねられること、の三点が強調さ

(2)持分分与のはじまり

創業者は、従業員持株制度の原型ともいうべき考えを、すでにこの時点で持っていたのである。

監督のもとで支店閉鎖や在店者削減といった事業の合理化に取り組まなければならなかった。 されざるをえなかった。経営が破綻寸前の状態に陥った兼松は、横浜正金銀行に緊急の融資を求め、 しかし声明の実現は蚕糸部の投機取引の失敗(明治三三年)と日清戦争後の不況が重なったことから延期 同行の

したものであることがわかる 後猶ホ忠良ニ勤續シ共ニ福利ヲ享有セラレンコトヲ希望スル」と記載されており、基本的に先の声明を踏襲 を店員の持分とする協定が取り結ばれた。その協定書には「数年来忠實ニ勤續シ且ツ功労アル店員諸氏ニ今 経営状態がようやく回復の兆しをみせた明治三九年、創業者と店員の間で、資本金の半額にあたる六万円 (『兼松商店史料』第三篇)。

このときの分与の対象者と彼らの持分比率は次のとおりであった。

解

説

六

彼らは兼松再建のために奮闘した者たちであった。この時点では、創業者(五○・○%)を除き、兼松家 五名 (計三七・一%) /店員 五名(計一〇・八%)/予備(二・一%)

の家族(親族)は持分を所有していなかった。

それを原資としてさらに一名の副支配人と七名の店員が持分を与えられた。 を三三・三%にまでに比率を下げ(増資の際、各自の持分はおおよそ比例的に増加することになっていた)、 持分を原資として新たに三名の店員が持分を与えられた。明治四四年の増資の際には、創業者が自らの持分 その後、貢献者が新たに分与者に加えられていく過程がみられる。明治四三年には、退職した店員IKの

容を変更する必要があるときのみ、「利益配当ノ権ヲ有スル店員ノ意見ヲ聞キ店主ノ意旨ヲ以テ之ヲ改定(第 四条)」することになっていた。(以上『兼松商店史料』第三篇)

なお協定書によれば、持分の配分にまつわる意思決定はすべて創業者に委ねられていた。ただ協定書の内

#### (3) 匿名組合へ

止することが創業者の念頭に置かれていたようなのである(『兼松商店史料』第三篇)。 という旨の記述があった。つまり兼松と兼松家との権利義務関係を明白にし、将来起りうる紛争を未然に防 うである。実際『兼松商店史料』には、創業者と重役が参加する「会議」に社内の最高権を保有行使させる なって病気がちであった創業者が、上記「協定書」を一層合法的なものにしようとする思惑が働いていたよ 大正元年八月、創業者は資本金三○万円の合資会社に改組する計画を立てていた。この背景には六九歳と

られないのではないかという懸念が重役間にあったので、さしあたり移行措置として匿名組合に改組すると とはいえ、定款の条項等についても検討を要するところが多く、また資本金が小額すぎて世間の信用を得

いう手続きがとられることとなった。

は次のとおりであった。 『匿名組合契約』によって、①持分分与者と持分比率ならびに②意思決定の主体を確認しておこう。前者

創業者 (三三・三%) /創業者親族 (一五・八%) /重役 六名 (計三九・二%) /店員

一 · 七%)

で確認しておく。 後者の意思決定の主体は、創業者(店長)、支配人、副支配人からなる重役会に移行した。この点を定款

数で決議される。ただし組合の解散や組織変更は総員の四分の三の同意を要する(第二〇条、第二一条)。 て下部機構である総会に報告する(第一六条)。重役会は店長・支配人・副支配人で組織され、総員の過半 一回の決算毎に損益計算表・財産目録・貸借対照表を審査し、後期決算期には一年間の損益処分案を決議し 組合員(持分分与者)の加入ならびに分与額の変更は重役会の承認を必要とする(第六条)。重役会は年

#### (4) 合資会社へ

いう契約者(創業者)が存在しなくなったことをうけて、創業者の長年望んでいた法人組織への改組が重役 匿名組合への改組から間もない大正二年二月、創業者は病状の悪化により他界した。「匿名組合契約」で

解 説 七

改組したほうがよいとの意向を示し、結局、合資会社に改組されることとなった。(『兼松商店史料』第四篇 どうかという者もいたが、メインバンクになっていた横浜正金銀行が資本は少なくても充実した合資会社に 間で検討された。その際、重役のなかには、資本金一〇〇万円うち三五万円払込済の株式会社に改組しては

『日豪間通信大正期シドニー来状』第I巻収録、第六九二号信、第七〇五号信)

前者については、創業者の養子が無限責任社員となって、創業者の持分を引き継いだことが目をひく。

以下、同じように①持分分与者と持分比率ならびに②意思決定の主体を確認しておこう(「合資会社契約」)。

創業者の養子(三三・三%)/創業者親族 二名(計一三・三%)/重役 六名(計三九・二%)/

店員 二名 (計一四・二%)

ることとなった。 の報告を受けるにとどまっていた有限責任社員(店員)が、重要案件に限って社員総会での決議権を取得す しておかねばならないのは、上記の養子も重役として合議に参加したことである。また、以前は損益処分案 意思決定の主体は、匿名組合のときと同様、重役=無限責任社員の合議によることとなった。ただし注意

以上の内容を「合資会社定款」で確認しておけば、次のとおりである。

要な業務を執行する(第一五条)。社長または他の無限責任社員は社員総会を招集し、重役会で決議された 議案の一部をそこで付議する(第二一条)。 る(第五条)。無限責任社員は総員の三分の二以上の同意をもって定款に定められた一切の決議をなし、重 社員(持分分与者)の入社、出資額の異動、責任の変更については、無限責任社員総員の同意を必要とす

の処分案 書(第二九条)、積立金の処分案(第三〇条)、例外的な純益の一部処分案 最後の社員総会に付される条項は、 (同第二項)、店員に持分を贈与あるいは追加的に贈与する案 (同第三項) である。 無限責任社員により決議された貸借対照表財産目録ならびに損益計算 (第三一条第一項)、奨励積立金

(5) 株式会社の成立と奨励会の設立

大正七年三月、兼松は株式会社に改組された。

留蓄積スルトセバ奨励ノ都度会社ハ資本増加ノ手続」を踏まなくてはならない。しかも株式会社であるから 松商店史料』第五篇)。 トシ」、さらに「従務員ノ新陳代謝ニ伴フ株式移動調整」にも役立つ機関としよう、と考えられていた(『兼 到底不可能である。よってこの際、「商店ノ資産ヨリ切離シテ独立セル一財団ヲ作リ以テ従業員奨励ノ機関 より持分 て外部化されたのは次のような理由による。すなわち制度立案者による「説明書」によると、株式会社化に 兼松から独立した組織である。元来、兼松内部で同様の慣行が運用されていたにもかかわらず、ここにおい 「法規上自己ノ株式ヲ所有シ得ザルガ故ニ退店者アル毎ニ株式銷却資本減少ノ手続」も必要で、その実行は [一九七八]によると、この組織の法律上の性格は民法上の任意組合にあたるとされており、従ってそれは このとき株式会社化とともに設立された奨励会(従業員持株会)について簡単に説明しておきたい。益田 (株式)の移動を逐一登記する必要はなくなったものの、「従来ノ如ク奨励資源ヲ会社ノ内部ニ保

さて、「株式会社定款」から①株式分与者と株式所有比率ならびに②意思決定の主体を確認しておこう。

九

解

説

前者は次のとおりであった。

二名 (計七・五%)

六名(計四八・九%)/奨励会(二四・九%)/店員 一四名(計一八・七%)/創業者親

意思決定の手続きは「奨励会規約」のほうに記載されている。 認しておこう。すでに述べたように、兼松の外部機関として奨励会が設立されたため、奨励実行にまつわる 格である北村氏)が保有していたことである。従ってこの当時、重役の持株比率は実質七三・八%であった。 の点にも留意しておくべきであろう。それは奨励会の保有する株式は、名義上一名の維持員(取締役の代表 はすべて譲渡する旨を重役に伝えている(『日豪間通信 詳細は不明だが、『日豪間通信』によると、彼は大正四年に持分の一部を譲渡する旨を、そして大正七年に 次に後者の意思決定の主体に関して、大正九年改正の①「株式会社定款」ならびに②「奨励会規約」で確 ここで気が付くのは、合資会社設立当初、三割程度を所有していた創業者の養子が消えていることである。 東京発状』号外信 大正七年一月二〇日)。また次

## ①「株式会社定款」の規定

でこれを実行できる(第二四条)。 総会の議長は取締役があたる 取締役はその総員の三分の二以上の同意をもって総会の権限に属さない一切の事項を決議する(第一四条)。 例外的な利益金の一部処分案、別途積立金の処分案を決議によって立案し、総会の決議を経た上 (第一九条)。総会の議事につき可否同数のときは議長が決める (第二○条)。

②「奨励会規約」の規定

個数の)二分の一以上の決議を必要とする(第一一条、第一四条)。 要事項が協議され、これらはすべて「総会」において付議される(第一一条)。維持員会においては、維持 式贈与時期の決定などの重要案件については、「維持員会」による立案をもとに、「総会」において(議決権 に任命される(第一○条)。「維持員会」では、規約の変更、奨励実行の時期、奨励実行の内容、その他の重 ある「維持員会」と承認機関である「総会」から構成される。維持員は、上記正員中、取締役がすべてこれ 員であり、後者は株式所有者ではないが勤続年数三年を超えた者である(第九条)。同会は決議執行機関で 同会の会員は正員と客員とに区別される。前者は創業者の未亡人、その親族、そして株式を与えられた店 (頭数の)三分の二以上の同意をもって決議・執行される。ただし維持員の任命、奨励会規約の変更、

#### (6) まとめ

が固められてきた過程であったといえる(詳しくは株式の配分政策を考察した拙稿を参照されたい)。 た。本章では説明できなかったものの、この過程は創業者の意思を引き継いだ従業員による会社経営の基礎 に、持分の所有構造と意思決定の主体が変化していくなかで、大正七年の従業員持株制度へとつながっていっ 以上で概観してきたように、兼松の持分分与の取り決めは、明治期に定められた基本的な内容はそのまま

すぎず、その後も微増するにとどまった。しかし株式会社への改組とともに創業者の親族の持分が減少し、 挙に九割以上を所有することになった点が注意をひく。 所有構造の変化は左図にまとめた。ここで見られるように貢献者(重役・店員)の持分は当初五割程度に

が匿名組合化以降は重役の合議によることとなり、さらにが匿名組合化以降は重役の合議によることとなり、さらに

でみたように、株式会社になっても総会における議決権のれた。とはいえ、すでに「株式会社定款」「奨励会規約」その後は店員もその決議に参加していくという過程がみら

ともあれ明治三二年の声明において、創業者は「事業ヲは取締役にあったということになる。大半は取締役が握っていたから、意思決定の実質的な権限

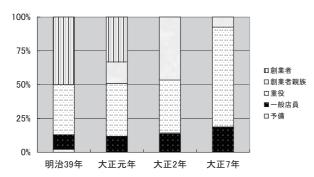
永遠ニ伝フベク」貢献度の高い者に持分を与えるという構

所有構造の推移

想を提示したが、

兼松の歴史はそれを忠実に体現していた

ように思われる。



(注) 大正七年の重役の持分には奨励会の持分を含めた

## 大正七~八年の主な出来事

第Ⅲ巻には大正七年及び同八年の書簡を収録した。本章では、両年に起こった重要な出来事を整理してお

きたい。

## (1) 第一次世界大戦の状況

息に向かい、大正七年一一月にドイツでは皇帝が退位すると共に共和国宣言がなされ、連合国諸国と休戦条 大正三年の夏に勃発し、予想に反して戦線の膠着化によって長期戦となった第一次世界大戦もようやく終

約が結ばれて未曾有の世界戦争は終わりを告げた。

兼松も戦争の推移に大きな関心を持ち、シドニー支店長の北村寅之助は大正六年一〇月の時点で戦争は尚来

戦争の推移は経済動向を大きく左右する以上、景況の見通しを誤ることは各社にとって死活問題であり、

年一杯は続くと予想した(『日豪間通信 大正期シドニー来状』第Ⅱ巻収録、第八一六号信)。

しかし大正七年に入ると戦争の終結が間近いのではないかという予想が広がり、北村も二月二〇日付の第

と述べ、見込品の買持ちを基本的に停止した。三月二八日付の第八二七号信では、兼松が早くも戦後不況の 八二五号信で「矢張、時機の洞察肝要と存候、如貴説、本年は見込買持品禁止の事、最も適説ト賛成致候

月には多額の利益を挙げつつ大部分の処分に成功した(第八二八号信)。 到来を予想したことが判明する。神戸本店は手持ち品の処分を急ぎ、南アフリカで買付けた大量の羊毛は四

説

江重役が重役会に報告して表面化した。その損失額は八万二千円に達し、担当重役はその弁済金を負担して

いる。

いた北村は憤慨して、激しく神戸本店を論難している。取引方針に関しては、神戸本店の前田卯之助とシド ニー支店の北村寅之助の間で激しい論争がかわされ、それは本巻収録の書簡で見る通りである。 弱気にかられた神戸本店はモリスン手持品を独断で見切り処分し、それに対して値上がり利益を期待して

判断によって大戦後の反動不況の衝撃は相当程度に緩和された。ただし大戦終結の前後から特に南アフリカ ともあれ、大戦終結以前の早い時点から取引方針を拡大から抑制に大きく転換しており、そうした迅速な

に対する輸出品の先物取引で注文取消が殺到し、兼松の南アフリカ出張員はその処理に追われた様子が書簡

にも記述されている。

#### (2) 大正七年の出来事

社になり、 社に改組した。大正七年三月に株式会社兼松商店の創立総会を開催し、 株式会社への組織変更がある。兼松は店祖房治郎が死去した大正二年に匿名組合を経て個人商店から合資会 次に戦争の大局的推移のほか、 北村寅之助・古立直吉・前田卯之助・入江金三郎・四方素・藤井松四郎が取締役に就任して、北 重役書簡に登場する大正七~八年の出来事を列挙する。まず合資会社から 資本金(払込済)二百万円の株式会

大正七年は豪州羊毛の各国への第一回分譲が行われ、日本向け二万四五九八俵の内、兼松は一万〇四〇八

俵を取扱うことに成功した。

費は諸費を含めて総額約一二万円であった。 リーバーとの取引不調や零細な取引先に対する貸し倒れの多さが主因の一つであったといわれる。 月には事務室を、そして翌八年末には宿直室や見本室など、併せて煉瓦造り四階建の社屋が竣工した。建築 た。そこで大正五年に神戸市伊藤町に地所を購入し、 れていたが、業務の増加、とりわけ輸出部の拡大によって日濠館が手狭になり、早急に新社屋が必要とされ 社屋の建築も大正七年の特記事項の一つである。それまでは海岸通の日濠館が本店事務所兼倉庫として使わ また明治二九年に神戸本店内に開設された肥料部は大正七年に廃止され、これは大口の取引先であった 直ちに同所の一角に倉庫を建築したのち、 大正七年四 神戸本店

商大 大正七年には店祖兼松房治郎の遺徳を偲ぶ記念事業が実施され、第一回記念事業として神戸高商に貿易研 (現在の神戸大学経済経営研究所)を研究基金と共に寄贈している。大正一四年の第二回事業では東京 (現在の一橋大学)に講堂を、昭和四年の第三回事業ではシドニー病院に病理学研究所を寄贈した。

説

#### (3) 大正八年の出来事

続く大正八年の重要事項をいくつか列挙したい。

会計学など多岐にわたる。寄宿舎の開設の背景には、大戦景気によって学卒者の採用が困難になった情況が 若年従業員が入舎した。寄宿舎では東京高商や神戸高商卒業の店員が夜間講習を行い、その内容は地理学や まず神戸本店では寄宿舎の開設がある。神戸本店附属の別屋に寄宿舎が建築され、給仕や見習員といった 自前で若年から店員を一人前になるまで養成しようという目論見があった。

正一四年に豪州六万トンとアメリカ四万トンの合計一○万トン(日本輸入総量の約二割)に達し、羊毛に次 ンであった。兼松の輸入小麦類の取扱量は大正一○年に四万二千トン(日本の小麦輸入総量の約四割)、大 収録の書簡でも散見される。売込み先は日清製粉や東洋製粉であり、大正八年の兼松の取扱量は一万三千ト の積込が遅れた場合は荷主側が滞船料を支払うことになっていた。その滞船料の支払いに関する記事は本巻 若干ながら緩和されたといわれる。実際は小麦運送には諸会社の船を利用しており、船主との契約では荷物 いを開始した。このとき最も困難であったのは船腹の確保で、E&A社船が二隻就航したために船腹不足は 関税を低減した。日豪間の船賃や日本国内の麦粉相場騰貴によって豪州麦の輸入が採算に乗り、 大正八年の商取引では小麦輸入が目を惹く。同年三月に日本政府は大麦小麦の輸入関税を撤廃、 兼松も取扱 小麦粉の

ず、英国政府による一手買上げが続行されていた。シドニー支店長北村寅之助は豪州政府の羊毛評価委員に 兼松にとって伝統的な主力商品である羊毛の取引は、豪州の羊毛市場が第一大戦終結後も再開され

ぐ主力商品に成長した。

豪州政府の許可が必要とされた。そのため北村は神戸本店に決済すべき重要事項が山積しているので一時帰 貴重な支店収入であった。当時の支店の人件費が年額約六千五百ポンドであったのに対し、 国を願い出たものの却下され、結局、大正九年四月まで帰国できなかった。 ら得る収入は年額四千ポンド程度に達した。ただし行動の自由は制約を受け、離任するには短期といえども 任命されて活躍して相当の報酬を得たほか、シドニー支店は Shipping House の役割を担い、その手当金は 政府羊毛関係か

#### (4) 業績の推移

額は一二八万三千円であった。大正五年度 四九万四千円(うち同年一〇月~八年九月は九七万五千円)、大正八年度(同年一〇月~九年九月)の利益 〜七年三月)は一〇〇万六千円であったから、安定した増益基調は続いていると評価される。 大正七~八年の業績は資料が散逸し、とりわけ株式会社に改組した第一期の大正七年度は不明な部分が大 しかしこの後、日本では大正九年三月に株式市場が大暴落し、本格的な戦後恐慌が深刻化する。大正七~ 両年の業績を概観すれば、大正七年度(決算期変更のために同年四月~大正八年九月)の利益額は一 (同年四月~六年三月)は六五万二千円、大正六年度 (同年四月

(神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程 井上真由美)

八年は、その兆しが見えつつも、いまだ平穏な時期であった。

解 説

七

参考文献〉

兼松株式会社 [一九五〇]『兼松回顧六十年』

兼松株式会社 [一九九〇]『KG一〇〇 兼松株式会社創業一〇〇周年記念誌| 兼松株式会社 [一九六一]『兼松六十年の歩み』

益田乾次郎 [一九七八] 『わがビジネスわが半生』 ダイヤモンド社

山地秀俊・藤村聡[二○○五] [戦前期貿易商社兼松の帳簿組織] (『国民経済雑誌』第一九二巻第一号)

山地秀俊・藤村聡[二〇〇五]「戦前期の企業内教育」(『国民経済雑誌』第一九一巻第二号)

井上真由美 [二〇〇六] 「戦前における「兼松」の従業員持株制度―その能力主義的配分と経営参加の 藤村聡「戦前期企業の退職実態」[二〇〇六] (『国民経済雑誌』第一九三巻第二号)

しくみ―」(『日本経営システム学会誌』第二三巻一号)

## 大正7年 シドニー来状

第八二六号信	第八二五号信	第八二四-B号信	第八二四-A号信	第八二四号信	第八二三号信
大正七年三月七日	臨時決算/組織変更/大正七年二月二〇日	輸出禁止/馬 大正七年二月四日	琴氏退社/輸出禁止問題; を信 大正七年一月三一日 平神丸	/戦後英領貿易の悲観貴信御受/地方の名称大正七年一月二九日	スリン再騰/御断町ーム鉄鉱石/サッタ新年/貴信/所得税/大正七年一月二五日
宇品丸便	和葉旧債/営	/南為商店/戦時;	/ /==	/ 人操案 工神丸便	ター老人/棉糸原/商店組織変更/
北村寅之助発	/組織変更/稲葉旧債/営業上の警戒/モスリン転売の大失策/人事二〇日 日光丸便 北村寅之助発	利益税	、南洋棉花/Top 約定と羊毛供給/書面の認メ方/人事便 ・ 北村寅之助発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	/雨量過多 /口仙割戻シ/塚脇提議/電信ニ就て/郵信ニ就て ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ン再騰/御断                                女鉄鉱石/サッター老人/棉糸原料/森田金蔵氏/輸入品利益予算/小麦/モ/貴信/所得税/商店組織変更/南阿羊毛/川西氏の態度/脂肪/赤瓦/クー月二五日    丹後丸便     北村寅之助発
四四四	三四	三	三四	 [75]	三

細

目次

ĺ	前田卯之助発	ДНУ. /	前田 a/c/北村重役/Gunton 分大正七年六月二六日 大正七年六月二六日	書簡
語虫などし	/ • /	を受い、 安芸丸便 北京の失敗/商敵/酒精)	年六月一 件/モス	第八三一号信
<b>百立重役辞職/前田重役来濠/</b>	馨君離縁/村寅之助発	/三ケ月仮決算丹後丸便	着信/新会社/仮建築大正七年四月二五日	第八三○号信
関店員/棉糸問題/棉糸織物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事件の輻輳/新会社の登記/三ケ月分の決算/関店員/棉糸問題・四月一六日 豊浦丸便 北村寅之助発	会社の登記/三ケ	重大事件の輻輳/新大正七年四月一六日	第八二九号信
毛分譲/Top	棉糸相場/人事/羊毛分譲/Top 北村寅之助発	/臨時決算/棉糸相:山形丸便	南阿羊毛/増給案/大正七年四月三日	第八二八号信
人 事	会社の組織変更/禁輸問題/小麦買占/羊毛 Top/不景気の予想/人事七年三月二八日 安芸丸便 北村寅之助発	宗輸問題/小麦買占芸芸丸便	会社の組織変更/禁大正七年三月二八日	第八二七号信
8四千俵/Top 跡	/輸出禁止/見込気増長/四萬四千俵/Top	/棉糸再騰/	約/決算報告/人事組織変更に就て/馨離縁	

号 外 信	号 外 信	<del>号</del> 外 信	<del>号</del> 外信	第八三二号信	第八三二号信
兼松翁記念会寄附金ノ件 大正七年七月二五日 守田治平発	シドニー会社登記ノ件 大正七年七月二四日 守田治平発	人会シドニー支店員手当金給与額ノ件/バート・リード/干天漸ク破ル/シドニー日本シドニー支店員手当金給与額ノ件/バート・リード/干天漸ク破ル/シドニー日本大正七年七月二三日 丹後丸便 守田治平発	百十七条/書替停止/外人株主ト奨励会/委任状シドニー会社登記ノ件/株主投票権/定時総会/一株の金額/株券の発行/取締役大正七年七月一八日 八幡丸便 守田治平発	/Top & Noils/貿易品仲介者/Shipping Controller/Tallow/塩酸加里/人事同意書/昇給及賞与/配当金/奨励会/新会社/羊毛分割/組織変更後の収益見積! 大正七年七月一七日 八幡丸便 北村寅之助発	棉織工業/貿易逆勢/南為商店/支店の新設/襟帯集着信/仮建築/伝票遺漏/此方よりの輸出品通信/小麦/材木/グリスリン会社/、大正七年七月三日 海王丸便 北村寅之助発
— 四 四	一 四 〇	三三六	=======================================	二 八	  0

大正七年七月二五日   丹後丸便   北村寅之助発	第八三八号信	第八三七号信	第八三六号信	号外信	第八三五号信	第八三四号信
一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     一     二 </td <td>Hughes Top 及ヒノイル/Whiddon's Top &amp; Noils 定/居留地増築案/日濠館賃貸/紀念会/棉糸損害/取締役会決ギ録/本店中受勘定/シドニー独立登記/大正七年九月一六日 天正丸便 北村寅之助発</td> <td>満州及蒙古/酒精/棉花 大正七年八月二六日 緬甸丸便 北村寅之助発</td> <td>/住吉隠居行/季節好順 貿易/大竹博士/羊毛評価/Top/天正丸便/兎皮/広戸店員/小池店員/関店員 株式会社第一期上半/人事/濠会社組織難/棉糸/兎皮/羊毛革/南洋棉花/南米 大正七年八月二三日 日光丸便 北村寅之助発</td> <td>引発展/信用状/本店輸出品事ム緩漫/貴方より輸出品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>棉糸/兎皮/分割羊毛/小麦大正七年八月六日 長野丸便 北村寅之助発</td> <td>松木店員/Gladstone Tallow/心身鍛錬之要新会社/新築事ム所/御倚頼/酒精/金価標準/秀才養成/悪利節制/南阿羊毛/大正七年七月二五日 丹後丸便 北村寅之助発</td>	Hughes Top 及ヒノイル/Whiddon's Top & Noils 定/居留地増築案/日濠館賃貸/紀念会/棉糸損害/取締役会決ギ録/本店中受勘定/シドニー独立登記/大正七年九月一六日 天正丸便 北村寅之助発	満州及蒙古/酒精/棉花 大正七年八月二六日 緬甸丸便 北村寅之助発	/住吉隠居行/季節好順 貿易/大竹博士/羊毛評価/Top/天正丸便/兎皮/広戸店員/小池店員/関店員 株式会社第一期上半/人事/濠会社組織難/棉糸/兎皮/羊毛革/南洋棉花/南米 大正七年八月二三日 日光丸便 北村寅之助発	引発展/信用状/本店輸出品事ム緩漫/貴方より輸出品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	棉糸/兎皮/分割羊毛/小麦大正七年八月六日 長野丸便 北村寅之助発	松木店員/Gladstone Tallow/心身鍛錬之要新会社/新築事ム所/御倚頼/酒精/金価標準/秀才養成/悪利節制/南阿羊毛/大正七年七月二五日 丹後丸便 北村寅之助発

# 大正8年 シドニー来状

第八四五号信	第八四四号信	第八四三号信	第八四二号信
/羊毛徴発/Whiddon Top / Hughes/松尾氏/濠阿取引/貴店輸出部/御倚頼よりも故障/濠州ニも苦情/人事/記念事業/店員席次/故店長七回忌/増員計画日濠館所分/公会堂寄付金/Freight Market/紹介/硫安/南阿輸出品紛糾/南米大正八年三月六・一一日 日光丸便 北村寅之助発	小麦/運賃下落/マッカソン来電/南米来信/ガントン奨励株/御倚頼/雑爼大正八年二月五日 第二英丸便 北村寅之助発	下落/羊毛/筆者帰朝/未亡人遺言状当金/南米派出交代員/輸入部伝票洩レ/銀行の警戒/日濠館処分と紀念会/棉花当金/南米派出交代員/輸入部伝票洩レ/銀行の警戒/日濠館処分と紀念会/配新築移転/株式会社第一回定時総会及臨時会/店員等礼儀の廃頽/奨励会惣会/配大正八年一月三〇日 丹後丸便 北村寅之助発 三三	/外国会社拒絶ノ件/新会社登記/NSW 所得税計算期変更/濠州内地騒乱ノ兆アリ輪出の方針/為替難の懐古/内地金融界の動揺/支店在勤外人賞与/兼松翁記念会紡績株式引受/人事/カメルフィールド商会/南阿出張員/為替延期請求、付南阿肯信/上毛モスリン会社/当輸入部品類区別/Top & Noils/毛織界好調/オリイ大正八年一月一四・一六日 海王丸便 北村寅之助発

号 外信	号 外 信	第八四八号信	第八四七号信	第八四六号信
大	大			
大正八年六月二七日	特電/ 出統計/ 出統計/ 上級計/	入部/為替打歩大正八年五月二七日大正八年五月二七日	現状	和名字 Confirma 和名字(Confirma Order Confirma
八月二七	/旱魃大ニ計/所得税期シドニー五月一三日	入部/為替打歩の/脂肪/オリイン /南阿羊毛/大沢 /南阿羊毛/大沢 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	状/為換相行感冒/食	Order Confirmation
Η̈́	旱魃大ニ破ル/悪疫インフ/所得税ノ件/他店の振合シドニー決算報告追記/所月一三日	の ン 沢 千 算	現状/為換相場の暴落流行感冒/倉庫改築/	tion 君
安芸丸便	/ 悪疫 を を を を 追 記	/ 部 / 下 生 日	落 / 本 店 輸 断 輸	南阿交代員
便	/旱魃大ニ破ル/悪疫インフルエンザ計/所得税ノ件/他店の振合/二重税期シドニー決算報告追記/所得税/輸五月一三日	選賃 詐偽/ 一次 東 の	御断 店輸出部組 組 組	員/七
守田治	エンザん出れば	詐偽/合資会社解散案/店員席次/御礼/人事/御の死/鉱物暴落/沿海汽船水夫のストライキ/当店商店/NYK Rebate / Top & Noils/小麦/勝田代理被服廠南阿注文/正金重役変更/南阿通信/南米通朝/紀念事業/倉庫改築と不動産/店員以下の給料便 北村寅之助発	織 改 正 一 一 一	回忌法要
平発	人 品 之 事 利 助	資会社解散案 物暴落/沿海 K Rebate / T. K Rebate / T.	改正/支店輸北村寅之助発	忌法要/紀念北村寅之助発
	羊 /	/ 店員席次	入 部 宛 ::	会寄付
	/羊毛研究生/大阪毎日益/NSW 州/Stock 評価発	席次/知 天のスト 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 原 スト	特 別 状 /	発布/築
	Ck 評価	, 御礼/人 トライキ 居員以下 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 、 大 、 大 、 大	/ 当支店	手 者 帰 朝
	毛研究生/大阪毎日シドニー、NSW 州/Stock 評価標準/輸	、運賃詐偽/合資会社解散案/店員席次/御礼/人事/御願計正氏の死/鉱物暴落/沿海汽船水夫のストライキ/当店輸南為商店/NYK Rebate / Top & Noils/小麦/勝田代理店-け/被服廠南阿注文/正金重役変更/南阿通信/南米通信二の帰朝/紀念事業/倉庫改築と不動産/店員以下の給料/1光丸便 北村寅之助発	換相場の暴落/御断/倉庫改築/本店輸出部組織改正/支店輸入部宛特別状/当支店輸入部の二九・三〇日 丹後丸便 ・北村寅之助発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、南阿交代員/七回忌法要/紀念会寄付発布/筆者帰朝/Indent鎌倉丸便 北村寅之助発
三五八	- 鞩 : 三四八		*/ <b>:</b> = -	+ : 三0五

細目次

第八五二号信	第八五一号信	号外信	第八五○号信	第八四九号信	号外信
1919/20期節/1920/21期節/南大正八年九月四日 天祥丸便	小生の帰朝/第二次奨励大正八年八月二九日	大正八年八月一九日 西	/Top & Noil/小麦約定/競馬/兎皮/取引所改正案ン/寄宿舎/倉庫改築/運賃/電信暗号/諸会社増資小麦訴訟/西海丸/第二期決算/小村貸売/信用状/大正八年七月三〇日 丹後丸便 北村寅之助発	任/奨励会積金/奨励分株/利益処分案/賞与金/紀念会微患/御断/小麦/入江重役大正八年七月二四日	賀/Australian Manufactures Directory/信用状/御断りNSW 州所得税/聯邦税/戦時利得税/同業者の立場/Mar大正八年七月一一日 イースタン便 守田治平発 …
1期節/南阿市場)天祥丸便 北	平丸便北	西海丸便 守	定/競馬/兎皮//運賃/電信暗号/小村貸	積金/奨励分株/評価会員//賞与金/紀念会/紀念は/為替暴落/小麦/入江重役/為替暴落四日	actures Directory
:阿市場/第三期決算予算/小麦/Hughes Top/脂	村寅之助発	守田治平発 三:	/御倚頼 /千住注文/第二回分譲羊毛 日本宛荷為替買相場/オリイ	店員結婚/人事松本倉庫員/古立君持株譲渡/四方重役退松本倉庫員/古立君持株譲渡/四方重役退/銅/脂肪/オリイン/小生帰朝/第二期北村寅之助発	賀/Australian Manufactures Directory/信用状/御断りNSW 州所得税/聯邦税/戦時利得税/同業者の立場/Martin Co/貸滞金/戦捷祝八年七月一一日 イースタン便 守田治平発 三六
0	三九七	三 九 五	三八二	三六七	<u> </u>

## 肪/御願/酒井真二郎君

第八五六号信	号 外信	第八五五号信	第八五四号信	第八五三号信
回分譲羊毛/小麦滞船料/Towels 見込製織/Towels 会社設立第三期決算計画/御礼/当方所得税/入江重役航途の故障/南阿南米の紛糾/第二大正八年一〇月一四日 イースタン号便 北村寅之助発	南阿苦情/南米苦情/第二回奨励 大正八年一〇月七日 ソノマ号便 北村寅之助発 四三	Tramp 取扱/正銀取扱の為替率ニ付/肉エキス 小麦積出シ/貴方輸出の不進/所得税請求問題/第二次分譲羊毛/御断/燐鉱石/大正八年九月二九日 大義丸便 北村寅之助発 四三	部通信ニ就テ/御依頼/余処の事/ガントン配当金/南阿形勢重大/新規雇入人の給料ニ就テ/南阿羊毛/当店輸入大義丸小麦/メルボルンの残二千噸/正貨電送/大沢店員/給料改正案/賞与分配大正八年九月二五日 安芸丸便 北村寅之助発	Mills Top 大沢店員/第二奨励金/給料改正案及其前の臨時手当/為替率大変動/Lincoln 大正八年九月一六日 セントアルバンス号便 北村寅之助発 四三

第八六〇号信	第八五九号信	第八五八号信	第八五七号信
期決算処分/為替率と正貨電送/紀念館建設費/倉庫工事/Whid Top/Lincoln小麦滞船料/大沢店員/濠州在勤手当/重役報酬額/店員改給/第三期賞与/第三大正八年一二月二三日 安芸丸便 北村寅之助発	日濠館 Book Value/正貨電送問題ニ付/濠州在勤手当金/滞船料問題/大沢店員入江重役/第三期決算案/第二次奨励/俸給改正案/店員所得税自弁/重役報酬/大正八年一一月二六日 日光丸便 北村寅之助発	羊毛ニ就て/製粉合併/銀価奔騰/人事/毛織合同談/日本毛織への買次口仙/London Market/南阿羊毛其他/英国分譲為替の変動/正貨電送/Towel 会社組織/株券書換/倉庫工事/電信/第四期予想大正八年一〇月二三・三〇日 丹後丸便 北村寅之助発	/評価会
四 九 一	四 八 〇	四 六 三	四 五 〇

Top/ヤラホール/Hughes Top/小麦/人事/御礼と御断

# 大正7年 シドニー来状

新年

第八二三号信 大正7年1月25日 丹後丸便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

[「FEB. 22. 1918」のスタンプあり、受領日か]

店一同も馬齢を加へ候間、 御省慮奉仰候

之御慶、万里同風目出度奉賀候、貴方御一

同御揃無異御迎歳被遊候御事と遙ニ御祝申上候、支

425 号呂宋丸便ハ十二月廿九日着

貴信

426 号稲穂丸便ハ本月三日到達の処、筆者本月五日ブリスバンより帰店之上拝見仕候、

越へて

丹後丸便 427 号は本月八日着拝見仕候

商店組織変更

政府 キ、 此 〆切三ケ月分の決算調査之上、 二も波及致候段、迷惑千萬二存候、 又此悪税の発布を見るニ至り候段、 方ニて永 聊安心致候処、 此戦 争参加ニ付、 々懸案ニ相 貴方ニ於ても愈戦時利益税布告ニ相 成、 左程大ナル経費支弁相成居候様ニも難考候 種々苦労之上漸く解決致 近日返電可仕候 而も「泣児と地頭」 成金諸氏の大頭痛ハ申ニ不及、 Ļ 不得止仕合、 引続き聯邦政 成候趣、 昨 我等告命ニ働き居候実業者 計朝来電 (得共、 府宛 仰之通り六年十二月末ニ 他 の所 こて承知仕 国 得 0 悪例 税 b 粗等相的 = 候、 慣 日本 形

候、 相 正八年ニ於て決行可然哉の 強 と運命を共ニセラルヘキ筈ニ候得共、 相熟し候事歟と遠察致候、 在之候得共、 問題ニ付、 続 の熱心モ無ク、 間 如 但し合資より株式ニ変更の得否は一昨年来の懸案ニ在之、 三題の 此 運 御協 際ニ種々御尽力を煩し候南為太郎氏、 命 所得税其他 三相 議中の処、 只名義ノミの社長ニ留ルハ頗る遺憾ニ存居候事ハ貴方も御同感と存候、 成候段、 0 元来、 幾重ニも兼松家の不幸ニ候得 御意見の様伝承罷在候処、 利害より株式の利益多きニ如かずとの意向ニ傾き居 兼松馨氏は此際全然退社希望ニ付、 馨君は故店長の遺命相続被致候目的ナランニハ飽迄も本商 不幸ニシテ商業ニ何等の趣味 鈴鹿保家氏へ一応御相談可被下順序と存候間 世間の形勢ニ伴ひ、 共、 是も因縁なら 正金銀行重役の思惑如 同意如何と本日来電ハ少 ナク、 商店営業上ニ刻苦勉 ハ致方無之候、 急ニ御変更の御 候 て、 実際、 何 問 々驚入 題も 相 何分 大 店 談 テ

致候ハ 議之上、 本船 是 ハ既ニ御内談中ニ属し候事と奉存候、 郵便〆切後、 明日ニも御返電可申 同人も無論同意可致黙約 当支店在勤の出資社員藤井重役一メ大西・守田・山本・ 上候、 広戸 (諸事件ニ付テ) 在之候間、 、生ハ南阿出張中ニ候得共、 此方二於ても社長の退社絶縁ハ重大問 左樣御判断被成下度為念申添 当支店一同 小池 及御前生等と協 題二御 「承諾」ニ決定 座 候 間

(因記) アリタル由伝聞致候 三井物産会社も兼て噂之通り株式資本金を一 億円ニ増加し、 此際重役等二大変更 候

既着見込品処分ニ付ての御見込一応敬承仕候、 之上、最有利ニ御売却被成下度遙ニ奉希望候 既ニ前田君も無事帰朝相成候事故、 充分御講究

近着広戸生来電ニ由れハ、 ニ一層払底と相 取合せ著敷多量ニ上り、 ハ全然有名無実と相成たる訳ニ候、 る持主も遂ニ取消ヲ申込ミ、 成可申哉二被考候 船腹在之次第、 評価人の決定直段ハ荷主の満足する処とならす、 英国政府も無止之ヲ応諾シタル由、茲ニ於テ乎、 併近来濠州より米国ニ分割サレ候羊毛、優等より最下等迄 輸出の運ヒニ手配行届き居侯旁、 南阿よりの便船 過半一旦登記した 南阿羊毛の徴発 が更

蔵品 精 波及可致、 敷変動は無之哉ニ被考候ノミナラス、棉花棉糸の騰貴ハ木棉織物ニ影響し、 サル筈ニ候旁、 付属の屑物等ハ全対ニ悲観無用、 成行と奉存候、 の想像落第と相成候事故、 日本モスリンの原料買入ニハ至極便宜ニして、此際或は元地の相場下落可致哉も難計、 兼て噂もありし見込屋の買持品ハ帆船ニテも積入候歟不明ニ候得共、 々御尽力奉願上候、 の処分御困難歟とも恐察致候得共、 売買出来候共、米国行としては相場ニ影響スル程ニハ売行不申哉ニ被考候、 既ニ非常ニ高直ナル此方の 此際金融上手ニ売急カサ 大正四年末已来、 尤も南阿下落致候共、 最初の見込ハ「ハズレ」たる次第二御座候間、 只余計二収益スヘキ見込ガ減少シタニ止り、 内地ニ於テ大ニ楽ニ莫大の収益と相成候恩返しとアキラメ、 Top サへも少数ナカラ約定出来候今日ニ付、羊毛及其 之ハ第一ニ我等強気連ハ南阿も必す徴発サレル ル様、 運賃騰貴、 御耐忍肝要と奉存候 船腹払底其他の副因ニ由リ、 兎も角、 多少の苦労ハ萬無止 追々モスリンニも 飽迄損害ハ蒙ラ 今後南 果シテ然らハ 元価ニ著 阿 モノと 貴方貯 0) 新毛

(因記) 三井の内海氏は南阿到着、 如何ニ哉? 未夕弐千俵前後迄買入タルニ過キスと井島君より探聞

#### 欄外書込

可可在之乎、 よりの 四萬 頗ル遠き未来の事の様二被考候、 四千 六 ダメとアキラメ可然乎、 実際 此方何等の情報も探聞致難く候 の政 府用 の壱萬 九千 ·俵 も何時輸

先日 元来、 見ニ 受不申習慣ナレ共、 以と存候、 性質ニテ、 法ヲ以テ川西氏等各得意先の愛顧ヲ受クヘク、 我商店ニ対する注文振其他従前ニ比し冷淡云々、 我等の神聖なる立場も情なき程腰弱の体度ニ陥り居候事、 喰込ミタキ日本人あるのみならす、 次人ヲ苛スル事を手柄と心得居連中ニ対 不申由 ル 可カラサル筈ナレ共、 従 的 一俠愛心ナク、一文でも表向キ安キヲ希望し、 旧得意 前 今迄二注文ヲ取るがあまり楽過キタ訳ニ御座候、 ハサリシ反 尤もの次第也、 田 中 前 君より -々焼 の注文ニ不便 田 l 君述懐 感 直しハ無覚束存 来報中、 日本の得意の或者の狡猾ナル注文振 ハ 詢二 0) 如く南阿 濠州ニ於ても開戦以前、 其後の発見追状の如く、 トナル様ナ事 無止次第ニ候、 塚脇氏近来稍進歩シタ様ニて多少談 候、 の仲買 英人大陸人偖は濠州人の有象無象の 而シテ我等ニ気ニ入らぬ処が ラ好マ L 人ハ中々抱負も高く、 而シテ如 此方ニテも ス、 貴方の御商略二族サルヘカラサル場合 矢張、 常得意ある確実の仲買人は新規得意 御来示御尤も二御座候、 其実粗品を高価ニ買入れ居ニ 口仙 命一 b, 自己一流の我利々々説 層モニ 世  $\Box$ b 仙 問 長大息の恨事ニ御座 且ツ我等多年苦心 ハ の競争ニ打勝ツベ 1/2 層モ努力ヲ要ス 何程ニても不苦、 腰も強く、 が分る様云々、 乃至2%以 が却て川 「デモ」 無理ナ文句 西大将ニ気ニ入 先方の勝手のよき意 下ニテハ ク、 の主張 候 Ō 実際. ル )仲買 是非 心付 仲買多き為メ、 処二 左 又何歟の方 かず、 此 人ヲ引 殆ント 0) ハ受付け 様 商 注 同 御 座. ナ 文の [座候、 ル É 取 所 H 0

増加 申、 西系と協共営業ハ、 府ニ徴発継続致ス 争終熄の暁ニ至ルニ忽チ自由売買の允許 昨年末已来は 去り迚、 ハ自然の趨勢と確信致居候故ナリ 活動の場合、 何歟特別の交替条件テモナケレハ、 英国政府の専売的取扱と相成候間、 昔ハ素人扱ニ致居候三井抔も先ツ相当の経験者と相成候間、 可く存候 筆者ハ飽迄不賛成ニ御座 間、 川西氏提案の協同 ハ在之間 候、 兼松商店の方針ヲ根本より転倒スル 敷、 .問題も当分再発無之存候得共、 何とナラハ、 不服 此処更二二季節、 の内ニも無止日 川西系已外二毛織物会社 即大正十年末位迄ハ政 々労働致居候、 是亦油 愈平和克復、 的 断 ロナル川 相成不 今後戦 0 注文

操縦し 二非常二苦心卜配慮致候、 ニテ三百噸、 運賃払底の上ニ更ニよ4方騰貴致候為メ相場ニ影響し、 居候ニ不抱 グリスリン会社の手落乎、貴店係員のダメの押シ方不足ナリシニ哉、 £45/5/0 即前直一杯ニて少々買入候処、 £47/15/0 ニテ弐百噸買入候由探聞致候、 此方ハ再三の発電ニ対し、 委細ハ藤井重役尽力の結果、 いつも煮へ切ラヌ返電ニテ遺憾ニ存候、 丹後丸ニ積入ル 漸く過半輸出出来候事と相成候、 而も我商店は ホツ々々売物現レ、 ヘキ特許延長の返電無之為メ B市ニ於てマント 大倉組ニハ疾クニ到電致 大倉組 然ル は 欧州行 老人を 輸出

部通信御披見可被成下候

二付、

種々御奔走奉謝候、

高木清二郎君よりも書

クロ 1 ム鉄鉱石

> 面接手致候、 是非一廉の取引品ニ致度希望致候 御来示之次第ニ候ハ、暫時待合候外無之候、

鳳盛丸二回ニ各三千噸産地より直輸致候ものハ、 クロームと存じ居候テ、 貴方よりも大日本窯

業会社輸入云々御来示の処、 宮崎幹君より探聞ニ由レハ、 右ハ惣てクロームニ非ラスシテ、二

鉱石積取ニ参り候由伝聞致候 回共久原鉱業行のニッケル鉱石の由ニ御座候、 昨日同地へ廻航致候呂宋丸モ、矢張、ニッケル

り信用ハ出来不申と存候

Fouque 氏も随分ホラ吹きニ付、

浮ッカリ乗気ニ相成レ不申候得共、

大日本窯業の先生もあま

宮崎氏の情報ニ由れハ、ニューカレドニアニも多数の鉱山在之、殊ニ%低キモノハ沢 Ш の由ニ

候、 幸二近来多少御注文二接し手配致居候得共、今後船腹益払底と共二取引大ニ困難と可相成

哉ニ予期致候

棉糸原料

0) 見舞状可差上の処、 office 類焼の処、 乍恐貴店より宜敷見舞方御伝言被成下度奉希望候 其後焼跡視察中、 少々怪我セラレ候由、 御同情之至ニ御座 候、 此 方より

先物約定宛の原料ニ付テハ、貴方ニ於て確実ニ御買約出来不申テハ如何ニも致方無之と存候 今回ハ此方も貴方も意見一致し、惣て思惑の相場出現致候得共、いつも見込の当ルノミとハ難 ダシモ当時無躊躇約定原料御買埋メ置被下候事ハ、好都合ナリシと御同慶申上候 なからも確実ニ買約の手段無之、 見込買入可然件ニ付、 約定品ニ対シテハ惣て注文毎ニ原料御買約相成候得共、見込買入の件は当時安直 再三書面を以て又電信ニて御注意申上候処、此方愚按ニ付ては御賛成被 御見送り被成候趣、 今回入江君詳報ニ由リ大ニ了解致候、 1 分り

申旁、 ハ充分利方ニ御予備在之度希望致候 こ如かすと 存候間、 三品市場ニ手出 今後モ矢張投機的手段ニ陥ラサル様御注意之上、 しの事、如貴説大二考へ物ニシテ、 寧ロ多少の 利益アル共、 約定品原料 0 着手セサ cover

ĺ

在之候、 米棉二月積リバプール取引、 ノヽ 如何ニ哉、 貴方も引続き棉糸再騰、 米国の実地供給不出来ヲ経験セシ同氏の事故、 前周 織物類も夫相応ニ騰貴の由、 23.55 ペンス迄騰貴の処、今周ハ廿三片〇三迄下押の入電 大概のものは腹ヲ極メテ買約致候 兼て出 張中のバ ] · ネ ッ 1 戌

森田金蔵氏

輸入品利益予算

427

号より御来報奉多謝候、

大二参考ニ相成申候、

南阿羊毛ニ対する利益見込の少量なるは聊

事と存候、

貴方の如き棉糸相場の大博奕無之、

確実ニ現物ノミの取扱ナラハ、

マダ々々近き将

来ニ棉花棉糸の大ナル下落ハ無之と奉存候

安芸丸ニテ久々来着の処、本船ニテ帰朝相成候

永々の劇労奔走ニ対し、 失望仕候得共、 キラメ被下度奉希望候 響、毛織界一般人気沮喪の為メ予定の直売不出来の結果、 前記載の如き大体の思惑の少し齟齬シタルト、 目先き少益ニ辛抱セサル可カラサルハ御気の毒ニ候得共、 如何共致方無之哉ニ奉存候、 内地ニ於ケルモスリン博奕の影 成行と御 前田君 7

アリ ヨリ 膀胱の買入ニハ此方比較的骨折れ候のみならす、 対し僅ニ四百円、 タルヲ覚へ候、 得儲ケヌナラハ取引中止可然と存候、 31樽ニ対し百五十円位の収益トハ驚入候、 実は品の性質ニ於て三割や四割ハ儲カラサレハ着手無用と存候 曾て前田君より如此品ニ電信の往復 税関保証金割高其他種々の手数を経 如此イヤナ品ニて如此僅少の利益 は如何?と詰問 [中略]、 て73樽ニ

大正七 (一九一八) 年

信御披見可被下候

松平君の通信ニ見ル モ、 r V つも先方の口上ニ乗セラレ居候様ニテ痛歎致居候、 事が萬事ニ付

き敢て申上候

ンス方も直段引上け候 久方振少々取引出来、 為メ、 本懐之至ニ御座候、 或は出来掛ケタ仕事中 然ルニ他店の活動や政府員の無先見居直りニて3ペ 止ニ相成不申哉と案事居候、 委曲: 輸出 [部通

候処、 弐千五百噸斗先約致居候様子二御座候 貴電ニテハ大倉組其他へハ注文せす、特ニ当店へノミ注文の意向と在之、 豈計ラン哉、大倉組其他ハ此方着手前、 既二丹後丸二積入レ済、尚増田屋ナルヘキ歟、 大二御好意感謝致居

致候、 事実不明ナレ共、 Top ハ兼松三井と一部岩井の外の商店よりハ一切買入セヌと協議一決と東支通信ニ在之候処、 クリ其侭信用ハ出来不申と存候 を電信ニて御取次被下候貴方係員 三井は麦粉ニて三四千噸先約の相談中、 目下各方面仕事緩慢の折柄、 増田 屋へ注文シ タル工場アルニ至リテハ、兎角、 ハあまり正直過ルと存候、 誰モ 鵜の目鷹の目ニ御座候、 此方元方の offer 満期の為メー時話ハ中止の 現ニモスリン聯合会ニ於て本年の 態々得意の嬉シカラセ 日本の得意抔の口上ハソッ 0) 由 口 上 探聞

間、 乃至三月請渡しの期迄持耐ヘル乎、 は昇進可仕哉被考候、 先約品一 成候間、 十日貴電着、 好機を見て有利ニ御所分被成下候哉ニ奉存候、 時解 深く欲張らす、此際半数計七十五銭以上ナラハ御転売可然様、 七十九銭迄持直し候趣承知仕候、此丁子ならハ、一円迄ハ不参共、 合の結果歟、 乍併七十五銭ニて再売被下候共、兼ての見込買持品は相当の利益 棉糸類の再騰又は 其辺ハ近日情報接手之上、決定返電可申上 Top 新直の暴騰等の底意ニ基因スルニ 而して跡半数は八十銭以上ナラハ売切ル歟 同日折 一候 返 八十五銭位 し発電仕 哉、 二可相 本月 置 候

て可得貴意候

要とハ難考ニ付、

後日の為参考一応御受申上置度存候得共、

両三日御猶予願上候、

平神丸便二

つも延引申訳無之候得共、

前田

君南阿よりの通信

ニ対してハ

既二御当人帰朝後二付、

敢テ急

御断

会計部より御送被下候去年九月末小生勘定尻承認書写、 別紙同封仕候、 延引之段御免可被下候

右

北村生

大正七 (一九一八) 年

## 第八二四号信 大正7年1月29日 平神丸便

シドニー支店北村寅之助

[「MAR. 6. 1918」のスタンプあり、受領日か]→東京支店前田卯之助・写神戸本店重役

謹て新年奉賀候

航海中、 月ニ相成居候間、 旧臘廿八日付御帰朝の挨拶状、 健康回復至極元気ニ御安着相成候趣、 無虚日各地御奔走被下、 秋田丸便昨日到達、辱拝見仕候、 一時は少々御疲労の模様ニ付、 遙二御同慶申上候 [後略] 四月下旬御出発已来、 潜二御案事申居候処 満八ケ

こして置ナカラ、 りの御帰朝後の今日ニ至るも何等要領を得サルノミナラス、秋田丸通信ニ由レ 御出立前、種々御尽力被下候四萬四千俵羊毛問題、其後東京支店の不撓の尽力ニ不抱、 一九一八年所要羊毛数其他の統計を要求する英国政府の鉄面皮も寧ロ可驚ナ 71 前の講を其侭 南阿よ

秘密主義の各会社ハ容易ニ返答致間敷、 是ヲ平気で取次スル冷血大使の無定見、 役人等は無遠慮ニ催促可致、 外ム省の腰抜け加減ハ 其仲間ニ介在しての御苦 更二一層可驚モノと存候、

労、貴店係員ニ対する同情難禁候

却說、 へ報導済の件は重複ニ付省略致候 能ハス候得 今日は既ニ貴台御帰朝 共、 乍延引一と通り御挨拶申上度精神ニて執筆致候、尤も其中店報を以て本店重役 相成、 此際 南阿旅行中の書面ニ対するは返辞ニ六菖十菊 の感ナキ

仕候、 状発送、其写は貴方へも転郵致居候間、 月一日付別伸、 CT十一月四六日付は大延引、本年一月二日着、十一月七日付十四号広戸生認及野崎生認十 居候様子書外二洞見致 到達、拝見仕候、 十月十 又店報八・九・十・十一・十二号の五通も同時披見済、 四日付及廿四日付本店重役宛、 十一月十六日付十五号及追信、十一月廿三日付十六号及別伸は 前田君滞在中、 候、 為商店慶賀罷 種々御奔走被下候先例が習慣と成り、各出張員無油 同廿八日付当支店宛貴翰、 往候、 既二御通読被成下候義と奉存候 各通信接到ニ対して当店輸出部 PE十月廿四日付十三号及付録 十二月五日迄二到達、 より便船毎ニ受 何れも本月七日 断努力致 辱拝見

地方の名称

等此方疑義ニ対し御説明被下、参考ニ相成申候

常陸丸

行衛不明、 殊二本店周旋の古谷駒平氏へ派遣の大藤某及同富永船長ハ多年 の知人ニ在之、

到達したるは何等の幸福歟、 本人の為メ商店の為二大賀セサルヲ得す候

右ニ対し野崎・

中井両店員の恰も其前後の便船ニ乗し、

無事任地ニ

寔ニ

気の毒千萬の事ニ御座候、

口仙割戻シ

感謝之至ニ御座候、 南阿各市の仲買人撰定後、 単二金融の問題ニアラスシテ其趣意也 当店買入品ニ対し相当の割戻し秘密御契約被下候、

行届たる御尽力

塚脇提議

此場合頗る手前勝手ナ注文ニ候得共、 例の我利々々主義を伸張し、〈K〉へ注文の一部を南阿仲買へ直接ニ注文し〈K〉は僅ニ¾% の手数料を以 て、 金融は加古川姫路より直接呈供可相成 泣児と地頭的のアキラメを以て前田君御引受被下候衷情 候も、 船腹手配輸出手数引受の事、 如

電信ニ就て

若蔵と存候

御察申上候、

殊二風

声鶴唳、

諏訪丸船中の風聞ニ恐レ、

既出注文 Limit

の変更抔笑止千萬の

本店発電文構成の不行届ニ付、種々御慷慨至極御尤もニ御座候、此件ニ就ては過日古立君より

外候、目下戦時中ニも在之、常々本店へハ電信係の宿直員ヲ定メ、 425 号を以て懇々分疏在之、 其事情ハ諒察仕候得共、全く重役の監督不足ニ基因スル事ニ不 終夜ナラ尚適当ナレ共、 セ

南阿出張員の活動スル場合、其応答ハ最も神速ヲ貴フヘキ也、又来電の用務ニ対し逸々返電 メテ夜半迄ナリ共、臨機重役へ電話スル位の準備ハ緊要の事ナリ、 況ンヤ先般来の如く臨時ニ

必要ハ在之間敷敷ナレ共、本店よりの発電乃至返電ハ南阿発電ニ比し甚少数の如し、 多少の

費の

用ハ奮発シテ出張員の安心して活動の 出来ル様、 本店より逸々発電スへキ筈と存候、 然ルニ電

文の構成不充分ヤラ返電の緩慢ニ流れ、 兎角、 本店係員の鞅掌振ニ念が足ラヌ様被考候事、

憾ニ存候

b トシテ教ヘントスル者、 同 様 ニ在之、過長ナル モ弊ナシトセス候得共、簡単不行届ナル 満恕及不撓の努力を以て認メラレ候書面ハ多大ノ訓戒ニシテ、 ヨ 1) ハ萬 々優レ ij, 貴台 後進者 の諄

郵信ニ就て

大正七 (一九一八) 年

七

(此件は本店重役へ御願申上候事ナレ共、記事の都合上茲ニ加筆仕候間、 宜敷御了解願上

メ置被下候ハゝ十分丁寧に書ける筈と存候、 ゾンザイなるナグリ書なる故と存候、 大沢君の手紙の如き、多用の時ニハ通読ニ時間を要し閉口ニ御座候、字が下手ナルニアラス、 郵 便〆切二近き時迄打捨テ置カス、 未夕若き人ニハ何程いそが敷共、熱心アラハ多少 

戦後英領貿易の

厳重 二御訓達被下度奉希望候 時宜 も徹夜スル位の大覚悟必要と存候、

の通

信

0 出

来る筈

**ノ**ヽ

無之候、

三由

リテハ二日も三日

各

と申事ニ注意不足ナルニ原因する事多しと存候、 事ニモ感覚鋭過敏ニ相成居候ニ反し、 愚按するこ、 我々海外ニ長年滞在して諸種の不便不自由ニ遭遇し、 日本の諸君は内地 以徳報仇的の慈愛心を発揮され度希望致候 の便宜多きニ慣れ、 自然の経験が先キの先キの 夫程ニ「思ひ遣り」

付、 説も 欧州 元来、 充分 商 ブ 云々の本店発電ニ対 居候様存候、 D ヲ希望し、 独逸ナルアリ、 0 蒼惶の中々黙認スヘキニハアラス、本店ニ於て若し左様の御計画アラバ、 可在之候得共、 、戦争の永引クノミナラス、兎角、 御通 戦後 英領 論 南阿の前程ヲ堅メ而シテ後南米ニ着手云々の貴説、 随テ日本品の輸出ニも尽力セントスル也、 可 商 被下筈と存候、 売は悲観云々の 前 新聞屋其他の中ニハ、アンチ英国、 Ļ 記 0 種 如き仮定其説が正当ナル者トセハ、 々御意見敬承致候、 我等は羊毛と云フ眼 御説、 聯合側の優柔不断ニ嫌タラス、 何人の意見二哉、 「二兎ヲ追フ者ハ一兎ヲ不得」の一 目 の主要品 単二海外貿易トシテ何国ニも取引開: アンチ米国派多く候間、 此方 我商店の存否ニ関  $\hat{\wedge}$ アル 是も同感ニ御 ハ未タ何等の 為 メニ南 独逸派の学者連中 阿 ニモ南 予メ当支店 詳 座 ·報 二 スル 諸 候 語要領を得 種 光ニモ 大問 接 0 はす候、 憶測 は 題二 ~ \$ 通 始 構

は少シ 維持 シ事 地 等ハ今日ノ商店活動上、夙二人物ノ不足ヲ感し、之ヲ補充スルニ日モ亦タ足ラサル 始の如きハ の名言ナレ共、 ノ経験ニ徴シ、 ヲ購ヒタル結果、 スル スニハアラス、 貴下 伴ヒ、 而 ノ堅実ナル覚悟ナカル可カラス、 目的の為メニ手段ヲ撰ハス的の行動として絶対不賛成と相答へ置候、蓋し小生 世 の通信接手後ニ藤君より承知致候、 も尚適当の 後 概ニ n 国内 歟も不知 穏健篤実の方法ヲ講窮セサル可カラスと奉存候、 固 況ンヤ日濠貿易専門 無暗ニ手ヲ拡ケル事 陋 の小取引ニアラス、苟も海外萬里ニ雄飛セントスルコト、 人物ヲ発見スル能 0 説 候得共、 二二偏 スヘキニハ無之候得共、 然レトモ何事も利益 ハ故人の遺旨也、 ハサルニアラス哉?、 0 而シテ第一ハ資本ヨリモ適応の人物如何ニアリ、 利益ニアラサル 併小生は日濠専門の見地ヨリ、 ノ方面ニノミ寄ルヲ以テシテハ、 一旦着手シタル以上 曾テ支那ヤ満州ニ着手シテ苦シキ経 ヲ確認シタル筈ナリ、 巧遅 藤井重役二仮 ヨリモ拙速ヲ尚 独乙との取引開 ハ 想の 議論 須ク之ヲ継 素より時 フ ノ苦心ヲ以 私 3 } 議 リモ 確 0 古 T 実 頭 実 IJ

時代 は強 ス ル ナレ カ て新規の事業ニ反対スル者ニハ無之候得共、 ノ無望ナルヲ疑ハス、 事業 ラサ ナリ、 ル 約十ケ年ヲ以テ一紀トスベシ、 ノミナラス、 一二有為の成効アルモ、 進捗 我等ハ ノ気慨ナキ者ハ既得 折角辛苦経営シタル事業 恐クハ差引損 其間 其仕事ハ必す日濠貿易と并立スルモノナラサ 大概ハ失敗 ノ位置ヲ保留スル 一勘定トナル事多きものなり、 の手 ノ続クモノ也、 綱 ラ弛 能ハサル メテ迄、 之レ其経 他 説ア 0 方 ル共、 験 面 故二我等 三年放 ラ購 我 フ

0

事

0

効

パハ夢

/想スヘキニアラスと相信し申候

存候

等ハ既得の位置ヲ確守スル為メニ其全力を注入シ、 更ニ其事業の完璧ヲ期スル ノ 優レ ル ニ如か

すと奉字で

近日 文同 二付、前田君来案ニ対シ藤井氏より提案ハ既ニ其写ニ由リ御承知被下候哉ニ存候得共、 亦夕藤井重役も帰朝可相成ニ付、其上貴方重役会議ニ於て御決定被下候事、 封仕候、 而シテ来書記入之通り大体ニ於て小生も同感ニ御座候、 要之、 貴台も帰朝 最も便宜と奉 相 別紙本

注文在之候場合ニハ大沢君よりも再ヒ広戸店員ヲ派遣相成候方、 貴方の御操合相付き候ハゝ、 商務見学適当と存候、 南阿 へ出張の件は前田君御来示之通り、片桐店員到着之上、広戸店員一 而シ テ南阿より引続き輸出無故障、 藤井君意見之通り大沢君此方へ御出張被下候事、 且ツ自由取引出来、 利益ニシテ事務捗取 小生何等異議無 H 時帰朝 本の 得 可申哉と 意より 内地 0

奉存候

ノヽ 年も経過致候事故、 古立重役南米出張の御来示ハ至極御尤もと奉存候、 利益ナルヘキモ 本人の為 メニも商 商店の為メの利益ハ疑問と存候、 海外の事情ニ疎遠なるハ勿論、 店 の為 メニも利益ナル可シとの 貴説 一度シドニー支店ニ出張相成、 何トナラハ今日迄海外の事情ニ迂遠ナルダ 実地の苦労不足ニ付、 同 感二御座候、 乍併事 此際同君の海外旅行 実同 君 其後十五六 0) 為 メニ

此辺貴方重役会議ニ於テ十分御研窮被下度要点と奉存候 ケ夫れたけ直ニ以テ同君の敏腕有用の途狭隘ナルナリ、 張ニ付テハ 西班牙語学の如きは兎も角、 若手の有為なる店員派遣の事、 是故二人物経済の上より立論 最も可然奉存候、 ずれ

併輸 止 不行届無之様、精々努力可致の決心は致居候 益可不尠とも存候、 くハ今一船延期、三月の安芸丸ニ訂正致呉ラレ候ハゝ好都合と存居候事ニ御座 藤井重役、唯今の処ニては次便の日光丸ニて出発の予定ニ候得共、Top 約定の継続談、 出禁止問題永引候様ナラハ寧ロ同君帰朝之上、 題在之、 小生毎日羊毛評価ニ追ハ 当支店ハ藤井君出立後の輸出部は守田 レ 毎月一 回ブリスバン出張等ニテ商事萬端無心元、 此方の実況ニ照し御奔走被下候 ·御前 山本等の若手ヲ使テ、 候 是亦利 輸出 可成

毛 太目ニシテ、 併毎年旱魃ニ苦メルリバリナ地方一般及中央濠州ニも昨年来降雨普及ノ為メ、今季同地方の産 昨年十月末の春雨已来引続き降雨多く、 発育頗 本月二入りて一層多量ニて新小麦収穫ニハ余程の災害ニ候 ĺ サウンドのもの多く候、又雨多き為メ暑気甚シカラス、牧草充分ニシテ本年の仔 宜 布、 Burr + Seeds の弊害ハ 十一月の如きは数十年来の記録、 在之候得共 (NSWヲ通して草種多し)、 十二月も半月ハ雨あ

羊分娩量も成効の方ナルヘク、先以て濠州全体ニ季節ハ順調以上ニ好シク候、但しクインスラ

乍延引、右御受旁奉得貴意度草々、敬具ンドハ却テ洪水の罹害も不尠模様ニ御座候

北村生 頓

₫

第八二四-A号信 大正7年1月31日

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役大正7年1月31日 平神丸便

[「MAR. 6. 1918」のスタンプあり、受領日か]

拝啓

別紙同封仕候間、 前田君南阿よりの来翰ニ対する返辞の関係より、824 号本状は東京支店へ直郵仕候、 御披見被遊被下度奉希望候

其写ハ

秋田丸便東京支店通信到達拝見仕候、 同船は横須賀回航ナリシ為メ神戸の郵便物ハ間ニ合ハサ

リシ由承知仕候

之件ニ付ては前郵不取敢御受申上置候後、 在支店の社員一同協議之上、「同意致候」間、 別紙

写之通り御返電申 上置候間、 夫々御手配済と奉存候、 為念各自記名の承認状同封仕候 間、 御入

手可被下候

事重大ナルタケ、 屈沢するもダメと存候間、 対のものとハ御想像無之様ニも被考候、 無之趣、且ツ今朝貴電着、 清水惣領事も種々奔走の塩梅ニ御座候、外ム省よりハ未タ何等具体的の返電 脂肪 自然の成行ニ任せ、 材木等の御照会被下候処ヨリ見レ 此方大二煩悶罷在候得共、 其内政府当局者ニ於て相当の手続ヲ経て解禁相 . ハ 日濠一般の事故、 貴方ニテハ未 我等のみ タ夫程絶

成候日を相待可申候

英国 常識ヲ以テノミ判断相付難く奉存候 候、 禁と相成可申とハ存候得共、 消 売却被下候屑物類ハ薄利ニテ早々売急キタル様のハメニ陥り居不申哉、兎角、 的 於是乎、 殖 民地 南阿羊毛も遂ニ輸出禁止と相成、 先頃来大二苦神相成候見込品も多少有望と相成候哉と存候、 般ヨ リ日本ニ対し輸出禁止と相 一時ニテモ羊毛が来ヌとなれハ、又日本の原料相場ニ影響可致存 自由売買ハ何等の功能ナキニ至り可申候、 成候 ハ 第 一二印 一度棉花 ハ 大問 種々御尽力之上、 戦争中ハ何事も 題 ナル 追て再ヒ  $\wedge$ ク、

御

乍

就ては、

先頃来、

再御照会申上候南洋産棉ハ如何ニ候哉、

供給少数ニ付、

大ナル御

補

充的

南洋棉花

本件 る考ニ ニも不見候 の解除、 御座 間 候、 或は時日延引可仕哉も難計候得共、 委細は藤井君通信ニ譲り候 此方何程ヤキ々々致候共、 何等利益在之間敷、 如前記、 貴方ニ於ては夫程ニ難渋視 寧口捨鉢ニ貴方の運動ニ委任す 被居候様

申 印 度及米国 蓋し鉄材禁止以上の大騒きと相成不申哉、 この棉花が 輸入二制限 出来候暁ニは、 日本紡績界の原料 潜カニ御案事申居候 先物の 供給 = 大問題 相 起り 可

保証 く欧 候間、 ハ相成申間敷も、 一州へ輸出の途閉塞の為メ比較的安直ニ見切可申哉ニ被考候、 書御差入之上ハ、特別取扱の 積替品と雖も或は禁輸品の範囲ニ含マレ候哉も難計候得共、露国等へ絶対再輸 甚品質は寧口細糸用ニ適当と奉存候、 輸出 田 来候哉も亦 夕難計候、 是も占領後、 何卒、 貴方注文在之候ハゝ、 販路: 濠州政府の管轄 御 研 窮 切望致 出 此方よ 候、 [無用 相成

全 0 居 二

りの船腹ハ何と歟操合相付き可申哉ニモ奉存候

存候、 ップ新契約ニ 本年十一月迄の注文を握り潰し、 付テハ 前便 来、 藤井 重役より 目先き一月二月もののみ供給セント 詳細 上 伸 相 成候 間、 夫々 御 了 解 スル元方の得手勝 被 成下 候

丟

目的 利用 人等 迪、 手ナル、 ハアラス哉、 計謀致居候事と存候、 融ニも差支居候事と存候、 の申出ヲ直段ヲ以て十一 が サレ居候事ニアラス哉とも想像致サレ候、果シテ然ルトキハ、 聯合政府へ徴発サレ候命令の由 何故ニ左様の交渉ニ相成居候ニ哉、 候、 却て政府ニ利用サル、 今ニ初 依之、 或は閉業ヲ標榜シテ工場全部ヲ政府ニ貸上ケ、 メヌ不都合の次第二御 可成既製品の売約二苦心し、中央委員長を傀儡として其実自家の 尤も伝聞ニ由れハ、 W 月迄の製品全部日本へ約定出来セサレ 事と相成候哉も難計、 の如きも同様ナルヘキも斤量比較的少数ニ付、 (如昨年利益分配の相談セス、夫等ハ後日ニ譲リ候手順 座候、 門外漢ニハ不明ニ候得共、 昨年の契約直段以上ニ引上ケタル十九片方の差金 而もヒュ 於茲乎、 1 ・スの 相当の賃金ヲ受取ラントスルの策 既製品 如き既製品 ヒュースは ・ ハ ー 0 或は政党 治始末 の始末 時工場閉業 · ヲ 付 Н ! ケ、 政 の機密 0) ヲ 成け 府を利用 如き苦痛 都 跡引続き同 0 合好き様 企謀ニ 二でも ス *)* \ 金 ル 0

の割宛 次第輸出 仮ニ或ル商 愚按ニては、 可 ラ決定し、 腹必要上、 カラス、 の手順 人は是ヲ買ハントスルモ、英国と米国との羊毛原料供給約定ニ於て既ニ廿七萬俵余 北米合衆国 是 相整ヒ居候、 ノイ 本月初より評価 *)* \ 政 ル 府 0 *)* \ ハ到底ヒュース申出の如き高価ニテ Top 多数買約可致とハ 跡廻しとして一時輸出禁止 容レサ 萬一 Top ル処ナル サレタル約半数位ハ米国宛として此方ニ貯蔵サレ、 の輸出ヲ希望スレハ、勢ヒ是等羊毛の ヘク、 現ニ一旦売約シテ輸出手数済 (米国へ)と相成候趣探 space 聞致候、 ナリシ 難 ヲ割愛セ 船 腹在之 イルも 考候、 故ニ若

書面の認メ方

の話 当分絶対不能と看做シ、「アキラメ」て御打算可然哉ニモ被考候 御参考迄二申上候、 既二昨年も羊毛分割問題運動の為メ清水惣領事等態々メルボルンへ出張サレタル際、却て Top 即チ今日迄英国の約束、 ニ日本ハ買入サルモノトスレハ、 一萬九千俵も輸出許可致サルハ濠州政府の手加減ニハ無之乎、 Ĕ の先き二相成候等ハ此辺の消息ヲ洩すものニハ在之間敷哉、 一本ニシテ濠州 Top 此四萬四千俵の輸入可能ト見テ、日本の各工場ハ原料の基算相成居候得共、 の製造全部を買約するこあらされハ販路閉塞の形也、 外ム省役人等の楽観ニ不抱、 何等歟の手段ニ由リ、之ヲ買約セシメント策略致候 四萬四千は偖置き、 多少の疑義ナキ能ハスと存候、 少々立入リタル 事実海軍及官庁用の 而 も高 観察二候得共、 価 の為メ

英国ニても軍需不向きの細き優等の羊毛貯蔵サレ居候ニ不抱、 機業家一 般ノ不平不尠様伝聞致候 原料調節会長ハ中々工業家ニ下

就て東支宛本状へも相認メ候得共、今少々敷衍致度候

手ニアラサルモ、 明被下 入江君の文字の下手なるは致方無之、併意味は能 -候如 ク、 今後も重役状ヲ以テ貴方の感想時 大沢君と同様、 気呵成的ニ兎角走リ書キナグリ筆ナル為メ読難キノミナラ 々御詳 ク感通致候、 報被下度奉希望候、 過日の棉糸買入の進退ニ付御説 四方君ハ

は難 方ニ由リ大ニ愉快ニ知ラス々々々其文意ニ釣リ込マレテ読過シ能フ事ト、 字も立派ニシテ意味モ充分ナリ、 アリ、 申上度候、 在留する者ハーケ月ニー度の通信ニ接し、 意入念ニ認メル事大必要と奉存候、松平生の字計大キク泣言多クシテ相手方の感情ヲ害スル あるは甚軽蔑したる申方ニシテ、 く感し候、 の事屡也、 御自身ニハ了解サレ居候事ナルヘキモ、 読の書面は頗る不快を感するもの二御座候、大二心すへき事と存候侭、乍遅蒔、敢テ一言 大二奮励矯正致候樣御鞭撻在之度候、 井垣生の悪クヒネクレたる頗ル読方難渋致候、 今少シク先方の思惑如 妄言多罪悪からす御善導被下候様奉希望候 片桐・ 商徳義上誠意ヲ欠クと存候、 何ヲ推測研窮シテ、且ツ丁寧ニ認メ呉ラレ候ハンニはと歯痒 国包・富森生抔も上乗の方也、 種々の感考と興味を以て通読致候書面ニ付、 之二反し林生近来の進歩 我等ニハ其意味不通 且ツ文中得意ニ対し喰付カス云々 実際通信ナルモノハ能 (二度も三度も考へサレ ハ著明 要するこ、 其認メ方不充分、 Ŧ ル モノアリ、 遠方の地ニ ク々 其認 々注 或 文 恐 メ

川氏 回航 メ昨夕の汽車ニテメルボルン、アドレ 丹後丸ニて来着、 は の筈と承 西濠州 より 知 仕 候 川西大将より添書持参の西川 都合ニよりジャ 同 行 0 貴地 バ、 中村交渉事 ードへ巡遊、 スマトラを経て帰朝被致哉も難計由 ム所の主人もアド 新十郎氏は西濠州 同地より二月七日出港、 レ ブル 1 F ·迄同行 ーム真珠 二御 0 フリー 座 由 貝漁場視察の為 候 二御 マ 御序 ン 座 トルへ のせ 西

申居ラレ候 直被下候得共、 ラブの隣地外二ケ処ハ同君自身の思惑ニテ買入レタルモノニテ、曾テ四方君より三百円迄御付 つ、川西氏へ御伝言奉願上候、中村氏は米国へ回航歟未定の由、 夫ニては格別のお蔭無之ニ付御断リシテ他ニ有利ニ転売、 但し中村氏の雑話中、 相当利益二相成候抔 独乙ク

[シドニー支店員の病気入院について翻刻省略]

本店及東京支店各位より年頭祝賀状被下奉多謝候、

此方よりハ省略致居候段、

御海恕奉仰候、

各位へ宜布御伝言願上候

右

北村寅之助

## 第八二四-B号信 大正7年2月4日 平神丸追便

[「MAR. 22. 1918」のスタンプあり、受領日か]シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

追啓、本船は過日来のシケニて三日延着之上、雨天の為メ明朝迄延期致候間、 明朝は日光丸入港の筈ニ候得共、一日の事ニて御受難相成、残念ニ奉存候 筆補充仕候

丸の 候、 光丸輸出荷物の手配出来候日取ニ間ニ合フ様御示電下度、夫ノミ鶴首待受け居候、実は大倉組 問題は昨年五月中、神戸英国領事館へ御差入相成候保証書の訂正ニ由ル事と漸く記臆ヲ惹起致 へも同様の入電在之候趣ニ付、若しも貴方手数済の電信が他店よりも早く手ニ入候ハゝ、日光 丁度其行違ニ兼松は特別扱ニ相成候様御交渉中の趣、貴電ニ接し大ニ安心仕候、 space ヲ余分ニ獲得致サレ候哉ニ被考候ニ付、偖コソ一昨日の B… 云々の発電と相成候 何卒、 H

失と歎息致候

事ニ御座候

脂肪特許の事も首尾克御手数被下、 の許すたけ日光丸ニ増輸仕度、藤井君とも相談致居候 日光丸ニ他店の品が積入不出来と申居候中ニ此方は手早く前積残りの外ニ本品買埋メ、 如命クロウ氏より濠州当局へ着電致候趣確認致候、 依之、

買、 之候、 許の手続完全と相成候暁ニハ、南阿の輸出ニモ均霑スル事と安心仕候得共、跡も引続き自由売 ルヲ云フナルベシ) 南阿ニテハ、日本より露国へ輸出サレタル羊毛(軍緘?)が独乙ニ再輸 自由輸出出 但し目下船待中の四千俵特許運動中と在之候、是ハ如前記、 来 候 サレタルヲ発見シタルニ付、 ハ 例 一の既着見込品残荷の処分上、 時輸出禁止と相成候趣、 格別の利益ニハ相成申間敷、 濠州輸出ニ付テモ兼松へ特 (恐クハ分捕セラレタ 広戸 生より来電在 此処一得

馬は既ニ夫々手続致在之候、 例年の十五頭買入の為メ、今回ハ元七の戸支場長なりし小崎大佐、 又一年を経過致候事、 早き事夢の如し? 日光丸ニテ到着の由、 候補 戦時利益税

存候、

日本の計算ニ由ルト当地抔ニテ噂致居候よりは其徴税法容易の如くニ候、

但し政府ニ勝

驚クへ

ク

会社の引例記載在之、

は本年一月一日以後の収入ニ徴収スルモノ、如く近着の時事新報紙上ニ散見致候、而シテ郵船

大会社殊ニ大収益の会社よりは非常ニ多額の収税ヲ要スル事、

手宜敷も、

納税者ニハ大不勝手ナルハ同様ニ御座候

南為商店

情報ニ接し歎息致候、

馬券と株式取引、

米穀又は三品取引と如何ナル相異アルニ哉、

当期議会ニハダメの由、

佐原·

ホコトン 少佐より

兼て噂アリシ馬券の再興は司法省との折合相付き不申、

の日本法律と存候

愈五萬円の合資会社新設相成候趣、 而も南為南徳両 君の名前無之、 頗ル以テ御気の毒之至御同

情申上候、 貴店よりも何歟其後の消息御通知アリソーナものと存候

先は右迄、 草々不尽

北村生

大正七 (一九一八) 年

# 第八二五号信 大正7年2月20日 日光丸便

[「MAR. 22. 1918」のスタンプあり、受領日か]シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

御送付被下候辞令書ハ各店員へ夫々交付済ニ御座候 拝啓、貴信 428 号、四方君一月七日付貴信書類等、 本月五日到達拝見仕候

片桐 野崎店員の南阿交代同意書、店員等俸給増加及年末三ケ月分贈与同意書、 別紙署名同封

合は兎ニ角、 ニ付不得止とも存し候得共、 御送付席次表中、昨年新入の篠原信一ヲ準店員の首席ニ置レ候得共、是ハ追テ店員ニ昇給の場 同シク準店員の間ハ数年勤続の者ヲ以テ上席ニ被致候事 高浜の如き老令の人ハ月給ニ不抱、相当の席次ヲ維持セシムル事、 Fair と存候、 又月給

長者 ヲ待ツノ礼 儀と存候、 何卒、 我商

ニ候、 牛脂転売等の利喰益七百よ近クアリタル故ニ御座候、 方へ直為替ニ致候得共、 る輸入持品 御熟見奉願上候、三ケ月としてハ頗ル好成蹟ニ候得共、 兼て御来命の昨年十月より十二月一杯三ケ月の決算表、 輸出 口仙ハザンボアンリガ麦粉の収益 が時価有利ニ売却済トナリタ 前記の分ハ所得税の 店 ルト、 二ハ此風習を保存致置度希望致候 助カリ様無之、 ノミニ御座候、 昨季ニ受取ルヘキ羊毛取扱分配金千七百よ余及 而シテ転売益の一部ハブリスバンより貴 是は九月末店卸の節、 漸く調製致候間、 不得止、 雑費の千よ以上ニも大金ニ上リタ 此方帳簿ニ 別紙 相揃へ 元価切下け置た 明記 同封仕候、 シタル

宇品丸便 行被成下候義と奉存候 達辱拝見仕候、法律的の事項ハ小生ハ急ニ会得難致候間 1 通り披見相成 429 号四方君一月廿五日付、 別段異見無之塩梅ニ付、 前田君於本店一月廿三日及廿五 不取敢、 変更同意之旨発電仕候間、 本便出帆後、 更ニ熟読可仕 日及付録書類、 候、 夫々御進 昨 藤井 日到

組織変更

候間

来月十四日古立君宛電信ヲ以テ御報告申上候間、

可然御処置被成下候哉二奉存候

事

ルハ年末三ケ月分、其他雇外人年末賞与アル為ニ候、而して差引純益六千弐百十一よ¾と相成

株式組織二相成候共、 状発行ニ差支無之御見込之由、 我等無限責任者の無限保証書を正金銀行へ差入相成候ハゝ、 敬承致候 従前之通り

決算期変更の理由も承知仕候、丁度、 更ナカラ驚入申候、 所得税同付加税営業税同付加税等ニテ、既ニーケ年十七萬円以上の税金ヲ卷上ラレ居候事、 昨年末迄の計算と比較差引相成候 濠州政府抔の税金 此上ニ四萬五千円の ハ未タ々々楽ナモノと奉存候 <u>ر</u> `, 本年一月已後の収益ニ対し戦時所得税徴収之由、 戦時所得税杯、 格別 大ナル金高ニ相成 日本政府の苛酷ナル収税法ニ比較スレ 申間敷奉存候、 夫よりも普通の 然ラハ

大西 守田 一・小池 御前四人分委任状承知仕候、 唯今皆多用二候間、 次便迄御猶予可被下候

存候得共、 パリ致候様存候、 二御座候、 馨氏退社ニ付き種々御尽力奉謝候、 無御手落様 如何ニも即金払 然らは此件は矢張鈴鹿保家氏、 宜布 ハー時に 願 上候 御手元の金融ニモ差響き可申候得共、 惣ての権理を現金弐十萬円ニて御協議行届き候趣、 南為太郎氏へハート通り御挨拶被成下候哉ニ 層速ニ 絶縁 0 好都合 方サッ

住吉の未亡人ハ如何ニ御考被成候哉、

御心中御察申上候

昨年同君逝去之処、 ハ如此金は熨斗ヲ付テ進上致度性質のものと存候、我等は無理ニ旧債ヲ搾取ルヨリモ正当の利 五十円御収得相成候趣、 親戚縁者ニて跡相続営業の計画上、 御手数奉謝候、 同人死去後の今日ニ付辞退の要無之候得共、 旧債権所分談起り、 遂二壱萬四千八百 存命ナラ

益獲得ヲ計

上致度候

営業上の警戒

サルハ 利益 年は見込買持品禁止の事、 も同一ニ御座候、 として東支状 245 号 14.15 葉前田君御意見、 ヲ人ニ取ラル、ニ至ル、 愚の頂上と存候、 而も既ニ買持品之売却ニ付テハ、矢張、 故ニ前田君の御説ハ大体ニ於て小生も同論ニ候得共、 最も適説ト賛成致候、 敢テ欲張ル事ハ褒メタ咄ニ無御座候得共、 頗る同感ニ御座候、 併あまりビク々々致居候テハ亦タ得ラルヘキ 時機の洞察肝要と存候、 此説根本的ニ於テ惣て愚見 取レルヘキモノヲ取得 事ニ由リ尚早タ 如貴説、 本

モスリン転売の

ル

ヲ免レスと存候

兼て買持の一月より三月受渡しのモスリン六百梱は予想之通り相当の収益と可相成、 大正七 (一九一八) 年 大二楽ミ

二致居候処、 「右の不結果、 貴信 幾重ニも御詫申上候」の一語ニてお仕舞とハ詢ニ以て驚入申候 428 号ヲ以て簡単ニ六十六銭ニ転売済の悪報ニ接し、 アイタ  $\Box$ が ・塞らす、

### [欄外書込]

候

時ニ存候ニ付、 一月十日二七十九銭迄再騰の御来電ニ付、今少々は上ル可キモ、先ツ此辺が半分位の売 折返し売却方申上候処、遠フノ昔ニ転売済ノ事ヲ知リ、 実ニ失望落胆

ヲ確信 前 ヲ以て暫時持耐へ候ハゝ、必す再騰アルヘキハ自然の勢ニシテ、決シテ架空の相場投機ニ無之 より打算シテ六十五銭以下ニテ製出不可能ト見据へ相付き候ニ不抱、 ナラサリシ為メ我等の見込の一部ハ失敗トナルヘキ哉の憂アリ、 ヲ見込買占メントシタルモ同様ニテ、当時ハ慥ニ十分決心の理由アリシナリ、 田君は見込買入品警戒の立場より不賛成の御趣意は能ク能ク了解致居候得共、 方、 萬一羊毛ニテ多少の損勘定トナルモ、此方ニテ埋合出来可ク予防法トシテ適 此時ニ際し、 尚六十五銭ニテ売物アル 而も輸出 モ スリ 恰も南阿羊毛 シは 禁止 原料 1

既ニ訓戒的ニ 821 号ヲ以て上伸致置候ニ対し未タ何等御返辞無之候、又タ硫安の時ニも跡

当の策と存候間、

藤井重役とも相談之上、可成先キ物御かい入被下度旨発電シタリ、

貴店ニ於

前便

此買入ニ於て既ニ業ニ失敗ナリシ不手際

\_ ノ

御意見ニテ直ニ御手配被下候処、

申候、 取レ 大体 況ンヤ初メヨリ多少の金融ヲ操合セテモ、下落の時ハ持耐ヘル覚悟アリシニアラス哉、 手二入り(更二安直ニテ買入得カリシモ)候間、六十六銭ニ転売して一仙の差あり、 二此失態ヲ弁解セラレントスル哉、 ナル場合ニ遭遇スルモ未タ知ル可ラス、正月早々此悲報ヲ見ルニ及テ、 ス、今日の隆運ニ際 メ々々人ニ会セル顔 人なし等の テモ約十五萬円の利益トナル訳ニシテ些少の相違ニ無御座候(売ラントスルトキハ思ふ様ニ買 敢テ金の事 ソーナモノと存候、夫レモ受渡期限切迫の場合ナラハ兎ニ角、 あまり馬鹿 同断と存候 ヲ十二月中旬ニ浮カ々々周章テゝ薄利転売の事、 の心得の為 ルモノヲ得取リ能ハサルハ、商人トシテノ最失策と存候、往昔ナラハ切腹ものニしてオ の趣旨 君 弁明アル哉も難計候得共、六百梱位 ノミ申すニ無之候、其商売の無定見ヲ不服と存候、 ヨリ申せは 々々敷、 メ懇々御注意申上置候、 匹 何故二一電御相談不被下候哉、 方君も前後御 し、 批評の辞無之候、 ハナキ筈也、 仙 現金ヲ獲得シテ奇麗ニ退社シタル馨君 の利益 相談ニ応し被居候事と奉存候、 如此商売のヤリ方ニては将来の経営上、寔ニ以テ掛念ニ堪 の為メニ見込ヲ立ツルニハ不及筈ニ候、 謹テ御挨拶承り度希望致候 然ルニ又今回も一語の電信照合ナク、三月迄時 元来六十五銭迄ナラ買入へシと申上候品、 若し損勘定トナルモ古立君一人の損ニハ無之候、 の品 如何ニ商売が下手と申歟、 ハ如何様ニシテモ転売容易と存候)、 果シテ然ラハ責任ハ連帯也 時日ハ多分の猶予アルニ非ス哉 亦タ金ニシテモ七十五銭ニ売リ の眼識の高きキヲ追想 全く仕事がイヤニ相成 今少々の御考が 無能卜申歟 六十銭前後ニ İ 然レトモ ラル ラ ル 小生 即チ 不幸 ?付キ 、モノ 如何 言語 /١

の必要在之、法律上の細目ハ藤井君より説明可致候間、 二御変更被成候ト恰も同様 愈藤井君本船ニて帰朝 致候 間、 の理由ニテ、 此方の近況御 昨年来研窮中ナリシ当支店ヲ濠州の独立会社式ニ訂正 聞取 可 被下候、 御同意之上ハ速ニ実行致度候、 於貴方税金の関係上、 合資ヲ株式 宜布御

小崎騎兵大佐も藤井君と同室ニテ帰朝相成候

協議

被成下度候

御協 得共、 店相成候様の希望も在之、 君同乗ニ付、 日光丸ニテ当州政府司法大臣 D. R. Hall 氏夫妻同船漫遊旁貴地へ出張相成候、 議之上、 清水惣領事より貴地滞 相当の御待遇被成下 委細説明可相成候得共、 ホール氏は 在中 度、 諸種の便宜ヲ与ヘラレ度、 俯テ奉希望候 藤井君より前二貴地着相成候様存候間、 同氏は長崎ニテ上陸、 長州へ両三日帰省之上、 態々当店 こへ倚頼 在之候、 小生面識 サッター 神戸 幸ニ藤井 老人共 無之候 へ帰

b 新 店 申上候通り商業学校出身者払底ニ候ハ、不得止次第ニ御座候、 員 (雇入 レ頗 る困難ニて、 漸く東京高商 人、 Щ 高 商 人御 藤井君ニも申入置候得共、 約 東 相成 候 由 承 知仕 候、 先日 当

店輸 下度候、学校出の俊英ニテもウント仕込マサレハ中々役ニ立チ不申候、 而シテ会計部補助見学トシテ古立君方ニ御厄介ニ相成居 より仕込候方〈K〉式ニ早ク間ニ合フ様存候、 入部宛トシテ中学卒業程度ニテ宜敷候間、 資格トカ何トカ面倒の小言ナキ方便利と存候 健康大丈夫のもの二三人御派遣被下度候、 候前 田某、 貴方の御都合ニテ御派 況ヤ徳育修養欠乏ニ付、 青年

多少ノ圧制も必要と奉存候

只サへ個人主義の悪風ニ傾キ居候今日此頃ニ付、 家の主従関係を保存し、 家風団欒、 日本人的二継続致度希望二御座候 株式会社組織と相成候ても、 我商店 ハ飽迄も

シメ、 却說、 以テ見レ 二勤務、 カソン氏雇入、 臨機 南米出張員の件、幸ニ藤井君も帰朝致候間、各重役ニ於テ十分の御討議願上候、 輸出入双方掛ケ持チニ御監督被下候事、 前田君ナリ藤井君ナリ又ハ他の重役ニ於テ御加勢被下候ハゝ、 南米の取引拡張も重要ニ候得共、 事業拡張の御計画も在之候間、 此際一時南米行は中止シ、 既ニ前田 最も利益と存候、 君南阿ニテ日本品 東京支店は 前田 大概事務行届き可申 の輸出 林店員ニ執務セ 君は二三年本店 ニ付テもマ 愚按 ッ ヲ

近着前田君来翰中、左の一節アリ

大正七 (一九一八) 年

哉ニ存候

「古立君渡航案丈ケハ一言ニシテ不成立ヲ宣告サレ申候、 同君曰ク手紙モアッタシ僕も行ッテ

事ム取 之候間 少 ナシ、 此方何等不服 /々理 屈 扱為致候考案二御座候、 毎度痛歎致居候事ニ候、 貴店 ヨリモ仕事の成蹟上ル様鞭撻必要と存候 の御都合済之上、 ハ無之、 是非一人前の商 而シテ貴店輸入部 御派遣可然候、 藤井君帰朝之上ハいろ々々御協 人二相成候様研学為致存候、 夫迄ハ守田 *)* \ 藤井君御引受け被下、 · 御前 議之上、当店へ 唯今の処、 山本等ニ於て此方輸 松平生・関老人も今 此方特ニ急用. 出 活動モ功能 張の事と存 出 . 部 無 0 候

リ方 仕 本店 0 形 南 二注意行届キ候人物ハ殆ント皆無と存候、敢テ過言ニ非スと存候、 米 輸 新入 抔 出部 相成居候様 0 操縦 の店員ニ ハ入江君必死尽力致呉ラレ候事と信シ居候得共、 上、 対 小生ハ瞥見致居候、 人二ては中々ニ無理と存候、 Ų 誰モ肝 煎シテ指示教導スル者ナク、 故ニホントニ仕事の頭ニ入ル迄ハ中 各部署の係員ニ多年の経歴 雑貨は多数ニ付、 殆ント 本人 何トナラハ、 の才能 や時日ヲ要し、 実は濠 ハ アル ト器 貴方の モ 州 量二放任 特二 南阿 尚 t

大正七 (一九一八) 年

スル為メニ前田君ニ於テ入江君の加勢トシテ係員御操縦被成下候ハゝ、今急ニ南米行実施ヨリ 不行届キ不注意或は全ク気の付カヌ事アル也、是等ニ対し店員気風の緊張ヲ促シ、規律ヲ振粛

も利益多ク、且ツ戦後の用意の第一着と存候

在之、追テ重役御出張の予備ニ致置度候 共、松木生の補助トナル者一名便宜御派遣被下候事可然候、二人や三人の人物は拵へ置く必要 立ツ範囲ニ於テ御継続ヲ願ヒ、更ニ西班牙語の素養アルモノ歟、或は高商出身ニテも不苦候得 根本ヲ忽セニシテ前ニノミ進ムハ得策ニアラスと奉存候、而テ一方南米の取引は松木生の腕の

[兼松夫人や北村母親の病気について後略]

右

北村寅之助

些

組織変更に就て

第八二六号信 大正7年3月7日 宇品丸便

[「APR. 27. 1918」のスタンプあり、受領日か]シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

号御通信及付属書類、 拝啓、東京前田君一月三十日付無号、本店四方君一月晦日付、入江君一月三十日付、 朝鮮丸ニテ去月廿五日到達、辱拝見仕候

何れも無

予て正金銀行本店へ御照合中の処、 同行重役ニ於テ別段異議無之趣安心仕候、

保証書を提供致置候ハゝ、従前之通り信用状発行可被下の由奉謝候

御来示被下、又此方も同意仕居候通り、各重役ニ於て何れも個人として銀行ニ対し無限責任の

而して前便ニも

又山川氏より、 て御注意被成下候趣、 会社ハ依然兼松名義存続 御厚情感銘仕候、 右之段此方よりも深く御礼申上度奉存候条、 の事、未亡人名義の株式ハ依然存続の事等、 貴地支店 個 人とし

長森広蔵君を経て宜布御伝礼被遊被下度奉希望候

借金の必要在之趣、 実際不用の事ニ属し候得共、 厄介ナ法律と存候、 法律上、 新会社組織ニ際し、 即チ蔭形チの為メニ聊タリトモ利息の支払ヲ要し候段 現金払込の形式の為メ銀行より一

Coss 持分壱萬円ニ対し、 組織変更より生する権利ニ関する法律の用心の為メニ四方君より御

其趣意ニ賛同し、

御送付の同意書別紙署名返上仕

候間、

御

查収可被下候

来示の手続は至極御尤もと奉存候、

ムダな事と存候

如此文句の同意書ヲ要する事と存候、 門氏分一時同君へ預け置候処、 但し古立君名義の七萬円より壱萬円たけ奨励金として提供云々と在之候得共、右ハ鈴木小右衛 今回右 為念御伺申上候 Coss の分二振替タルノミニ候得共、 例の厄介ナ法律上、

続相成候ニ付、此方との取引上、 正金銀行重役交迭、 山川 副 |頭取は平取と被成候由、 何等変化無之御見込之由承知仕候 而も鈴木島吉氏ハ平取兼惣支配人として継

兼松馨君退社の条件ニ付、 前田君・入江君・四方君よりの御来示敬承致候、 前田君より同君提

馨離縁

議の平和的云々ニ付、 御再報被下御入念奉謝候、 此方格別難問題付とハ想像致 し居不 电 謂ふ

と言せさると心中ハ貴方諸君と同一と奉存候

右馨氏退社ニ付、定款草案の修正改訂等種々御研究被下、 大二進捗致居候趣御心労奉謝候

株主一人の所有株数百分ノ廿ニ制限するの一条を加へられたるよし、 承知仕候

既二組織変更、 此方御同意の事返電仕置候間、 夫々御手順中と奉存候、其内藤井重役も帰朝上

店可致ニ付、 御協議 ラ上一 層便宜と奉存候

[兼松馨氏の退社につい て省略

其後漸次再騰、 本月二日出貴電ニ由レハ、

棉糸再騰

¥372 16s¥334 12s¥307

と相成候趣承知仕候、 不相変聯合の各紡績会社は莫大の利益を占得致候事と存候、 米 国 棉 の騰

貴ハ貴方ニハ直接過敏ナル影響ハ無之様、 電ニ由レハ、 遂二廿四片〇 一迄上騰致候由、 御来示在之候得共、リバプール取引所より毎 顧レ . ハ 昨年六月中暴騰 (当時十八片半前 後 周 ナ の入 ij

其後一日の高下一片を上下ス可カラスとの条件ニテ再開

の為メー時取引立会中止と相成、

果シテ 致 ブリスバン得意廻りやら同氏出迎ヒの意味等ニテ、 レ 二御仕入被下度願上候、 ニテも不苦旨打電為致置候、 ハ貴方相場の足取りニ注意シ、 ルボルン共大分タオルの注文纏り候塩梅、 タル 候得 前相場 外然ラ 勘定と可相成、 共、 夫より上騰 の殆ント四倍ニ御座候、 棉糸 ハ当分下落ハ在之間敷想像致候、 同慶之至ニ御座候、安芸丸ニテ次周ニハ帰市 一方ニテ遂ニ廿四片を超過致候 先頃態々出張致候バーネット氏は、 此方ハ惣て Subject C…ation ニテ約定為致居候得共、 先操御買入被下候方安心と存候間、一昨夜、八十八銭 加フルニ皇軍の満州 毎発電ニ由リ御承知之通りニ御座候、 一昨夕一寸ブリスバ 世 間も又同意見二哉、 出征の噂も大分八ケ間敷新聞報在之、 (Good Middling 今日より見れ 0 日順 ン迄出 March に二御 ハ割安の品を買入ラ 過日 張致候 座 Shipment)、恰 原料 候間 来、 充 当 の買埋 大西生 分利方 地 Basis 及メ X

二候得共、 日本敵視行 問題ニ付、 此際、 力の為 地在留者の身ヒイキの如く二候得共、 動の 貴方新聞紙抔も十分の原因ヲ探窮せすして、 今迄味方ナリシ露国が俄然敵方ニ降参の為メニ敵ニ資料ヲ供給 萬事神経過敏ト メニ非常 如く駄弁ヲ振ヒ居候、 の惨害ヲ蒙り、 ナル英国 物資欠乏ニ対ス 側の事情も能ク々 又入江君・四方君よりも杞憂的御来示在之、 資金ニ困難ナラサル英国と雖とも敵方の不屈 ル予 々研窮洞察スヘキ必要アリと存 無暗二英国政府及同殖民地 防ニ付、 有ラユル 苦心 スル 力 惨 如キ事と相成 胆 タ 政府等が対 応御 候 ル 場 不撓 我等 だ尤も

大

候

国等 止 元来、 る哉も難計候、 得漢ナシトセス、況ンヤ日本商人の悪習として政府の目 開戦後 如き政 Ď 感情ヲ害シタル事不尠と存候、 二年乃至三年間も独乙人ニ商業の自由ヲ与へ、且ツ在留 日本ニは 策 ラ励行サ 依之、 プロ ジャー 内地人の行動が惣テ公明正大トナラサル限リハ英国 レ ·候共、 マ ンの連中多く、 不得止次第と存候、 今日ハ余程厳格ニ相成候 帝国 ハ事実ニ於て聯合側 何分、 ヲ盗ミ抜け掛けの取引を計画する者あ 古今未曾有の戦争中の 得共、 人の取締の大二寛活ナリシハ英 尚独 = 加 担致 乙二秋波ヲ送ル不心 側より一時的 出来 居 候 どれ 事 三付、 輸出禁 抱

致乎、 英国 四方君 故二英国計 の 殖民 御来 要する二英国 今日より 地 示 範 中、 が 囲 ハ殆ント想像外と存候 自 南阿ハ多年の苦労ニテ地盤固ク好運を握り居云 \_ 側 利 御 的法令 座 計りが日本ニ不利ナル様仕 候間 ノ実施云 愈の場合ニハ濠州と同様と存候、 々 ト論 スルハ尚早ニシテ、 |向ケ候様考へラレ候事は、 戦後各国の政策ハ如 羊毛取扱 々と在之候得 の優柔不断 我田引水 共、 南 何 論 阿も矢張 変 例 0 外と 動 嫌

可 P 概二

難申

-存候

通り、 御批判は少々其意を得す、 将来の御警戒トシテハ大ニ服膺すへきハ勿論ニ御座候、 其説 前 田 の根拠ハ我商店の店是トシテー定不動の方針ニ付、 君操返し御来示敬誦致候、 又タ本店重役諸君が前田君の 本件ニ付テハ前便御来示ニ対し、 乍併、 言ニ対し、 敢テ異見ヲ挿ムヘキモノニ無之、 モスリン買入の既往ニ逆リテの 如何ニモと御同意相 直二御返辞 申上 成候 置

云々ニ至りては甚腑甲斐ナク奉存候

始末ニ付、 ハ別也との御趣意モ能ク了解仕居候、 る考ニアラサル点ハ棉糸相場の高下ニ対シ、 弊ニ陥リ居らす哉」との御警告ハ如何ニも御尤もニ存候得共、 何トナラハ、此ノ如キ事ハ前田君の諫言ヲ竢チ初メテ心付クヘキニアラスシテ、 二百も判然明瞭ニ御存知の筈ナレハ也、 821 号二葉、823 の一策として着手致候以上ハ収益ハ其目的ニ候間、 ニ付セス、 侃々諤々的二攻擊警告致候次第二御座候 充分の用意と遠慮ヲ以テ着手実行致居候考ニ御座候、 号六葉等御再読被下候ハゝ判明可仕候、 然レトモ既ニ如前記、 前田君御来示中「初期の如き充分ナル警戒心ヲ欠クノ 原料買埋メノ方法ニ付、 我等ハ前便ヲ以て本店重役の取扱振不 前田君ハ買ッタ売ッタの利益 兼松商 而も無尠共、筆者ニ於ては苟も 店の店是ヲ知リツ 再三上伸仕候趣旨ハ此元 敢テ投機的売買ニ手出 平常ヨリ百も 営業上 問 題 す

モスリン御買入方慫慂致候当時、 其理由の存する処ニ付てハ本店へ詳報致し在之候得共、

阿輸 共、 故ニ前田君御来示中ニ在之候原料の位置ニノミ偏見シテ売場の興廃ヲ忖度セントスルハ云々、 少 喰込と相成候ともモスリン転売ヲ以テ埋合せ出来可申候歟の考案より、 多少ニテも買出 糸生糸等の 如何ニも御尤ニ候得共、本品の如きハ先以テ日用必需品と存候間、単ニ羊毛ノミニアラス、棉 七十銭ニアラサレ 々前 間 出の可能ト共ニ日 萬一予期ニ反スルモ時日ヲ耐忍すれハ損害の憂ハ萬々無之ト決心シタルト、一方ニハ 時狂態的ニ壱円十銭以上ニも奔騰致候反動の打撃相場として、より以上ニ下落  $\mathbb{H}$ 君 九牛の一毫ニシテ予期の如き影響ハ可無之哉も難計候得共、 相場、 再説仕度存候、 し候ハ、、或は羊毛売捌上牽制的功果ナカラス哉?、 偖は其製品の直段ニ比較し、 ハ製出不可能ナルニ六十五銭以下ニ売物在之、 本ニ於ケル羊毛売行意の如ク成らす、見込買持品売却上、大ニ苦心 抑もの決心ハ羊毛直段及ヒ工費等原料より起算してモスリンは約 本品の直段ハ早晩元価相当ニ迄再騰スヘキヲ確 甚タ勘定の合ハサル事ニ候! 或は又萬一見込羊毛ニテ 人気沮喪中のモスリンを 本店重役 へ御相談申上 致候事也、 ō) 処 南

御 種 粗忽敷シテ 而シテ前田 々苦心之上、 来示之通り当時此協議ニ立会相成居候ハ 御膳 君 御 御膳立致し候品物ニ付、 ヲ転覆サレ 来意ニハ反対ナルヘキモ、 候為メ 般の迷惑と相成候段、 行儀宜敷落付テ箸ヲ取ラレ候ハ、大ニ成効致候筈の処、 事実ハ此方見込通りニ進行致居候、 、無異議御賛成被下候義と奉存候、 遺憾千萬ニ奉存 候 顧 何分ニも此方 フニ前田 ||君も

要するニ、モスリン若干の買持の決心も、

奮テ南阿羊毛の見込買収ヲ企及シタルモ、

趣意ハ大

至リニ 存候、 キタル 敢テ急速ニ無暗ニ仕舞ニするニハ不及、 非常の場合ニ付、 同 小異ニ御座候、 御座 カ如き感アリ、 而シテ其仕事ニハ充分の用意と遠謀ヲ要するは勿論ニ御座候、 候 営業上見込ト雖トモ確実ナル仕事ニ着手シタルハー 共ニ商店の方針ニハ 今後進ンテ思惑買持品ハ出来不申候得共、 反則ニ候得共、 矢張、 時機ヲ透観シテ有利ニ御所分被成下候様切望之 大戦争の影響トシテ此元羊毛取 既二買入手持二相成居候品 概二咎ムヘキニアラスと 今や戦争終媳の 引 期ニ近 禁止等、 ッ

サル 問題 直段 本側注文高減少致候哉も難計奉存 電在之候由 心ニ付、 事 ハ政府用も民間用も従前通喋の直段 三相 今二も分割致来り候哉の清水惣領事等の話アリシモ事実ハ依然トシテ要領 成 果シテ然ラハ、 候趣、 東京支店より逸早く御来電在之候処、 此交渉ニ又タ相当の時日ヲ要し候ノミナラス、 候 ハ一旦取消し、 更ニ今日の改正直段ニ由 本日領事館 も外 価格ニ由 ム省より [ラサ [リテ ル 同 ヲ得す、 可カラ 様 'n 0) H 入

中下 宛ラレ候品 愈直段モ極 勿論、 . О 内ニ リ、 Pieces は細サ太サ ヲ無一言甘受セサルヘカラス、各種類ニ上中下の取合セ平均ニ品柄振 譲渡実行と相成候 等ニ至リテハ炭化用の品沢山混交可致、 ハ従前 0 61. D. B 暁、 扨品物 等相当ニテも短毛ヤ ハト申せは メルボル 又 Pieces と称スル Burry, Seedy 等 ンの中央委員長 0 中ニ 欠点も沢 命令 宛 ル事 Ö Bellies ナレ 元ニ Ш 共 割

如此 シタル 不申事ニ候、 二受取居候樣子二御座候、 と可相成奉存候、 上ニ不適当品ハ原価以下、 如き適当品計ハナキ事と予メ御覚悟置不被下候テハ、後日大ナル後悔相生し可申 も混交可致哉ニ信シラレ申候旁、 成行ニ候間、 四萬俵ナリ幾萬俵ナリの羊毛ヲ品別シテ、 日本ハ僅ニ一萬九千俵ト弐萬五千俵ニ不過候得共、 実際、 アメリカ合衆国ニ於ては此方法ニ由 各工場ニ於て自家適当の羊毛ノミヲ獲得セラレントスレ 格上格下ケニテモ不相成候テハ何れも不適当品の幾分ヲ背負込候事 尤も廿萬俵の分割ニ付、 政府用 ハ勿論、 入札歟セリ市の方法ニ由リ、適当品 民間用ニテも是迄我等へ御注文被下 左様ニ品柄ニ好不好アリテハ ル考案ニ哉、 矢張、右の振合同様 此方中央委員会の指定通 急場 · ハ、 ー · 候 候 の間ニ取 *)* \ 取扱 原 旦 時 一輸入 分の 価 以 /١ n

然ルニ輸出 の必要起り候哉も難計、 直段も更ニ高価ナリ、 部通信ニも在之候通り、 品物も如右不自由ナリトスレハ、一旦ハ此談ハ取消ニ相成候哉も難計候、 此場合ニ於テハ軍用トシテハ容易ニ日本陸軍の注文ニ応 愈皇軍の満州 出 動、 戦 争の 余波ヲ生し候 被服 し候哉も難計 廠 0 補 充

レルモノナルベシ

於是乎、 ナラス、 既着見込御持品の販路ニー大光明ヲ齎シ不申哉、此処十分御注意被遊被下度候 品質不十分ナカラ好 ム所ニ由リ撰買自由 ナル南 阿の羊毛注文激増可仕哉ニ奉存候

候得共、

民間用としては一層供給難渋ト相成候哉と存候

Top

の思フ 例の事ヲ申出候哉も難計奉存候、 メ テ御買約被成候方便宜トナリ、 候事と存候 羊毛分割と Top ルボルンへ出張致候間、 の経過ニ付テハ藤井重役帰朝之上、 坪歟とも被考候、 間 或は新規申出ルヘキ羊毛の価格ハ又米国の相場抔ヲ標準トシテ Top 直段同比 跡約とハ別問題の如クニシテ、 兎ニ角、 次周ニハ何歟通報ニ接し可申存候間、 再ヒ Top 約定之相談ニ立帰り候哉も難計、夫ハ則チ濠州政府 若し然ルトキハ宛行扶持の押込品ヲ甘受スルヨリモ、 此跡約定成否の協議の為メナルヘク、Hughes 詳説被致候事と存候、 一而も中央委員長ニ於てハ充分ニ比較研窮致居 又此方よりも再三上伸仕 其節ハ早速ニ転電可仕 と W 両氏今夕 Top 11 候 通

年度決算ハ九ケ月分ヲ以テ一旦メ切り、 然ルニ馨君退社ニ付御算出 少々了解二苦ミ居候間、今一応御再報被下度奉希望候 末迄公然の御入用ハ無之哉と存候、 の時期御改正相成、御希望之通り昨年十・十一・十二の三ケ月の決算ハ報告済ニ付、 果シテ如何、 公然の届出ハ改正シテも、 相成候割宛金額ハ三月末迄ヲ見越シテ御計算相成居候得共、 即チ例年の三月末メ切の決算ハ不用と相成候義と解釈仕候。 大正七年度ハー月より十二月迄ニ御改正の意味と存候 内部の計算ハ矢張三月末の決算御入用の事ニ哉 跡 大正六 ハ六月

座候、 人操案として前田氏御通信中、 既ニ前郵詳悉仕候通り、 富森生南米行の提議及夫ニ対スル内外の御意見至極御 本家の地盤ヲ強固ニシテの上、 御着手相成候様希望致 同 一感ニ御

判明仕候間、 古谷駒平君、 先日熱田丸ニて無事御帰朝相成候趣、 同乗客大藤君も捕虜トシテ和蘭辺ニ抑留サレ居候事ナルヘク御気の毒ニ候得共、 宜布御伝言奉願上候、 常陸丸不幸の消息も

存命

ナルハ不幸中の幸と奉存候

間 貴店へ転郵の事ニ手配致候趣ニ候、左様御承知被下度為念一筆申上候 兼て四方君より御回付被下候委任状、 順着御入手と存候、 御前生の実印ハ国元私宅ニ保管相成居候由ニ付、 調印の上、 大西・守田 一小池 分ハ秋田丸便ニテ前送仕候 同地ニ於テ捺印之上、

当地方も昨年十月已来降雨多く、 本年二入り過去六十年の平均正月二月中の雨量八吋余ナルニ本年ハ殆ント十九吋ニ及ヒ居候 (昨年同期ハ八吋三〇ナリシ)、旁盛夏中ナカラ存外涼気ニテ凌キヨキ方ニ御座候 クインスラント各地の洪水□風等の災厄の外、 当市中ニても

店員の病気や家庭情況などについて翻刻省略]

禁輸問題

第八二七号信 大正7年3月28日 安芸丸便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

拝啓

貴信 430 号弐月十三日付、四方君二月十二日付及同意書写通知書一通、 前田君二月十四日付

重役宛ハ本月十三・十四・十五の三日間ニ順着辱拝見仕候

ニ付テハ引続き御進行被遊候哉と奉謝候

会社の組織変更

兼松馨君持株譲渡之手数も既ニ登記済の由承知仕候 [後略]

は全く日本側輸入者の手落ナリシ由、 前田君御来諭及大沢君来報ニ由リ承知仕候、 全くクロー

之敵対行為云々ヲ騒キ立テ候事、 氏抔の苦情 ハ尤もの義ニシテ、新聞屋抔が自家の調査の不行届キヲ棚ニ上ケ、 不都合千萬と奉存候

無暗二英国政府

国民一 安と存候、大朝ニ調節令抔よりも外国米輸入免税の所論在之、是ハ濠州抔デハ屡実行サレ居候 理と存候、 筆者平常の持論トシテ、農家の労働及収入ヲ通観シテ米の廿五円或ハ三十円デモ割安と存候、 事ニ御座候 萬と存候、 金子一派の悪辣手段ニて麦粉が一袋六円トナリ、小麦一石廿五七円ニも暴騰致候由、不都合千 般の常食ニ付細民難の声高く候得共、其他農産物ニ比較シテ米計ヲ安クセントスルハ無 況ンヤ小麦が米と同価ニ達セルニ於テオヤニ候、全く諸物価ニ比し米ノミガ一番割 米相場廿五円以上ニも騰貴し、俄ニ調節令ヲ発セシ農商 ム大臣 ハ何ヲ致居候ニ哉、

見ニ由ルと在之候、 本内閣辞職ニ近シ、 調と奉存候、 如右、一方ニは政府ヲ恐レヌ乱暴ナル利益ヲ貪り居候、 多分虚報ナルヘキモ 後藤大臣抔ニ関係アル事ニ哉 理由ハ山本内閣ヲ倒シタルシーメンス事件ヨリモ一層大ナル腐敗事件の発 (清水惣領事ニ来電ナキヲ以テ)、過日当地の 一方二ハ調節令抔騒き居候事、 一サン」ニ日 頗 ル

乱

羊毛 Top

の件は輸出部通信ニ詳説致候

三萬七千八百俵ニ減シタル羊毛モ品物撰択の関係上、又々決定迄ニ中々手間取候事と存候

不景気の予想

ニ付、見込買入断然中止の由、 御警報承知仕候、 何も買入レ度品物無御座候、

御安心可被下候

小崎大佐一行無事着の由、 馬も大丈夫と奉存候

人事

の事件等ニテ予定変更、 藤井君、 兼ては長州へ御立寄り之上、神戸上店の事ニ承知致居候処、 同船ニテ神戸迄御帰航被遊候事歟と存候、 新精気鋭、 来電の様子ニテハ Top 折角商店の為メ

御尽力奉願上候

候事と存候、 南阿広戸店員行御注文先操在之塩梅、御同慶之至ニ奉存候、片桐君も一層楽ミヲ持シテ出張致 野崎生ハ既ニ安着の事と存候

大正七 (一九一八) 年

候、 常陸丸ハ全く独乙海賊船の砲撃ヲ蒙り捕獲沈没サレタル事、 古谷商店行大藤君ハ無事と存候、 然ルニ富永船長自刃の情報在之、気の毒千萬ニ奉存候 定テ此頃ハ貴地新聞ニモ記載と存

栗原氏其他も追々株式会社ニ変更の由、 斯クテハ所得税収入上、大ナル減少ヲ来シ、 政府の目

的ニ反スル事と相成不申哉

南米拡張派出員の件、 前田君御来意ハ恰も小生同意見ニ在之、既報ニ由リ御了解被成下候哉ニ

存候

[店員病気について翻刻省略]

右

五九

## 第八二八号信 大正7年4月3日 山形丸便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

431 号中御記載のインダス号東京支店状ハ未着ニ御座候 前報後、 豊浦丸便貴信 431 号及四方君御認二月初五日付書類共、 昨日入手拝見仕候

二可相成候間、 本船は次周初メの出帆予定ニ候得共、筆者は又明日陸路ブリスバンへ出張、 二三要件相認メ置申候 帰店は本月十三日

品物が時局ニ併行スヘキ性質のモノナリシ為メ、 し4%乃至5%の純益と可相成御見込の由、 今頃は御所分完結と奉存候、段々の御尽力ニ由リ、最初の見込がハヅレたにしても、 見込買持分大部分御売約済、 残荷弐千俵斗は最初よりの予約口大坂モスリンへ御交渉中、 御同慶之至二御座候、 内外の御精励其効ヲ奏し、前田君の悲観ニ反 茲ニ御尽力ニ対し謝辞を呈 サスガニ 多分

物価 る義と存候、 来、其余波我等ニ好収益ヲ齎し御同慶之至ニ御座候得共、下級店員等の給料ヲ一度昇与シテ、 ト申様の若者ハ近頃稀有ニシテ、 ル程の薄給とハ難考候、 商店の成蹟不如意 事情ハ御尤もニ存候、 到底茲数年乃至或は近き将来著敷下落ハ在之間敷被考候旁、 殊二準店員級の無妻者連中抔ハ下宿又は実家の暮し振り二由リ、 (左様ナ事ハナカルヘキモ) の場合、 而も大体は商店の営業体態ニ併行スへキ筈のものニ候、 余計アルニ越シタ事ハ無之候得共、 却テ余有アルカ為メニ奢侈ニ流ル、の弊なしとせす、 俄二減給致す訳ニも参る間敷、 其金ヲ貯蓄シテ迎妻の用意ニスル 此処余程慎重の詮考ヲ要す 幸ニシテ戦争已 生活ニ不自由ス 尚熟考 然ルニ

命稀 ル準 成蹟ニ付、 タル為メと存候、 言有の好が 備金其他ニて約十六萬円斗の 成蹟、 種 々御説明被下奉謝候、 次便迄ニ研窮可仕候、要するニ昨年度より内証ニ東京支店ニて操越置 御同樣慶賀至極二奉存候 加算アリタ 尚少々会得難致点在之候得共、 ルニセヨ、 九ケ月合計八拾一萬余円の純益 是ハ小生の記臆モ悪クナリ カ ハ如貴 レ

夕

臨時決算

次回御返事可仕候

前記 |昨年末迄の決算純益処分ニ付、 貴方重役四名御協定被下候趣、 所得税ニ関する御配慮奉萬

差額: 謝候、 拾萬以 賞与金二就ての御操合等御尽力、 上も貯積相成居たる由、 可驚金高と存候、 是亦御礼申上候、 積塵為山 既往数年間の為替換算 商取引ハ大キクセネ 輸 出 ハ成らぬ 0)

事ニ御座候

付、 馨君へ支払フヘキ資源ハ当店臨時収入、 是ヲ以テ御引宛可被下の由承知仕候、 数年来貴店御保管被下候金高廿萬弐千円ニ上リ居候ニ 右何れも賛成ニ御座候

右の外、 尚多少帳簿上残益在之候由、 尚NYK及東京海上保険会社の割戻し等ハ他日の計上ニ

御操延の由承知仕候

ク研窮可仕候、 三月末の決算所分、 定款変更の事モ法律嫌ヒの筆者ニハ未タ合点不致候 新会社の資本出源の操合せ、 奨励会の資源財産及操合等の御来示敬承、 能

所有 不動産の時価騰貴も如命快心の事ニ候、 但し居留地仮建倉庫の事、 建築ニ着手の事ハ承知

仕 候 得 共、 何時 出来上リタル に一哉、 何程掛リタルニ哉、 何等御報告無之、 聊不行 届と存候

次第、 候、 公平と奉存 定期船ヲ希望スルモ船腹ニ限リアル事故、 キハ書面ニ譲り候事も可在之、惣ては貴方の相場ニ基き進退致居候筈ニ付、大過ナキヲ信シ居 出来候哉も難計遺憾ニ存候、 不怠考ニ候得共、 発電の度毎ニ大概 方の御係員 一二貴店の 時 座候、 如従前 小生等常々輸 痴的請求と存候、 は騰貴一方ナリシニ近頃ハ著敷高低在之為メニ木棉織物類の取引一層難渋と相成候段、 而も注文主ヨリ出来レハトノ倚頼ヲ無碍ニ謝絶モナラス、 又或注文ニ対し定期船 へ同情致候、貴方より何故ニ照会なしニ確約スル哉不審也との御詰問、 best 二任スル外ナキ事ニ候、 「此直段ニ売約シタルニ付、 全体大西店員へ任せ居候事故、 入部 ハ小生一ト通り通読致候、 何卒、 員ニ対し、 但し注文大口ナルトキハ売直電信の必要可在之も、 何品ニ不抱、 の請求ヲ併電スル事在之、 可成貴店の安心サレル様、 是非此直段テ供給セヨ」と申様ナ無理ナ注文ハ無之筈 積付け船舶ニ付テハ無御除才当分ニ御分送被下候事 当店一手二占得セラレヘキモノニ無之、畢竟、 何程此方より安運賃ナル 又貴地相場の高低其他ニ付テも心付候事ハ注意を 余計二干渉せぬ様ニ致候為メ或ハ不行届の点 電信郵便共注意すべ 其都度、 黙過致事ハ在之候、 (実ニ方外ナル大差ナリ) 其冗電ナルヲ訓 小口集メの しと申聞居. 御尤もニ在 如此場合、 戒致居候 買主 ١ 双

アリ、 モ宜布候得共、 多少の ル直段の offer ヲ一周間 詢ニ六ツケ敷処ニ御座候、 ユトリを見て建直ヲ御拵へ被下候ハ、大丈夫ナルヘク被考候、 keep open の事不可能の由、是も御尤もニ在之候、 兎ニ角、今後大口ハ照合之上決定、 併騰貴の時 而も愚考ニ ハ夫ニテ

英国 度棉 再昨 Ŕ 輸出 ヲ研 夫ニしても数十萬の積立或は機械償却等のマージンを扣除して、 係ハラス、 を見込ミ売約致候様、 日の 原 花 窮スベシとの苦言ハ日本紡績家の注意スヘキ処と存候、蓋し年額二十億封度ヲ産出する印 産棉協会の政 制限 料 直段開戦前ニ比し四倍以上ニ 初耳ニ在之候、 の僅 新聞上、 0 ヲ加 原料供給難を呻ヒ居候位ニ付、 過半ヲ印度ニ倚頼致居 二 3 % 急劇下落の場合ハ此方直段大丈夫ニ見テ居候ダケ他の競争者ニシテヤラレ候憂 フル等の事在之候 のみを五千有余萬錘の紡機運転致居候英国 府ニ請願シタル項目ハ敢テ新規の事ニ無之、 別紙切抜 按する二英国の機業家は多く米棉及エジプト棉花ニ倚頼致居候事と存候 係員 の如き記事在之、 へ申聞居候事也 候彼等ニハー大痛 ハゝ、僅二三百萬錘未満の紡機 (最近リバプールハ廿四片六一ニ御座 今後も急ニ大ナル下落は 御参考之為メ同封致候、 棒ナ ĺ ヘク、 |の工業家の使用致居 寧口従来怠り居候印度棉 尚三割五割の配当ヲ敢テ致シ 須く警戒 (ヲ有スル日本の工業家と雖と 在之間 小口ハ可成直段ニユトリ 同記事ニも付記之通り、 敷 ヲ要する義と存候、 候) 相成、 加 フル 候ニ過サ 二印 尚直段ニ 0 度棉 混用 ĺ

居候日本の紡績業ハあまり二欲張過きと存候、 ヘク、然ラサレハ、 ヨリ以上の高価ヲ貪ラレ居候一般需用者の顔が立チ申サスと存候 早晚、 彼等の頭上二大打撃ヲ加フルの危機アル 如何?

## [欄外書込]

的忠告承知致候、 過般帰濠之バーネット氏より商品仕入方、供給者との交渉不行届等の件ニ付、 兼て我等の心配致居候事ニテ別段新規の義ニハ無之候得共、 種々友誼 次便ヲ以

て筆者の愚接と共ニ御報導可申上候

呉ラレ候趣、 組織変更ニ付、鈴鹿氏へ御報告旁古立君御上京被下候由、御苦労ニ存候、同君ニ於ても賛成致 御同慶申上候、 而シテ同家も近き将来ニ於テ株式会社ニ変更御目論見中の由承知

仕候

野崎店員南阿より無事帰朝之由安心仕候、 片桐店員ハ因幡丸ニテ去月初出発之由、 是亦無事任

地到着を祈上候

[兼松未亡人及び北村老母の病気快癒、 店員の病気入院について翻刻省略]

大正七 (一九一八) 年

以下四月四日認

て委員会の指名通りニシテ、 二積出方許可可致乎?、 ンへ交渉中の由、果シテ此方希望品類ノミ撰択許可可致乎、又は兼松・三井・大倉・飯田 三萬七千八百五拾俵の詳細、 両件共余程無覚束哉ニ被考候、米国其他への輸出も本季ニ入リテハ惣 昨年の如く仲買人等の撰定ヲ許可致し不居候 清水惣領事へ入電致候由、 昨日転知致候、 目下清水氏 メル 四店 ボル

ラス、 り詳報可仕候、 又々合計三拾萬封度ニ減少ハ聊心細ク被感候、 W先生一寸大スネの形ニ経過致候場合ナレ共、 電信ニテハ御返辞六ツケ敷処ニ御座候、 ウィッドン供給可能不可能の事等委細輸出部よ 一日も早く双方の妥協成立致候様祈居候 あまり政府の高飛車ナル体度ニ 嫌焉

夕

Top

処二御座候

増田 直下致候為メ大分面喰ヒ居候塩梅、 屋 ハ見込ニテ Hughes ヲ十五六萬前直のトキニ買約し、 ヨイ気味ニ御座候、 貴方着荷の納り先御注意御報告被下度 過日積出後旬日ナラスシテ8片ニ

右

北村生

第八二九号信 大正7年4月16日 豊浦丸便

シドニー支店北村寅之助

→神戸本店重役・東京支店前田重役 [「MAY. 9. 1918」のスタンプあり、受領日か]

拝啓、筆者ブリスバン出張中の処、予定より一日早ク去十二日帰店致候、不相変頑健ニ付御放

慮可被下候

貴信丹後丸便 432 号及賞与金配分案

入江君三月九日付 棉糸問題 始末書

四方君三月十三日付同意書其他ニ関スル通信

三月十二日付 11 其他ニ関する私信

豊浦又ハインダス丸便前田君二月廿七日付同写

前田君二月十六日付本店重役宛写二通(南阿の件)

- 二月廿六日付南米松木店員宛写
- 三月一日付本店輸出部宛写
- 三月十一日付北村宛丹後丸便号外
- 2 三月十三日付 2 前田君私信

外ニ前信写及新会社組織改正案其他のタイプ書類

前状の写等到達、是亦拝見仕候 而シテ昨日平神丸入港、 四方君三月十六日付寸楮及ヒ六年度九ケ月分決算後の処分貸借表外ニ 筆者帰来、

早速拝見致候

重大事件の輻輳 今回 認メ難く大ニ心痛仕居候旁、少々無理乎共相考へ候得共、軽忽ニ決定すへきニ無之、且ツ藤井 君も既ニ帰朝致候間、 候得共、或点ハ未タ十分の成案も無之、今便御受け致兼候ノミナラス、 の御通信ハ啻二大幅ナルノミナラス、種々の重大事件相集り居候為メート通り一再披見仕 大沢店員の出発前、 至急ニ前田君此方へ 御来遊被下度、 到底書面通信 昨日不取敢、 ヲ以て相 前

大正七 (一九一八) 年

田君宛打電仕候、

前田君ハ東京在任と存候得共、

何れハ各重役御協議の必要可在之と存候間

六九

特ニ本店経由と仕候、 其際関楹次店員の進退ニ関する暗号失念仕候段御断申上候、 午後追電仕

不悪御承知奉願上候

篤と御協議仕度希望ニ御座候、斯くするトキハ六月末決算報告賞与配布の事ニ後れ候哉 安芸丸ニテ或は其前ニテも香港又はマニラ経由ニテ便船アラハ前田君の御足労を煩し、 新会社組織の結末ハ本月一杯ニ無事決着、 商店非常の場合ニ付、多少の延引ハ差支無之哉と奉存候間、 既ニ開業の運ニ可相成ニ付、多分来月十五日出帆 前田君 ハ六月下旬当地出帆 ミニ 存候 於当地

0

の安芸丸ニテ御帰朝被下候上、諸事決定相成候様御願申上度祈望仕候

二際 合ハ差支ナキ筈との議論成効の趣ニテ、元の予定通リニテ登記申請可被遊事ニ再決の由奉賀候! 事ニ御内決 ĩ 類似の名義ニ付不許可ニ決スラシク、為之、 の由承知仕候、 然ル処、 四方君三月十六日付追信ニ由レハ、不正競争等の拠ナキ場 前会社の名ヲ兼松貿易合資会社ニ変更の

無滞惣会も相済候事と奉遙察候

新会社の登記

電報御催促恐縮致候、 既報之通り目下調査中ニ在之、 次周ニは御返電致し可得考ニ御座候、 実

前記御返電仕置候

棉糸問題

関店員

但し公然 Profit ヲ電信セヨハ少々恐縮致候、 小麦其他の件ニ守田ヲ執務為致候ニ付少々延引の処、 例のセンサ 不悪御免可被下候 Censer も在之際ニ付、

如此場合二

"Balance" と御打電被下候方穏当と存候、 為念申添候

ニ付テ前田君御来示御尤もニ御座候、 藤井君の意見も可在之候得共、

小生ハ貴説賛成ニ付、

如

ナル 論一 前田 ヲ存 投機的見込買付けの失敗の御通信は霹靂の悲報、大ニ喫驚致候、前田君の御驚愕もサコソと御 過去の事件ニ対し何等疚シキ処ナク、 二不似合ニシテ夢想ダモセサリシ大失体は浩歎之至ニシテ、近時の一大恨事ニ御座候 察申上候、 事、 し、又品物の性質ニ於テ飽迄必勝ヲ期シ冷静ニ研窮シテの事ニシテ、今日と雖とも筆者 時の事ニシテ毎時継続致候様の考ハ皆無ニ御座候、 一君はモスリン定期見込の事を執拗ニ続論サレ候得共、 南阿羊毛見込買入ニー同賛成シタルト変リナシ 如命、 今日の商 :店財制上より見れハ其損額は大シタル事ニハ無御座候得共、 亦 タ悔恨不致候、 何とナラハ一時の変態ニシテ臨機応変 而シテ其元ニ着手スルニハ種 (前田君ハ不同意ナルモ不知候得共)、 此方の愚見ハ一再上伸仕候 通 Þ ŋ, 0) 理 由

特ニ如前述いつも定期ニ手出シスル考ナケレハナリ

考フ、 持品 込説 仕候 者の混同スヘカラサルヲ知ルベシ、 昨年十月三日 行事ニ着手致し居ラサルヲ弁明セサルヲ得す候、 の杞憂説の出 スリンニ迄波及セシメタル者ニ不 所分と同 を誘惑シ 田 君 若し棉糸の 棉糸見込買入とモスリン見込買入トヲ同一の出来事、或はモスリン買入抔が棉糸見 タル ル毎ニ、 .诗 の事ニシテ、 = 敷の 売 事無カリセハ優ニ持耐 ĺν 我等 可 如く御考へ 力 ハ ラサル 棉糸の投機的買始メハ入江君始末書の如く昨年七月六日也、 「猫も杓子も買へハ -外候、 相成候得共、 「モスリン」迄モ其利益ヲ天秤ニ掛ケテ早売サ 而シテ今日二於て愚按する二、棉糸の失敗アルカ為 筆者ハ同じ事ヲ操返し追責スルヲ不好 ヘラレタルモノト考フ、 モスリン見込買入の事ヲ此方より発電シ 尚本件ニ付テハ愚説在之、 儲カル」 的架空の且ツ薄弱ナ 故ニ当局者ハ棉糸 為後念他日 ĵν 候 理想 1得共 レ タル の失策ヲモ ラ以 ベメニ其 開 前 モ 以 タ ラト 伸 テ テ Ĵν 田 商 面 可 君

部 二迄も 類 0 々署の督励ハ我商店の一大急務ニ付、 この発展 将 輸出 来我 輸出 サ ヲ促し、 レ居候趣、 品として多大の前途アル 啻ニ南阿濠州 詢二 盛大の事と奉存候、 如キニ止ラス、 前田  $\wedge$ 丰 ハ御 君の南米出張抔ハー 従 実二世界各国二及ヒ本家本元たる英国 同 て今回 様常々注視 |御来 示 ヲ怠ラサリシ処、 時中止シテ本店の事務ニ御 の棉糸失態無之共、 特ニ開 本店 米国 戦已来、 抔 加 出

候間、 候、 候、 部署担任の事ニ交代御取計被下度奉希望候、 テ、 ニ気ニ入タ 働キ居候事 ケ間敷失礼 も難計、 言として深く感謝致候処ニ御座候、 本店係員の不行届ニ付懇篤ニ忠告在之、 勢被成 前田君よりハ 0 遣ひ方ニ ーネ 夥敷金 態々昨夜前田君宛別紙写の通り発電致たる次第二御座候、 下度様、 果シテ然ラハ、其出立前ニ棉糸織物の緊要ナル品の仕入係員ヲ交迭サレン事ヲ希望致 ル /١ ット氏 二候得共、 市 日 力 同一視致候得 如く、 先日 IJ 棉服 テ充分役ニ立ツ男と確信致候間、 ーモニカの件ニ付、 の話中、 地・ 再上伸仕置候通り二御座候処、 事件ハ重大ニ付、 同氏ヨリも 共、 タオル・フラネレ 妹尾店員が金巾其他の大物の担当ナルモ、 到底不行届ヲ不免、 同人の不品行ニ付、 而シテ前田君、 御厳責状?写拝見仕候、 敢テ無遠慮諫告仕候、 全く懇親ナル同氏ニシテ初 尚次便補筆可仕候、 ット等重要品の仕入方ヲ命セラレ、 若シ御同意ナラ何卒此際国包生ヲ 同時二同氏滞在中、 若し当地へ一 大二異見ヲ加ヘタリと友誼的忠言も在之 過日来両度バ 併同人ハ御前生と殆ント同一ニ 不悪御承知之上、 草々 貴方の事ヲ海外より彼是指図 寸御出張被下候事と相成 メテ披瀝シ呉候、 ーネット氏ニ会談、 同人ハ正直ニ告命ニ大ニ 国包生の 働き振リハ大 妹尾氏ハ他 御賛成在之度 使テ相場 他 Ш 其都 候 0 哉 金 0 度

右 北村生

## 第八三○号信 大正7年4月25日

[「MAY. 23. 1918」のスタンプあり、受領日か]シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役大正7年4月25日 丹後丸便

拝啓、前郵後、本月廿二日新竹丸入港

前田君三月廿三日付北村宛及廿五日付私信貴信 433 号三月廿七日付、入江君四方君同日付二通

三月七日付本店重役宛写

三月十八日 〃

三月十九日 〃 古立君宛

三月十九日南阿南米出張員宛写

株式会社兼松商店株主名簿

〃 株式引渡申込払込及株金領収証

兼松商店定款謄本

創立ニ関スル事項ノ報告書

謄本、検査役ノ調査報告

創立物会決議録

臨時惣会決議録 肥料ノ件、重役報酬ノ件

"

等入手仕候得共、未夕読了の時間無之候、外ニ奨励会規約は夫々配付仕候、

新会社設立の披露状印刷物拝見仕候

署名之上、後送可仕候、新店員の通知書五、

履歴書四枚も到達致候

加入者委任状等は

創立上惣ての御手数済ニして愈四月一日より御開業之由、 目出度奉大賀候

店を濠州独立の商店ニ変更の案、 外国ニ於ける名義の件、四方君御来示敬承仕候、藤井君帰朝之上、 実施之上ハ自然解決可仕候 説明被下候筈のシドニー支

熟議之上、

無違算樣御計画御注意奉願上候

仕候、 本店近来頗る狭隘と相成候ニ付、 如何ニも御尤もの提案と賛成仕候ニ付、 居留地所有地へ仮建築の御協議在之候趣、 早速 "Building agreed" と返電仕置 前田君御来示承知 候 尚御

督者 但し寄宿舎用として三階増築案、 の難問題 アル ノミナラス、若者の寄合ニ付、 御趣意 ハ如何ニも同感ニ御座候得共、 第一火の 用心抔の危険ハ無之哉?、 前田君御来示之通り監 此件 .<del>i</del> 再

思を煩し度候

三ケ月仮決算

の仮、 記入スヘカリシモノニ付、 ル趣、 店よりの会計報告の勘定尻引合表ニも記載ナカリシヲ以テ、此方ニテも浮カリ輸入元帳ニ付落 発見ニ付、 京支店輸出品代金小計 予算三萬二千円余の御仮定よりも大ニ減少致遺憾ニ存候、 漸く調査済ニ付、昨夕発電仕置候、 甚不都合ニ付大ニ係員へ譴責致候様ナ事ニ御座候、 昨年十二月の決算済と相成候、 此三ケ月の利益ニ於テ減少致候次第ニ御座候、 £ 1364. 10. 8 昨年末· 九ケ月 則 のインボイス類ハ当時到着致候得共、 而シテ本年二月七日付の伝票前月接手、 £2164. 7. 11 の輸入部利益 の純益ニ御座候、 の内 然ル 即右 不悪御承知奉願上候、 より引去ル 処、 の金高 昨年十一 ヘキ筈の処、 ハ昨年十二月〆切の 是は貴方四方君御来示 貸伝票ナク、 月中、 初 夫ニシテモ本 メテ心付キタ 本年ニ入リ 安芸丸積東 又本 際二

店の帳簿ニ於テも十一月より翌年二月初迄付落の侭ニ経過シタルカ如し、 会計部出入差引尻ニ

於テ能ク無事ニ勘定が合ッタモノト不審ニ存候

収入致居候等ニテ、三月末迄の受取金 昨年十一月より輸出取扱羊毛の手数料の一部及ヒ本季は Coss モ年 £750 の割ニテ俸給月割 永年営業のお蔭ニ御座候、 ブリスバン行旅費(羊毛ニ付) £1865.12.4 二上り居候事、マンザラ捨タモノニ無之、 ハ政府より下付相成候間、 店の旅費

広東保険会社の割戻金 £293 余ハ別紙会計部報告之通り、 正金銀行為替を以て送金仕候

中ニハ付出し不申候

馨君離縁

[兼松馨氏の退社について翻刻省略]

古立重役辞職

此元 825 号を以て激烈ニ警告致候所以のものは、大ニ劇励して将来新規ニ慎重 御希望の件、前便前田君来報ニ接し一驚致候、全く病気の為メナレハ是非モナキ訳ニ候得共、 商店の為メ又御本人の為メ改善ヲ促す目的ニ外ナラサリシ義ニ候得共、 既ニ其行違ニ仕事 の注意を喚起

大正七 (一九一八) 年

七七

前田重役来濠

と御憤懣と存候得共、

がイヤニ成り、

退職御希望ト相成候てハ萬事休すと可申敷、

商店の利害の為メニハ詢ニ不得止直言ニ御座候間、

謝候、 此際操合せ一寸御来遊被下度発電致候処、安芸丸ニテ五月中旬貴方出帆、 古立君勇退ニ就ても一篇書面の往復ヲ以て簡単ニ解決すへきものニ無之、 仮定同船ニテ直ニ御帰朝被下候共不苦、篤と御対談申上度存候、且ツ前任より既八九年 御出 其他重要事件も多く 派可被下 の由奉

尠奉存候

こも相成候

間、

寸でも御来遊被下候ハ、百聞一見ニ如かす、

緊急要談之外、

間接の利益も不

御返 評価 を書く時間無之、 ニテ中々ニ疲労を覚へ候 ·辞可申上要件、 御洞察可被下候と同時ニ延引御免可被下候 沢山在之候得共、 ノミナラス、 今便詳悉仕兼候間、 次周ハ又ブリスバン出張ニ候間、 後便緩々上伸可仕候、 気永二考へて手紙 不相更、 羊毛

夫ニしても定て余計な事を謂ふ奴

不悪御了解在之度希

ニ 付、 古立・入江 ・前田三君よりの御来示承知仕候、 今更何と申ても致方無之候

気のある事と存候、井島君の話ニてハ高橋泰二郎氏ニも野沢屋 前田君御来示中、元千住所長加藤主計監及杉野氏の横浜野惣へ入店の事、 へ入店の勧誘あり、一 彼等も確二羊毛ニ色 寸考中の

杉野氏は羊毛取扱せすとの条件ニて三井退社の由ニ候得共、

如命早晩此方面ニ着

手するは自然の趨勢と存候

由ニ御座候、

成、 と奉存候 損の外、 同船ハ去月已来ブリスバンニ寄港修繕中ニテ、来月初ナラサレハ出帆スルニ至らすト云フ利足 見込買ニテ大分頭痛の模様、仮ニ十五萬封度ニ付八片の差と致候ても五萬円近くの喰込ニ可相 既ニ前郵ニも申上候増田屋ハ東京支店の取計ニ哉、又ハ当地鈴木の取計ニ哉、Hughes Top の 加之、其 小麦ハ時機二後れた損害も不尠と存候、我等ハ同船ニ何の積荷ナカリシハ非常の僥倖 Top を宇品丸二三百五十俵積入れ、外二小麦二千噸斗も同船ニ積入候処、 生憎

大正七 (一九一八) 年

今便添書致候アドレードの酒屋ウエアー氏、

貴地出張の上

"Sugar Sprit 66% overproof"

酒精

七九

者ハ不参ナリシモ)一度饗応シタ事のある男ニ御 勧 製造出来候事と存候、 品供給あらハ買入度希望の由、 る哉も難計候、 物と存候間、 同人は全濠銀行其他より三井物産其他への添書持参致居候得共、 コール」と存候、 ルモノゝ 誘致 し置 由二御座候、 候、 藤井君若し御手透ナラハ御対談被下度候、 添書写別紙同封致候、 同 戦時ニ輸出可能ニ哉不明ニ候得共、至急御調査之上、同人へ御交渉被下度候 人 は格別の 而シテ本品は十数年前、 ドラム入か或ハ 人格もなく、 是は戦後欧州 御披見置可被下候 Oak Cask 入必要ニ御座候、 Wild の男ニ候得共、 よりの輸入杜絶ニ付、 製糖会社ニテ売出し候「ラム」と称へ 陸候、 前年筆者同船ニテ帰朝し、 休暇漫遊の目的ナレ共、 可成貴店ニ寄リテ商談可致様 言ヲ守り、 楢ダモ等ニテ入物は ラム・ ジン等の 金は大丈夫の 或は商売ニ成 西店ニテ(筆 原 候 料 ニニ供ス 容易ニ ア ĵν

#### 欄外書込

金高 或ハ寡聞ニシテ、実際承知不致候、 当地方ニも精糖会社ニテラムは製造致居候得共、 の手合出来候事の様被考候間 併若し貴方より供給 充分御研窮被下度候 アルコールの 出来候モノトスレハ相当大ナル 低ニテハ取引の有無未定

[病気見舞いの謝意について翻刻省略]

小村商店

[兼松夫人の病気について翻刻省

入スル 識致居候得共、 御承知之通り、 義ニシテ、幸ニ貴重役ニ於テ御同意ニ候ハゝ御実行を希望する様申上候由ニ御 の義上伸仕候事、 楽ナ処ニハ達し居らすと存候、前田君より御注意被下候当店輸入部より同人の仕入品引受云々 果シテ如何、 ハ帰朝の事と存候、茲ニ於テ小村君ハ初メテ独立スル事と可相成乎と存候得共、 之通り今回は多分横浜の共益商会との関係絶縁の決心の由、 富三郎 トキハ) 過日安芸丸ニて久々帰朝致候間、 昨年来大分手元ニ余裕の出来候程は収益を得たる哉ニ聞及候得共、 情誼ニ陥り可申杞憂在之候間、好き加減の点迄取引可然哉ニ奉存候 小村君ハ商売熱心ニシテ自身倹約節制致居候事ハ同人の美点ニ在之、 例の無き袖は振れす、萬一行詰り候場合ハ此方より保護セサル可カラサル 小生ハ賛成致居候義ニハ 無之候、 既二御 右は大西生より貴店輸 面会被遊候御事と存候、 果して然ラハ、 出部 小木曽氏も年内ニ 藤井君既 陸候、 御相 未だ々 例の金融の点 我等も認 談申上候 藤井君も 々中々 御 聞 及

大正七 (一九一八) 年

種

一々口

上ハ

当方係員ニテハ先以て金ハ大丈夫なるへきニ付、

増田屋其他ニテも小村の注文引受可申ニ付、

ボリーハンテー 在之候得共、当

此方ニテ之ヲせぬは

当店ニテ取

扱

サレ

先は右迄、草々

損也と申ニ決着致候、

此辺御賢察之上、可然御斟酌被遊被下度奉希望候

北村生

# 大正七 (一九一八) 年

# 第八三一号信 大正7年6月19日 安芸丸便

要事件の解決すへきもの多く、然るニ羊毛評価継続ニ付不尠疲労を覚候上、毎月一回ブリスバ ン出張の命令ニ接し旁心ニ掛りなから当時気分悪敷執筆相怠り候段、幾重ニも御断申上候 拝啓、去月廿四日日光丸出帆の際、種々御返辞申上度義輻輳致居たる事ニ候得共、 シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役 [「JUL. 27. 1918」のスタンプあり、受領日か] 其前より重

其後、 リシ為メ船中より重要事件の相談を運ヒ、粗解決相付き候ニ付、予定の通り前田君ハ今便帰朝 相成可申候、 日同船ニ便乗帰店致候、幸ニシテ季節の最終ニ際し前周ハ休会、今周末より評価再開 本月一日よりブリスバン出張中、八日安芸丸同地寄港、早速前田重役の安着ニ会し、九 詳細同君より説明被下候筈ニ候得共、為念茲ニ御受申上候 の日順ナ

個人の保証

日光丸便前田君四月十日付重役状第一号

M —

뭉

五月十日着同時二取締役決議録第一 号 (四月八日) 拝見仕候

弥彦丸便前田君五月一 四方君 日付重役状第二号 1/9 葉

10/15 葉

" 16 一葉

"

藤井君

"

同大正七年一月より三月ニ至決算書類一括

十七日天正丸便四方君 右本月十一日到着、ブリスバンより帰店後拝見致候、外ニ取締役決ギ録二号三号共、 22/5付重役状第三号・同決ギ録第四号、 正金銀行へ挿入ルヘキ保証書 越テ本月

写到達、夫々拝見仕候

上同封返上仕候、 ヲ正金銀行 合資会社無限責任社員等は今回株式会社重役と相成候、 挿入の件、 印形は古立君保管被下候ニ付、捺印可被下候 御来示承知仕候、 如 命 Copy は此方へ差扣へ、他の一部へ筆者署名之 同時ニ個人資格ヲ以て連帯責任保証書

之義ニ候得共、再撰御送付の決議ハ亦タ多少の変更致し居、前田君より説明も承知仕候間、惣 第一号から四号迄拝見仕候、 り御実施被遊候事と奉存候 て貴案ニ賛成する事ニいたし、 ハ古立君 431 号三月五日付接手の際ハ、別紙貴 Copy へ朱書記入の如く筆者多少の異見モ在 御決定の件、 本月十二日同意之旨返電仕候間、 何レモ御同意仕候、 其中第一号の店員昇給ニ関シテ 貴店の御都合ニテ七月一日よ

決算案及賞与

算(九ケ月〆切) 古立君三月十三日付 432 号より御通喋被下候本年三月九日貴重役の決議ニ係ル大正六年度決 分方、15%配当、賞与金其他ハ四方君三月五日付御説明之趣ト共ニ敬承致候 処分案、 御返辞延引致居候処、三月九日付貴表之通、八十一萬三千余円の処

**仕置候間、** 於テ二三変更の希望在之候間、 其内重役ニ対スル賞与分配方ハ別項ニ記載可仕候、本店及東京支店其他の出張員等ニ対スル分 ハ惣テ貴案御同意申上候、 左様御執計被下候義と存候、 而シテ当支店分ハ大体ニ於テ貴意の存スル所了解仕候得共、 支店御割宛高 但し小生希望ハ如左 ¥31,850 ハ全額の侭ニ御振替被下度、 過日打電 筆者ニ

大正七 (一九一八) 年

貴案 改正

大西 ¥7,500 ¥7,800

小池 4,300 4,200

広戸 4,500 4,300

聊の事ニ御座候間、

不悪御承認願上候、

其他ハ原案之通ニ御座候事ハ、過日豊浦便ニテ前田君

既報済二御座候

吉江正宛 ¥750 は同人懲戒処分と共ニ賞与没取と相成候趣承知仕候

又本年三月末日ニ終ル三ケ月分の臨時決算ニ関し、貸借対照表三号ニ区別シテ御詳報被下奉多

謝候

株式会社へ負担ヲ移転シタル諸税金概算七萬円の保留として、 次期決算利益保留宛ニ持品代金直下ケ其他ニテ御保管相成候趣、是亦承知仕候 右決算の際、 数口合計二十三萬

(因記) も区別シテ保留サレ居たると記臆仕候、 是迄諸種 の理 由 の下ニ利益金の中受ケ勘定ニ相成居たるもの数口、 御如才も無御座候得共、是等の勘定ハ会社組織 或ハ 拾数口 新築設計図面

変更と共ニ本店元帳直轄の処へ纏メテ御記入之上、因襲の混雑ヲ御一掃被下候事ニハ相

成不申哉?、 可成は帳簿の簡単明瞭ニ相成候様祈望致候

着、 前便ニも一寸申上候、 去月十一月より本年二月二至ル間、 貴店の帳簿能クモ毎月末ニ Balance が符合シタ歟、 貴方より当会計部へ伝票不到

甚タ

ヨリなく存居候

其間右付落二心付カス、

而シテ此三ケ月の利益通計約廿萬円ニモ上り候得共、 其内五萬円ヲ雑費トシテ奨励会ニ寄進し、

残高より十萬二千円余ヲ前年末切の利益ニ対する所得税未納分ニ当テ、五萬円ヲ積立金ニ廻シ、

差引残金弐千四百円計ヲ未亡人報酬金ニ支払、 全部所分済と可相成の由承知仕候

所有土地家屋の減価の説明も了解仕候

前 田 重役携帯分拝見仕候、 何分素人ニテ今一段会得仕兼候得共、 何卒、 無手抜充分御注意之上、

ヤリ損しナキ様奉希望候

来年早々移転の運ニ相成候ハ、好都合と奉存候 但し費用ハ此際ニ付、決断之上ハ少々余分ニ相掛り候共、可成早く竣工相成候様御尽力相願ヒ、

大正七 (一九一八) 年

八七

当支店独立案

共コンクリイト設計ニハ出来不申哉、 育ニ経験アル老先生ヲ得テ監督の任ニ当ラセ度存候、 青年店員寄宿舎設備の件、 其趣意大二御同感ニ在之、 是も御研窮被成度願上候 而シテ火の用心の点ニアリテハ三階二階 何卒、特別ニ雇入レルトシテモ相当の教

二関 も研窮中ニ候間、 上の事ニ相成候哉の意向ニ御座候、筆者法律ニハ不勝手ニ付鵜呑ニも相成不申、守田生ニ於テ 分の処在之旁、至急決定ハ或は不利益歟も難計旁、 Ĺ 藤井重役御来示モ在之、 延引の段宜布御断申上候 前田君も趣意は賛成ニ候得共、 出立前一二研窮之上、若シクハ一旦帰朝之 会社規約の草稿ニ今一段不充

但し戦時利得税ハ結局不成立と相成可申評判ニ御座候、 然ラン事ヲ希望致候

前便豊浦丸ニテ前田重役より、不取敢、

御報告被呉候通り

- 国包店員南阿出張、 中 井生と交代の件
- 店輸 小池店員ヲNZ各地及濠州メルボルン・アデレード一巡回之上、年内ニ帰朝セシメ、貴 出部加勢之件
- 片桐 御前南阿出張交代之件及当支店員の交代等

幸一 モ可 何れも筆者同意見ニ御座候、 成外出係ニ操上ケ度、 級の準 店員ニテ宜布候間、二名斗至急御派遣被下度希望ニ御座候、 筆者の希望ニ御座候 就ては当店輸入部のインボイス又は荷物出入の計算役トシテ前田 而シテ今村・ 溝渕 両

生

店員妻女携帯、 愈丹後丸ニテ貴地出帆之由、 貴電ニテ承知仕候

新入店員候補者ニ就ては中々 世間 の振合も在之候間 の御骨折 成行御取計願上候 奉謝候、 何卒、 相当の人物聚集行届候様奉希望候、 手当

増加 筆者 レサ 例ニ増給スル事ハ大ニ考慮ヲ要スル処と存候、 ノ為メ、少ニシテハ個人其者の為メ痛歎羞恥スベキ恨事と存候、 テ兼松型と称スル事と理解致居候、 ハ生活 ル  $\bar{\exists}$ 余弊、 何等異議無之候得共、 二困難ナラサル限リハ給料の多寡抔ハ眼中ニ措カス、一 ク、 前便前 壮 年有為の士 田君より申上呉ラレ |モ兎角金銭ニノミ注目 未婚者ニシテ四五十円格乃至其以上の人達も薄給者の昇 然ルニ近時文教の方針中、 候通り、 元来、 薄給店員の生活 進退ス 我等兼松商店ト生命ヲ供ニセント ル ノ傾. 意専心献身的ニ尽瘁スル 徳育修養ニ付き何等重キヲ置 向 難 世間の進歩ナルモノガ、 ノ著シキハ、 ハ大ニ同 情致 大ニシテハ 候 間、 或程 給と同比 者ヲ以 ・スル 国家 度迄 兎角 者 力

我等 ルト 長の遺志ヲ継承スル上ニ於テ、一日モ此心ヲ忘レサル様後進店員等ヲ御訓導被成下度、 ニ反スル保守頑固ナルモノトシテ、 アメリカ流 上 同 の主論 候 .時二遂ニ亡国ニ至ルモ未タ知ル可カラス、戒心スベキ義と存候間、 ニ一致スルニ至ル の悪敷点ノミヲ慣用セントスルハ擯斥スヘキ最要ナルモノと存候、 時アル 或ハ採用スル ヘキヲ確信致候、 人無尠と存候得共、 然ラサレハ日本ノ道徳ナ 日本の世態 貴重役ニ於テモ故店 ĺV 如此 モ 0 ラハ 要部が早晩 議 論 伏テ御 消 当世 滅 ス

\_準店員不行跡の叱責処分について翻刻省略]

林店員支配人登記案ハ藤井重役の御異見御尤ニ奉存候、 として委任状ヲ以テ店務ヲ見ル事、 賛成ニ御座 候 前田重役御変更の「東京支店長心得」

今暫時 以上 誘セス、 故店長紀念会ニ関シ、 もニ存候得共、 商店の資格ニ於テ醵金の事、 従 須く本人の志ニ任す事ニ致候ハ、 前之通りの方法ニ由リ 初 メの予定三拾萬円も今日 一定の金額ニ達シテー旦〆切之事、 醵金 寸難問題と存候、 継 続 格別苦痛ハ無之筈と奉存候、 可然奉存候、 の金の値打ニ致候ハ 而も今日 但 前田君より承知仕候、 し下級収入者ニ対シ ハ漸く其半額の集金ニ不過旁、 ` 甚軽少と相成候 然レトモ本件 テ Ź 如何ニも御尤 強 左 り迚、 ハ是非未 的 ]二勧 夫

棉糸不始末

亡人の壮健の時ニ於テ執行仕度精神ニ付、 而シテ紀念物件方法等ハ山 川勇木翁へ撰定依頼可然奉存 大正十年春、 候 即故人の十年祭ハ最適の時機と存候、

二帰 与サレ合計 関楹次店員の諭旨退職 末を回顧し、 対し貴方重役諸君ニ於て種々御注意被下候ニ不抱、殆ント其功果ナカリシハ全く本人の不心得 する処ニ御座候、 ¥16,325将来安楽二活計相立候様注意被致候樣、 今回退職ニ際し持株の価格割宛寛大ナル外、 ハ一面本人よりも其妻女ニ対し気の毒ニ候得共、 ニ達し候事、本人ハ大ナル仕合と奉存候、 乍蔭祈望致居候 何卒、 功労金?と称 同人今日迄の不勉強 年輩より既往の不始 し三千円を附

時ニ昇任すへき筈と存候得共、 上滝準店員を今回特ニ店員ニ昇任御希望之由、果シテ然らハ、今村・溝渕・沢辺抔の先輩も同 何歟多少の御理由も在之趣、 前田君御話ニ付御 同意申 Ė

脆弱、 此件は入江君ニ対し詢ニー大恨事ニ御 ル」ニ原因 ニ奔弄サレ 敢テ此大胆ナル投機ニ着手セサル可カラサル動機ト見ルヘキモノナシ、 タル スルカ如しと雖とも、 モ ノト存候、 如 何ニも当支店の貴店 其見積損金や貴示の如く僅二六千円前後ナリシナリ、 陸候、 而シテ三月九日付始末書を研窮するニ其事 の承 諾ヲ得 スシテ 確約定ヲ成 所謂 シタ 何 歟 ル 当時棉 理 タ 魔神 一頗る ル実情 成居たるニ哉?、 其転買利益金五千百円ヲ得タリと在之候得共、 危険ナレ共損失填補の好手段トシテ、 の損 尚記臆ニ ハ本店の損ニ付、 新ナル 何等の御説明なし、 処二 填補 御 座 の途ヲ講窮中、猫も杓子も棉糸の思惑買ニ奇利ヲ博し居候ニ付、 候 協議之上、定期買入二着手、 数年前ニも原料買埋の機会ヲ失し四方君大ニ心 其間四千五百貫目のタオル原料の 七月六日より八月七日迄ニ )買埋 配 サレ 如 何相 A

而シテ約定品成立ニ応し、

成行二其時々々原料買埋メ方針確立の事ハ前田君も同意見ナリシ様

所謂猫も杓子もの風潮ニカブレ、更ニ深入サレタル心理状態ヲ洞見スルニ苦ミ申候、 先ツ〆切トナスヘキニ非らす哉、 の勢ヒナル熟語アリ、 |験ナルハ勿論の事、思惑ヲスルニシテモ品物の直段ニ 又按する二若し六千円の損金補充の為のみの目的ナリシナラハ、 是ハ初メヨリ損勘引続き無止アセッテ深入シテ、ヤリ損スル人在之候 而も肝腎の原料 この買埋 ハ上の空の何処へやら飛消し、 根拠ナカル可 カラサル 五千百円ヲ得テ一ト 基算モナク、 世ニ騎虎 相場ニ

#### 欄外書込

此処少々徹底不致候得共、

書直シ面倒ニ付其侭ニ致候、

御判読可被下候

静ニ考察シテ得ル 底直ナルベシ抔、 廿手ナリ十六手ナリー俵の実価ヲ慥メ、夫以上ハ所謂空漠ナル テ貴方の相場ヲ忖度スヘキニ無之候得共、米棉の相場より日本ニ於ケル工賃等ヲ算当シテ棉糸 タルハ全然投機の目的ニ出タル状態と存候、 の言訳在之候得共、 原料買埋ヲ看過シタル為メニ六千円のモノが日ヲ追フニ従テ壱萬五六千円の損勘定トナレリと 而も貴方のヤリ方ハ原料の買埋ヲ怠り、普通資料ニ縁遠太物ニ手出シシ(五千余円ヲ得たるも、 昨年 モノナルベシ) 果シテ然ラハ、壱萬千円も余計の損ニナリタルハ貴店の失策ニ非ラス哉 来 再上伸致候処、 欲張過キ、 其都度粗符合致居ルニ非ラ 宜敷何等の基算ナク(筆者曰ク、七千里外より敢 忽チニシテ地獄ニ墜落シタルハ全く自業自得ナリ、 相場の え哉、 鞘直ナルヲ 徹視シ、 是レ 岡眼 八 目二冷 此辺

上と リ、 竟、 然レ共、 ラ貴方の無能ニアキレ申候 鵠ヲ誤マラレ の限ニ無之、 頂上デ買入レ、 三月限の 而も膝とも談合也、 商売上の定見欠如、 若し期 (四方君ハ買フ時ハ協議ニ加ハラスと御申越ナレ共) 九百俵 貴方二於テ糞落付キニ落付き、 日切迫の不得止場合ナラハ十・十二月限の小三百俵ヲ見切り形付ケル タル 我等過去ヲ攻撃スルニハ無之候得共、 売ル時ハ殆ントドン底の安直ニ見切ラレタル、其商売の下手サ加減、 ハ十二月中旬ニ於テ見切ル ハ返ス返スも遺憾千萬ニ御座 所謂腹ニ極印ナキニ基因致候事と存候、 何故二此方へ御相談ナカリシ二哉、 自家の責任負担ヲ覚悟シテ、 ノ必要ハ何レニアル哉?、 候、 後日 我等迚左様の場合宜敷分別モナカリシナラ の為メ敢テ操返し候所以 在之、 間違フ時ハ間違フモノト今更ナカ 其結果、 如何ニも当時大心配之極、 買フ時モ売ル時 ウント持久ス可 買フ時も無望の高 共、 三御 [座候、 モ協 カ 詢ニ批評 月よ リシナ 正 畢 0 n

銀行 の損ニシテ、 萬七千円之不足ヲ生シタル メ六千円の填補 0 ヤリ操迚も、 此上二六千円の不足ハ矢張其侭不足勘定トナリタルモ、 0 自的 左程六ツケ敷事ニアラサリシナラント被考候、 (四千五百貫ニ対シ六千円ノ不足)カ僅ニ千二百俵 ハ全ク比較ニナラヌ次第、 加之、差引八萬千九百円の 此棉糸の進退 他品と差引ニテ の小 俵 損 の棉糸ニテ八 大失態より ハ貴方見込 一杯ニ相

昨 年十一月廿八日付入江君詳報ニ由れハ「此四千五百貫斗の分ハ今日迄原綿手配見合せ居たる 成居候ニハ無之哉?

結果、 す々々も残念二存候、 此詳報ニ由レ 候得共、 此棉糸の失策アリタル為メ、 認メラレタル入江 テ十分御注意行届キ候ナランニハ、 ハ幸甚云々」 一概ニー攫千金を夢想サレタル結果、遂ニ非常の高価ナル経験ニ相成、其苦心中ニ右の詳報を 時は壱萬五七千円の損害を予想したる分、後の注文と平均して損なく手当行届きたる ソンナ事ハ玄人ニアラサレハ到底不可能事と奉存候 ト在之、 . ハ 君の心中、 原料の買入方ニ付テハ相当ニ御研窮被下居たる様存候、 古立君より一時薄利二見切又好機二買直し乗換云々、一再御来示二接し 則チ又タアワテズニジット待ツ居テモ格別の損ニハナラサリシ也、 如既報モスリン転売の大犠牲ヲ生 乍延引御察申上候 如此悲惨ナルヤリ損シハナカリシナランニ当時ハ (夫トハ知らず、 し、 此元 通算廿萬円前後の損害ハ 823 号ニテ返事済 惜哉、 七月初旬二於 軽 一々浮 加之、 返 Þ

決定ニ 却説、 ト成リタルニ至リテハ軽々看過ス可カラサル次第ニ御座候、 加フルニ重役 の負担ヲ重クスル 配致呉ラレ候、 逢着致候 右損害金填補之義ニ付、 ノ知ラサル事も鈴鹿氏 此方も大ニ討窮致候、 ハ聊酷ナルカ如クニ候得共、 入江君の始末書末項の提議も在之、 ・古谷氏ニ迄漏洩シタルノミナラス、 原来、 商店の利益 同君自任 の如く重役一体ニ協議ヲ経サリシ事、 の為メニ敢行シタル事件ニ付、 旁種々斟酌詮議之上、 亦夕前田君ニ於ても種 店員 0 過半周 如左 最後 知 の事 一个心

損害金約八萬二千円の一半ヲ重役ニ於テ負担し、 半ヲ兼松株式商店ノ負担トスル事、 而シテ

重役負担分四萬壱千円也

甲

内

·壱萬五千円 入江社員提出、

渡代金

**弐萬六千円** 

大正六年度賞与金重役宛分未割賦ニ付其内より此金高扣除補充

兼松商店持株ニテ或ハ株式ニテ兼松奨励会へ譲

内 商店負担の残額約四萬千円也

 $\mathbb{Z}$ 

約三萬五六千円 合資会社時代のモスリン取引の利益金ニシテ、株式会社ニ収得

スヘキモノ、全額ヲ吐出す事

約五六千円

店輸入部へ振替へ負担トスル事

右差引残額ハタオル注文当時の損失見積高トシテ、シドニー支

右ニ関スル詳細の決議録ヲ取締役会ニ於テ決定し、商店の記録ニ保留スル事

前記重役賞与金の中より弐萬六千円補充の為メ、

兼テ御割宛被下候拾萬五千円ハ差引七萬九千

¥79,000	計¥84,000	
15,000	12, 500	藤井
11,750	11, 250	四方
I	11, 250	八江
17,000	14,000	前田
16, 250	16,000	라 상
¥19,000	¥19,000	北村
大正六年度	大正五年度	

候点、 御気の毒ニ御座候得共、 則チ入江君ハ株券代価一萬五千円ヲ提出シタル上、六年度の賞与金を犠牲ニセラレ候事、頗ル 御推察可被下候、 而シテ将来の御活動振ニヨリ早晩填補の時機モ可在之ニ付、 筆者の思惑ハ更ニ大犠牲ニ相成候上、 前田重役の反対\*攻撃ヲ蒙り居 不悪御承

## ※印欄外書込]

認在之度希望致候

大正七 (一九一八) 年

モスリン見込買入ノ件

当分無限責任社員として正金銀行ニ対する個人保証書御差入可被下の由、 致さす、 執務承諾相成度、 本件ハお世辞を抜キニシテ、事実三十年来勤続、又タ未タ知命ニ満タサル男盛りの同君、 メ辞退相成候趣、 更の時ニも在之候間、 の際よりの元老の隠退ハ如何ニも早キニ失スル嫌ナキニアラス、若し能フ可クンハ是非今暫時 幸ニ各員一同更ニ細心注意ヲ加へ会社の迷惑と相成候様の行為ハ在之間敷相信し候間 不得止、 御希望の通り円満の勇退を承認致す外無御座候、 幾重ニも遺憾ニ奉存候、 筆者の希望ニ在之候、 世間の思惑ヲモ掛念シ、暫く留任方切望致呉ラレ候得共、 又前田君四月十日付重役状ニモ在之候通り会社組 前田君到着後、 再三操返し候得共、 同時ニ同君退隠後と雖とも 御好意厚く御礼申上 如何共方法発見 全く病気の為 織 創業 変

本件ニ 関しても前田重役帰朝後、 貴方取締会ニ於テ更ニ御協商之上、 決議録ヲ保管サレ度奉存

安心被成下度候

算期迄ハ御留任被下度奉希望候、 而シテ古立君は 兼て前田君より御 越テ十月一日よりハ監査役として児玉君の上席ニ位置セラレ 願致サレ候通 b) 本年九月二終ル株式会社の七年度上半 李決

ン事 ヲ希望致候、 監査役二名ナルモ何等支障無之筈と奉存候、 宜布願上候

### [欄外書込]

本件及棉糸事件ニ関スル決議文草稿前田携帯帰朝可相成ニ付、 御披見之上、 御決定可被

下候

シ関係上、御家族の不便も可在之候得共、又兼て筆者の希望ヲ概陳致候通り本店輸出部の拡張 役状第一号中二記載在之候間、 於テ引受在之度希望致候、 相成候樣只管懇望申上候 ニ伴フ規模 古立重役、病気療養之為メ事実退任被致候以上ハ、同君の分担タリシ本店の総務ハ前田重役ニ の整理、 部署の交迭等不尠重大ナル任務在之候間、 既ニ同君出発前、 何卒御実行相成度候、但し前田君ハ従来東京ニの 貴店重役会ニ於ても粗ら予定の様、 入江君と御協議之上、 ,み御: 四月 面目 勤 + 務 Ħ 付重 ジナリ

新会社の重役給料ハ報酬トシテ半季毎ニ壱萬円以内と御決定被下候由承知仕候、曽テ本年二月 更云々の提案も在之候得共、 廿七日付ヲ以テ前田君東京支店より御来示在之、 古立重役勇退等重大の変化出来候際ニ付、 又今回 他の店員の昇給と共二七月一日已後変 他日の機会ヲ待チ、

分ハ従前之通り据置候事可然と奉存候、不悪御同意奉願上候

而シテ古立重役十月一日より監査役トシテ就任致呉ラレ候ハゝ其報酬トシテハーケ年金壱千円 ニテハ如何ニ候哉、成金の会社ニアラサル地盤古き他の確実ナル会社役員の比較も可在之ニ付、

同申上度要件不尠様存

て心付き候事ハ他日補筆可仕候間、

篤と御調査被成下度候

尚申上度要件不尠様存候得共、大概ハ前田重役へ伝言倚頼仕候間、 便宜御協議被成下度候、 追

左様御承引奉願上候

右一卜先擱筆仕候、敬具

北村寅之助

# 7年6月26日

拝啓

先般来、 相嵩み候重要諸件ニ就而ハ、今便北村重役より夫々裁断発信せられ候通りニ有之、 シドニー出張中 前田卯之助→神戸本店重役

扨支店独立案ニ就而 生よりハ更ニ当支店独立会社案ニ関して左陳致候 ハ、小生出発前、 藤井重役より大体の趣向相伺候所なりしが、

即当初の立案ハ資本額ハ極めて少額ニ止むるニありしも、 りて愈研究ニ着手するニ及んで二三の新障害を発見致候 独立後の支店の収益

ハ到底年一、二

扨当地ニ参

小

率過大となり、近来の当国ニ於ける課税澎満ニてハ意外の憂き目を見る恐あり、 千
ま
二
止
め
得
べ
き
こ
あ
ら
ず
し
て
、
少
く
と
も
よ
こ
て
万
位
こ
達
す
べ
き
が
、
敢
て
資
本
少
額
こ
て
ハ
利
社 依而色々協議

然る処、 近来戦時財政の次第二困難となる二連れ、新会社設立の登記ハや、 新会社の資本額を五万よとする事、 最も適当なるへしといふ事ニ相成 面 神候 倒と相成申候

の結果、

大正七 (一九一八) 年

形式ニ 蓋し国家の生産事業ニ直接貢献なき新事業ニ放資すべき懸念ある輩ニ向て War Loan マケロン氏及オーチャード氏と再三の会合を重ね、 取繕 ふ主義ニ有之候、従而会社設立の登記通過を期せん為ニハ新会社の資本ハ国外より来る ふの必要あり、 去迚、其為態々数万よの現金を日本より送金するハ甚不経済ニ付、 左之通り決定致候 を買ふべ

濠州会社の資本金を £50,000 全額払込済とし、£1五万株ニ分ツ

convert する事 場合の本店勘定ハ £48,948 ¼ となるニ付、之れを £1 Paid up each の 表面北村の営業たる当支店決算ニ従ヒ、本年三月末日ニ於而、 其利益を本店ニ振替へたる 48,980 株二

其為神戸会社の重役たる前田より当地の営業主たる北村ニ対し、別紙写之通りの預諾書を 差出したり

込済(但し大株主たる神戸ハ債権を以て払込みたる事となる)の形となる 営業主北村ハ別ニ私財 1,045 まを払込みて壱£株千○四十五株を得、大西・大沢・守田 Coss:Ganton ハ夫々私財壱よを払込みて各壱株を得、株主七人ニて五万株、 即五万壬払

北村の営業たるシドニー支店ハ、其営業仕似せ及権利義務の全部を三月末の状態ニ於而新 但し神戸の債権ハ株ニ変形するが故ニ、新会社ハ神戸ニ対する債務を継承する事なし、 而

して今日の帳尻ハ三月末の帳尻より減少し居るべきが故ニ、会社成立後ハ其差額 ハシド

ニー会社が神戸会社ニ対して有する債権となる訳なり

新た二北村外七名の払込むべき £1,050 の cash ハ当然新会社の資産となる

四月一日以後の北村の商行為ハ新会社の為メニなしたるものと見做す

新会社 べき三月以前の利益ニ対する所得税其他凡ての公課を負担す ハ北村の Good Will ニ対し代価を支払ハざる代りニ、四月一日以後ハ due となる

差出す事ニ運ひ居れり 以上の表面計画の下ニ新会社登録認可伺を代弁人マケロンの名ニて本日メルボルン当該官庁へ

Frille ニて此回答を転知し得べしと信ず、 右の結果、之れを承認すべき旨の回答ハ、来週中ニ接手すべき見込なるが故ニ、前田ハ多分 右の回答到達せバ

、シドニーハ凡ての具体的準備ニ取掛ルベク

前田ハ日本帰朝次第、 議スベク、同意ヲ得バ直ニ Company Agreed の電信をシドニーへ送る 此詳細を報告シテ本店重役会議ニ附シ、 可決の上ハ直ニYSBニ協

シドニーハ右接電次第、予而準備しある凡ての書類ニより時を移さず新会社設立、 営業継

承を実現す

\_ 〇 匹

此段取ニ従へハ八月中頃ニハシドニーハ新会社名義ニテ営業し得べし

シドニーニ於而取引先其他へ此組織変更を発表する方法形式等ハ、全然北村重役の判断ニ

日本ニ於而ハ正金以外ニハ特ニ発表の手続を履む要なかるべしと思考するも、 其辺の進退

ハ日本側重役ニー任す

一任す

結局株主の顔触れ及持株を左之通りならしむ 会社愈登録の上ハ、四ケ月内ニ株券を発行すべき義務ある由ニ付、発行ニ先ち神戸ハ其取 るべき 48,950 株二対し、夫々適当の名義人指図をなし、其名二於而株券を発行せしめ、

北村

10,000 茶

大西 害田 7, 500 7,000 *\* 

宇田 大澤 1,500 500 1

1

Coss 3,000

Gunton 500

奨励会 20,000 ~

[欄外書込]

あるニ付、下記の株数ニ止メタリ 北村氏の持株ハ多分ニ増額の余地あれども、 同氏身上の都合ニより此数ニシタキ御希望

此株主の顔触れハ

一、法律の許す限り株主数を少くする事

、可成シドニー在勤者を株主とする事

一、過半数の株主なき事

一、神戸の会社自身を株主とせざる事

の諸項を考慮して作ったり 而かも神戸の株主を減せず、且合資会社の登記変更を行ハずして済む手段ニする事

以上の株主の持株ハ預り株二あらずして、日本在勤者が本社の株を有すると同一の権利を 有せしめ、之れニ準ぜる対遇を与ふるの案なり

従而北村以下五名の日本人株主ハ、シドニー株を与へらる、代りニ五株対一株の割合ニて 日本株の割当を減ず

一〇五

大正七 (一九一八) 年

Coss ニ対してハ内実神戸株六百株三万円の賜株基金あるニ付、之れをシドニー株ニ代へ

Gunton ハ勤務十年を越へ忠実ニ精勤したるのみならず、今後も〈K〉 ニして、北村重役ニ於而 Coss の例ニ倣ひ奨励すべきものと認められ、 五百株を与ふるの案なり ニ勤続の意思明か 前田も同感ニ付、

ニよりてハ、シドニー勘定より雑費として直接給付も一案なるべし\*、何れとも決定せバ 此金ハ奨励会より支出給与するが当然なれども、シドニー今期 (四月―九月) 利益 皿の工合

[※印欄外書込]

追記すべし

シドニーの経費ニて支出の事ニ決す

、千〇五十株二対する払込金 £1,050 ハ、表面ハ兎ニ角として事実ハ神戸の負担とす 従而三月末ニ於ける債権のコンバートせられたる 48,950 株と共二、全部五万株が神戸会 たる形として帳合する事 けて交換的ニシドニー株を与へ、Coss ニ対してハ預り金の対価としてシドニー株を与へ 社の資産となるべき順序なれども、斯くてハ新会社の形を成さゞるニ付、£50,000 ハ奨 励会が借金をなして全株を引受け、北村以下五名の邦人ニ対してハ相当数の日本株を取上

其結果、奨励会ハ新たニ五万よの借金が出来、其代りシドニー株額面弐万よと日本株額面

三十万円を得る様な結果となる

一、新会社成立後の神戸との取引振リハ、従来之通り相互ニ buying agent となる案なり 従而両社共、輸出ハ Com's basis こして、輸入ハ Margin のある丈ケ取る式なり

一、シドニー新会社の年度概算

第一二 亲会者 6 全 厚 棋 拿

Net Profit	Annual expenses Say	Total gross income	輸入取扱高 Say £200,000 平均利益 Say 7%	Com.n at say 3/4 %	輸出取扱高 Say £1,000,000 ニ対する
£ 9,500	12,000	£21,500	⋄ 14,000	£ 7,500	

or 19% of Paid up Capital

#### 此処分

丰	シドニー在勤者賞与宛	Dividend 10%	Income Tax Say
£9,500	2,500	5,000	£2,000

尤も

配当率賞与金等ハ毎期神戸本社の成蹟とシドニー会社の成蹟とを併算して振合を定め両社 率ニ実行し、各人の受くる過不足ハ神戸勘定ニて調節し、 同標準の賞与を得せしめ、 同

、如此ニしてシドニーの利益ハ表面神戸本社の収入とならず、直接 disbursed するが故ニ

邦貨額の配当を得せしむ

濠州の所得税を支払いたる上、再び日本の課税を受くる事なからしむ

、弐万よの剰余株を神戸の会社持とせず、奨励会持とせしハ、此二重課税を免がれん為の意

味もありての事なり

、新会社の定款ハ小生ハ二度通読したるのみニて、充分了解行届かざる所もあれども、大体 こて、不取敢登録の考なり 不都合の点無之様ニ存候のみならず、後日改正自由なるが故、大体日光丸便送付の侭のもの

一、以上申送候以上の御質議ハ口頭御答可申上候

当支店経費より可申受候、又復航船中手当、即本俸壱ケ月分も是亦当地支店経費ニて申受、貴 船中手当ハ規定ニより日本ニて支給相受居候処、当地滞在中の手当ハ規定ニ従ひ日割ニて

滞在中の宿屋ハ少々広き室を取り候為め割高なりしも、

店へハ振替申間敷候

の滞在手当を申受候ハ、格別喰ひ込ニも可成申間敷候

昼晩共凡て店ニて食事致候為め、規定

只今の処、 矢張り明春一度御帰朝の心積ニ候

北村重役

Less 500 =猶々£500 ハ、シドニー経費ニて支出の事ニ相談決し候ニ付、当地ニて要する払込金 £1050 £550 丈ケ奨励会勘定として貴店へ貸票御送付可申上ニ付、此額と三月末のシド

Gunton 分

ニーへ貸高 £48,948.1.4 とを奨励会の借金として附け替被下候ハ、宜敷訳ニ候、書余拝眉

朝鮮丸便四方君六月一日付重役第四号、去月廿九日到達拝見仕候

# 第八三二号信 大正7年7月3日 シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役 直航海王丸便

[「JUL. 31. 1918」のスタンプあり、受領日か]

拝啓

前田君出発後、晴天続きニて海上平静と存候、ブリスバンよりの御挨拶状ニ由れハ Top heavy

海ナランコトヲ祈居候

ニて少々ユレ候趣ナルモ、ブリスバン積荷ニ由リ船の中心平均致し、其後ハ無事一路平安の航

ム票遺

品物 設計ニ付、 的ニ耐火安全のものならさるへからす、 ハ幾度新築するも再用可能ナルヘキ筈ニ御座候間、三千円が五千円ニテも何等故障なし、 . リ直段ニ相異在之、種々御苦労の模様ニ候得共、甚没常識の事と存候、 種 々御説明被下奉多謝候、 但し金庫扉之義ニ付、 予想より三百円斗高直抔の御斟酌ハ無用と存 六時間と歟、 十時間の 金庫 の如きは 前 火の 候 絶対 功能 如此

事務所新築 の建物と既設仮倉庫との間隔弐間半の処へ、 硝子天井の御設計御尤ニ 御座候、

一層大丈夫の品ニ御改正希望致候

敢テキチ々々費用ニ掛念すへからすと存候、

賛成可仕候

算二於テ右の脱漏ニ気付カサリシ訳ニハ無之、此決算(一月末の?)ニ於て此失錯が発見サ 無御遠慮御指摘被成下度、 上、我等の安心の出来ル様御注意、伏て奉希望候、 ハ、一言ニテ会得可致候得共、彼是申訳的の理屈ハ甚不面白候、 タル次第」云々は筆者ニハ頗ル不可解也、手元の不注意ニて一時付落と相成候様御説明被下候 之件、御説明被下候得共、「驚テ伝票ヲ作り会計部ニ廻すニ至りたる次第ニ在之、十二月の決 品取扱ニ付、 会計の繁雑なる御手数ハ十分推察罷在候、 支店ニ於ても大ニ心得ニ相成可申候 而シテ此方ニ不注意不行届の廉在之候ハ、 何卒、 如命、 今後更ニー 貴店輸出部 層係員質 の如き数百 御鞭撻之

品通信 此方よりの輸出

ニ 付、 朝鮮丸便藤井重役御来示の特別通信の趣旨、 御尤もニ奉存候、 重役状之認め方二様ニ可

致候、 但し今便ニハ緊要の事件無之ニ付、 特別状として御取扱被下不苦候

店共通信者の署名ヲ付記する事ニ致度候、 御賛成被下度候 但し近来新規係員の執筆ニ係る通信ハ、此方其文字ニ馴致無之、

甚不便と存候間、

今後ハ本支

自本年一月至五 月輸出高三千三百余屯ニ対し、多きハ百斤ニ付二円三十銭前後の好収ニテ合計

小麦

力奉多謝候、 而してお得意ニ於ても相応の御収益ニ相成居候筈ニ付、 全く事局の賜と存候

意外の所得、此品物シテハ実ニ勿体なき次第、

諸君

の御尽

四萬五千円近くの利益ニ相成候趣、

其後の輸出ニ付テも羊毛積出し不解決等の錯雑ニ付け込ミ御前生大ニ活動致呉候間、 今後も何

卒数千噸の御注文ニ接し候様期待仕居候

平神丸目欠ニ付テハ守田生極力尽力致居候間、 多分公平なる相談行届、 此方の大損失と相成候

様の義ハ在之間敷相信

心申候

支払ヒ寄せ集メ呉レタルナランモ、検査不行届ナリシ為メ此欠点ヲ予防シ得サリシ事ニシテ、 延引ヲ恐レ、 朝鮮宛既送品より多大の不合格品発見し非常の御苦心の趣、 有合品聚集の結果と存候、 如命バーンサイドの人物ハ可信用、 全く藤井君御述懐之通り雨天ニテ 寧口 余計 の元直ヲ

敢テ不適当品ヲ押シ付ケタル事ハ無之と存候、尚追て弁金の事も公平ニ談判可致候

為メ五六本大形物、 ハ今後の見本トシテ御貯蔵被下度候 大坂宛の品ヲ一時借り入れ振替の事、 余分二八幡丸抔ニデモ積込輸出可然様、 当意即妙と存候、既ニ大ニ延引致居候事ナレ共、 御前生へ申入置候、 幸ニ不用の節 萬一の

グリスリン会社 リンの色ニ善悪ハ出来不申哉?、 ント玉石混用の 注文脂肪ニ付、 ニ大ナル高低ナキ モノト の%ニ高低 セ 可在之筈と存候、仮ニ大ナル高低なしとするも、色の好悪ニ由リ製溜シタル 必然色合の淡濃ニ由リ歩留りニ相異ヲ生スヘキ筈と存候、 由、 藤井君不尠御尽力被成下候趣奉謝候、 も廃泄物の%ニ於テ高下アルヘキ筈と被考候、依之、 残念千萬ニ存候、 常識ヲ以テ考フレハ Crude とシテハイザ知らす、 単二 Crude グリセリンとしても原料の好悪ニテ歩留 殊ニ品質ニ付何等の吟味検査もなく、 原料 又仮ニグリ :の善悪ハ製造上何 ス 精製 IJ シ グリス 0) ス ル n

如く、 等歟の ガ リン 利害検査アルヘキモ グリスリン の原料ニ宛ル為メ毎時大ニ割高ニ売行居候得共、 原料トシテハ上等混脂以上の ノト確 信致候、 御研窮願 直 打 上候、 ナキ歟も不 但し 蝋燭用 知候 Beef トシテハ夫レ程直 は欧米ニ於ては 打 精 無キカ 製シテ

増殖 リン 哉 被成下度、 ン 先便御来示在之候日本ニ於ケル蝋燭の原料 困難ニ付、 の供 (グリスリン会社ニ於テ)、 製の方ニ溶融点遅き哉ニ伝聞致候間、 能フヘシと存候、 給アラハ 是レ全く将来混脂需用 僅二石鹸原料トシテ低価ニ販売云々と拝見致候得共、若し夫程割安の 内地よりも香港以西以 此戦争中ニ開初サレ候事 熱帯地方ニ於テハ同数度の原料ニテもパラヒン製より 二大関係ヲ有ス 南 最初両三年多少の犠牲ニ耐忍せは、 の熱帯地方宛輸出向 ハ大概パラヒンニ圧倒セラレ、 ル ハ千載一 事ニ御座候 遇の好機 キ が蝋 ナラス哉と存候間 燭製造の ステアリンの売捌大 必す一 開 原料ステア 発 *)* \ 輸 如 **ノ**ヽ 御勧 出 何 ステア '二候 ij 誘 ヲ

哉難 本年 共 の将来ニ就 一四月十 候趣、 大体 計と存候、 0 税関 九日 ては 今更驚入候、 我国: 届 国 切抜同封仕候間、 |民新 出 唯 ハ ιV 聞二 而シテ輸出 0) つも実価 由 有望事業と存 レハ、 ヨリ 御熟読在之度候、 完国名中、 大正六年ニ於て其輸出高既ニー億七千五百 É 低廉 ナ 毎時注意致居候、 ĺV 南阿南米ハ記入無之、 習慣 今一二年間 在之候間、 己ハ無論 然ルニ此頃寸暇を得て発見致候 実際 見落ナルヘキ敷と存候得 層発展可致存 ハ二億萬円 五 十萬円 モ相 二相 成 何卒 達

間、内外相応御尽力奉希望候

戦後も継続致候

為国家祈上候、

我等の商売トシテモ大ニ拡張スヘキ余裕の存スル処と存候

益ノー 済策 我各紡績会社の如き原棉の騰貴ヲ口術ト成スト雖トモ、 と題スル同新聞四月廿六日記載、 より進ンテ徹底シタル準備肝要と存候、 トコトン迄進行シテガチンと押詰ラサレハ開展無覚束哉ニも被考候得共、 来サルモノニ哉?、 棉製品 ナルハ疑ヲ容レス、牽テ日本の惣輸出ニ大影響ヲ及スヘキハ自然の勢ト存候、 ヲ来する因となるへし、況ンヤ運賃の狂騰之ニ加り、如何ニ渇望する需用者も遂ニ需 故ニ是等ニ対し直段の調節ヲ講窮し、 ハ世界各国の与論ニ相成居、 論旨可然当業者頂門の一針と存候、 部ヲ犠牲ニシテ需用家ノ満足ヲ期シ、 の輸出直段の無暗ニ騰貴ニ次クニ騰貴ヲ以テセサ 何レモ我利々々一方の我国金満家の習慣ニ付、 我国ニ於テモ識者間 某実業家談も又一読再誦の価アリと存候、少々杞憂的ニ候得 而シテ第一の頭目ハ見本ニ均一スル正 要之、近来日本の諸物価暴騰奔昇は大ニ輸出 戦後の競争ニ資スヘク原料の棉糸ヲ薄利ニ供給シ、 戦後ニ至ルモ其信用ヲ留承スルヲ努メサ の大問題ニ相成居候間 ル様、 尚市価ニ比スレハ莫大の収益 間接直接二牽制 大勢或ハ如何共致し難く、 平和克復シテ後の経 確品 何卒、 ス ル 例ヲ挙レ ノ方法ハ出 の供給ト収 ル可から 品品 為国家今 アルカ如 用節減ト . ハ 障害

すと存候

御整理後、 五萬円の合資会社と相成候趣承知仕居候処、 第一期の決算報告ニ於テ三萬二千余円

の純益と新聞紙上二散見致候、 全く旧店の Good Will と係員諸氏の手腕ニ由リ、

好成蹟ヲ挙

ケタル事と遙ニ御同慶申上候、 御序のせつ、徳二郎氏へ宜布御伝言可被下候

資本金も三十萬円ニ増加の由、 是も御目出度義ニ御座候

支店の新設

独立案ハ前田君滞在中、 既ニ許可出願の伺書差出置候処、本日マカロン氏よりの情報 ニ由れ

ハ

促も出来兼候義ニ付、 筆者と本店間の商関係其他反問致来り候趣、守田生打合せ可然返答致呉候筈と相成候得共、按 するニ矢張所得税ニ関聯シタル調査と被考候、 愈許可不許可の確答迄ハ暫し時日ヲ要し候哉ニ存候間、 何卒、 無事通過致候樣祈居候、 香港迄ニテも分 但 し此方より

り次第、 前田君へ打電可仕候、 御猶予可被下候

襟帯集

論語鈔モ未タ一読の寸暇ヲ得ス候得共、 東支林君 御倚頼申上候民友社発行の上記 早ク求メ置カサレハ絶版ニ可相成ニ付、 記の書物 部、 御序のせつ、 御送付被下 ·度候、 何卒、 至急御 既着 0

第八三三号信 大正7年7月17日 八幡丸便

[「AUG. 5. 1918」のスタンプあり、受領日か]シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

拝啓、貴信重役宛

六月十二日付五号丹後丸便、本月十日着

廿二日付七号八幡丸

/ 十三日着

· 十四日付六号天王丸

〃 午後着

外二同意書弐通共、辱拝見仕候

十円在荷より直段切下げ、輸出品(四項)ニ於て弐萬五千円切下けの事ハ承知仕候得共、右の 今着分付属の五月廿日付三ケ月決算表損益の部ニ於て、貴店輸入品(三品)ニ対し拾萬七百八

昇給及賞与

大正六年度分

御伺申上候

外、 定記入の為メニシテ、 輸入コロ 1 ム鉱石ニテ五千六百余円の不足勘定ニ相成居候得共、 其後有利ニ売却差引、 幾何歟の収益ニ相成居候義と解釈仕候得共、 是も矢張 時の 切下 為念 · け 勘

祝賀会を開かれ候趣、御同慶申上候

(即六年四月より七年三月二至一ケ年)、去月廿二日授与式挙行後、

料理屋ニて

各其寸志たけ本店へ通知在之度様申渡し置候間、 体ニ御座候、而して貴信六号御来示の通、大沢店員初メ各員ニ対し故店長紀念会寄附金之義は 当支店分は天王丸便の辞令到達ニ付、賞与金の申告と共ニ本日本人へ交付仕候、 ハ其詳細一応御通知置被下度候 不遠相纏り候哉ニ存候、 貴方分も申込済之上 何れも満足の

賞与金支店分振替云々の返電ハ御解釈之通り現金を振替希望ニハ無之、 貴店ニ御保管被下候テ

結構ニ御座

候

只当支店の割宛中、 ハ金四千三百円也、 同人勘定へ御記入被成下度候 少々変更致候間、 混雑予防の為メ右申上候事ニ御座候、 而して広戸店員分

大正七 (一九一八) 年

15%の事も株主へ夫々申告仕候

Coss 分 £161/6/7 御振替被下奉謝候、 本人よりも大二御厚礼申上候

加入証、

筆者・大西・小池三名分、大ニ延引申訳無之候、行違呈出済ニ付、

御查収被下候哉二

濠州支店独立名義設立の件ニ付四方君御来示、 利足勘定之義、 尚能ク思考之上御返事可仕候、

前田重役ニ於ても御研窮奉希望候、筆者考按ニては一旦濠州会社の資本と相成候分ニ対してハ

新会社

支無之哉ニ存候、尤も大体ニ於て惣ての勘定ハ本店と内部ハ同一率の所分ニ決着可致筈ニ御座 別段本店へ利息支払の必要無之、夫より生スル利益ハ支店利益として当方配当金の内ニ操込差 候、或は筆者の考違歟も難計、研窮之上、追て御返辞可仕候

新会社登記ニ関シ、 前田君ブリスバン及タウンスヴイルよりの投函拝見仕候、 委細ハ守田生よ

可未定とのみ打電致置候 も出来不申、 之筈と存候、 り御返辞可仕候、 何分メルボルンより未た確答無之為メ齷齪致居候得共、代言人の如く手軽ニ催促 鶴首待合居候、 一株の額面よ5二改正の事、本社の株面と対照上御尤もニ存候、敢て差支無 前田君ニ於てハ定て御待兼と存候間、 不取敢、本日香港宛ニテ許

各取扱店ニ対し、荷受主より予定の手数料支払確定の事、無故障相運候様遙ニ祈上候 問題ニ付、東支の御尽力奉多謝候、委細ハ前田重役帰朝之上、貴方の事情も判明可仕候、 何卒

年六月三十日迄の分、合計 £5560.17.3 受取済ニシテ先以て満足ニ御座候 1916/7 年度 Pool の勘定尻として過日 £1200 余入金在之、右ニテ一昨年十一月より昨

然ルニ 1917/8 年度の仕事ハ去月末ヲ以て一段落ニ候得共、前年度ニ異り種々経済上変更致 13.8 より支払不申、予定ニテハ積出屋トシテの報酬ノミニテも四千磅斗ハ収入可在之筈之処、 二人分ニ不係、 ニハ甚不利益ニ傾キ居候旁、今日迄評価員の年俸ハ月割分たけ入手仕候のみ故、筆者と Coss し多く中央委員会の利益勘定ニ操込マレルモノ多額ニ上リ、我等評価員及輸出係トシテの商店 漸く £1166.13.4 Shipping House 報酬として £1427.0.4 合計僅ニ £2593.

種 々名目の費用ヲ差引カレ居候間\*、 昨年よりも多少割合悪敷相成候哉と掛念仕居候、 御心得

※印欄外書込]

迄申上候

昨季ハ六ケ月ナリシニ比し、今季ハ八ケ月ニシテ事実仕事ハ倍加致居ニモ不抱

積の趣、 南米南阿及濠州より輸入品ニ対し、 御同慶之至ニ御座候、殊ニ其中小麦・高瀬貝・南阿羊毛抔一体ニ収益の割合宜布様被 六月着の日光丸荷物迄ニテ既ニ十三萬三千余円利益の御見

組織変更後の収

見受候、 何卒、 引続き好調ナラン事を希望致候

Top & Noils ル処へ抵当ニ相成候仕末ニ付、 憫ニ在之、何卒、一日も早く解決相付候様、局外よりヤキ々々致居候義ニ御座候、特ニW残り 此方供給方の手違ハ寔ニ貴方ニ対し御気の毒ニ存候間、 0 分 Hughes と中央委員会との衝突ハ全く政府の方高圧的ニシテ、事情ハ Hughes 等製造者も不 延引ハ貴方得意ニ対し相済不申候得共、 現金ヲ供呈スルハイヤニ付、Hughes の成行を傍観の姿ニ御座 ウイットンも 百方製造家へ交渉尽力致居候得共、 £8000 斗支払ハ サ ル 可 力 ラ

何

+

強制 候、 成候故 徴収セントスルモノ) 尤もフランク氏の口術 加勢的 ニ黙視致候様申居 吐出し ハ一旦売約致候品故、 候、 ハ致方無之も、 委曲係員より詳報 今即決 成行壱萬八千余壬 可 ス '仕候 ル 時 ハ Hughes (即売 の威示運動薄弱と相 上利益 中より 政 府 0

店、 座候、 との 蹉跌 造家との直接取引ニ於ても兎角二三ケ月延売ニ相成候習慣ニ付、 在之度希望ニ不堪候 無之候得共、 所謂当り屋時代の辣腕家は一朝人気の沮喪と共二大打撃を蒙り候哉ニ被考候間、 ハ優ニ抵抗スヘキ余力可在之候得共、 惣ての 取引より将来の方針ニ 尤も或種 物価 是等 0 尻上りニ候間、 輸入業者・工業家、 二対する取引上の警戒油 付、 見込屋大当り二候得共、 縷々御 又ハ船成金の如き既ニ夥敷収益蓄積 .高見八幡丸便輸入部御通信、 是等の巨頭見込屋の進退ニ併行セントスル 断 相 成不申候と同時ニ媒介者を忌避して需 早晩此反動来ニ対し予メ 平素彼等の財政状態ニ 大ニ賛 相成 成二御 居候間 用意 座 薄資 御除 肝 用 御注 家 多少 要ニ 才 0 昨 製 商 年 *ا*ر

なけ 覚束存候間 愚按ニては、 ń 共 あまり大丈夫ニ過ルトキハ獲得スヘキ利益ヲ逸スル 欧州の大乱は本年一杯ハ勿論、 あ まり早くより杞憂ニ偏セ サ ル 様、 尚明年中二平和克復の曙光を見ルヲ得可キ歟、 是亦 御 注 意肝 ノ恐アリ、 要ニ御 座 候、 近年 蓋  $\dot{o}$ ī 船 苚 成 心 金 0 如 如 Ś ク

間、 庶幾くハ過失無尠ベク存候 而も尚相当の収益ヲ占領スル機会ハ不尠存候、 無鉄砲ニ突進シタル人程、 何卒深思熟考、 亘ニ事件の基礎確固タルヘキ焼点ヲ失ハサル様期定して御進退被下候ハ、 夫たけ巨益ヲ得タル如キ時代ハ既ニ過キ去リタル哉ニ被考候得共、 事実可謂不可行、 茲処頗る至難の駈引ニ御座候

相成、 space ハ先以テ我商店ニ持込ミ、又ハ同直ナラハ此方へ先優権を与へ呉候様ニテ満足スヘキ立 候処、 場二進歩致候間 之、全然投機的 中御尽力の御蔭ニテ頗ル円満ニシテ、 会ニ招集サレタル事在之、 藤井重役御承知之通り、昨年来、 我等ニハ寧ロ利方と存候、 夫ニテモ尚取締不行届の処あるニ哉、 space 先約を不許云々、正当ナル戦前よりの輸出者保護ノ意味ラシキ規定と 御同慶可被下候 其内容ハ承知不致居の処、今朝新聞紙上、 殊ニ近年BP係員ウイリアムと我商店の交渉は藤井重役在任 聯邦政府ニ於テ沿海航路及海外輸出船腹ニ付、 殆ントトムソン氏主任時代の如く、 前月ウイリアム等の船会社連中、 別紙切抜きの如き記事在 多くの場合、 メルボルン委員 厳重監督致居 余剰の

#### [欄外書込]

BPニ於テ大概の事ハ此方の便宜ヲ与フルニ同意致呉候得共、 其替り二可成此方よりも

船屋 の収益ノ為メニ御尽力被下候趣旨ハ賛成ニ候得共、場合が場合ニ付、 0 対し揚場変更の電信 面 .倒トナラサル様致し遣し度、 ハ可成御遠慮被下候事ニ希望致候、貴方の常ニ 此理由ニョリ一旦 space 揚場決定 宜布御斟酌願上候 「ヨリ多ク」 少数の

対シ、 来、 スル 諸方面より追窮被下度奉願上候、 近着入江君通信、当輸入部宛丹後丸便拝見仕候、夫ニ由れハ、従前神戸第一の輸出店ナリシ貴 0 キ方法御尽力相成度、 ノトハ存し不申ニ付、 ニアリシPH其他の鋭意猛進の結果ニ付致方無之候、実ハNYKと〈K〉との関係ハ、 店ハ第三位ニ墜落之由 space 輸出入共ニ特別親密の間柄ニ在之候間、 allocation も相当前約在之候事なるへし、 相当の優先権ヲ与ヘ呉テ可然と存候、夫ニテハ運漕屋の商売立行申間敷歟ナレ共、 ヲ割当テ云々の事ハ此方ニテも既ニ声明致居候処ニ御座候 切望之至ニ御座候、加之、日本の習慣トシテ例の運漕屋の見込申込ニ対 御如才神戸支店ノミナラス、本社へ喰込有利の Allotment を占得スへ 、遺憾之至ニ御座候、 但し tranny の高運賃之輸出者ニ対し、 一期半期の積出し多寡ニ由リ、 全く臨時船 併是等ハ毎月の regular の高率運賃ニ甘ンシテ積入の無止 其比較ヲ以テ定期船 輸出 直ニ甲乙スヘキモ 家ナル我等ニ 開航已 此際 立

八幡丸便藤井重役御来示、 興味を以て敬誦致候、 グ社ニ対する交渉ニ付、 引続き御配慮被成下

奉多謝候、 此方仕入方ニ付テハ兼て御承知之通り、 顧客の為メ可成廉価ニして優等品買入ニ尽

委曲

毎便の輸出部通信ニ詳悉致居候

£50米国 場ハ矢張 売放チ、 自然倉庫置場難渋の処へ金融上の関係より薄資の製造家、 キハ不急売の体度ニ候、殊ニ内地の石鹸及蝋燭の原料宛抔ハ製産高ニ比し微々タルモノニ付 船腹割宛ニ成功致居候為メ殆ント安直売物皆無ニ御座候、 確ニ割安と存候 二御座候、 藤井君御披瀝之通 二等 出兵の ...時ニ、 噸の注文掌握致居候得共、 前後の値打十分之勘定ニ付、 £51 以下不壳抔申居候、底意不判然二候得共、 £70 処保合ニ候間、 寸再騰の気味あるも旬日ヲ出スシテ亦タ下押すの形勢ニ御座候、 クインスラント各肉会社ハ各自製出の Beef 影響ハ著敷船腹払底と相成、 現二最近貴輸出部相場、 (オリイン抔もキッチンの爪長屋ニテ b, £42/£43 船腹難の為メ進退維谷居ル次第二御座候 処以下ニハ下落致間敷 朝船腹二余裕出来候ハ、 何時再騰候哉も難計候\*、 魚油の 昨年よりも一層輸出困難ニ候、 £46.6.0 fob £51 唱ニ候得共)、併潜航艇の跳 æ (纏り品ハ)、底意強気ハ 偖 SSCの如き惣て資本ニ余融アル向 当地サンダウン工場抔一等 Beef Mutton 脂肪ヲ付荷トシテ若干ツ £12 豆油の マント老人抔も伊太利行信用状付 **ノ**ヽ Bu⋯ 前後の運賃ニテも此方手取 £64.5.0 fob 二比 製品の如きハ成行相場ニ 加之、 而もロンドンの相 本年ハ 藤井説 凍肉 して 梁ト 賛成 輸 84 出

## ※印欄外書込」

将来 向キ配船ハ大ニ引上ケラレ可申、従て本品ニ対シテハ無止 150/- 迄強要セラレ候立場ニ逢着 ラハ、 船続発の為メ、日本濠州間の船待荷物も茲二三ケ月ニシテ大ニ減少可致哉ニ被考候、果シテ然 取の手違ニテー時ニ多数の配船在之候得共、 候所以は少々不審ニ候得共、一は荷扱の関係ニモ職由スル事ナルヘキ歟、又愚按ニては羊毛積 荷物不足のトキハ、小麦の如き 50/-、60/- 引受居候ニ不係、本品ハ頑トシテ 120/-、 は 150/- と申居、大谷君ハ 100/- ニても右左ニ Book する決心なきもの、如し、此場合ニ於 スヘキ歟と被考候ニ付、此際〈K〉ハ 120/- 迄ナラハ今三百噸前臨時船ヲ以テ輸出致置候事、 150/-(大倉組ニ対しテハ只今の処 150/- 以下 quote せすとウイリアム申居候由)ヲ固執致 イ打買入の順序は前記の次第、既ニ藤井君御先知之通ニシテ、只 space の問題が昨今臨時船 て当支店のみ買進ミ積出を急き候事、グ社ニ於て或は疑問と相成候哉も難計候得共、 方大倉は故意歟偶然歟、 未た買付けニ着手致し不居、大坂支店よりも確注文命令無之塩梅、 便宜と存候、 此方の荷物、 我等唯今の取計が萬一二も豎子二功ヲ挙けさせる様のヘマニは陥り申問敷哉ニ奉 即返り荷物の減少と共ニ (羊毛も跡ハ次周の丹後丸ニテ完結の筈)、濠州 況ンヤ臨時船の積荷の按分を以て定期船 次周出帆丹後丸一百噸の外買付け(屠殺場の品 NYKの外、OSK・三井・久原其他の 0 space を分割する様 space の方もNYK €43/10/0 と伝聞 此方ネラ В 方針

付、 牛脂 Beef 付、 シ得ル訳ニ候 相場ニテ)、果シテ此手段成効すれハ、 の得意ナリシニ近来三井抔ニノミ注文致居候、 <u>Ŧ</u>i. 藤井重役御存之通り、 (色好し芳香ナレ共) 噸 普通以上の御収益ハ受合と存候、亦タ幸ニシテ右両社ハ反対商ニ候得共、荷物ハ供ニ当地 例の特許以外の品と相成候、 ハ幸ニ近着品ニシテ、 の由ニ候、 ト相成申候、過日 Bright Mixed と打電仕候処、宮崎幹君より伝聞ニ由レハ、殆ント純 へ委托致居候間、 此分百三四十噸 ナリシモ、 ヌメアより輸入の品はブリスバンローズオーンの如く、 同社へ結托して跡荷ハ惣て当店へ買入可申予約致置候 税関規則通りこ Noumea to Japan transhipper の届出行届キ候ニ £43 fob ニテ買約仕候、 近来仏国会社と英国会社と両立の為メ品物改良、 此分十五噸八横浜揚二決定致候間、 クロー氏の手ヲ経ずして一ケ年四五百噸の浮荷 反対の石鹸屋へ御売込被下候ハ、頗ル優等品ニ 其内七十五噸ハグ社宛、 長瀬保々抔、 粗 (直 々の牛脂 是迄 丹後 頗る善事 段 丸積十 ヲ取 Λ 時 軟弱 引 0

候処、 因記、 カレドニア産トシテ積替不出来也、 英国 前記七十五噸ハ二ケ月斗以前ニ到着シ、 |へ輸出 の途閉塞 の為メ工場休業 但し従前ハマー ノ由 既ニ濠州品の姿と相成居候為メ、 ガリン原料トシテ当地ニテ精製致居 ニュ 1

無特許、 則日本陸揚証明ヲ要セサル積替届ケハ、 ヌメアより着船四十八時間内ニ届ケ、

塩酸加里

輸出仕度配神罷在候

尚残り約五十噸斗ハ近日着の由ニ付、是非、

日光丸敷乃至臨時船ニテ積替へ、自由荷物トシテ

但シ本極りの処ハ、前記十五噸ヲ丹後丸ニ積入後ナラデハ安心ハ出来不申候

荷物

ハ一周間以内ニ輸出セサル可カラサル規則ニ付、

余程船順適当ナラサレハ折角の苦

心も水泡ニ帰スル訳ナリ

近着新聞紙上、 近時又々製産過剰ニテ相場下押の由散見致候、 外国へ輸出致居候事ニ付、

下度候、 燐寸原料宛交渉致度存候

七月十八日認

大正七 (一九一八) 年

人事

広戸店員、

無事南阿より帰朝候由安心致候、

今後内地二於ける商取引上の呼吸二付、

充分御指

三九

へも輸出可能ナルヘク被考候ニ付、 更ニ御研窮之上、見本二三封度と分析明細等至急御送付被 此方

導被成下度、此方よりも切望仕候

[店員退店や店員母親死去について翻刻省略]

モ之ヲ均霑セントスル手加減ニハ大ニ注意ヲ要する次第、混同ス可カラスと存候 間の成金風に靡キ)以テ誘拐セントスル事、又ハ下級店員の増給アルノ故ニ相当の収入者ニ迄 給ハ我等何等の異議無之、可然御実行可被成下候、我等ハ役ニ立ツ歟否歟の新入者ニ高給ヲ(世 又電話交換手抔も薄給ニテハ役ニ立ツ者応募六ツケ敷趣、至極御尤ニ奉存候、是等下級員の増

宗ノ開山ニシテ尚如此訓戒ヲ試ム 為心得切抜回覧之上同封為致候、 六月十四日時事新報社説ハ、近時世間兎角金銭二ノミ傾斜スルヲ警醒セントスルモノ、 貴方東支店員へ御回覧被成下度候 ルハ全く時勢の弊害ヲ矯正セントスル公徳心ニ不外と存候、 此拝金

北村寅之助

右

# 号外信 大正7年7月8日 八幡丸便

[「AUG. 5. 1918」のスタンプあり、受領日か]シドニー支店守田治平→神戸本店重役

シドニー会社登記ノ件

氏の想像せし如ニ簡単には参らず、六条の質問を受け候に付、特に最後の一条に就ては「マカ ロン」より「ボーチャー」へ相談の上、説明を加へ候成行ナリ、詳細往復通信にて尽され候に 「タウンスビル」寄港前田重役へ電報申上置候如く、始め「マカロン」氏乃至「ボーチャード」

申し得可く、「マカロン」は是れを「シドニー」の物と解し(白バックレ)返答致置候次第に (B) の最近決算表とは、神戸FKの物を意味する事と解釈致候へとも、聊か明瞭を欠くとも

付、各写を高覧に供申候

御座候

見地 此質問振りより察するに、ドウヤラ所得税問題にも関聯致候如く想像致され候へとも、 は然らず、 是れは敵国関係の有無如何を確む可く基因されたる物也と申居候 マ氏の

は、 は許可容易なる可き筈なれとも、 当方(マ氏)よりの返書を発せしは七月四日にして、今日に至るも未だ何等の消息に接せざる 未だ調査中に属する物と存じ候、果して敵国関聯有無の点のみなれば、 若し其他に所得税等の点にも影響致し候物なれば楽観困難と 一通り調 査の結果

前後) 関系 案じられ候

前後の関係上、 前田重役は自然香港辺にて news を期待相成候事と存候に付、 十七日打電 · 香

港NYK気付)

"Company Permission unreceived yet"

と御一報申上置候

催促す可き性質の物に非ず、 誠に待ち遠しき次第に付、 マ氏とも相談致し、 日々吉報を待ち受け居候次第に御座候 他の方面 より push するの方法なきに非れとも、

| タウンスビル| 発前田重役御書面拝誦致候、 御来旨中必要事項はマ氏の意見を確め候結果、

如左に御座候

株の金額

を£5に改め、

日本株式額との運用を便ならしめ候事、御同感に有之、斯く改め候事も聊かも

六月と致候事、 承知致候

定時総会

故障無御座候

Certificate of Shares、則ち株券なれトモ、是れはよ5株なればとて、必ずしもよ5宛の株

株券の発行

に対し一枚の Certificate を発行すれば足る物ニ付、株主七名なれば単に七枚の C of S を

券を一枚宛発行する必要は無御座、株主の希望と会社の便宜に依りては株数に拘らず、各株主

発行する意味に於て、前田重役案に添ふ物と解釈致候

C of S には番号を記入す、例ハ一千株に対しては NO1 to No1000、£5000 の如し

大正七 (一九一八) 年

取締役百十七条

神戸会社の重役たるTKが新会社の代表者として契約されたる事項に依り障害を生じ、 に附したる場合、其当事者たるTKは可否を投票するの権利なき事、 御認めの如くに候へトモ、

特に其項末に記載有之候通り是等の取極めも重役会議に於て便宜訂正自由に候へば、

後日可然

改正し得可く候

書替停止

第五十九条は前田重役御誤解の如く了解致され候

ケ年間ニー度登記帳の整理上書替を停止シ、其日限は三十日以内とす

則ち此三十日間以外は何時にても(重役同意の物に限り)、 書替を許すの意味に不外候

外人株主ト奨励会 に関する御意見も拝承致候、

至其以前)に可致候

奨励会規約を英訳し、

日本人株主同様の取扱

(株券授与と同時乃

以上

守田治平記

三匹

重役会

株券額変更同意書及 Blank 委任状三枚正に入手、御預り申上居候

### 号外信

大正7年7月23日 丹後丸便

[「AUG. 23. 1918」のスタンプあり、受領日か]シドニー支店守田治平→神戸本店重役

シドニー支店員手当金給与額ノ件

存じられ候に付、 過日、前田重役へ御渡申上候青表紙中、 本年七月前及以後、則ち現在の率を左に列記致候間、必要に応じ御補筆被下 在濠手当金額は昨年六月改正額を記入し居らざりし様

度願上候

但し前記青表紙には昨年四月改正率を記入しあらざりしも、支店備へ付け記録には名記致しあ 其率に依て計算致居候次第に御座候

バート・リード

七月以前

七月以後現在

同事

北村支店長 五四〇〇円

藤井重役

三九〇〇〃

三五〇〃

大沢

" "

+ 20 %

大西店員

(+ 20 %)

三三〇〇円 (+20%)

111111000 + 20 %

二五五〇~

+ 20 %

1111000

| | | |

御前 小池ヶ 山本〃 守田

関

七〇〇〃

一五〇〃

---•

中野ヶ

沢辺 溝渕 今村準店員

一〇五〇〃

六〇〇〃

九〇〇〃

"

0000

八〇〇〃

0000

九〇〇〃

大正七 (一九一八) 年

(一九○九年十二月入店、二十三才) は一昨年二月徴発を受け出陣、

三七

負傷の為め帰国、

健康回

復、 本年七月より復職 £2/10/1 支給の事と致候間、 貴方記録帳挿入用一 枚御送申上

而して差詰め Frank Woods の採り居りたる Gov't Wool の仕事を与へ、Frank を会計其他雑

務、「ガントン」の補助を努めしむる事と致候

但し小麦検査等の場合にて従来の経験も有之、「フランク」は夫れ等の方面にも使用致し、 く利用し得る様致し居り候事外、 一般青年と同様に御座候

拡

雑件

干天漸ク破ル

其他或部分は降雨三四日に及び漸く愁眉を開くに至り候、ハンター・リバー方面の如きは急雨 殊にNSW州北部よりQ州へかけては、干天の久敷に苦しみつゝありし事は已に御通知申上置 過多の為め却て洪水の厄を怖れしも、夫迄には至らざりし事、 候如くなりしが、本月二十日より漸く降雨あり、 州中一般よりQ州へも普及致し、シドニー市 幸に御座候

る破目と相成候如くに候 相成り、抽籤の上、大国入撰と定まり候、三井は多人数にも有之、一名加ふるを至当とするの り、三井の卜部(欠)及大商の大国両氏同点なりしため、再投票の結果、又々22点宛の同点と 後丸其他約十名にして、随意投票の結果、正金の相沢氏27、大倉の大谷氏23、守田40点と相成 幹事改撰目的を以て去ル廿二日夕ウエントウォースホテルに会合、出席者会員約五十名客員丹 旧幹事意向なりしも、悲しい哉、卜部君以外に其人なく、我等も其意を受けて卜君に投じたる 何分人望厚からさる為め、向ふ意気荒くして比較的青年の後援を得たる大国君と同点を挙

以 上

守田治平記

## 号外信

大正7年7月24日

シドニー支店守田治平→神戸本店重役 [「AUG. 23. 1918」のスタンプあり、受領日か]

シドニー会社登記ノ件

聯邦大蔵省よりの返答余りに永引き候に付き、最早適当の方法を以て催促可然とMC氏と相談

致し居候折柄、本月十九日付返書到着(本日着)

本問題に対しては充分考究したるも、目下登記許可を能ふる能はず

(Cannot consent the application at present time)

無御座、 と有之、何等此拒絶に対する理由の説明をも附せざる代りに、又全然拒絶と云ふ強き意味にも "at present time" と相成居候へとも、兎に角、不許可には相違なく誠に厄介な事と

相成候

Repatriation) 高き兼松の願出を裁可する事に努め呉れ候様、 応じては幾分当方提出条件に変更を加ふるにしても、是非共、 我等は是れに対し抗議を申込まざる可からず候へトモ、 し得ざれトモ、夫れ丈けの尽力を致しくれ候MC氏の見込に有之候 Μ C及ボーチャード氏の意見よりしても如何なる理由の下に許可せざるに哉、種々の点より考 C氏の親友なれば、此人を利用して大蔵省当局者の真意を探ると同時に再考の上、必要に :に要領を得る可く適宜の方法を講ぜざる可からず候折柄、 へトモ、 の「メルボルン」より当地へ来るあり、 想像の及ばざる事と相成候、 若し何等の理由をも与へずして却下する様なれば 頼み込む段取りと相成居り、 我等の望みは目的貫徹に有之候事とて 茲両三日内に当地着の予定にして、幸 Senator Miller (Minister for 日濠貿易 ノ開祖として名実共に 其結果は勿論予期

だ全然悲観す可き程度には 右 の事情に付、 充分尽力致す可く候 乍遺憾予期の如く八月より組織変更などとは絶望と相成候へトモ、本問 御座なく、 臨機応変の処置を取り、 近き将来に於て実行の運に至り 題は未

も至る可き儀と楽しみ居り候

当地に於て事務を執る事と決定致候由、

尚其後聞き及候処に依れば

聯邦首相

(代理)を始め閣

員一同当市へ集り、

来周より

一二周

其機を利用して又相互の意見を充分に交換し得可きに

七年七月七日付木曜島投函、前田重役状は同月十九日入手拝承致候

御来旨に対しては北村支店長より御受可申上儀と存候へトモ、 筆者担当事項範囲に於て左に御

口銭率は羊毛及 Top 1/<sub>2</sub> % 受申上候

イル其他 1 %

外

5 %

Bonus を神戸へ振替へ候件が一寸問題に御座候へトモ、 神戸及シドニー両社間契約条件内容、御来旨一々敬承、頗る御名案と奉存候 前田重役の周到なる御研究より成る説

明に依て、何人も Fair と認め得可き儀と信じ候に付実行可能と存候

に角、 而かも此 Bonus を当方に積立て置き、神戸会社にて其必要を感ぜざる場合は当方帳簿面 事実奨励会への寄附金と致し候事、 一層良案にして、依是奨励会なる物も尚一倍有要な は鬼

る機関と相成候事と存候

所得税の項に於て七千£弱位の利益に留め置き候へば、5/- % の重税をも免れ得可しの御意

ば聯邦及州共に何れも Flat Rate にして、従て利益額の多少に依て所得税率の高低無之候 見御尤に候へトモ、是れは其当時小生よりの注意が足らざりし事を悟り申候、 会社と相成候へ

而して現在の率は

聯邦 〃 1/6 ペンス+ 25% = 1/10 ½ ペンス

に御座候間、 両税合計 15.625% 又ハ 3/1 ½ per £ と相成り、 戦時税の厄に遭遇はざれば

戦時状態としては頗る低率と可得申候

多くし、従て神戸の夫れを減ずる様研究の上、不自然ならざる程度に於て実行の要可有之儀に 於ても「シドニー」利益が資本金高に比し、過多ならざる範囲に於て「シドニー」の利益額を 従て当店在勤日本人賞与金の如きは、矢張り神戸会社勘定より支出し候は勿論、 大意張りの筈に御座候 当店の立場としては利益を充分に附け出す事と相成候意味に付き、 当地官憲へ対しては 其他 の場合に

守田治平記

#### 号外信

シドニー支店守田治平→神戸本店重役大正7年7月25日

[「AUC. 23. 1918」のスタンプあり、受領日か]

兼松翁記念会寄附金ノ件

大正六年度賞与金内よりの寄附金如左、 御帳合の上、 如例御取計ひの程奉願上候

大沢 六〇〇円

守田

四〇〇円

(前年同事)

山本 三〇〇円

七〇円

今村 関 三〇円(

— 四 四

溝渕 三〇円( 〃 )

沢辺三〇円(〃)

中野二〇円(~

大西君よりは直接貴方へ通知済の由、小池君他出中に付、是れ亦貴方へ直接申上候事と存候、

御前君は已に四方取締役へ御願申上候由に御座候(賞与金の一割相当額と承知仕候)、以上

守田治平記

第八三四号信 大正7年7月25日

[「AUG. 23. 1918」のスタンプあり、受領日か]シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役大正7年7月25日 丹後丸便

拝啓

二御座候、何事も自家の考へ通り二ハ参らぬものと歎息仕候 二手蔓を経て交渉継続之筈ニ御座候、詳細は別紙守田生より御通知可申上候、 日マカロン氏よりの報告ニては、唯今之処、登記不許可の返辞在之趣、其理由不可解ニ付、更 之義ニ付、木曜島本月七日付前田重役通信、辱拝見仕候、種々御心入之件ニ奉謝候、然ルニ昨 如此は少々意外

既ニ礎石を終へ煉化積上け中の由、

萬事御配慮大概の事ニ無之、

御苦労奉謝候、

就ては便所又

近着神戸新聞ニ由レハ、

NYK支店落成

の便所

こも

同様の設計ニ

相成居候由二御座候間、

ハ ハ

城口ドクトル特許所有のセプチックタンク式実施の趣、

下水の義ニ付テ何等御設計承知不仕居候処、

可然哉ニ奉存候、

謝金三五百円も寄贈相成候ハ、同君は喜ンテ設計致呉候哉ニ奉存候

差当り貴店ニ於テも城口氏ニ倚頼して同様

至極耳寄りの話ニ候、

大坂三

越 新館

の御取計

貴方ニ

心付き候侭為念得貴意候

於テ既ニ御手配済の事歟も難計候得共、

酒精

御倚頼

北 村の日本での 不動産売買依頼に . つ (V) て翻 刻省略

前航 告可在之筈と期待致候 返事ナキハ 相当の取引ニ可相成も難計存候、 上候得共、 沪丹後丸を以て南濠州の酒屋 Ware 氏貴地へ出張ニ付、 閉口 今以て何等の御挨拶無之失望仕候、 = 御座! 候、 古立重役御病気ニ候得共、 尤も戦時中は貴方より輸出禁止乎とも存候得共、 右は単ニウェア氏ニ不抱、 四方君・藤井君偖は入江君より相当の アル コール供給如何の事、 供給 出来候様ナラハ 鬼ニ 御 角、 !照会申

報 御

促シ、 不及、 昇騰 タル 肘するの利益あり云々、至極尤も イハレナキ事也、 費用ヲ高メ、 の議、 由 他方ニ於テ通貨即チ紙幣の膨張を防き乃至不換紙幣の値打の下落と共ニ物価 百般 新聞二散見致候、 過日英国議会ニ於テ南阿金鉱持主サー・レオナル・フィリツプ議員ニ依リ提出 ノ物価暴騰致居候ニ係らす、 %低率の鉱山 故二此際金貨の標準価格ヲ昇騰セシムベシ、 其理由 ハ自然閉業ノ止ナキニ至ラントス、 の義ニシテ時節柄緊急問題と存候 ハ 戦争 独り金価ノミ数十年前の標準価格ヲ固持し居 の影響ハ 勿論然ラサルモ、 然ル 加之、 工夫賃銀の 1 銀銅 ・キハー 其他 方金 ピノ諸鉱: 漸騰 0 産 の騰貴ヲ制 *)* \ 出 物 純 候事ハ甚 増 ハ申ニ 金 ロサレ 産 加 出 ヲ

間、 萬円の発行余力ヲ手扣へ居候様、 内地ニ於テも、 若し英国ニ於テ此議可決致候 近年正貨準備の益増加ニツレ日本銀行の兌換紙幣の発行ハ愈増加し 新聞ニハ相見へ候得共)、従て物価ハ益騰貴の一方ニ在之候 ハ `, 日本ニも直ニ影響可致哉と存候 (常ニ数千

昨今の中直相場ハ Gold 0) 価 21 £3. 17. 10  $\frac{1}{2}$ £3. 16. 4 ½ per oz と記臆致居候得共、 と承知仕候 正金銀行ニテ聞合候処ニ由れ

0 毎年卒業期 如きは成金会社の勃興ニテ始ント思惑敷応募者無之、 ニ於て、 新 店員候補者募集ニ就き不一 方御配<sup>1</sup> 慮 御迷惑不尠遺憾二存居候処二御座候、 ヲ煩し居 候事ニ 御 座 候、 殊ニ 昨今年

秀才養成

就ては 次第二付、 は 奨励会より相当の資金ヲ貸与又ハ供与シテ、 如 何二候哉?、 中学卒業の秀才ニシテ学資の為メニ高等学校ニ入ル 少々気永ニ有為の人物御撰定被成下度、 至極肝要の件と存候、 自力卒業の者ニテハ勢ヒ高給の方 将来我商店ニ入社ス 御賛成ニ候得は至急御実行奉希望候 ヲ得 サル様 ル目的 0 不幸の青年ニ対 0 へ偏 人物御養成被遊 走する ハ不得止 候 我 7

又前 前便 open order ニ相成、本懐の至ニ奉存候、惜哉、過般の平神丸 の如きは の変動は殆ント棉糸類の 分り居ナカラ他店ニ譲リタルハ残念ニ候得共、 付き居候得共、 店ニ於て 60/- 承認致来候際ニ付、 足ヲ探窮して、 り以上ニ」 space 利用の事、 き筈と奉存候間 Ш space 氏の如き辣腕家の言動ニハー概ニ過信不相成候得共、 猫 の眼 決定後、 割安ニ契約仕度義ハ此方素より苦心の処ニ御座候、 55/- or 0 如 目 く時 再度揚地変更の事、 先の小セリ合ニ躊躇せす、 以下との御注文ニ付、 々変更なく、 如くニ候間、 至極御同感ニ御座候、 此方迚も不引合の筈ハ無之ニ付、 貴店ニ於て先々の御見込相付き不申義 製粉先物、 御斟酌被下度、 主義トシテ此方の見込執計ヲ許サス、ミスミス 原因は貴方の爪長主義の 内 又運賃率の如きも可成船会社の 奮発御注文相成居候ハ 地 小 麦の 御注意申上候通り二御座候、 貴店ニハ懇親 相 500 tons 場 の趨勢抔 幸二此程より小 取計契約致 罪 0) の間 ニハ 也、 好 space ハ 大約 近来の小麦相場 御尤も 都合ナリシモ今 柄 候事、 なる東洋製 0) 荷 0 御座 如き、 麦 物 定見ある 兎角「よ 勿論 0 0 如き 過不 候 他 粉 心

キヲ奈何ニ御座候、 H ハ既ニ遅し、 御発電方奉希望候 三千噸 或は手前味噌の言草歟も不知候得共、 四千噸の御注文ニテ運賃も 70/- 迄御任せ被下候ニ不抱、 何卒、 将来の御指直ニ対し一 肝腎 0) 積船 ナ

在之の・ 兼て井島君の交代として、 由 御来電承知仕候 近日当地へ来任と承知致居候三井物産の内海氏は再ヒ南阿 出 可

近来、 stocks ハ二百萬キロナリシ、 恰も別紙当地一昨日の新聞切抜ニ符合致候、原因の多くハ米国禁輸入ニ候旁、 ニ買上ケラレサルニ於ては、 可在之、現二松木生情報二由 へ取次キ交渉可致哉否哉ハ疑問ニ候得共、米国政府の輸入禁止 国へ買上け方、 再三喜望峰来電ニ由 ボア国民党の農牧家団より聯合政府へ請求致居候趣、 「れハ、 [ルモ、 勢ヒ相場ハ暴落の余義なき破目と可相成存候 対シ本年ハ二千二百萬キロ)ニテ市況大不振と在之、 昨季の得手勝手なる挙動の失敗ニ困り、 南米羊毛昨年同期ニ比し非常の停滞荷物 (自由取引の) 果シテ同政府ニ於て英国 本季の新毛全部を英 (昨年四五 ハ著大なる影響 南阿羊毛も英国 此報告 戸頃 0

大の故障無之筈と存候、 分割羊毛も本船積ヲ以て一段落と相成、今後は何時再ヒ分割の交渉開始の事やら不明ニ侯 荷物 此 方ニ何程ニても貯蔵致居候事故、 併日本の毛織工業家の立場より見れハ南阿市場の下押ヲ機トシ、 直段サ Á 双方折合相付き候得 は 分割 今一

哉も難計奉存候、 季ケープ新毛の優等品撰買の方大利益ナルヘク被考候、 ニハ無之哉?、若し此説御同意見ナランニハ、或は広戸店員ヲ再ひ南阿へ派遣の必要相起り候 只一の疑問は夫等の日本筋運動開始の前後ニ於て、 此辺の動機ヨリ内海氏の再航と相成候 俄二英国徴発の決定歟否

歟ニ在之候得共、

此処頗る興味ある問題と奉存候

引見込無之ニ付、 三ケ年半、 当地 Dubue 磯兼君の代り二此男南阿へ出張致候哉ニも伝聞致候 方ニ滞在致候高島屋の岡島某、 今便帰朝致候、 当地ニテハ当分自由取

付、 哉ニ存候、 毒二候得共、 加ハリ候塩梅、 去四月廿二日第廿七号貴店行通信写、本月十一日三ケ月ト八日目ニ到達致候(五月三日投函ニ 前田重役より曽テ直言警醒致サレ候通り文字も文章も下手ニ候得共、 幸二健在勉強を祈上候 其替りニ自ラ責任者トシテ活動進退致候為メ、取引上の研窮ニハ著敷功能可在之 紙外二洞見致候、 前田君の南米出張無期延引と相成候事、 同人の為メニハ気の 商売ニハ追次興味

松木店員

第二回の弐百噸 £45 買入分、唯今の処 Mixed ニ比し割高ニ付、グリスリン会社ニ於て引受

大正七 (一九一八) 年

五.

本品ニ 後 肉会社の一等 Beef トシテハー寸二丁目の本品ニ候得共、尚 手後れと相 の途開け候得は嫁入自由と奉存候 け不申由、 周間ナラスシテ 対スル素人トシテハ無理も無之候、 成、 貴方事情御尤二奉存候、 他品の下落と同時二報告するの無止場合と相成、 £42/10/0 二下落致候事、 本品は当方の任意ニー 実際本品買約の際ハ Mixed 此方一寸鼻ベチャナリシ事ニ御座候、 時御承認被下候事ナル £45 自然先方ニ嫌気ヲ醸 ハ割高ニ無之、欧州へ輸出 £44 唱ナリシモ、 モ、 買入少々 し候事、 併Q州 買約

兎ニ角、 御放慮奉仰候 マント老人へ伊太利方面へ転売交渉為致居候、 少々手間取候共、 損耗ニハ相成申間敷

得共、 し来年四月一日以後の延期ハ困難と予期致候 注文残高、 到底夫たけに船腹割宛無覚束候間、 定期船ニノミ積入の御希望は少々虫の宜シ過クル事と存候、 ギリ Ŕ 々ニ押詰リテ又アワテ出す事ニ可相 精 々其意ニ従ヒ可申候 1成乎、

但

と題する江間俊一氏寄稿国民新聞六月十七日記載の修養法ハ、 ハ 健康上裨益不尠哉二被信候、 是非御一読御勧誘申上候 古立君·前田君等御実行相成候

心身鍛錬之要

## 第八三五号信 大正7年8月6日 長野丸便

[「AUG. 29. 1918」のスタンプあり、受領日か]シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

拝啓、前報後貴信ニ不接候、日光丸は一日後れ明日入港の由伝承致候 前周は事務緩慢ニ付、遂ニ全周休養致候、筆者トシテハ未曾有の事ニ属し候、以御蔭疲労休メ

ニハ相成候得共、 日常多忙之習慣相付居候身体ニは寧ロ無聊を感し、僅ニ読書するのみニ御座

候

如何ニ哉?、尤も去月廿四日着紐育直電ニ由れハ、

近来、貴方引続き騰貴の歩調ニ在之、恰も昨年の此頃を夢想し、例の相場屋のセリ上けと存候、

Good Middling Oct delivery 25 ペンス 72

**\** 25 ペンス

値段ハ 間敷 退被成下度遙 萬々御手落 近来米棉高 も難計候得共、其処迄昇達致候ハ、又反動安ニて四百円以内ニ再落可在之哉と奉存候 業者の暴利 も尚多少の余裕ハ在之趣、 オル注文の一部ハ指直より三銭方高値見計御買約相成候由、成行適当の御所置と存候、夫ニて 審ニ御座候、按するニ米棉直段ニハ著敷影響なき日本の棉糸も、 ニ於ける価格の20%以上上建ノミナラズ、米英間の運賃も勘定セサルヘカラス次第、 同廿九日入電は俄然十九片八七を報し、昨日即八月五日入電も矢張十九片九六ニ御座候、米国 而も此相場も矢張投機屋の と在之、越エテ七月廿七日着電ハ十一月物廿四片九〇、十二月物廿四片四一と一寸下押ニ在之、 の需用点 候間、 棉織物工業界ニは甚不幸ニ候得共、此丁子ニては昨年の如く更ニニ三十円方も騰貴致候哉 (cif ト会得致候)、六月中廿二片前後保合の処、七月二入りて廿一片以下ニ下落し、 場合ニ由リてハ平均と見做御執計肝要と存候、乍愚念御注意申上候 家は勢ヒ高価を耐忍して、注文決定の向き多き様見受けられ候、過日来、 1の材料と相成居候機会を口術として、定期ニ現物ニ ¥400 以上ニ相成候哉ニ被考 ハ在之間敷候得共、能ク々々棉糸相場高下の原因ヲ研窮して、 の噂ニ靡き又英国よりの輸入不可能の為メ、是非日本製品ニ由ラサル可カラサ 二願上候、 ド 当任者申居候間、 i 煽り直段ラシク被考候、何トナラハ英国リバプールニ於ける市場の セ先物の約定ニ付、 御安神可被下候、 より百迄逸々相当の利益ト可申訳ニハ相成 但し昨年の大失敗も在之候間 本国高直を声明して連合紡績 アセラズ騒かす御進 甚以 発電のタ ル当 で不

他 御座 出 サセテ、 片ハ忽チハネ返し可申ノミナラス、 被遊候方、 注文無之様 合ニ御座候、残り三萬封度も無論同直ナラ引受可申見込ニ付、次周ニデも確約為致可申考案ニ 済ニテ自由売買許可の報ト相俟テ、 の時ニ 封度と引続き依托御注文ニ接し近来の快報ニ御座候、 仕哉の掛念在之候処、 愈米国其他 出来候樣祈望罷在候、 の競争者へ供給差止メの牽制上の利益アリ、且ツ毎周市場ニ立会居候ラムゼー氏ニ多少儲ケ 回の合計四萬封度は予定の36片ニテ出来候事、 意外急激ニ被服廠より多数の注文御獲得被成下候段御尽力奉多謝候、 際し、 可成 実ハ 確実ニシテ先方の満足ヲ可得哉ニ奉存候 祈居候、 の聯合国との協議纏り、 一定の品供給方ニ付、 セリ市々場ニ活動の方法も在之候得共、 輸出不可能の為メ相場下押と相成候折柄、 東京支店ニ於ても如此多額と相成候 米国行船腹絶無と濠州政府の再徴発令発布ニて俄ニ相場崩落の為メ、一 何卒、此際例の大倉・三井の如き反敵商人へ試験的ニセヨ、 御前店員尽力致居候間、 前直より20%安の三十片ニて五萬封度確約出来候事、 満州出兵の決議の為メニ哉、予テ期待 一定の揃品供給ハ六ツケ敷存候間、 好都合と存居候矢先、 加之、 臨時飛入ニて纏り品買出 ハ、引受式ヲ廃し、 過般の徴発令も其入用高、 一ケ年中の最も優等品出廻り豊富 庶幾くハ役所の満足ヲ得 兼て fur の取引ニ付、 更ニ三萬封度又五 最初は意外ニ騰貴 ハ致居たる品ニ候得 依托式ニテ御取引 し候 既ニ買上ケ 役所より ル品物輸 好都

萬

可

小麦

詳悉可仕候

例 恐く格別苦情アルモノとハ難考候得共、従前、洗上ケ式ニ Yield 記入致来候ニ反し、今回ハ 等御調査之上、御洩シ被下候ハ、此方評価のオリジナルのもの御返報可仕候、 ブラッドホード式油込の見積ニシテ、尚且ツ我等の考よりハ歩留り高く記載サレ居候様存候間 の二萬四千数百俵の濠毛も追々貴地到着可仕哉と奉存候、若し荷印・俵数・ブロカーの名義 而して其品柄

運賃 90/- 迄御任せ被下候ニ不係、所要の船腹無之、遺憾千萬ニ御座候、 実際の歩留成蹟果シテ如何、 頗ル緊要の問題として御報導待受居候

委細は輸出部通信ニ

先は右迄、 余は日光丸便通信披見之上、御返辞可被下候、 草々

北村寅之助

大正七 (一九一八) 年

号外信 大正7年8月22日 シドニー支店北村寅之助→南米武市出張員松木兼一 ナイアガラ号便バンクーバー経由

[「SEP. 20. 1918」のスタンプあり、受領日か]

拝啓、不相更御精励奉大賀候

貴信本店行写27号四月廿二日付、七月十一日当地着

28号五月十四五日付、 同26号四月十一日付、八月八日

〃筆者宛

四月十二日付、

同

同同同

《本店行写六月七日付29号、八月廿日当地着

何れも拝見致候、如前記、一番早着の廿九号信ニシテ尚二ケ月ト十三日目、大延着の廿六号信 の如きは殆ント四ケ月を要し居候、若し直接の取引ありとすれハ非常なる不便と存候

国 の人物撰択ニ付、 [籍ニ帰化シ相当信用 昨年末御注意申上置候処、 アル 商 人の 电 御 同慶申上 シュラツーク氏は独人ニアラス、瑞西人ニシテ亜 候、 例 0 黒表記載の 商人ナラサル モ間 民接ニデ

モ其臭気アル手合ニ御関聯無之様、 更二御注意願上候、 萬々御除才は無之候得共、 英国 |人抔

チュートン系の商人は挙動敏活ニシテお世辞も上手ニ付、

当地抔ニも知

0

ラス 々 Þ 々引掛ル 人在之候間、 為御心得重テ申 上 候 ボッキラボーニ異り、

取引発展

御通信の要点熟読致候、 追て商売ニ興味加 ハリ御活動の塩梅、 紙外二徹見致候、 時は 前田重

人

役廻航の予定ニ在之候処、 責任ヲ負ヒ為商店御奔走被成下候事、 商要の為メ無期延引と相成、 寧口 貴下の経験ニハ大利益ニシテ勉強尽力の功果も著敷 貴下の失望恐察致候処ナリシモ、

引立チ申候、

何卒、

不撓不屈

層御尽力之程奉希望候

信用状

ぬ の件ニ付事情不通、 処二 御座 候得共、 貴 種 (地大商 々御憤慨の様子御同情申上候、 店ニては 信用状発行 !の習慣無之(?)由ニテ不承諾 本店の希望も売方としてハ敢テ無理なら の向き多く、

夫か為メ取引 縮少の 不利益 一ヲ蒙り候事、 寔ニ痛し痒しニ候、元来何国ニても信用ある商人なら

大正七 (一九一八) 年

五九

尤も ナシデモ取引大丈夫歟?否歟?の決心ヲ成し得可く候 る処ニ の方ハ注文スル日本の元方、 は売人多く候間、 の義ニ御座候、 御座 候、 而シテ是が先方ニ了解ヲ得ル時分ニハ此方も先方の取扱振ヲ実見シテ、 信用状問題ハ起らぬ事ニ御座候、 即チ〈K〉の大丈夫信用すへき商店ナルヲ悉知セシメル迄が大ニ骨の折れ 即チ其売人が充分の信用アル店ナル哉否哉の疑問ヲ持出 況ンヤ如命、 此方ハ自覚在之候得共、 信用状 買人

引出来候事なれ共 換言すれハ信用状入用のある如き注文ハ引受けぬ主義ニ候、 実は濠州ニテハ多年の基礎も在之、大丈夫な商店ニのみ取引致居候間、凡テ信用状なしニ候、 膨大よりも堅小を守り居候、 而も過去三四年来、 敢て多少の危険を犯せは更二大取 日本よりの競争劇甚ニテ

商売大ニ六ツケ敷相成申候

売込居候間 候得共、幸ニシテ〈K〉は過去十三四年間取引の関聯在之、 反之、南阿ニ於ける取引ハ惣て信用状付の由承知致候、 何れも無故障、 信用状付きニテ注文引受け居候様伝承仕居候 南阿迚も大商店ハ容易ニ発行 粗等日本商人中の白眉たる評判を 不致由ニ

又三井物産出 (マサカ無視スル訳ニハ在之間敷ナレ共)、 |張員抔の 取引振は、 大概当地 抔ニテも同筆法ニて代金の事ハ 第一は他人の得意へ割込ム事ニ御座候間 第二の 間 題 ラシク 貴方ニ

緩漫 本店輸出品事ム

其内貴· 忍耐 小心 信用 事 来るたけハ ハ売人としてハ 御努力希望致 状の有 翼 方取 々の 可成信用状発行セシムル事ニ御尽力被成下度、 引 無ハ本店金融上ニも多大の関係ヲ有する次第ハ、申迄モナク御了知の筈ニ御座 理 0 屈 事 屋多き弊風も在之、 情 中々の難件ニ在之候得共、 候 値段より此点ニ於て防 得意信用の強弱等本店ニ疏通致候得は相互ニ取引円満と相成可 加之、 エキスチェンジ 英国 風とハ取引の習慣も異り、 変動 是も矢張商業上眼目杞要の点ニ在之、 の著大なる危険も在之候間、 殊ニラテン 申 偯 人種 候 出 /١

同会社

の競

発ニハ

害不尠と存し御察申上

一候、

要するニ信用

状

中受の

数人の 事ムの 濠州 二就 遠貴下の希望の大部の成就する運ニ相達可申存候間 げ本店勤務と相 の点在之候 て御慷慨の模様、 旧店 南阿 鍛錬を加 員 ラ以て鞅掌致居候為メ自然手後れ勝ニ 南 成候間、 ハ ふると同時ニ大ニ諸般の応答迅速と相成 米各方面ニ ` 無遠慮 是亦 同君ニ於ても特ニ輸入部事務ニ加勢致呉られ候手筈ニ付、 仕事激 御同情致候、 々指摘して、 原 増 致 居 記 候二不抱、 何分欧州大戦以来、 其改良注意すへきを御警告可被成候 相成候段遺憾二奉存候、 本店 御 b 勉強願· 可 0 車、 部員 日本よりの輸出 上候、 は増 殊ニ前田重役は東京支店を引上 加 ナ 而して尚本店取扱振ニ不 ク新 併入江部 店 は非常之拡張ニて 員 ハ 無経 庶幾くは不 長も追 験二付、 々

特ニ骨蹄類は当市抔ニテ日本人同士打ニて無暗ニセリ上け買煽り居候ニ反し、 羊毛及肉会社副産物等は昨年来引続き成効の由、 口物御買集メ行届候事奉賀候、 目下、 当地相場肉会社製産優等品如左二候 本店よりも通報ニ接し日常御同慶申上居候、 頗る好都合ニ利

[Hoof: Bone 類の価格表、翻刻省略]

馬鹿高ニ付当店は手扣居候、 日本騰貴ニ付指直増入電の頃ニハ、他店ハ既ニ我指直よりも高率ニ買出し居候事、 合ニ成ル事と不審ニ存居候、 ニ在之、 敵商等ハ到底定期船の約定不出来ニ付、 尤も此の如き品物は、 運賃も定期船 45/-重量噸ニ候得共臨時船ハ 大概臨時船ニテ積出し居候、夫ニテ能クモ引 多くハーケ年平均勘定ニて見込買の外無之、 120/- より 150/-毎度実見の

処二御座候

然ルニ貴方ニ於て骨類脚上脚下押込 £13/£14 辺ニテ買入出来、又英国風?製肉会社 本店売場ニ於て元直が廉安ナル故ニ又割安ニ売放ツ事なく、 と致候ても尚当地の相場よりも著敷安直ニ在之、 にシテ平均 飽迄引〆好直段ニ売揚け、 £9/15/0 ニテ多数約定行届き候事、 貴方尽力の功果を発揮せさるへからさる処ニ御座候 寧口 全く競争者なきお蔭と存候、 可驚二御座候、 十分品物の実価ト他国 何卒此辺の呼吸 仮ニ運賃 の相場ニ比 ヲ斟酌 の牛蹄 £10

追々此種の品ニも競争者増加可致ニ付、 本店と御打合之上、能ク可クンハ六ケ月又ハーケ年分

定期約定相成候方、最後の利益と存候

直ナルヲ撰抜シテ落札スル様ニ相成候為メ、我等多年の懇親的取引皆無と相成、迷惑(否 対取引ヲ拒絶シ、セリ市ニ出品シテ公開競争ニ任ス歟、又ハ多く入札法ニ由リ買人の高 テー手ニ買入居候処、 当地方ニテも数年前迄ハ〈K〉ハ多年の信用ニテ著名の肉会社製品ハ大概相対ニ 競争者の増加と彼等運動激甚トナリ、其結果、元方会社ニ於テ相

是が自然趨勢ナルヘキモ)致居候、貴地も不遠同様の運命ニ至るへく被考候、

御心得迄

共、 処ニ候旁、 製肉会社最優等羊牛脂共 牛羊脂、貴方 £60 辺の由、殊ニ其上輸出税ハ何程ニ候哉、幸便御洩し可被下候、此方ニテハ 欧州行船腹不足二付滞貨塁積致居候、普通石鹸用上等品羊牛脂 脂肪類ハ貴地より日本行当分見込皆無ニ御座候 £52′ £53処ニ候、 而シテ牛脂ハ マーガリン原料ニ適当の品ニ候得 £45′ 混合脂 £42′

此方目下 123 度モノ 然ルニ、スニアリンは一噸 £100£80 との記載、是は安キニ失スル様ニ候、熔解点ハ何度ニ候哉?、 声価ニ御座候、 是も日本行ニハ手合出来不申候

グリセリン売物在之哉の御通信披見致候得共、是ハ戦時禁制品の筈ニ候得共、 国へ輸出可能ニ哉?、果シテ可能ナラハ、直段ニ由リテ日本行取引出来可申様存候、見本送出 貴地よりハ聯合

御照会可然候

夫ニても日本行ニハ不引合ニ候、骨粉中のアンモニアは 10/- 乃至 11/- ニ候 約1よの建直ハ大ニ高直と存候、 骨粉類の名称、貴方ニテハ Guano と唱へ居候事、夙ニ伝承致し居候、其直段アンモニア1% 当地ニテハ乾血の上等ニテも大概 13/- 乃至 14/- 建二候、

時下折角御自愛専一ニ御座候、草々不備此書面写ハ本店及東京支店へ郵送可致候

右御参考旁報告仕候

於シドニー支店 北村寅之助

上半 株式会社第一期

## 第八三六号信 大正7年8月23日 日光丸便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

[「SEP. 20. 1918」のスタンプあり、受領日か]

拝啓、貴信八号七月十日付、 辱拝見仕候

前田君香港より御投函到達、 是亦拝誦致候、 船積容積其他二付御注意大二心得二相成申候、

係

員へ夫々警告致置候

成蹟予想純益四拾萬円ニは相達し可申御見込の由、御同慶之至ニ御座候、 前季より莫大の操越

及直下け品の上直ニ売行候等の結果、 是非予想の実現を期待致候

大正七 (一九一八) 年

一会

住吉御隠居ニは御壮健ニて、 盛夏中は有馬へ御避暑被遊候趣結構ニ存候、 御自愛専一二祈上候

吉川磯一生、 貴店輸出部準店員見習二御採用之件承知仕候、 成効を祈上候、 商業学校先生の紹

本店御使用の青年中、八九名も本年徴兵年令の者在之候趣、

操縦上種々御配慮の程御苦労ニ奉

介状は此元御返上申上候

存候、

何卒、

格別の不便ニ相成不申様祈上候

幸二都合克御設計行届候樣、 店舗新築工事、 追々進捗仕候由、 是亦 7祈上候 御監督御配神奉謝候、 前便セプチックタンクの件上伸仕置候、

日迄の 意ニ御座候、 関楹次君退店ニ付、 由を拘束する訳ニも相成間敷、 相当の資本金も入用と存候、 同 人の行動ニては中々成効無覚束被考、 併本人より筆者への挨拶状ニ由れハ、 支払金ハ規則之通り二ケ年本店へ保管の義、 本店の預り証を抵当にして融通の途も可在之歟なれ共、 貴方重役の御配慮も不尠と奉恐察候 同妻君ニも気の毒ニ存候、 近日独立肥料商開業と在之、 至極御尤もニシテ小生も御同 去り迚、 果して然らハ 退店後の自 乍失礼今

成、 氏共去廿一日ニュ 迷惑ナルヘキモ、 し藤井君曽テ御尽力被下候西濠州鉄鉱之義ハ、改メテ同氏等へ報告書交付の考ニ御座候、 製絨所技師田上禎吉氏、 生 僧 苏 生は不在ニて面会せす、 ーカレドニアへ出張致候、 種々倚頼仕置候、 斎藤視広氏及農商ム省派出技師小林儀一郎、 大沢店員接触斡旋致呉候、 同君も同船ニテ帰島致候 恰も宮崎幹太郎君来市中ナリシヲ以て、 尚ホ精 技手飯塚昇両氏も来訪相 々便宜を与へ可 神候、 同君ニは 右四 但

も在之候得共、 新会社設立ヲ許可スヘキ哉疑問ニ御座候、 致居候得共、今以て好音ニ接せす、大ニ難渋致居候、 予てハ何等故障アルヘキ様ニも考居らす候処、 和成効為致度苦心の処ニ御座候、 ハ如此異議ハナカリシナランモ、 ニアラスシテ、 表向き不可能と相成候ては虻蜂採らすニ付、 帰化セサル外国人株主の会社登記ヲ躊躇致居候塩梅ニ被考候、 暫時御猶予奉願上候 今日と相成候てハ或ハ帰化人ニテも英国系ニアラサ 実ハ清水惣領事ニ倚頼して表向き其理由聞 事実ハ意外ニシテ、 而シテ故障の焼点は所得税差等 少々気永二候得共、 マカロン状師引続交渉 欧 M 開 感情を以て融 ル 戦前 Ď 糺しの法 モ 関係等 ラニ 泌継続 ナラ

前 輸出部ニ於ても御研窮可然存候、 於ても輸出向きとして日本品は大ニ優勢ナル筈ニ御座候、 哉も難計候、 トシテハ非常ニ高率の様ニ被考候得共、 便紐 糸より 店員調 「ペンス」ニ非ラスシテ「セント」 育とリバプ É |査の結 Ĭ 亦タ紐育の相場と日本の原棉相場の 本 ĺ の棉糸 果 ル (時日 0) 相 (品質の l ハ 同 場の懸隔ニ付、 ]期仮定)、 相違 間接の利益不尠と存候 *)* \ 別問 潜艇暴沈の危険等も在之候間、 英米間の直開き7ペンス81二相成候、 ナリシニ心付き候、 種 題) 々愚按 直鞘ハ僅々四片強ニ不過、 *)* \ 大ニ割安ニ相成候勘定ニ付、 上申致置候処、 為御参考別紙仮報同封仕候 粗漏之段御免可被 其後研 此の如き勘定と相成候 窮致候結果 果シテ然ラハ英国 是が運賃諸 従テ其製品 下候、 間 丽 紐 ラシテ 育 貴店 費 0

出 電 其後リバプールは本月十二日ニ至り21ペンス90二上り、十九日ニハ更ニ廿二片半ニ再騰致候入 動直段と存候間、 は昨年此頃 -の 事、 在之 杯ニシテ、 紐 敢テ所以ナキニアラスと存候、 0 育直電ナシ) 夫々売却シテ紡績会社ハ損失ナキ筈ニ被考候、 如く四百廿五円迄相成、 不遠、又四百円以内之下押可申哉二奉存候、 候間、 此処英米 乍併、 寸下押し又 の棉製品は輸出 米棉跡高の声明ニ不抱、尚三百七八十円が 420 不可能 円ニ相成候ニ不抱、 几 | | | | | | | 貴意如何? の姿と存候、 上抔 ハ 勿論 恰も貴地 此 方より注 相 場 棉 屋 糸相 文続 0 直 場 煽 打

又々八萬封度追注入電奉多謝候、 早速手配中二御座候、 委細は輸出部通信ニ詳悉可仕候

氏へ探索方倚頼可致候、 電致置候 候得共、当テニハ不相成候、 実行サレス、従テクインスランド抔ニハ聊も無之、メルボルンニハ或は少々残り居候 年買輸分の外、 ルニ此事ハ最 テ防寒用 及屑革販路御発見の由来電承知仕候、 「チョッキ」の胸当テニ義捐金ヲ以テ民間より政府へ献納シタルモノ 初 現品皆無二御座候、殊二此件ハNSW州ニノミ喧伝セラレ、他州ニテ 0 間ニ留り、 何ニシテモ貴方は余程多額御入用の塩梅ニ付、不取敢 事情ハ藤井君粗御記臆ニ新タナル処と存候、 戦争永引クニツレ義捐 併此品は広戸店員熟知之通り、 伴 ハサルカ如く其後立消と相成候 濠州軍隊の出兵当初ニ於 尚今一応ボ 「品皆無」と返 切屑ナリ、 ーモ 哉も難計 ハあまり 然 前

quote する者無御座候、 밂 full, 34, 1/2, 1/4, Length, ニハ有リテモ謂フニ足らす)、ナメシたる製品可在之も、他ニ一定の需用ナキ品ニ付、 而シテ羊毛付の丸革の御聞合セハ、少々常識ハズレニテ閉口仕候、 のナキ事ハ先刻御熟知の筈と存候故也、 按する二是も出兵用の被服廠の聞合せと存候、 或は一吋位又ハ其以上の毛付ニ哉?、又何程の数量御入用ニ哉、 日本内地の如く敷物用ニデモ致す需用アラハ 何トナラハ、仕入ニ如此の 兎ニ角、 毛の 長 右左ニ (此方

一六九

特許 政府 折

なし二ハ着手難相成、

且ツ其特許濠州政府の

一存ニテハ決定六ツケ敷哉ニ奉存候

加フルニ Tanning すると無尠共一ケ月位

ハ

特許御交渉の必要可在之哉ニ存候、

返し聞合の発電仕置候、

而シテ若し被服廠用ニ候得バ、或は貴方政府より陸

何二致せ羊皮は羊毛同様、

政府

の管轄内ニ在之候間

軍用

トシテ英国

幸ニ特許ヲ得ルト

スルモ相当の時間ヲ要すへく、

は御注文の運ニ相達し不申哉も難計、

此場合、

兎皮ニテ類用出来不申哉、

御探窮被成下

·度候

掛ル可ク想像二難カラス、実際の処ハ次便再報可仕候、但しあまり長時日ヲ要する様ニては或

南洋棉花

二米棉騰貴の影響歟、 他店ニては相当ニ取引出来候様伝聞ニ係らす、貴方ニテハ木で鼻括る如き大安直の呼声ナリシ 時の踏倒ナリ シヲ想起致候、 埃及よりの船腹無之ニ由ル歟、 幸二30噸買入出来候段、 俄二廿一二片の指直二接し、 好都 合二御座候

曩日

1の付直

事、 先達前田重役へも御話仕候如く松木生の通信ヲ見るニ近来大ニ商売気発達、 の金高物ナラサル限り松木宛信用状なし二御輸出如何二候哉?、 今回別紙写之通り昨日発郵致置候、 貴店の方針 賛成二候得共、 正金銀行出張所ニ於て聞合せ、 奮励の資とも相成候ハ、本懐之至ニ御座候、 大丈夫の商店なら 折角油の乗り掛りたる矢先、 将来多望と存候、 Ń 例の信用状の 非 常二多額

南米貿易

此問題の為メ取引縮小ハ甚遺憾ニ存候、 御熟考之上、可然御命令被成下度候

仕居候哉否哉、心得の為メ御説明被下度候 船ニ積入居候運賃ハ £17 ハ高率ニ売行、夫たけ貴店の御収益ニ可相成筈ニ御座候、果シテ左様の勘定ニ辻妻符合 武市より輸入雑貨引続廉価ニ買入出来候事、 寧口不審二御座候、即 £28 も致し候牛蹄(肉会社一等品ニアラス)が 120/- 乃至 150/- ニ候、故ニ此直違の差金ダケデモ一噸ニ付 £10 の運賃ヲ掛テモ £20 前後ニ不過、濠州品ニテも敵商等臨時 全ク競争者ナキ為メと存候、 £9 乃至 £10 以内ニテ出来候事可 例セハ此方ニテ平均 £15乃至

欄外書込

割前後割安ニ相成候、運のヨキ人と存候 派?当地ボルシン之手ニ入候、当時ハ如何ニも高過きの様存居候処、今日より見れハニ 貴方指直低カリシ為メ、本年初メニ於ケルクインスランド各肉会社の入札ハ、皆乙宗一

棉糸其侭ニ相当大口の取引出来候事、真ニ商売ラシキ商売ニ付、大ニ発展方御尽力被遊度、遙

二祈望致候

[葬儀参列について翻刻省略]

一九一七・八年度ハ六月末ヲ以テ結了、其成蹟別紙切抜の如くニ候(16/8/18 ヘラルト同封仕

甚申訳無御座候、此元多用ナルニ付、相違無之候得共、全く御前生の怠りニ御座候、 候)、是等の結果ハ例の月報ニテ報告可仕様八ケ間敷申居候ニ不係、実ニ参ケ月も延引致居、 前田氏よ

りも御催促旁、本人へ御注意被下度奉希望候

七月二入リテ二三回評価在之、本月二入リテ十二日と本日(廿三日)少許の残り品スカード評

価致候、尚一二回ハ可在之候

一九一八・九年度新毛ハ九月十六日(新聞ニハ十七日トアレ共)より評価開会の筈、

ニーかブリスバンか何レカ最初ニ相成候哉、 未定ニ御座候

ヒュースと提携の為メ今日迄大ニ遷延致置候ウイドンも政府の体度強固ニ付、到底ヒュースの

大正七 (一九一八) 年

日光丸便追伸

八月廿三日夜認

右

間、 御照会之上、 氏は多分明日メルボルンより帰市ニ御座候、 八萬余前直即82片出来候モノナラハ、此方ニテ買極メ不苦様存候得共、大体ニ於テ一応貴方へ テも永々御待兼之処、 由探聞致候、 皮毛使用不致居候義ニ付、 思惑通り二成効無覚束模様ニ付、 精々利口ニ買約仕度存居候 決定スル主義ニ相成居候間、 而シテ其第一着トシテ前約残品日光丸ニテ輸出許可と相成、 乍延引本品の受渡し実行相成候ハ、得意も満足致呉候哉と存候、 独立ニ中央委員長へ交渉し、 断然見切ヲ付ケ、 昨日急電ヲ以て Best offer 恰も月曜日 同店ニテハ 粗等跡 (廿六日) 迄ニハ貴方返電到着可仕候 ヒュ 々の行動ニ付テも解決相付き候 1 ・スの・ 請求致置候、 頗ル好都合、 如く肉屋 の関係無之、 フランク 貴方ニ 跡現品

歟、 イイ加減の発電致候由ニテ、夫ニ対し或得意ハ既ニ相当の注文ヲ出し居候由、 ヒュース氏は中央委員ニ睨マレ居候間、 三井の狡猾可憎存候、 到底期待の示談は不調と存候、 然ルニ三井ニテハ先日 得意がお目出度

憎存候、委細は守田より詳報可仕ニ付、御披見被成下度候

北村生

三

東京支店通信及前田重役状、 本日午後拝見仕候、 前田君船中の食アタリ御気の毒ニ存候、 其後

速二御恢復 相成候樣祈上候

東上の途態々京都 へ御立寄り被下候趣、 御厚誼奉多謝候

本店輸出部 左様の事情も可在之候ハ、不得止次第旁、 ハ非常の御多端ニ付、 此際山本店員帰朝御希望の由、且ツ同人妻子病気の由気の毒 安芸丸より帰朝為致可申候

東京支店も無人ニテ御困難の由、

御同情申上候、

速ニ好個の補助員ヲ加名相成候様祈上候

元方インボイスニ付難題相起り候段、 如命全くお役所の仕事も一得一失と存候、 併跡 々 0) 関係

兎皮

も在之候間、 イス云々ハ不可と存候、貴方より来電ナキヲ以テ見レハ此提議ハ消滅と存候、夫ニシテも羊毛 30%ヲ棒ニ振リテも可成正直の処ニテ御解結相付き候様祈上候、 マントの インボ

無之歟、兎ニ角、此方よりアクセク致候共、致方無之、貴方ニ於テ宜布御取計被下度候 1 1/2 % 取扱承諾相成候事ハ東京支店少々アワテ気味と存候、何と歟、 善後策

口仙と同様

但し今送中弐萬封度ハ36片約定済ニ付、 其侭ニインボイス致候得共、 跡八萬の内四萬斤今送分

広戸店員

安ニ付、 様ニハ参らぬものニ御座候 ナラス、最近の八萬片は若し能ク可クンハ廿五六片ニまけさせ度考ニ御座候、 ンボイス二枚送呈仕候事ニ為致候間、 ハ30片仮約の処、 却テ工合悪敷候、 相場下押ナリシヲ以テ三片直引為致、 委托式ニナレハ寧ロ 可然御利用被下度候、 3/- 以上ニ騰貴致候方便利ナルニ何事 27片実価ノモノト36片ノモノト元方イ 跡四萬の残分も同直ニ為致度ノミ 寸ジリ チ思ふ 々々跡

致居たる義ニ候得共、 名二放任も相成間敷、 帰朝後未た席暖カナラサルニ九月中旬、 決議賛成二御座候、 更ニ内海君 磯兼先生迄出張致候様の勢ニテ 再ヒ南阿出張ニ御決定の由 御成効ヲ祈上候 'n 来電承知仕候、 Ŕ 1 シテ片桐店員 小 生は予期

派手ナ?やり方評言の限りニアラスと存候 再ヒ当地へ参り候由 時は暫く日本滞在の様承知致居たる三井の井島博士ハ、急ニ本年九月貴地出帆の丹後丸ニテ 而シテ其他ニ同店員 五六名 (輸入出部宛)も同行の趣伝聞致候、 三井の

小池店員

先月末ブリスバン メル ボ ル ン・ アド i ード其他の市場巡回後、 愈昨日一 ノ宮旭硝子出張員と

関店員

[関善八店員の病気回復と復職について翻刻省略]

新西蘭へ出張仕候、

予定之通り十一月下旬、

日光丸ニテ帰朝為致可申候

此丁子ならハ小池生不在と雖とも格別の手支も在之間敷歟?、 而も貴方操合相付き次第、二三

名の青年至急御派遣被下度切望致候

住吉隠居行

小皿 (陶器) 二ダース、硝子コップ小形取合一ダース、本船へ托送致候間、 税関ハ何卒見本ト

シテ御通過之上、未亡人へ御転送被下度願上候、外ニ後室様行、妹尾店員行、 信同封仕候間、 夫々御転交可被下候、 萬一広戸生南阿出張後ナラハ、 南阿へ御届け被下度候 広戸店員行、私

季節好順

七月廿日迄約三ケ月斗旱天ニテ或地方ハ大ニ杞憂致居候処、 其後両三回順 雨普及、 各州 一般愁

先以テ順調ニ御座候、 眉ヲ開キ候、殊ニ七月中ハ近年稀ナル寒気ナリシモ降雨已来温和ニテ霜害も無之、 麦作牧羊共

草々再拝

去

満州及蒙古

## 第八三七号信 大正7年8月26日 緬甸丸便

[「OCT. 8.1918」のスタンプあり、受領日か]シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

拝啓、前周日光丸郵発後、時日無之、貴信ニ不接候得共、近着時事新報紙上記載之件、

一寸耳

寄と存候間、御心得の為メ上伸仕度存候

但し前報 837 号と記入セシハ 836 の誤ニ付、 御訂正置可被下候

在候、然ルニ拓殖調査会の集会ニ於て討議之上

乃至北方支那二於ける牧畜之件二付テハ、予て我国識者間の問題と相成り居候事は夙二伝承罷

、羊毛改良の目的ヲ以て廿五年計画ヲ立テ、種羊ヲ輸入スル事及ヒ其他の経費トシテ明 年度四十萬円ノ支出ヲ請求スル事

大正七 (一九一八) 年

一、軍用ニ適すへく馬匹改良ニ付、 十年計画ヲ立テ明年度経費として廿五萬円を請求する

事

候 とハ全く無関係ニ付、是非此方へ\*種羊・種馬購求方御用命相成候様、 本年末の衆議院へ提出之由、 地二普及セシムル予定の由、 果シテ然ラハ、数年来、農商ム省ニ於て野沢組ニ取扱ハセ居候分 而シテ官庁ニ於て之が設計ヲ成サス、惣テ満鉄会社ニ委任シテ各 御運動被成下度奉希望

※印欄外書込]

濠州産入用の場合ニ於テ

候哉ニ存候間、 浅川馬政長官の蒙古視察の記事も在之、佐原少佐も随行巡回セラレタルガ如く、 カキ筆者へ到達致候間、此方面より御聞合相成候ハゝ馬ノミナラス、羊の方の内情も判明可仕 他店ニ先ンセラレサル中、至急御着手御尽力被成下度候 青島 出 [の絵

羊の種類ハ寒国ニも在之、最初ハリンコルン・レスター、或はロムネーマーシ種適当と存候、 第三第四雑種位ニ至り、 多少細毛の種類を紹介する方順序と存候

酒精

ニ属スルニ哉?

話二御座候、 先達御照会仕候南濠州の C.B. Ware 氏、日光丸ニて帰濠、一寸面会仕候、 而して近電ニ由れハ十一月迄供給不出来云々承知仕候、 十一月已後ニナレは果シ 藤井君御来示同様の

テ供給出来候事ニ哉?

先是当地製糖会社よりも聞合在之、夫ニ対し供給不可能の御返電ニ接し居候、或は戦時禁制品

今朝の新聞紙上リバプール相場入電無之候処、 米国の無線電信ハ紐育暴騰ヲ報し、

棉花

Good Middling Oct ship't Dec ship't

34.90D

34. 20D

其後近電一寸下押シ 33.50D 32.60D

何れもペンスと在之候得共、セントの間違と存候、前月同時ニ比シ八仙乃至十仙方の暴騰ニ候、 一時本年の作柄良順の様聞及居候得共、 其後収穫減少の兆候ヲ示シタルニ哉、 兎ニ角、 近来

乱相場と存候、 

大正七 (一九一八) 年

費用前報仮定の如く七片八一を掛ルトスレハ、 恰もリバプールの直段は廿四片半以上ノ筈ニ御

一八()

座候、果シテ如何ニ哉?

取引の模様ニノミヨリテ、 併貴方の棉糸相場ニハ忽チ影響スル事ナク、 棉糸の相場ハ変化スルモノと存候? 貴方の相場ハ原料の高下よりも内地目先きの投機

以下、廿七日認

片八斗ニ相成、 尚引続き発展可致哉ニ被考候間、原糸仕入方ニ十分御注意御尽力被成下度、遙ニ切望仕候、草々 保合、近き将来ニ於て著敷下落ハ在之間敷存候間、 場合ニ由リテハ六片以内ニ相成候時も可在之存候、要するニ英米ニ於ケル棉織物は茲暫時高価 今朝竜電リバプール相場は、 前掲の 7.81 とは少々相違在之候得共、為替換算其他時々の変化可在之ニ付、 前周二比し約一片上りの23ペンス44ヲ報し来候、丁度、 日本棉織物の輸出ハ原料棉糸の暴騰ニ不抱 直開き六

北村生

## 第八三八号信 大正7年9月16日 天正丸便

拝啓, 付入江君八月十三日付、外二古立君·藤井君青葉山丸私信、 貴信九号四方君御認(日附なし)青葉山丸便、本月六日到達、 シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役 前田君伏見丸船中御認メ移転案内 前田君認十号八月十五日

状等、本月十一日到達拝見仕候(アキ丸便)

取締役会決ギ録 貴信九号ニハ第五号より十号迄同封と在之候処、拾号決ギ録無之、 ハ拾壱号ニアラスシテ拾号の誤記ニ候哉、 為念御伺申上候 却て拾一号同封在之候、 右

本店中受勘定 追々混雑と相成候ニ付、 大正七 (一九一八) 年 組織改革と同時ニート纏メニ御付込方御相談申上候処、 御賛成被成下

候趣奉謝候、 何卒、 誰が見ても一目瞭然たる様、 御修正在之度希望仕候

座候、 之件、 等ニハ無関聯との事ニ付、 ナルモノ無之国柄ニ付、 して清水惣領事より内閣へ照会等の手段も試み度存候事なれ共、 トン等入社の事も既ニ申込在之、又筆者人格ニ付テ疑義アルニアラス哉等念ヲ押し候得共、夫 兼候事ナレ 事実ハ中々難渋ニシテ今以て許可相成不申候、単ニ欧州開戦已来、法律改正之為メ手軽ニ参り 前田君より懇々の御来示恐縮之至ニ御座候、 マカ 共、 口 ン氏は私交上懇意の閣員の一人へ内談致し居候間、 偖其理由トシテ何等説明無之為メ甚迷惑仕居候、 平押ニ抗議する手段も無之、気永く辛抱仕居候次第也、 概ニ理屈ラシク申出候義ハ遠慮可然と存候、 元々容易二登記出来候事トシテ提議仕候処、 何卒、 再考する二元来日濠通商条約 御申越迄もなく Coss 日も早く埒明き候様 寸手扣居候仕合二御 一時口 及ガン 「術と

叶不申候二哉、 夫ニしても貴方株式移転の登記ハ本月ニ迫り居候哉ニ存候処、 の登記手数ヲ要する事ニ可相成、 御再詮被成下度候 御迷惑恐入候、右ハ来年三月頃迄移転持株登記延期の義ハ相 如前記、 此方大延引の為

祈望罷在候

言状に人の遺

[兼松夫人の遺産分配につい て翻刻省略] 再示被下、

此方も得心仕候

而して前田君帰航船中より御来示之通り、

株金勘引尻等ニ対しても利息勘定ニハ無関係の事御

四方君ニ於て多少御誤解アリシ由、

四方君より曽て御来示相成候本支貸借勘定上の利息の義、

ニ 付**、** 懇々御来示敬誦致候

為替約定

电 も後慮は無之候、只タ南阿より輸入品ニ対する為替の換算期ニ損益ヲ生スル点、 正金銀行出張所設立の為メ日濠及日本南米間は取組の都度邦貨ニ換算済ニ付、危険モナキ替り 座候、而シテ夫より得ラレタル余益ハ将来逆潮の場合の損金の用意トシテ御積立テ置可被下の 奉存候、既ニ貴方重役一同御決議之通り、 南阿行輸出の為替も貴店より御取組の際、邦貨ヲ英貨ニ換算シテ御振出し可相成存候ニ付、是 ニ余得モナキ事ニ 是も御同感ニ 御座 御座候、 候 尤も著敷逆潮と先々の目安相付き候場合ハ従前通り裏書と同時ニ先 今日の場合ハ支払期日迄其侭ニ置据候の事 御来示御尤ニ 賛成ニ御

大正七 (一九一八) 年

期換算御約定被遊候事、

勿論と奉存候

居留地增築案

換算仕 候、 但し 南 此利益ノミニテモ正金の当地支店ハ莫大の予算外収益可在之哉ニ奉存候 一候事故、 阿 よりの輸入よりも金高著敷多額ナル 如前記、 危険ハナキモ、 近来 ハ 此方の つも銀行ニ儲ケラレテ居る次第ニ御· 輸出品ニ対シテハ、 取 組当 時 邦貨ニ

弐百 居留 間 改築被遊候事、 金ハ戦後と雖も今日より更ニ騰貴スルトモ下落ハ無之哉ニ被考候、 克復迄ハ遼遠ニ被考候間、 利ニシテ、 粗等本建築的ニ御改造の御相談、 ル 御提案至極御尤もニ奉存候、 是亦御 合 御 坪の建築相成候処、 地々所 奮発可被下候、 火 の用 サ  $\sim$ 同感ニ御座候、 Ź 倉庫新築の事提議致候事也、 心 ガ 遠大の利益と存候、 の上ニ於テも錬 の独軍も少々僻易の様相見へ申候、 貴方重役間ニ大反対在之候様ナラハ如命貴方へ 既ニ今日ニテハ尚弐百坪計も不足と相成候由 元来、 錬化・セメントの下落ハ近き将来の事ニハ在之間敷、 殊二船 化 筆者大賛成二御 数ケ所ニ借庫分散致居候事不尠、 三階ヲ見本室 の方ニ御賛成在之度存候 腹不足の処へ \_\_ 時ハ御不同意ナリシモ其後俄ニ御同意之上、 座候、 輸 · 検査品室用 出部 実際如何、 欧州の戦風も去月以来引続き聯合軍有 拡張の設計 二宛 元より疑問ニ候得共、 寧口 ル 不便不利益二付、 上 御任せ申上候得 モ矢張錬化の 依之、 更ニ倉庫 此際三階建錬 更ニ右仮倉庫 の 準: 況ンヤ 方 -備必 共 化 可 積ニ御 然存候 職 尚 昨 今日 年中 要ナ 平 I 速刻 賃 和 ヲ

右増築ハ目

下工事中の事ム所竣功の上、

来年三四月頃より

御着手の御計

画之由、

事情:

御尤もニ

御座候 御着手の事、 (得共、 寧口 目下既二他賃借倉庫御使用の場合二付、 最後の勝利と相成不申哉 御相談之上、 更ニ一時的借庫ヲ増 可能 の義ナラハ 速二御実行希望致候 加し一 日も早く増築

以前三階建ナリシ処ニ付、 題と存候、 何卒、 建築技師ヲ使テ増築前、 基礎工事ハ従来の仮ニテ大丈夫の様御来示ニ候得共、 果シテ其重量ニ耐フヘキ礎質充分ナリヤ否御検査実 是ハ中々の問

行在之度候

ニハ抜ケ目ナキ一人と存候間、 不尠ニ付、 家払底等ヲ比較シ、 居留地新築落成之上ハ本店の場所貸出の事、 一手ニ貸付ケの事、 短期の事ナラ無論承諾可致哉ニ被考候、 且ツ三井の名義ニ対シテモ、若し入用ナラハ一千五百円ニテモ隣 如何ニも便宜と存候、 御実施の際ハ十分コジ上ケ方御交渉肝要と存候 ケ月壱千円ハ高キ様ニテモ今日の形勢ヨリ他ニ借 自然の結果御尤ニ御座候、 中村交渉先生正直の様ニ候得共、 而シテ三井物産会社 中 家 々銭 0 便

二階三 階の各室分貸分合計八千五百円の由、 是も今日の物価より比較スレハ、大ニ割安と存候

間、

期限ニ於テ20%方位家賃直上ケハ相当の所置と存候

御来 示 相当の の如く仮ニー 出金ヲ要すへく、 ケ年弐萬五百円の家賃と相成 今日の場合、 家主トシテハ勘定不引合と存候、 候共、 諸種の税金、 手入の費用、 何とならハ御来 水道下· 水の

大正七 (一九一八) 年

示の 円、七朱ナラハ弐萬四千五百円の収入ナカラサル可カラス、若し貸店専門の資本家ナラハ、年 出来候得共、 頗ルお目出度仕合と存候、 シテ目下五萬円ト見積アル事の先入と相成居候故、 割已下の利廻リニテハ貸人在之間敷被考候、 四拾萬円の買人の有無ハヌキニして、仮ニ三拾五萬円と見積候テも年六朱ハ恰も弐萬一千 時勢の変化ニ伴フ御執成必要と奉存候、 以前割安ニテも借人ナキ時ナラハ空家よりハ優しとして安直も辛抱 畢竟、 割安の家賃ニ満足する坪勘定と相成候段 貴意如何? 貴方ニテハ最初十六七萬円より段々減価

萬円 ニ 非ラスシテ、 の為メ二年ヤ三年ニシテ投機的一獲萬金ヲ贏得シタル好運ナル成金者流と同一視サルヘキモノ ナレ共、 シテ、不幸若し必要の場合ニハ四拾萬円ニモ五拾萬円ニも見積ラサル可カラサ 失礼頗る浅薄の御考案と存候、何トナラハ五萬円と見積居候事ハ営業上の大事ヲ取リテの義ニ 「今日濠館ヲ売却スルトセハ、三十五萬円より四拾萬円位ニハ話が出来サルニモ非ス」 の評価 分り切りたる義ニ候得共、 段々時勢之進歩と共ニ価格ヲ増大シタルモノニテ、恰も我商店今日の発展の如く、 日濠館ハ我商店発祥の地ニシテ、 居留地の新地所コソ意外の暴騰ニ付、或ハ成金的 ノモノニ付、是ダケテモ〈K〉ハ座シテ三拾五萬円の成金の観在之云々御来示、 三十年来惨胆タル辛苦経営より漸層蓄積シタル効果ニ外ナラス、 夢ニも忘却ス可カラサル要点ニ付、 明治廿四五年頃、 (流行語ニ従ヘハ)利益とも可申敷 故店長が 為念一言申進候 ₩50 坪ニテ買入ラレテ ĺ 性質 今更敷衍 へのモ 戦争 ラニ <u>Ŧ</u>i.

性質のモノと奉存候(若し日濠館其物ヲ公共用トシテ神戸市ニ寄付セサル場合ニ於テハ) 故人の生前終生の希望として建築サレタルモノニ付、 而も如前記、 今日の勢より観レハ近き将来ニ於テ五拾萬円の買人在之候共、敢テ不審議ハ無之と存候、 故人発祥の地ニ候間、 他ニ売却と申事ハ再三の熟議必要ニ御座候、 如予定兼松紀念会の資金ニ編入サレヘキ 況ンヤ本館 /١

大正六年度重役よりの寄付金額、 御来示敬誦仕候

き同 前田君御上京の際、正金銀行元副頭取山川勇木氏別邸へ御往訪の序を以て、紀念会寄付案ニ付 氏へ発案御倚頼被成下候趣御配慮奉謝候、 何卒、 我等一同も賛成致し得可き好個の出案祈

望罷在候

賛の承諾を得たるは筆者の光栄とする処ニ御座候 御同意被成下候趣、 問題ニ付テ、先達前田重役の出征を煩し熟議之上決定致し候愚案御討議の結果、各重役ニ於て 本懐之至ニ御座候、 殊二当局入江重役ニ於ても其責任を尊重し、 愚按御同

棉糸損害

大正七 (一九一八) 年

古立重役退任と

の為なる実情御開陳被成下、

との関係ニ付、 前田君より神戸支店長森広蔵君へ委曲弁明被下、 而して現職退任するも株式会社ニ対する責任ハ引続き従前之通り 又古立君御自身ニも全く病気

其後、 候 無限 0 侭調印相成候上ハ是迄同様と看做し、信用状発行其他承認致呉ラレ候趣、 森氏の注意ニ由リ前田君横浜本店へ御往訪、 鈴木惣支配人への御説明之上惣て諒解ヲ得 御配神奉萬謝

心仕

ラレ候由

是亦御礼申上候、

同時ニ穂積本店支配人・山川元副頭取へも同様御回報済

の由、

Top 及ヒ 前便守田生より上伸仕候通り、 三井迚も無暗ニ自家構成案ヲ以テ日本の得意間ニ奔走致候様ニも難考、多少共、元方ニ信頼ス カアソン氏情報ニテハ深ク三井と結托シタル形跡無之候得共、

Hughes

(Type 18 ハ別ニシテ)ニ対し、 彼方ハ百三五十萬も買次致候実蹟より見ても、 三井は ヒュ 1

先般の約定ニ於て、此方の僅ニ三十萬

ル処あるへく被存候、既ニ貴方御来示ニも在之候如く、

井を手先として日本買方の意向を探窮し、 スニ対する大得意在之、加フルニ此方はWと密接の関係ヲ有し居候等の焼餅も 追テ現在手持の大荷物弐千五七百俵ヲ所分するニ当 可 在之、 自然三

氏メル 張政 消耗 何?、 ル故 ŋ アラサル 而シテ今日の難局ニ陥リシナリ、 ヨリ其不公平ナル取扱振ニ対し、 タリシ処ナリシモ、 ナル問 の)の副産物なる皮毛ヲ混用スルヲ禁止スル事が先決問題ニ相成居候義と被考候、而シテ此点 ニ止ラス、 肉会社の収入ヲ減スルト共ニ Top 会社ニ於テハ却テ割高不利益ノ原料ヲ使用 中央委員会ニ於テ今更変更の余地ナキモノニ付、 又タ肉会社は其羊皮ヲ一旦評価委員の評価ヲ経テ、 府 短 .題ナルモ、実ハ今日迄彼レノ辣腕ナル中央委員会の一員トシテ巧ニ各員の同意 ボルンより帰来の情報ヲ綜合研窮するニ、 時間ニて之ヲ割宛決済セントスルノ策略と考へ候事、 案ヲ甘受セサル可カラサル結末と可相成も、 両会社共通の不利益トナルナリ、是レH氏ニ対シテハ根本的 而も貴地ニ於て再三ヤイ々々焦心セラル、 ヨリハCSW会社の製出 如何ニ彼ノ辛辣ナル敏腕 主要ナル焼点ハ(曽テも上伸致候如く)彼カ今日迄独占シ来リシ肉会社 原料ニ混用スルヲ禁スルノ法令ハ未タ発布ナキ様ニ付、 各地ノ肉会社 故二此解決、 中央委員会ニ対スル抗議頻繁ニシテ、遂ニ彼 ヲ以スルモ、相手ハお役所ニ付、 品ハ何方へも輸出不許 (Hはシドニー及メルボルンニ肉店アリ)及ヒ一般屠羊業者 即チH氏の全然中央委員会の命令ニ服 Hと中央委員会の葛藤 カ如く、 議論 今後CSW会社 可也、 而後混用スル敷ニアリ、 の行掛り上、今以テ睨合の姿ニ御座候 ヒュースの立場ニ進境ヲ来サス、 強テ無理ナラヌ処と存候、 Hニ於テハ如此押問答 何等の反響ナク、 の計画破壊ニ付、 ハ純然たる剪毛ニノミ由 *)* \ H工場の 単二利益 ノ辞職トナリ、 スル 若し如此 一の分布 (自家経営 最後 勘定トナ 詢ニ重大 従スルニ ヲ克チ得 時 貴意如 い矢 Ħ 問 W 題 ヲ ル

皮毛ヲ

Top

shift

哉 益ヲ得テ金融上、 二難カラス候、 前記非常ニ多量の製品貯蔵 局外者の考へ及ハサル処ニ御座候 と運転致居候中ハ黙々の内、 加之、 銀行ニ対シ余程信用増加致居可申も、 如此強情ヲ張り、 の結果、 其利息ノミニテモ莫大の金高ナルヘク、 果シテ政府案ヲ轍回乃至変更セシムル 引続き皮毛混用致居候事の様ニ被考候、 尚ホ彼レの苦痛の多大ナルヘキ 再昨年来非常の ノ胸算アル事ニ 夫ニしても如 ハ想像

唯今の 定直段ニテ注文掻キ集メ居候モノ、 但し萬一交渉不調和ニシテ、 相成候哉も難計、 処、 現在 0 其場合ニ於てヒュースは法律上大ニ弁金デモ取ル考歟も難計 · 持荷 Top の所分ハ如何ニ可相成歟、 其局同工場ヲ政府ニ徴発し、 如何の結果ニ可相成乎、 如貴電三井ニ於テ八十片辺の予 政府事業トシテ運転 我等興味ヲ以テ見物可仕候 にスル 結句 事二

貴方注文ヲ出スお得意ニ於テモ、 集メニハ供給の確実ナル基算アル事ニ哉否、充分言質ヲ取リ置カレ候事必要と奉存候、 願くハ三井の巧言弁疏ニノミ重キヲ措カス、 実際三井の注文 如 何?

不知候、 都合ナリシ Noil ニ付テも此方を出し抜き三井へ四百俵分売致候様存居候処、 は不得止引受けたる云々、 何ナラハ最初37六百俵ト31百俵の組合セ offer ナリシニ、 ヲ御同慶申上候、 且ツ結局難波商会へ売方依托相成候由、 若シ三井が不得止引受タルモノトスレ ハ、 今回の御通信 恰も同商会の希望ニ適し好 37は粗悪云々の文句付ニ 或ハ夫が 真実ナル哉も ニ由レ ハ三井

は三井ニ対し苦情ハ申せす候、 約の通り同一 百ト百の組合せニて買入候事也、 て御引受不被下候、 割合、 直段も多分同直ニテ三井へ押付ケタル哉も難計、 去り迚テ貴方指直ニハまけ不申、種々交渉漸く貴方不向の37ヲ半減シテ三 何トナラハ、日最初の offer 通り七百俵御引受け被下候ハ、 故ニ恰も此方謝絶の37三百俵ニ31ヲ百俵追加して丁度此 果シテ然ラハ我等ハH又 方買

其後、 事とH申居たるも、 より日へ申込済ニ候、 スル能ハス候、 三井へハ渡ラサリシ哉ニ被考候 貴方好況ニッレ再三の御催 勿論愈売出しの場合ニハ前仮約の四百俵ハ先以テ此方へ引渡し方、既ニ守田生 遂ニ不許可の侭遷延シタルモノニ付不可抗力ニ候、貴方買人ニ於ても此事 但し此四百俵も其当時上伸之通り "Subject Permit" ニシテ、多分ハ無 電二候得共、 本品も Top 同様の立場ニ付、

貴方の急需ニ応

情夙ニ御了解の筈と存候

要之、 或ハ直段ニ不抱、 ツモリニ在之候間 披瀝サレ居候筈ニ付、 藤井重役、 需用家切望致居候様ニ委員会の誤解ヲ招ク恐アリト存候、 既ニ業々御熟知之通り検閲の為、 買人より八釜敷申参候共、貴店ニ於テ前後御斟酌、発電前慎重の御配慮在 別段掛引の必要ナキ事件ニテも、アマリ貴方より催促瀕繁ナルニ於テハ 貴電ハ逸早くメルボルン中央委員会の手ニ 此方睡 眠致居不申

之度希望ニ不堪候

Whiddon's Top & Noils

子状木のセンサーの為メ順序相狂ヒ、 片ニ売レル筈との御託宣ニ一驚ヲ喫し、不取敢 Best offer 御返電被下度様申上候処、 府へ照電 是も前便守田より詳報之通り、七月一杯迄の製品売出し直段84片辺ナルヘキ予想の処、 の返事 <u>ハ</u>、 米国相場の比較及英国ニ於ケル Top も最近三片騰貴等より勘定シテ九十 前田君東京よりの発電、 先ツ到着(其実三番目出のモノ 英国政 例の杓

欄外書込

ナリ)

六日夕発、九日午後五時普通電着

は拾 態々出京各得意遊説の結果、 夫以上ハ望ミ遠し、ノイルも安芸丸ニ積出出来ルナラハ三萬封度迄三拾片承諾、 五日午後 4/50 の着電ナレ共、 ハ未た返事なしとの返答ニテ十一日ヲ経過し、 ラ要ス 萬封度迄八十五片迄引受クベシ、十月十二月物約三十萬封度迄八十片迄ナラ引受ク可シ、 (九月十四日迄二) と拝見致候、 LCD、十一日午後二時廿分着(一番出のモノ)、若し安キ丸ニ輸出出来候得 不取敢、其旨Wへ移喋シテ、メルボルン中央委員長へ直引方交渉中、本店発電 漸クニシテ Oct/Dec 物八十二片半迄引受クベシと在之、 同午後W氏聞合候得共、 十二日早朝フランク氏と面会の約束ヲ為シタ 居所不明、 惣テ次周中ニ メ ĺV ボ 中 ンよ 抜 ケ

ル、 十一日午後八時半ニ至り本店五日午後十時発三号(二番目のモノナリ)LC D 電 到達、

「十月十二月物売方ニ付き尽力中ナルモ、先以テシドニーより売直ヲ切出サ、レハ相談難

渋ニ付、数量と offer すへき直段返電せよ」

拝見致候、 如予定翌十二日朝フランク氏ニ面会前、二電の内容移喋致候処、

生憎ニも、

央委員長ニ向テ W Top 買入希望の交渉ヲ成シテ差閊ナキ哉? 迫リ来リ候ニ付、少々危険ト見テ、兎ニ角供給品ナシト再答セリ、 問ニ対し90片也と答タリ、赤松ハ日本ヨリの電信持参ニテ八十七片迄ナラハ買約スルト 前之通り兼松ニ予約アルニ付、他ニ売約致難シと平押ニ答へタリ、併直段ハ何程敷との 十一日朝、三井の赤松店員来訪、 貴店の Top の quotation ヲ得タシと申来候ニ付、従 赤松日ク、然ラハ中

我等の仕事ハ我等希望ニ由リテ進退ス、敢テメルボルンの干

渉ヲ好マスト答へ、其侭分袖セリ

W 曰 ク、

夫ハ甚迷惑ナリ、

W曰ク、乍併三井の事故、メルボルンへ8片迄差支ナシと offer する哉も難知、且ツセ ンサーニテ8片と申事ヲ承知致居る哉も難計、此点頗ル心配ナリ

夫 与フル為メ、Without prejudice、 ハ夫トシテ十一日タニ至リ、 メルボルンより返事着、 且ツ跡品の直段ニ無関係ニテ七月末迄の製品 Top 八十五片 W氏希望之通り至急持荷所分 の便宜

大正七 (一九一八) 年

貴店御希望数量未満二候得共、 腹ナシ等種々力説之上、漸クニシテ85片と30片ニテ買約行届き申候、其内ノイルは少数 積ヲ犠牲ニシテ安キ丸ニテ輸出の事、又ノイルハ中央委員会申出の三十片ニテ承諾シ、 の注文在之候ニ付、夫テ差引通知スルとの事ナルモ、 キ丸ニテ一掃スル事、 直段ニテ売約セリと反問サル、患アリトテ、フランク氏数刻決心躊躇仕候得共、 より87片抔通信致居候場合ニハ、Wと〈K〉と特約アリテ高値の方ヲ断リ、単ニ〈K〉 定の事申込候得共、 ヲ最低トシテ精 々上直ニ売約スル事ヲ許可する旨申来り候趣、 8片ハメルボルンのミュマムニ付多少上直ナラサル可カラス、又若 然ル トキハWの経済上ニモ便利ナルヘク、三井は到底アキ丸ニ積 不悪御承認被下度候 結局一萬五千斤位ハ可在之見込、双方共 頗る好音ニ付、 早速八十五片約 他の荷物の容 是もア へ最低 マニラ 入の 船

候処 右 後九十片ナラサルモ八十七片以下ハ或ハ六ツケ敷様ニも被考候 の趣、 へ、三井ハ多分損シテモ我等の縄張内へ押シ込ム主義ニテ八十七片抔申出シ居ル以上、今 ハ唯今の処、 十二日午後普通電ニテ御返事申上置 何程と切出し不申候得共、 候間 メルボルンよりハ九十片の 早速二御了解 可被下候哉二奉存候、 (値打 ハアル筈と申参居 丽 ジシテ

尚申上度商要在之候得共、 両日中補筆之上次便二郵寄可致候、 草々不完

### 第八三九号信 大正7年9月17日 シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役 安芸丸便

[「26/0ct/18」の書込あり、受領日か]

拝啓

1918/9 羊毛評価 井島博士帰濠致候共、 系の臭気アルモノハ絶対解職とハ決定不致候得共、今以て再任無之、其他英人・濠人・日本人 会は愈昨日開催の事ト新聞紙上記載在之候得共、筆者ハ昨季同様、 ニテ任命ナキモノ数名在之候 日より午後二時頃迄平常之通り倉庫へ出張相働き居候、然ルニ又々中央委員会の命令変更、第 も可申役廻りニ付、実際前周金曜日、即十三日より直入巡回致シ、 一昨年迄任命セラレタル評価人の内 Duboe、Richard 抔仏国又ハ瑞西人と称し居候人々も独乙 直ニ再命在之哉否ハ疑問ニ御座候 (当地ノミニテモ)、沢田君抔も其内ニ在之候、如此模様ニテハ 土曜日中止、 最初或は下夕見評価者とて 一昨日の月曜

加之、 名在之、 セラレ候、 倹約ハ何程デモ出来候様存候得共、 二相成、余計の手数ニテ閉口ニ御座候 お役所的ニ付、 一同大不平ニ候得共、泣児と地頭ニテ抗議の申出様無御座候、 数名居座りの人も在之候得共、 諸種の印刷シタ用紙類沢山冗費致居候等、其他経済的方面ニ注目すれ ソンナ方面ニハ馬耳風ニシテ、我等評価人の俸給 大部ハ弐百磅減、或者ハ半額の 而して仕事ハ年々綿密 £500 減の者も数 一般二減

筆者昨季迄 セラレ甚不面目之至ニ御座候、併英仏人ニシテ尚 £1000′ Coss £750(昨年初メテ任命) £500 モ減セラレタル人ヨリ見れハ優レリ ナリシニ、今季ハ £800£500 ニ減

欄外書込

二御座候

致、 輸出取扱人とシテの報酬制度も今期ハ如何ニ変更致候哉未定ニシテ、 イヤナ事ニ御座候 何レハ収入減少可

却説、 恰もアキ丸出帆の際ハ小生不在ニ付、 二御座候、多分来ル廿七日同地出発、 当地第一回の評価ハ昨日午後二時迄ニティ切、我等同三時半の発車ニテブリスバン出張 一筆書残し置候次第二御座候 廿八日シドニー着、三十日より引続き評価巡回ニ御座候、

而して本年内当地及ブリスベンの評価は左之如シ

[総計 432,000 B/S の日時俵数のリスト、翻刻省略]

右之合計が我等の評価区域ニ候

他州の評価ニシテ本年中ニ開催サルヘキ俵数如左

[全豪州総計 824,400 B/S の州別内訳、翻刻省略]

明年一月已後の日限ハ未定ニ御座候

日本へ分割の羊毛 既二弐萬五千俵斗ハ貴着致候得共、其区別ニ付テは東京支店非常の御厄介と御察申上候、 と比較致候ハゝ頗る興味ある事と存候 之品物と直段の振当テ貴店扱の分たけニても追て御通知被下度奉希望候、 此方評価決済の直段 実際

濠州辺ニも合計約弐百萬俵の羊毛を貯蔵の準備トシテ各地ニ仮倉庫建築中ニ御座候、 今ヤ欧米行共船腹益払底ニ付、 当地 (最多数ナリ) ブリスバン・メルボル ン・アドレ j F 莫大の費 ·及西

用と存候

南阿より今季も引続キ買送出来候義と予期致候得共、 尚細物用ニハ濠州毛の必要可在之、 殊ニ

契約ニ就て 日本ニテ space

> 棉 糸 0 騰貴保合ナランニハ、モスリン相場も急劇ニ下落 方より英国政府へ交渉開始相成候事二哉、 潜二御案事申居候 在之間敷ニ付、

> > 第二回分割

間

題、

何

増等 日 ク ) 任 候、 社ニテ 構ニ奉存候 小麦船腹ニ付テハ、先操貴店と東京NYK本社又は神戸支店ニテ御約定行届候事、 ト他店よりも幾分乎安率の運賃ニテ約定履行可致ニ付、 ラハ今日の場合ニ付、 の競争ト成 の高率ニ付承諾シタルナルヘキモ一応代理店へ照合シテ呉レルコソ順序ト思フ、 の事ハ不謂) コスル 代理店トシテハ至極穏健ニシテ〈K〉ニ対シテモ親切の言行と存候、 獲 得ス 伝聞 事ニ相成居 (日本ニテの意)一手ニ船腹獲得の事大ニ便益ナリシナランモ、其事の三井・大倉・増 ル スル の変化甚敷モ ノ利 先物ヲ今より約定スルサヘ頗ル早計と考ふ、況ンヤ大体此方へ space 然ルニウイリアム氏は之ヲ甚タ不平ニ感し居候、 結局〈K〉の不利ニ帰スル事ナシトセス、夫よりも矢張BPニ信頼シテ呉レタ ト同時ニ彼等ハ此先例ヲ追踪シテ、 益ニ如カサル場合不尠、 候二不抱、 船腹全部ヲ〈K〉ニ独占セシムル能ハサルモ、成ル可ク多大の ノニ付、 本社ニテ取極の事定メテ当地ニテ 100/space 約定即決ニアラサレハ安率モ其効ナク、 是レ本店ノ捷径敏活ナル手段ニ出テシ所以ニシテ、 若し船在ルヲ発見セハ 其方永遠の利益ニアラス哉との 彼日ク、 辺押問答の処、120/-海王丸の 併小麦 5/-、7/- と直 又〈K〉ハ本 又高率ニテモ 如き ノ如キ 此方至極結 割宛ヲ委 完 議 space 王 屲 (我 ケ 丸

決テ代理店ヲ無視シタル訳ニハ無之ト懇答致置候得共、 若し近日藤井君御面会之節、 此話シ出

候ハ、可然御弁解被成下度、御参考之為メー寸上伸仕候

積出しハ多く G 奮発する二付、是非船腹割宛方請求致来候得共、 ウイリアム氏又曰ク、当地MMの鈴木の如き小麦運賃ニ対して、いつでも〈K〉より : & Coy 扱の臨時船ニ相成居候 可成程克謂いのがれ居候由、宜哉、 増田屋の 5/- 方

先日、 関聯上、小麦の如きハ無論の事、 成被考候、 ヲ洩し居候趣ニ候、 本より此方への輸入品ニテも、其運賃率等明ニ米貿支店ニ知レ居候為メ他の輸入商ハ大ニ不平 輸出部通信ニても上伸仕候通り、 御含迄申添へ候 代理店の是ヲ利用スルハ自然の人情ニ候得共、 其他輸出品ニも自家取引の利便ニ供セラレ候ノミナラス、日 OSK扱の船は多く米貿支店と貴地中外貿易会社との 牽テOSKの不人望と可相

#### [欄外書込]

W君昨日着早々船ノ内ニテ已ニ元山丸ノ事ヲ大ニ申居候

何ナル のサ 四ケ処ニ打ヤリ放シニ相成居候、 関係アル哉ニも聞知致候得共、事実不明也)ニシテ、此方受取人ハ藤井君御存のサセックス街 ニ入レルとの談判ニテ大モメ之由ニ御座候、 В 前月着の第二東洋丸ニテ敵商扱四 Pニて聞合候処、 リバン 葛藤二哉?、 ・ の 由 御座 該品ノミナラス、 無論為替付ナルヘキ様存候、 候、 N Y K 一日も早く引取歟、荷受主ニ於て始末するニ非ラサレ は日本ニテ運賃前払ニテ受取済ニ付、  $\overline{\mathcal{H}}$ 百噸到着の処、 其前二船ニても三四百噸 而シテ日本輸出者ハ W. H. Gill の由 何人の迷惑ニ相成候ニ哉不明ニ候得共、 引取人無之、 ツ、到着、 其侭桟橋ニ雨 痛痒な 合計壱千二三百噸三 晒シニ相 しと申居候、 (三井も多少 い倉庫 成居候 人事 如

[欄外書込]

ナ

カラ莫大の損害と存候、

御含迄是亦申添

候

正金銀行ニハ無関係の由承知仕候

損害 状不案内、 前便守田生より申上候件ハ筆者の意見ニ御座候、 不徳義と存候、 スル損害ニシテ如何ニ天災と申ス口術アルニセヨ、 単二 弁金ハ Λ Κ 取り得との浅薄ナル陋劣ナル手段ハ大不賛成ニ御座候、 ヲ信シテ) 保険会社ニ対し、 全く桟橋倉庫 実際 聊のプレミアムニテ保険引受致し居候 の損害以上 (物置?) の設 0 弁償 金ヲ請求ス 兎角、 備不完全ニ基因 ル事 日本  $\dot{o}$ (実 甚 商

豊浦丸 Top

大正七 (一九一八) 年

取 保険会社へ 上と確信致候、 リ好直段ニ転売出来候為メトシテ御返却被下候ハゝ、保険会社の我等ニ与フル信用 の不信用と相成候テハ是亦気の毒ニ存候間、 人の悪習慣が如此奴根性ヲ誘惑スル事と存候得共、〈K〉 jレ 事ヲ恥辱と致 御返却被下度希望致候、 仮令聊の金高ニテも正直ニ是非御返金被下度、 候 該 Top ニシテ幸ニシテ大ナル損金ナク得意先へ納り候得は、 但し五割損とのサベヤーの報告 弁金と実損額の差金の大部分ヲ貴店の御尽力ニ由 は Λ 折入候テ御依頼 〉の主義トシテ如 (一旦拵サセタル 申 上 此 額 其差金 以上ハ) 弁 ハ金高以 金 デヲ受

が濠州 原 本内 电 御来示ニ由レハ、 スと存候間 ニシテ ハ此条件ヲ無視シテ大有利ナルジャワ地方へ再輸出ヲ敢行シタルニハ無之哉、 .地用の誓言書付ニテ特許ヲ得居候間、 由 政府 日本経由 々敷違則と存候、 0 至急御調査之上、若し反則ナリシナランニハ、潜ニ貴地税関長の注意ヲ惹起サレ 知る処トナリタル時ハ、今後玉石混合、 爪哇行の許可ヲ得タルニ哉?、 先日御当地 貴地税関ニテヨクモ許可致候事と不審ニ存候、 Gollins 輸出、 無論再輸出 貴地久原荷受の弐百噸ハ其侭爪哇へ 愚按ニテハ矢張日本内地用の届ニテ輸出し、 我等の輸出ニ差支ヲ生スル場合ナシトセ ハ無之筈ニ御座候得共、 当店輸出の Gollins 若し左様ナ事 品 再輸出致候 ハ惣テ日 如 何

度切望致候

証差入相成候以上ハ従前之通り信用状発行承諾相成候趣、 ルニハ無之、 古立君御辞任ニ付、其事情正金銀行へ御通知被下、且ツ従前之通り無限責任社員として連名保 普通ナラハ今後一層商店の為メ御尽力ヲ願 ハ サル可カラサル年輩ナレ共、 御厚意奉萬謝候、 未夕老境ニ入リタ 病気ハ

前田君愈神戸御移転、 今後本店に御勤可被下の由、 是亦奉謝候、 萬事宜布願上候 如何共致方無之、遺憾之至ニ奉存候

В Ρ 商会ウィリアム君安芸丸ニテ貴方へ出張可仕候間、 公私宜布御待遇被成下度御倚頼申上候

山本店員も同船ニテ出発帰任仕候、 路平安を祈居候

問題 広戸店員も愈貴地出発、 延期相成候義と奉存候 南阿へ再航致候趣、 来電承知仕候、 果シテ然ラハ前田君御来示の結婚

ハ

法律 事二哉、 の規定ニ由 頗 ル厄介ナ事と存候、 ル 事ナルへ キモ、 右等ハ数口纏メテー冊の決議録ニスル 準店員見習生 の 出 入ニモ其都 度逸 Þ 決議 訳ニハ不相成候哉、 録御 拵 へ の 必 要アル 乍愚

念御伺申上候

先は右迄、草々不具

北村生

## 第八四○号信 大正7年10月23日 平神丸便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

拝啓

貴信 S11 前田・四方両君認平神丸便、 同前田君私信一通、 南阿出張国包・片桐宛河内丸写、

九月廿八日着

"

S12

積立金分配ニ関する同意書及株主持分一覧表写外々

前田・四方両君認ガンヂス丸便、十月十二日着

南阿出張員宛讃岐丸便写二、同中井省三認本店重役宛写四、重役及ユ出部宛写一

" の件(因記第十号脱番、十一号二部在之候) 重役決ギ録謄本十二号亀山ノ件、奨励会貸金ノ件、第十三号広戸ノ件、古立退任前田受任 S13 前田君認広永丸便及私信一、十月廿一日着、外二南阿国包行因幡丸写一

大正七 (一九一八) 年

致候、 立候迄、 下候、 居候、 受ケ休勤致候、 全く数十年の悪習慣と急劇変化等の為メニ体軀の工合ヲ損シタルモノ、如く体量六七封度軽減 候モノ、あまり気分引立不申為メ、 ヅミニて禁酒ヲ初 リスバン第二回評価ニハ出張ヲ断り医薬ニ由リ風邪も咳嗽も快癒致候得共、 候得共、 右順着、 (デプレ 何分本年ハ近来稀ナル不順季ニ付、 併ジャミソン先生の診察ニテハ何等故障ナク、 蓋シ病気ニテ四日も引籠候事は幾年目ニ哉、 ス) 咳嗽頻 夫々拝見仕候、 便返答御猶予可被下候様奉願上候、実ハブリスバン行休会中、 引籠 発、 同市より帰店後も毎日評価会ニハ出席致居候得共、 メ、 ハ 却テ不愉快ニ付、 服薬薄効の侭 満二ケ月斗絶然 今便逸々御返辞可申上の処、 九月下旬ブリスバン評価会出 過日来、 出勤致シ居候 T/T幾分ハ と相成候得共、 又節酒の形ニテ再興致候得共、 疲労の倶発シタルモノと存候、 記臆ニ稀ナル位ニ御座候、 方、 糖も蛋白 筆者八月中より感冒ニ罹り日々勤務罷在 気分宜布候得共、 別段恋酒の気も起らす、 張中、 も痕跡無之由ニ付、 気分優れす、 発熱の為メ 意気阻喪ニテ閉口致 御返辞相認メ可申予 頓と快味 依然心気 Depress 曩之、 四 旁少 本周立会のブ 御 日 我慢出 安神可 間医 何 々気分引 ヲ覚へす、 歟 <u>の</u> 療 被 来 ヲ

売却御相談の電信、去月廿九日到達拝見仕候

想の処、

依然頭脳元気共ニ勢無之ニ付、

不悪御承認奉願

Ě

候

便 加ニ不過、筆者の賛成スル能ハサル処ニ御座候 の成竹アルヘク、既ニ貴信九号(日付ナシ)、四方君御来示四十萬円云々ニ対し、爰元天正丸 点ニ於テ他の建物ニ比し遜色ナク、我等の目的ニハ不便ニテも、之ヲ買ハントスル方ニハ相当 の由ニ候得共、 地処建物共二四 838 仮令平和克復する共、俄二暴落可致哉ニハ難考、 号ヲ以テ愚見開陳仕置候事ニ御座候、 筆者ヲ以テ見れハ本月一日返電仕候通り、 拾三萬円、或は今少々高価ニ買人可在之ニ付、 而シテ今回の来電四十三萬円ハ僅ニ三萬円の 如何ニ建築不便ナリト 何故ニ左様ニ売却スル事ヲ急カレ候 売却可然との貴店重役全会一致 · 雖 モ、 増 ĺ

円二見積リアルモノガ四十三萬円ニモ成ル事故、此辺売り時との御考ナルヘキも筆者ヲ以テ見 均二倍ニハ 今仮ニ坪五百円 の資格ニ於テ売急グ事、筆者の忍フ能ハサル処ニ御座候 レハ尚早と存候、 五拾萬円と申込候共、 下ナリシ哉ニモ記臆致候)と存候間、大約二倍ナリ、然レトモ其頃の建築材料之価格 り差引トキハ建築物ハ恰も 相成居候様存候、 (夫以上の直打アル可シ) と見テ約 況ンヤ故老爺畢世の希望ヲ以テ建築サ 敢テ驚かす、 ₩292,500 二相当致候、 職工賃其他も大二騰貴致居候間、 何スレハ飛付テ売却セントスル意味不可解也、 295 建築当時の元価ハ十四五萬円 レタル紀念物ヲ金ニ困ラヌ今日の商店 坪 ハ 買人の ¥147,500、之ヲ四十三萬円よ 評価 ハ何等不審 畢竟、 (些少夫以 ハ無之、 ハ今日平 五萬

#### 欄外書込

何れ買人ハ船成金の一 派と存候間、 希望者ハ此上五萬や拾萬円ハ何共思ヒ不居筈と存候

心承諾ヲ得る事肝要と存候、 又今日は株式会社ニ相成、 株主としては以前の如き権能ハ無之候得共、 法律上左様ナ義務ハ在之間敷候得共、 人情として先人の形見ニ付 第一二住吉未亡人の 得

丁重の礼儀ハ守ラサル可ラスと存候

要之、 と相成居候得共、 き居候ハゝ、 ニテ申上候、 筆者 一概ニ紀念物ニ未錬アリ、 鄙見御参酌被成下度候 無尠共五十萬円ハ慥と存候、近来諸会社大商店ハ旧居留地方面ニ移転するの流行 又営業ニ由リテハ旧来の海岸通の方有利の事も可在之存候、 愚痴的ニ売惜ニ候ニハ無御座候得共、 売ラヌ考ニテ落付 委細は天正丸便

七年上半季決算 Top の為メ守田当局者今夕メルボルンへ出張為致候ニ付、詳細説明ハ次便ニ相成候得共、 各決算表一括郵呈仕候、 御披見被遊被下度候、 則本月十八日打電申上候通

純益 シテ保険割戻シ 336.15.8 £11,925.0.11 是は従来操越ニ相成居候馬匹勘定 237.12.2 は、 如前例、 正金銀行為替ヲ以テ送金の事ニ取計申候 ヲ此際振替申候、

n

丽

不

輸出部は手数料撤廃の関係上、 何等明記難致、 僅ニザンボアンガ行麦粉の口仙若干と羊毛評価

役の給料及輸出手数料二九〇六よ余ヲ計上セシニ過きす、而して輸入部の まり直引ハ致不居候得共、 千九百余まと相成候事、近来の好成蹟と存候、且ツ例ニ由リ貸倒レナキハ御同慶可被下候、 ック表割合金高ニ相成候得共、 多分当局者予想之通り、 過半ハ約定品ニ在之、 近き将来ニ於テ無喰込有利ニ形付く事と相 且ツ運賃其他跡高 三付、 Gross 残品ニ対しあ 利益 壱萬六 ス

信し申候

際、 三月七年度決算の 先日前田重役御来濠の節、 雑費より保存致置候間 砌ニ右持株ニ対する配当金交付の事、 御同意を得置候ガントン店員へ付与すへき持株五百よハ今回決算の 御含置可被下候、 而して本人へは既ニ其頃喜バセ置候事故 予メ御承認願上候 来年

入セラレザル内ニ米国大統領ニ依リテ平和風を呼起し候為メ、事実如何よりも 背進継続、 既ニ五年目ニ相成候大陸の戦乱も米国軍参加已来大分逆潮と相成、殊ニ八月已来、 上多数の兵ヲ損スルヲ恐レ、 復を希望する 中立の各国と雖とも戦争ニ困憊致居候折柄、 且 ハ人情の然ラシムル処ニ候得共、 ツ捕虜約四十萬を越へ 休戦ヲ口 候事、 述トシテ兵器軍隊ヲ白耳義・ 著敷変化と存候、於茲乎、早き二先チ自国領 世上の与論ハ元より独乙の言明ニ誠意ナク、「此 一般ニ其結果の現実サレ一日も早ク平和克 仏国等の占領地より無事ニ o対陣各| 順 々 国 独軍 ハ申ニ 分ニ侵

如

覚

余融 遠 間 以外也)、 ル 下 不違時日ニ到着すれハ、 ニ何等の影響ナキノミナラス、 然るニ過日来、 の与論ニ付、 此点は御安神之上、 落在之間敷候ニ付、 ハ中々急速回復致間敷、 何れも御同感ニ御座候間、 加之、 約定品の取消抔申出候向キ無之由当局者申居候、 昨年来の仕入ハ一般ニ Hand to Mouth 再此平和風ニ付きセンシチブなる御警電ニ接し、 約定期限ヲ遅滞せぬ様、 無暗ニ苦情ヲ付けて破談ヲ計画スル如き玉葱屋流 需用地の相場ニ著大ナル変化ハ無之哉ニ被考候 仮二産地の相場一時下落スル共、運賃ハ暫時寧ローケ年位 輸入品の得意先抔ニも殆ント楽観家無之、 諸事注意不可怠候、 更二御奮励積出方御尽力奉希望候 併此方ハ前記の如き形勢ニ付、 的二相成居候間、 且ツ平和克復致候共 店員一同へも其趣旨伝 (時局 約定品ニシテ見本ニ 平和克復は尚 の取引先ハ無御座候 向 ピキ際物 出 ハ大ナ 船腹 前 ハ予想 途遼 達致 0

反之、 旁冗長の警電と御批難ヲ蒙り候哉も難計候得共、 無之筈ニ候得共、 の影響ヲ蒙ラサル様御進退奉祈上候、 投機者流の構造的平和風の為メ一般市場ヲ惑乱波動致候事と存候得共、 貴地方ニテハ株式市場・米・三品等の取引所旺盛ニ付、 電申上候事ニ御座候、 悲哉 定期先物市場の為 不悪御了解可被下候 但し棉糸の如きも現物ノミの取引ナラハ左程著敷変化 メニ日 手紙ニテハ延引ニ付、 々多大の御心労ヲ煩シ候事と深く諒察罷在候 金儲ニ手段ヲ選 御返辞の考ニテ当方の 我等の商売 . ハ サル 可成是等 猛 ナル

以下十月念四日認

此方 ニ 付 其節併電仕候通り、 忍の事ニ致候条、 知の人物ニ付、 ハ清水惣領事ニ倚頼シテ公式交渉開始の事ニ付、 公然表向キニ謝絶サレタル以上ハ跡より再願の手蔓ヲ失フ事と可相成、 ハ敢テ格別の必要ナカリシト又何時ニテも可能ノ事と存し、 テハ首相ヒュ 押切テ抗議ヲ申込ム的の勇気無之、 不悪御免可被下候、前田君は昨年南阿ニテ此事御心付被成候趣御来示ナルモ、 ース氏英国より帰濠迄確答シ難シ」と頗る無便返辞ニ接し一 兼て請願中の濠州独立会社設立の事、愈想像の如く「外国資本の会社登記 相沢正金氏二内談仕候処、 或ハ藪蛇ニ相成候哉も難計と存シ、 荏苒手後れと相成候段、 且ツ清水氏ハ御承 同氏も此方考の 同失望仕候、 時耐 赧 如 実 顏

之至ニ御座候

尚マカロン氏ニ於て何か新規ナル手段ヲ以て再願研窮中ニ御座候得共、 貴方株式配当数登記の御都合も可在之哉ニ存候間、 乍遺憾、 電御案内申上候仕合二御· 中々難件と存候旁、 座 一候 所

得税の如きは成行ニ任す外無之と断念仕居候

二付、 より平神丸 同君愈退職ニ際し慰労金及紀念品贈呈の件、 き御希望の通り十二分の御療養行届き、 社員宛告別挨拶状九月十四日付拝見、 ・広永丸便ニテ御来意被下候廉々、逸々御同賛仕候、 右の件、 不取敢、昨日電信ヲ以テ同意の事御報申上置候間、 近き将来二於テ健康如旧御回復被遊候様遥ニ祈 、入江 感慨無量ニ候、 ・ 四 方・ 藤井各重役へも御内談之上、 支店各員回覧仕候、 貴方惣会の御準備も可在之哉 何卒御協議之上、宜 何卒閑: Ë 前田君 地二付

布御 倚頼奉申上

候

ニ存シ候間、

先日取引分離正式挨拶として貴重役を招待し、 前 田 君御来示及南阿出張員宛通信写ニ由リ承知仕候、 晩餐ヲ供セラレ候砌の合作ニ追記して、多年の 古谷君よりハ別段の通信ハ無之候得共、

ヲ謝す旨の一通到達披見仕候

古谷君絶縁

大し、 種 不申哉と乍他事同 シテ然ラハ、 森村組 Λ Κ Υ 々想到致候古谷君の心事を忖度する二難からす候得共、要する二先方より切出 商店の便益と存候ノミナラス、将来の発展ニ於ても独立独歩、マッカソン氏の舞台も拡 一派ニ売渡し、不遠現生(ナマ)ヲ掌握して閑散ニ余命を送るの引込思案ニ無之哉、果 貴店御尽力の功果も顕著と可相成御同慶申上候、反之、 既二 信情致候 御来示在之候通り、 多年南阿二苦闘シタルミカド店員の気の毒の地位ニ陥 古谷君は多年の Good し候事ハ全く を n

NZ巡回ヲ了シ、一昨廿二日帰店致候、兼テハ日光丸ニて帰朝の予定ニ御座候処、定期変更の

為メ同船ハ年内神戸着無覚束、貴店ハ大多忙ニテ無人の折柄ニ付、

先ハ右迄、草々

ニテ出発帰任為致候事ニ協定仕候、却て御便利と奉存候、不取敢、

丹後丸出帆延期ヲ幸ニ同船

今夕の御案電可申上候

北村生

#### 号外信 大正

シドニー支店守田治平→前田卯之助 7年12月5日 神隆丸便

拝啓

愈々御健詳慶賀の至りに奉存候

朝七時半頃よりして午後の二時、時には三時頃にも相成候ため、続々として来る貴状の御受け 往来する日も少からず、一方、羊毛評貨は一層手数を要し候様の有様にて北村支店長などは早 当地の今初夏は比較的冷しく凌ぎ易からんも此頃に至り急に暑気加はり、 に御辛労被遊候へとも、 何分未だ充分御執筆の機を得られず、 失礼の段御賢察願上候 九十、 九十四 五. 一度を

病気の為め予定出発延期と相成候趣、 大正七 (一九一八) 年 承知致し居候折柄、 貴店の御繁忙状況は歴然たる物あり、

六

延期と致し、貴店の執務に従事致させ候方、 と相成候よりしても、 一方、当地輸入部は平和風の吹き初めしより急に寂寞と相成り候事は電信往復の殆ど中止状態 貴方の御想像難からざる可き議と存候、依て同人は此際当地転勤を無期 商店の為めに目下の急務なる可くと認め候に、本

月二日電報申上候条、

御同意被下候儀と存候

[北村寅之助による欄外書込]

決算ハ惣テ御同意仕候、昨夕如命発電致候、 平二御海容可被下候、十二日又ブリスバン行ニ候得共、年内ニハ是非一信啓上可仕候、 永々執筆を怠り詢ニ申訳無之、心中不穏ニ候得共、疲労の為メ遂ニ今便も御不沙汰之段、 余は後より可申上候、多罪二候

# 第八四一号信

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役大正7年12月27日 北野丸便

拝啓

```
貴信十四号九月三十日付、十一月十一日着
十五号十月十二日付、十一月十五日着
```

十七号 20/28 0、十二月十日着、北の丸ニテ延着 十六号。 十五日。、 廿五日着

付賞与金分配案

十八号十一月八日付、十二月二日着 付 10/29 決算書類処分案説明等

十九号十一月十二日付、十二月十日着 十一月十四日付紀念会二付追伸

大正七 (一九一八) 年

店、

来年一月六日迄評価中止ニ候得共、

ルサへ慥ニー仕事ニ御座候、

免可被下候

御同感二候間、

敢テ不賛成と申程の事件ハ無御座候、

兎ニ角、

通信遷延の段、

幾重ニも御

意の通する迄御返辞申上度候得共、不可能ニ御座候、尤も大体ニ於て前田重役の御来示ニ対し

僅二二周間ニ付、

始ント慰労の時間も無之、

到底篤と

出 上候、

の必要在之、

前田重役入念達筆ニ御通信被下候ニ対し、 此方近来執筆頗る難渋ニて前月日光丸便ニも小池店

員の口伝ニ倚頼之通信を怠り候段、多罪謝辞ニ苦み居候、此処平ニ御海容被成下度訳ニ御断

何分評価の労働ニ追ハレ午後ハ疲労の為メ執筆の勇気沮喪、

左り迚一日休メハ診断書呈

申

熟読

ス

無止通信を怠り申訳無御座候、但し近来の如く通信来着輻輳致候テハ、

況ンヤ輸出通信一読の要も在之候、本月十九日ブリスバンより帰

より 外二株式会社兼松商店株式名簿 前田君私信二通、 廿一号十一月廿日付、 二十号十一 一通辱拝見仕候 月十六日付、 <u></u> 藤井君私信弐通、 日付追伸、 十二月十六日着 (十一月十一日着 同 日 外ニ赤新聞切抜、 " " 四方・入江君各一通、

妹尾・山本両店員

純益高ハ逸早く十月晦日着電ニテ ¥519,500 ナル旨拝承仕候

壱萬九千円以上の利益ニ相成居候筈ニ付、 硫安勘定ニ於て、 決算説明 云々と在之候得共、今期ニ於テ貴方ニ於て売捌済のモノ、此方目の子勘定と予期シタルニテハ 差引操越と相成候趣承知仕候、 火災ニ罹り候由気の毒ニ存候、恰も夫ニ対し前々仮勘定ニ相成居候大坂稲葉氏旧債入金ヲ以テ 殊ニ少々の出目ニテ更ニ増収の筈ナルニ僅ニ壱萬一千余円トハ何敷勘定違ハ無之敷、 貸金二付、 10/29 付及所分案、10/30 付及付属書類一順拝見仕候 懇々御謝辞却て恐縮ニ存候、 未売品の損金トシテー萬円ヲ手扣へ利益ニ計上セラレタルハ僅ニ壱千余円 而シテ来季ニ於テハ切落しの御考の由、 係員ヲ使テ調査為致候処、 永年の得意ニシテ何等歟の原因ニテ不如 恰も貴方売揚高と一 是も同意ニ御座候 意 の折柄

内地売買中、硫安定期ニ手ヲ出し三千余円ヲ計上シ、尚後期ニハ更ニ五千円斗も収入在之趣、 大沢店員ニ聞合候処、 詢ニ結構ニ候得共、 同人ハ 其事タル哉、 間接二聞ヒテハ居ルモ相談ニハ乗ラスと申居候 我等の初耳ニシテ甚感服 セサ ĺ 処ニ御座 候 御来示ニ付

査被下度候、為念此方元直と貴方売直との対照表同封致候、

御一覧被下度候

不本意の事ニ存候、 不足の由、 藤井君帰朝後ハ如此投機的取引廃止相成居候 損 金保護之目 如何左様二可相成苦々敷次第二御座候 的ヲ以テ 其後又下落致し、結局、 ¥290(三百噸)と 双方共損勘定と相成候ハ、壱萬円の見込金ニては 由 ₩260 ヲ安直ト見テ定期品御買入の由 至極御同感ニ御座候、 然ルニ濠州品未着未売 頗る

[日本側重役による欄外書込]

普通ノ場合乗替へハ同時ニハ行ヒ難シ

ン哉ニ 今日の予想ハ杞憂トナリタリトスルモ、 円以上の品 が 日 二ハ無之候、之ヲ救ハントシテ投機的ニ買入タルハ大々的不都合と奉存候、幸ニシテ相場回復 習慣の再演 左様ニ右の損ヲ左ニ埋合セガ出来ル様ナラハ、商売ハ楽ナモノニ御座候、 窒の製品ハ右左の紙取引ニ便宜ニ付、 £ 18 候、 二内地ニ売却シテ、ガス会社ハ尚利益ナル勘定ニ想及サレタランニハ、無尠共弐百 藤井重役の買好キの気風ニ付テハ兼て懇篤ニ警戒忠告致置タル事ナルニ、矢張、 ハ遺憾千萬ニ存候、 ハ買気 ノ出サル筈ニ候、 濠州品ヲ薄利ニテ売抜キ得サリシハ時の成行ニ付、 畢竟、 御決行の事と存候得共、若し硫安の濠州政府調節直段 何等可祝の辞ハ無之候 買テ置ケハ必す儲カルトの誤信ニ基由 夫レ然リ豈夫レ然ラ スル失策ニ候 何等の失策 此

## [日本側重役による欄外書込]

投機的ニアラズ

候、 頗ル迷惑の次第、是も全く独乙人の無謀ナル戦争ニ基因スル事と憎悪の念難禁候 候得共、我等ハ日本ニ於テ更ニ二重の納税 G項次季ニ操越サレタル負担概算三十萬円中弐十七萬円ハ諸種の税金ナル由、今更ナカラ驚入 濠州も近年非常二重税と相成、いつ迄継続負担セシメラル、モノニ哉難計、 (英国人も同様ナレ 共 義務ヲ担ハサ 大ニ苦悶致居 ĺ ヲ得サル

員の努力と共ニ今一回の大成効ヲ祈居候 甚タ不整ニシテ、且ツ濠州第二次分割問題の未定ト相俟ッテ注文獲得御困難と存候得共、 南阿羊毛直接の利益及仲買口仙割戻莫大ニ上り候事、 感謝の次第二御座候、 今季の羊毛取引も 出張

操越サレタル勘定ニ相成候趣、 L項御説明ヲ以テ操越負担三十萬円を差引き、 御同慶申上候 尚未収既収の形ニ於て弐拾萬円の利益ヲ後期ニ

今季純益金の処分案も御予定之通協賛可仕候、 一弱の実行同意致候得共、 別項記載の如ク今後ハ今少々漸進主義ニ致度候 奨励会寄付金も目下拾萬円の借金在之候故ニ八

大正七 (一九一八) 年

配当金一両年来15%の処、株式会社ハ10%ニ止メラレ候趣旨賛成仕候

上下ニ転動之件、十月廿四日付貴方重役御決定済のモノ、結構ニ御座候

賞与金モ中庸ヲ採リテ八萬円と成シ、而シテ従前重役五割半、

店員以下四割半の処、

今回より

重役賞与金三萬六千円分割御委任の件承知仕候、

左之如く決定致度候

北村 #7, 000

#7, 000

八江 6,000 7,000

4,000

5,000

四方重役御気の毒ニ候得共、 入江君ハ前季ニ於テ賞与没収と相成居候間、 一寸色付ケ致置候、

不悪御承認被成下度候

当店在勤店員ニ対スル割宛ハ可成原案賛成の愚按ニ候得共、 貴方五百九十円の過剰金在之候間、

其半額ヲ此方へ申受ケ度、 行違ヒ山本 ・小池店員分ヲ除き壱萬千七百円御振替被下候様期待仕候、 臨暗御送付の第二語 "Account Agreed add 300" 而シテ如左変更 と打電仕置候間、

大西 #3300

\* 2500

関善 #600

其他 余程進捗相見へ候間、 ハ原案通りニ御座 宜布御参同奉願上候 候、 関善八生ハ病気欠勤の折柄ナリシ事、 御来示之通りニ候得共、 近来

ハ手違ナカリシヲ信し居候 前記電信ハ御予定之如く小生ブリスバン出張前、 本月四日発信仕置候間、 惣会其他の御用意ニ

各支店員ニ申渡し、 シテ其処分ハ本人より貴会計部へ御倚頼申出可ク存候 前後致候得共、 一両年来、年末ニ本俸三ケ月分支給致候処、 同時二前記半季分賞与金額ヲ各自別個ニ申聞へ候、 組織変更ニ付自然消滅の事、 何れも御礼申上候、 此方

丽

売却案ニ対し決答延引ニ付、 種々御迷惑相掛ケ恐縮ニ存候、 此方決シテ貴案を握潰す考ニハ無

之、 致し得夕歟共存候、 十三萬円と小切りニせす、 委細 ハ小池店員帰朝ニ際 要する二見切売ニシテモ正味五十萬円の手取りの直打ハ可在之ニ付、 五十萬円ナラハと貴方御内決の如く来電セシナラハ、 し懇々理由の存スル処説明仕置候、 不悪御宥免可被下候、 或ハ早速確答 最初四 是非

右直段迄御尽力被下度候

共 申スモ不審ハ無之候、 居留地所有の地面が今日坪千円の相場ナラハ、 何卒、 腰弱ニ安売セヌ様御願申上候 只紀念会事業の速進ヲ希望スル為メニ売急の必要アル所以と拝察致候得 又新築予算の暴騰等より比較スレハ六十萬円と

|因記||夫ニしても昨年居留地所有地面ヲ勧誘ニ応し売放サ、リシハ商店の為メ幸福と存 四方重役も其考慮の足ラサリシヲ今ニ於て覚醒セラレ候事と存候

感情 寄付実行ニ付、 適当の御挨拶可被下の由御来示ニ接し大ニ安心仕候、幸ニ同君も新案ニ賛成致呉られ様祈居候 如何を大ニ気遣ひ、 種々御配慮被下奉多謝候、 過日打電の注文ニも付加致候次第ナルガ、近着貴信廿一号ニて同君 実は山川氏へ考案ヲ依頼シテ其案否決ニ付、 同 |君の

既着 の成行ハ省略して去月十四日付北の丸追伸御来示敬承、 水島校長との御協議の結果、 我等

の趣旨ヲ継続スル上ニ於て、 未亡人逝去の後、従前同君ニ供呈セシ定款規定の報酬ヲ学校へ寄付する事と相成候ハゝ、 築供呈ヲ以テ一段落と致度存候、 素と々々世間の思惑を購ふ主義ニも無之、 益事業ニ寄与する新案ハ世間ニ対しても好事例ヲ示す点、 も賛成ニ御座候、 而シテ第四項の前田 後進店員等の紀念ニも可相 而して前田案ヲ尊重スル趣旨ハ早きを希サル事ナレ 君熟慮の存スル処、 我等ハ藤井君意見の如く寄付事業ハ神戸高 成ハ前 殊二株式会社利益金 如何ニも好き思付きと賛成仕候得共、 田重役御来示之通りニ御座 0) 中一定額 共 商 、の建 遺言 他年 いラ公

此金高より四十萬円ヲ徴収し紀念会寄付金弐十萬円を加へ度精神ニ御座候、 右 ニ定款の変更ニハ及間敷存候 様致度候、 の主意ニ於て基金不充分と看做サレ候補案トシテ、五十萬円の寄付ヲ六十萬円ニ増 即本月十一日発電致候如く、 其金の出処ハ日濠館売上金の多寡ニ由リ候得 殊ニ寄付金の為メ 加 共 相 可成 成候

既ニ五十萬円ニも相成居候テ明年決算の際分割実行致候共、 奨励会へ寄付の形ニ致置候事ハ御同意ニ御座候得共、 ニ転嫁して、 如く約其半額ヲ実施 不足の場合ニハ商店の 此 Claim Ĺ を減額シテ可然と存候、 残高ハ其侭保管の愚見ニ候間、 Claim 十五萬円との御来示を又御来意の如く居留地 所得税登記料等の関係上、 無限奨励会へ寄付の事ハ不賛成ニ御座候 其上過分の寄付 先達前田 **I**重役: 来濠 ハ不用と存 余剰金ア 0 際 Þ ラ 面 御 柏 の利益 時

新築工事

住吉未亡人

尚愚意不尽処在之候得共、 後便閑ヲ得て補筆可致候

日濠館売却の件、紀念会寄付の件ニ就ても其都度老人へ御報告被下居候由、

御煩労奉多謝候、

惣て同意被致候趣安堵仕候 [後略

倉庫改築御企図之処、 種々御督励被下候結果、 基礎の不完全と予算著敷超過の為メ来年四五月頃迄御見送の趣、 昨今ハ既ニ新 office へ御移転行届候義ニ奉大賀候

如何ニ

も御尤ニ御座候

番人の宿所兼準店員等の収容所として新築建物の外部ニ二階建一 棟御設計の由、 至極の名案と

存候、 自然火の用心ニも相成可申候

当時心付申サ、リシモ、 御近送の図面ニ由リ何故ニ現ニ建築中の処へ仮倉庫ヲ建テ、 北側本通

定ニテ、 りの処ヲ空処ニシテ置カサリシ歟ヲ遺憾ニ存候、 新築振の引立タサルヘキヲ残念ニ存候、 何も跡カラ跡カラの改良ニ付、不得止とも可 丁度新事ム所ハ倉と倉との裏通りと相成候勘

NYK Wool Rebate

申歟

ニ 付、 二超過致候間、 種々御尽力奉謝候、 此処ハ御便宜ナリシ哉と存候、 丁度先日の Top & Noil の輸出意外ニ多数と相成候為メ五萬俵の辻 御成効を祈上候

戻シ南阿羊毛口仙割

昨年前田重役御出張中、 二上り候由 如何ニも一寸思ひ及サリシ金高ニ御座候、 御取極被下候 Fordred & Blaker 買次口仙の割戻合計 £6750 用意周到ナリシ賜と奉存候 の巨額

手当 南阿南米出張員

二付、 殊二出張員二対し費用計算報告御催促の事、 十四号より御懇示被下候点御尤も奉存候、 御趣旨同感二御座候 方針賛成二御座候間、 可然御実行奉願上候、

大正七 (一九一八) 年

濠州在勤手宛変更

御来意御尤ニ御 座候、 但し近来 H 本物 価 暴騰 の為メ恰も逆比例 二相 成候次第二候、

時世 在任 . の 者ニ割合好く、 変化 ニ伴フ現象ナル 薄給の濠州  $\wedge$ ク、 在 勤者 特二貴地 ハ 頗 重 ĵν 役全 割合悪カリシヲ辛抱シ突キタル事ニ候得 致 0 御 決議 トシテ御送付の 改正案賛成 共 仕候、 所謂

追テ 在任者 同 へ移喋可仕候、 敢テ不服 アル ヘキ性質の モ ノニハ無キ筈ニ御座

候

改正案店員以下の給料

+ 一月十一日付貴地重役御同賛の明年四月初より実行案拝承仕候、 当方異議無之候

二付 席 順 其侭ニ据置き、 ニ付テ御記入の中、 林店員 林店員ヲ守田店員の上ニ変更スル事、 ハ恰も東京支店長心得ニ付、 此際進席為致候事ハ同 御実施 可然候、 人の奨励 妹 尾君 *)* \ ごも 気 の毒 可

相 成

能 Ш 本 ク承知致 国包両店員当分従前の侭変動ナキヲ希望致候 居候得共)、 概二月給額二由ラサルモ可然歟、 (但し前田君より国包生への 高浜店員ニ対しての 批評 私信 御 0 尤ニ 趣旨 御 21

座 候 得 共 店 内ニ此位の老人ハ商用已外或場合ニハ必要の者と存候、 若ヒ者計 Ξ テも ダ メと相

信申

風 間 店 員 0 事 ハ 此方何等申 上 の材料無之、 只 ダ文字の下手ナ事 二 *)* \ 驚居

溝渕 沢 辺の三名ハ御来示通りニテ可然存候、 此三名も来年ハ無論店員ニ採用 スヘキ者

従

前

ハ

日

本

功の者ヲ上席ニ置ク事ハ日本固有の謙譲と存候、 是等ニ比較セハ今沢溝の三名ハ甚不利の地位ニア と存候処、 見習より店員ニ昇任スル原口 ・石津・岡崎等ハ定テ其技倆も優秀ナル事と存候得共 ル様被考候、 概ニ給料ニノミ根拠スルハあまり卑近ニア 同じ給料又ハ多少低位ニテも年

『江正の件ハ御来示賛成ニ候、其他ハ省略致候

ラス哉と存候、

御一考願上候

倉庫係員増給実行の事も御来示御尤ニ存候

克復後ハ諸種 御来示之通り、 の高見と存候 ヲ感セシムルニ至ル哉も未タ知る可からす、 層毎年の経費膨大ヲ意味シ、 の影響ニテー時頗ル閑散ニ堪ヘサル場合も可在之、従て経費の膨大ハ商店 物価 の暴騰ニツレ給料の増加 商取引の盛大ナル間ハ格別の苦痛も無之候得共、 常ニ各員の人心緊縮、 八詢二無止成行二御座候処、 濫費の節約 近来著敷人員 **ハ** 真以テ御尤も 大戦 の平和 の増加 の苦痛

致二付、 但し申迄モ無之、人心動揺 アマリ熱心ニ銭儲ヲセントスル の際、 諸相 場 ١) ハ 如何の変化ヲ来スヘキ哉、 却テ損害ヲ招ク憂在之候間、 常識 如此場合ハ寧ロ ヲ以テ 判

ミ従事スル様致度存候、甚消極ナカラ愚見申添候 経費ヲ節約し、萬一喰込ニテモ経費ダケナラハ予算額迄ト安心シテ、 確実ナル取引ニノ

メリノ廿萬封度の入札ニ対し、南阿割安品大坂モリスンと御協商の結果ナルヘク、 キワ時処ニ

千住入札

二御座候

テ三井ニ打勝チ落札致候由、 Top & Noil の敵打トシテ詢ニ気持能ク相感し申候、 御同慶之至

第一回分割羊毛 キモノと思ハサルノミナラス、 一ケ年半も東京支店尽力の上、着荷後の多大ナル手数ヲ要シ候品ニ対し、1 ½% の口仙を安 川西氏の如きハ更ニ減率抔申出候由、 詢二人情知らずの没常識

漢と歎息致候

第十四号信御通知、古立重役退任ニ関し種々御手数被下候段奉謝候、紀念贈呈品の義も賛成ニ

人事

御座候、 寄付金の回章当支店員分記入、先日返送仕置候間、 御入手被下候筈二奉存候

古立君自身ニ退任披露旁挨拶の為 メ御上京被下候趣、 御苦労ニ奉存候

山本店員・小池店員無事帰任之由奉賀候

結核性感冒流行ニテ日本各地も大分蔓延の趣、 新聞紙ニ相見へ、折角御案事申居候処、

店員各

部ニテ格別の患者ナカリシ由奉賀候

後略

予テ来任の筈ナリシ前田幸一生も、 キ候結果、 輸入部ハ既ニ閑散ヲ感し、貴輸出部迚も当分目醒敷仕事も無覚束被考旁、 感染之為メ出発延引の由承知仕候ト同 時ニ平和克復ニ近ツ 同

人ハ大

多忙ナル本店ニ在勤為致候方利益と存候間、過日一電申上置候次第ニ御座候

り居、 中井店員無事帰朝奉賀候、同人出張中の書面御転送分二三拝見仕候、 御同慶之至ニ御座候、 当店係員ニも転読為致、大ニ奨励の一針ニ致居候 如何ニも大分油が乗り来

効ヲ追ッテ高直ナル牛皮ヲ見込買送り、 大ニ活動の 片桐店員、 模様 此出張員の書面写も南阿より到達毎二披見致候、此人も責任ヲ持タセタ功能在之、 相見 御同 慶申上候、 但 又フェルモンガーニ不経験ナル日本へ軍用宛ナラサル し日 本在任中、 今少々研窮不足ナリシニ哉、 渋皮の成

大正七 (一九一八) 年

リ進ミ過キル様ナ事ハ在之間敷と存候 羊皮ヲ買送リタリ致候事、 未夕商取引上の常識不足と存候、 其内広戸店員も順着致候 間、

岡部正君来着後、 程無ク新カレドニアへ出張の由ニテ、 今以テ面会不致候

井島重保君、 愈三井退店致候由、 成効ヲ祈候

平野 族等其他遭難者ハ寔ニ不運の事、 染ナルハー 丸の遭難ハ御来示之通り惨事の 層其感ヲ強カラシメ可申候、 同情ニ不堪候 極二 御座 温厚篤実の 候、 前田君ハ特ニ昨年乗船サレ記臆ニ新 フレ 1 ザ船長も気の毒千萬、 正金銀行員家 タナ ĺ

馴

富森店員、 病気ニテ東京支店多用御困りの由、 同情申上候、 速二恢癒致候様祈上候

倉庫係監督者必要の趣、 御尤ニ存候、 候補者の適当ニシテ成効ヲ祈候

ニ付テ御来示承知仕候、 時学校卒業生の取り勝ナリシ為メ適当の人物頗る払底、 各商業家共

アマ

を主張致度存候、

幸二御放慮奉仰候

矢張バンカラ

乗船規定

二付、

十九号信御来示承知仕候、

是亦御同意仕候

準店見習

廃止の理由承知仕候、

御勝利ナラン事ヲ祈上候、

の急変ニテ、来年春の各卒業者ハ六ケ月前ニ比し大ニ需用減少可致哉ニモ被考候、 二迷惑致候経験ニ鑑ミ、程度克ク能キ人物のアル時ニ補充の事ハ最も必要と存候、

給料手当等ニ付19より御来示御尤もニ可存候、

成行二御一任申上候

折角撰抜 恰も平和風

可然御実施被下度候

藤井君御送付赤新聞切抜の 小生健康ニ関し廿一号追伸ヲ以て御見舞ヲ辱し奉感謝候、 如キハ我等格別感心致さす、心掛けハ肝要ニ候得共、 如命敢テ老境ニ入リタル感シハ無之、

来満三十年二相成候間、 先ハ本年の擱筆と致候、 元日ニハ知友ヲ招キ挙杯、 陽来復、 目出度新年を迎ラレ候様祈 商店の満歳を祝スル手筈ニ致居候、 上候、 恰も明年ハ 当支店開 本店ニ

大正七 (一九一八) 年

此書面写ハ東京支店へハ無論郵送不致候

右

北村寅之助

[以下は守田店員の執筆による]

シドニー洋人給料 大正八年一月より一部増給、左の通りと相成候、其他は異動無之候

W. Fooks	L. Hill	F. Watts	Bert Read	Frank Woods
2. 10. 0	2. 10. 0	2. 10. 0	2. 15. 0	£ 2.15.0
*	*	•	`	5/- 増

J. Bourke

4. 5. 0

**\** 

日本人年末支給金 -

 Miss McGregor
 2.10.0
 10/- 增

 Las (Boy)
 1.10.0
 \*

 Horace (\*)
 1.10.0
 \*

McGregor Jur

1.0.0

2/6

く候様なれば、 振替申上置候間、 本・小池両店員の分をも含み)¥3,693 = £403.18.5 貴方よりの借勘定として伝票を以て御 無之事と相成候へトモ、該相当額を矢張前年の通り支給したる物として、当支店負担と致し置 従て当方雑費支出に加へ置候事、然る可くと存候に付、今回北村支店長外十一名(則ち山 至急御申越に預り度候、当方は単に所得税軽減の意味に外ならず候 可然御帳合為し置き被下度御願申上候、此方法に於て萬一貴方の御都合悪し

(守田記

[北村寅之助による追記]

貴地ニ於てシドニー支店手数料の項へデモ御付加へ置被下度候 当方ニテ仮勘定ニ入レ置候テハ、所得税の調査上不都合ニ付、雑費トシテ付出シ置候間、

大正七 (一九一八) 年

# 大正8年 シドニー来状

## 第八四二号信 大正8年1月14/16日 海王丸便

新年の御慶千里同風目出度奉大賀候、 転相成、 商店も広々として奉祝被遊候哉ニ奉存候、 シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役 殊二昨臘十五日二ハ日濠館より伊藤町新築事ム所へ御移 而して住吉隠居初メ重役及店員各御家族ニ

至るまて御機嫌克御超歳被遊候御事と御同慶申上候

時より午後三時目出度納会致候 抔ハ不差出候得共、毎年の賀例ニも在之、人ヨリ人ニ伝へ、本年ハ約百人斗の来客ニテ午前十 当支店ニ於ても如既報開設満三十年ニ相成候間、 賑々敷祝杯を挙け萬歳を唱し候、 別段招待状

去十一月廿七日付22前記、 同十二月七日付22信本月三日着、 同十二月十二日付23号同十四日付

追記本月十日着、 辱拝見仕候

上毛モスリン会社 株券買集、 会社乗取の策士出現の由、 併松尾氏の位置ニハ変化無之御見込の由、 然ラハ安心ニ

御座候得共、多年苦労ヲ重ネ被居候正真の同君ニ付、何卒、会社発達と共ニ同君も多少の慰安

ヲ得ラレ候様乍蔭祈居候

当輸入部品類区別 間、 の件、 致候間、 遂二不行届二相成候得共、 御来示奉謝候、 御安心可被下候、尤も御来示之通り、 係員ニ於ても行違上伸仕候通其辺ニ心付き、追て区分細別の方針ニ可為 尚精々注意方係員へ申達可仕候、尚御心付の件ハ毎次御忠告被 戦争の影響ニテ意外の品物や金高の劇変在之候

下度候、

出来ル事ハ速ニ改良可仕候

Top & Noils

御座候得共、 既ニ守田生より詳細得貴意居候間、 粗御了解被成下樣奉希望候

Hughes + Whid 製品買約上の失敗ニ付、再三の御攻撃、只管恐縮ニ存候、逸々分疏可仕筈ニ

イルを三井ニ専領サレ候事ハ全く直段ニ莫大の相違アリシ故ニ如何共致方無之候得共、

間明 申様 本の得意も満足の筈ナルニ君等の交渉ハ其意ヲ得す、強テ不服ナラハ全部取消スベシ云々、其 的分疏ヲ為サシメ、是非 Hughes の直段ニ均霑の事交渉致候得共、 Hughes の品ヲ見切ルノ決断ヲ早カラシメタルヤニ跡ニて心付き候事ニ御座候、 品当時 Hughes Top メ将来日本の得意が「より以上」ニ割高の品ヲ買入サル可カラサルニ至ルモ未タ知ル可カラス、 へ兼候テの処分と存候、而して当時貴方より Protest 入電前、W氏ヲ以テメル 方御得意への申訳も相立チ候得共、 ナルモノヲ紳士トシテ信用致居タル為メ如此御迷惑相掛け、 へ販売スル抔恐喝致居たる手前ニ対して、セメテ二周間と三周間の後と折レ来リ候事ナラハ貴 K としても、 併先方の立場よりすれハ百万封度近クの貯蔵品は毎周の利息も莫大ニ在之、 が瞭ニハ の意味アリ々々と相見へ候為メ例の直段ニ不抱、喰込主義の三井・増田屋抔の無法者の為 無条件ニテ85片以下ニテハ協商六ツケ敷ナリシ哉ニ存候、 記載不致候得共、 の俄然の閉口ハ全クペテンと称サレル共、遁辞無之候、我等ハ飽迄も中央委員長 多年養成シ来リタル此一手の品ヲ感情の為メニ他ニ開放サレ候事ハ飽迄残念 跡々の交渉ニ付テハ 何分ニも中三日ニテハ全く何と評サレ候共、 〈K〉計ニハプレフレンスを与フル 何共申訳無之候、 Wの品ハ特別ニシテ既ニ日 寧ロ此取引成立ノ為メニ 而もウイドンの 其以 ボルンへ歎 時日延引ヲ耐 弁解致し 能 前 ハスと 他国 難 願

#### 欄外書込

ニ在之候

此wの品、 併W製品取極メ方、 手合未成立ナリシナランニハ Hughes 再三の御催促ニ付、 最善の配神ヲ以テ決定シタル義ナリシナリ の品も見切ル之時日延引シタ ĺ 哉 るも難

迚、 請求 加之、 信 御請電ナリシモ、 甚男ラシクナキ話と可相成候、其後十五萬封度ハ得意不承諾ニ付、是非取消シすべしと再三の ヲ尽したる事ニ付、 とハ存候得共、重テ萬一の場合ハ自家の損勘トシテも御辛抱被下度返電仕候事ニ御座 履行ニ不外、〈K〉今日迄の信用ニも係り候義故、貴方の御請求ヲ無視シタル形ニて甚不都合 も正義の掛合と御主張ニ候得共、 部取消と申事ハ全然申出難く、貴方の事情ハ充分洞察仕候得共、 相場ニ比しても敢テ損トナル直段ニも無之、畢竟 Hughes 分が安直故ニWモ同率ニせよとの御 ハ勿論中央委員長も閲覧致居候事と存候間、 此方は夫ニ応スル手段ハ甚不得策と存候間、飽迄契約ヲ重シタル義ニ御座候、此辺の消息 ウイドン氏ニ於テ諒解致居候間、 感情 其前ニ87片ニテモ無条件不苦との入電ハ中央委員ニ於テ検閲済の事ニモ在之、モスリン 同 より申せハ無理ならぬも、 .感ニ御座候得共、 如前記、 萬障御看過不悪御宥免可被下候 既二此方ニテハ交渉の結果、泣寝入の姿ニ相成居、今更又約定の一 而も多少の感しハアリシナラント奉存候、当方ニ於ても Best 素々無条件ニテ買約仕候品故、其内若干取消と申事ハ約定不 理屈としてハ一旦承諾シタルモノヲ変替スル事と相成 他日屹度入合セの時機可在之哉ニ相信申候、 御来示の如く他日の入合せ抔の誠意ハナキモノ 中央委員長のペテン主義ナリ 貴方は 此電 飽迄

[欄外書込]

リシナリ

貴方ハ御承諾サレタルニハアラサリシモ、Hughes サへ安直売放サリシナラハ大満足ナ

Hughes 本年三月末迄の製産品ニ対してハ貴方各得意御協商之上、当方 offer せぬ事ニ御決定 伝承仕候得共、 被下候事ハ頗ル時機ニ適し、多少ハ応懲の功能可在之哉と相信し申候、 今以テアセラス、サワガス我慢辛抱致居候処、 未夕実際輸出シタルヲ聞カス、或はペテン的の悪い掛引歟も不知候 中々の見物と存候、 カナダへ百万封度売約の由 而も中央委員長ニ於て

麦粉 間、 別紙切抜の如く二十三萬噸余の汽船ハ二月三月の間ニ入港の筈ニ候得共、 主義ニ付、 何ニ致せ、 :抔の重要食糧ヲ積送サル可カラスシテ、Top 抔ニハ急ニお鉢の廻らぬハ見易の道理と存候 つ迄も高処ニ止り居候事或ハ不可能と存候、 何卒、 貴方の協約サへ堅固ニシテ違反者ナキニ於テハ屹度勝利と存候、要ハ御来意の 横鎗者ナキヲ切望致候、 既ニ平和風も吹靡き、 御来示之通り日本買ハ 運漕船 デル 追 是等ハ第一ニ小麦・ サレ R 便 ハ他 利ニ相 国 一へ売却 成候事、 国利

Hughes Noils ニ付テモ、 三井との御妥協ハ詢ニ好都合ニ御座候、 初メ馬鹿高直の入電アリシ

云々の恐喝的高唱ハ此方迚も迂活ニ信シ居不申候得共、

相手ハお役人ニ付、致方無御座候

致候、 申由、 シ来ルモノとウント耐忍致居候処と存候、何卒其手ニ乗らす、飽迄も貴方より切出ナキヲ希望 貴方握手の事ハ合点致候事と存候旁、 在之候間 り高島屋は ヲ取消 一寸屈指スルモ増田屋 守田店員探聞致候、想フニ Top 同様不遠日本側ヨリ痺ヲ切ラシ相当の指直と共ニ offer 〈K〉も三井も殆ント同直ニ Limit 々々も抜掛け的 油断相成不申候 Duboe の手ヲ経テヒュースへ直段聞合せ来候趣ナレ共、今日迄ハ何等取リ合ヒ不 ・茂木商店・明治貿易・野沢組・岩井商店等色気満々の連中各出張員も の邪魔者の入ラサルヲ希望候、 目下睨合ニシテ何等の口切不致候、 変更の事、Hughes 但し御承知之通り近来新入者多く、 は素より中央委員ニ於ても 然ルニ過日 打電之通

却説、 届 迄御任セ被下候得共、<br /> 件ニテ八十二片迄御奮発可被下の由、 ニテ都合克嫁入済の事ナル W より一再電信交渉之上、漸く本月四日無条件82片承諾致候間、 曩日納の口御困難ナリシ W Top 十五萬封度も、其後平和風ニ不係、モスリン市況順調 是ハ無論先方へ不申出、何分年末休日続きの折柄ニ付、右左ニ協商不行 ヘク御 同慶申上候、 旧臘来電早速W氏へ移喋致候、年内成立ナラハ八十四片 加之、本年三月末迄の製産見積四十萬 定て御満足被成下哉ニ奉 封 7度無条

但し あまり近き将来ニ於て Hughes の4が八十片巳下抔ニまけ来ラサル様祈望致候、 調 談割合容易二成立致候事、 全く Hughes Top 全然 No offer ナリシ賜と存候、 マサカと存候 何卒、又

得共、役人の事故、何共忖度の限りニ無之候

と奉存候 Hughes キヲ信し申候、 寧ロ早ク取極候方 片以下不売との返事ニ付、 Wの進メヲ承諾スル云々の返電ナリシ由、 ハ更ニレコンメンデングするとの事故、此際僅ニ一片の事ニモ在之、Hughes 睨合の折柄ニ付、 右こ引続き W の品割安ニ閉口シ来ラサル様祈居候、 Noils 三十五片御指直被下奉謝候、 何卒、 (メルボルンの気の替ラヌ前ニ)便益と存候間、右執計再 offer 仕候処、 御満足被成下候様祈居候、 一応貴方へ照電可致存候処、Wニ於テ若し折合三十六片迄取計ナラ 何れも電信ハ守田店員実見致来候間、 此口ノミナラハ、貴方ハ十分ニ御値売出来候筈 但し本品も折角此方約定後、近き将来ニ於て 早速二交渉致候処、 メルボルンより三十七 其他ニ掛引ナ

平和来の為メ相場屋ハ一般ニ大騒キ致居候趣、 鬼ニ角当世の商売ニ付、 本毛織・東京毛織ヲ初メ各モスリン会社も前年ニ劣ラサル配当出来候趣、 類原料の底意堅固ナルト棉織物・絹物類の相場下落ナキ影響ニ哉、毛織物類ハ頗る順調ニテ日 尚発達の余地アル事と存候、幸ニ南阿新毛の御注文輻輳致候様祈上候 此方不関焉ニ候、 而シテ実物ノミの取引ナル毛 詢二好音二御座候、

場所ニ 在候 六ケ 積出 丰 電致置候、 グリスリン会社との前約の手前、 ッチン商店対一手販売約束上、 月予告の項目無事有利ニ 行届可申哉ニ 前 木 一ケ月先払として約束仕候、 難 其後、 の折 柄 想像致候間、 藤本某氏 日 本へ パの辞任 *)* \ 内 解決相成候樣祈上候、 元インボイスハ其侭北の丸ニテ郵送申上候次第ニ 地 或は同社 製競 無止御無理申上候処、 ヤラ何歟 然ルニ積出シヲ可成延期スル考ニテ利息モ多少ヲ要し、 争ニテ取引 ニテ右御解約交渉中 へ御引渡被遊候哉も難計と存候間、 不出 残り壱百噸三月輸出為致度、 来 ヲ 早速御同意被下奉謝候、 口術として、 の御通信も在之、 結 局 £45 当時 御座 多分 御前 先方も貯蔵 ニテ代金 £48 パハ独立 候、 生尽力罷 と打 何卒 又 /١ 0

就 欧州 露 ンの品 リシ処ニ御 便致候処、 中昨年 戦争も への船腹出 同様、 積入居候事目擊致候、 8 「座候、 45 マント老人其侭辛抱致居候処、 大戦争 来次第、 テ 而も今日 旦マ ハい 相場ハ騰貴すへく兼テ期待致居たる処ニ御座候得共、 ントより買入候ダ は事実ニ於テ第一着ニ各製肉会社の貯蔵品ニ割宛居、 つも兎糞的ニ止ムモノト被考候)、休戦否独乙敗軍可致とハ考へ タウンスビィ ット 目下 ル・ブリスバンニても徐々輸 ス ンの牛脂弐百噸 迄買人在之候得共不売放、<br/> ハ 貴方御 出 承 の準備致居候 如此大急激ニ(日 諾無之故 現ニサンダウ 無止 由 サ

小

£ 50

London

脂肪

送レ 利子位ハ加勢シテ遣らねハならぬ歟と存シ居候処、 ハ £70 ニナルと申居候、 いつ迄も相場上ラサリシナラハ、一旦かい約シタ手前、 急ニ好順と相成候為メ、マント老人大天狗 多少の

二御座候

張シ、 却說、 之、唯今の処 リシモ、いつも御採用無之、既送品中の或モノニ対スル船待利子及電信料抔も不払の由、 置度御照会申上候事ナリシモ、 ダケ安直かい入可申候 ナ相手と存候、 ニ候得共、 オレアドン、 殆ント纏リ品の 普通の混脂輸出の船腹ハ未タ不充分ニシテ忽チ買進ム程の根底ハナキ事ニ候得共、 成行致方無御座候、 ギアリン、 £50 迄の覚悟必要と存候間、今夜ニも発電御伺可申上考ニ御座候、 要スルニ本年三月一杯ニ予定数量ヲ輸出 offer 皆無二御座候、 偖はターナー抔の思惑筋セリ市ニ出裟張り候為メ、売方ハ益高直ヲ主 初メヨリグリスリン会社の御為メヲ斟酌シテ種々尽力仕候事ナ £46 fob 以上御承知無之趣ニ付、遂ニ長蛇ヲ逸し候事、 如此急遽昇騰前、丹後丸の宛荷たけでもかい スルモノトスレ ハ 成行買入の外手段無 無論出来ル 例の イヤ 残念

欄外書込

本信認メ後今朝別紙 £1/-/- 高の £47/10/0 二達し申候 貼付 0 如キ新聞在之、 層底意と相成可申、 本日のセリ市 高直

硫安

先達乗替宛先物御買入分三百噸は其後若干の利益ニテ御転売之由、 御同慶申上 候

濠州より来着三百噸は未処分之由、 何卒、 都合克有利二仕舞相付候様祈上候

此方入札品等、 無照会買入無用 の事、 態々御念電恐縮ニ存候、 今日の如き場合、 決テ見込買抔

不致候間、幸二御安神可被下候

児玉社員の配当 金処分の事、御来示全然賛成二御座候、 今日迄商店ニ保管の事ハ遺言執行当時の習慣が訳もナ

の筈ナレ共、 ク今日二因襲シタルモノニ候、 無意味ニ気兼シタニ不過、 而シテ入用の金子ハ無介意店へ請求の事ハ未亡人も本人も承知 今後ハ御来示之通り御実施被下候ハゝ、 本人も満足と

存候

念事業日濠館処分と紀

ニ 付、 陳謝致候、 縷 々御来示敬誦致候、 委曲筆者の意見小池店員へ伝言致置候通ニ御座候、 此方決答遷延之為メ日濠館売却の好機ヲ逸サ 何卒、 不急不廻好個の買人出現  $\nu$ タル モ 難 計 此段

致候樣祈居候、 申迄も無之、 平和克復と雖とも建築材料 工賃 地処等ハ急激 の下落 ハ 在之間

敷確信仕候間、宜布御尽力奉願上候

講堂ハ三十萬円ヲ要し候趣、 充分ナランニハ如命後日追加トシテ十萬円奉納可然歟、 紀念事業ニ六十萬円の称一寸工合悪敷由、 神戸高商ニ於テモ将来生徒 御尤ニ存候、 幸ニシテ研窮所の建築費弐十萬円ニテ 八愈益増加可 而も新聞紙上 '仕勢ヒと存候間 一勝田氏の東京青 山学院 此際! 規 0

模ヲ拡張し三十萬円迄奮発シテ大形ニ建築相成候テハ如何ニ御座候哉?

殊ニ平和来ニ財界一寸沈静の折柄の我等の小会社の公共事業トシテハ、 如命寄付の事実ハ故店長の年忌ニ発表するとしても、 時ニ納金の必要無之段便宜ニ御 慥ニ世人の注意ヲ惹起 座.

スル事と奉存候、故人も満足致呉られ候様相信し申候

紀念会醵金不振

抱、 併又御来意之通り、紀念会の事タル故人恩顧の人々の進ンテ加入スヘキ事ニ候得共、 茲両三年来、 想スル 僅 第一二寄付すへき紀念会の献金、 心掛 々お ハ大必要ニシテ、 附合の格ニ過サ 商店の事業好調ニシテ賞与金配当金抔重畳致し、 ĺ 之レハ単ニ紀念会ノミナラス、 ハ当然の成行と存候、 却て不振ナルハ甚不似合云々の 苟も我商店ニ従事スル者 日本固有の道徳心トシテ発展セシ 店員一般ニ預金も増加仕候ニ不 御来示、 ハ 御尤ニ 故 人の 新敷店員 御 謙 座 徳ヲ追

大正八(一九一九)年

の詮考ヲ怠リタルニ由ル義と存候 ハ我国教育方針の錯誤ニシテ、 リタル より慈善事業ニ報酬アルヘキ筈無御座候得共、世話シタル人の期待の有無ハ兎ニ角、 し居候様ニては、我等の婆心ハ不価半文銭ニして人の世話する者が馬鹿ヲ見ル次第と存候、 才養成ニ関する近時の弊風ニ付、 ムル能ハサル迄も、 者ハ何歟の形式ニ於て、報恩の意思ヲ忘却ス可カラサル筈ニ御座候事、茲ニ考へ及サル 是非此趣旨はいつ々々迄も継続\*遵奉セシメ度希望ニ御座 無暗ニ独乙流の詰込主義、 御来示相成候様ニ殆ント絶対的ニ社会主義の如き考ヲ保持致 所謂教育普及二重キヲ措キ、 候、 而も曽テ秀 世話ニ成 其内容

寄付事業発表と同時ニ一段落ニ致候事、 墜落致方無之哉ニ存候、 今ニシテ徳育修養、 するニ紀念会の如きも一時の事ナラハ奮発も容易ニ候得共、毎年引続きての慣習ニ付、 リ無関係ニテ可能の筈ナリ)、 寧ロ旧弊ニテも国粋保存トシテ一時科学の進歩ニ防害アルトモ(方法ニ由 敢テ強ユヘキの事ニ無之候間、 寧ロ再ヒ儒教の伝播ヲ大呼致候、 穏当と存候、 如何? 有志の浄財ニ族チ、 問題が少々脱線致候得共、 可成は明年七年忌 人気の 要

### [※欄外書込]

無尠共、我商店の店是トシテ

今便別紙之通り当支店諸店員寄付額列記仕候、 筆者ハ昨年の如く同率金弐千円寄付仕度候間、

御振替置被下度候、 而シテ大沢・ 御前両人は本人より直接貴方へ御通知可申上候筈ニ御座候

羊毛紡績株式引受 森川滝村一派の知人の組織とナル新会社設立ニ付、 候由承知仕候、 全会一致を得す、 御配慮奉多謝候、 僅二古立・藤井 300 宛、前田・北村 200 宛、〆千株個人として御引受相成 結果の如何ニ不抱、今日迄の交際上、 我商店へ交渉在之、店議ニ付せられ候得共、 夫位の事ハ不得止存候

南為太郎氏方久々御往訪被成下候趣、 何卒益御発展被遊候様祈上候、 の私産を得ラレタル外、 南為商店の経過良好ニテ徳二郎氏日々出勤御勉強之由、 此方大二御不沙汰仕居候、 前田重役御注意奉謝候、 其中閑を得て御伺可申上候 其後一家の整理も相付き、 御同慶申上候、 多少

被成下候趣、 前田重役、 先頃御東上の砌、 是亦御注意奉謝候 横浜正金本店の重役ニ対し株式会社第一期決算報告を兼ネ御挨拶

二中 其節紀念会寄付案二付、 々頑固ニ付、 急ニ変化ハ在之間敷、 Ш 川氏へ 種 々御再説御弁明 而も同氏の提案ナリ迚固執ニ不及との謙辞も在之候間 被成 下 ·候由· 奉謝 候、 如 命 同 氏 の頭も英国

丟

大正八 (一九一九) 年

他 日貿易研窮所案決定の事、 御説明被下候得は庶幾くハ賛同致し呉られ候筈と奉存候

スレ 昨年中、 ハ 如何共致方在之間敷、 茂木惣兵衛商店へ入社せし加 評言 の限ニアラス候 藤 元千住所長拘引事件驚入候、 併事実法律 ニニ触レ タリ

併同氏等関聯の満蒙毛織会社 ハ如命徐々進行の事と奉存候、 お歴々揃ヒニ付、 将来発達可致哉

こ存候得共、 兎角政府の保護ヲ目宛ニスル会社ハ筆者ハ嫌ヒニ 御座 候

此人ハ 高橋 泰二郎氏も千住辞職 例の手島某の屑毛会社ニ援勢スル 0 趣、 如仰我商店の誠意を諒解せる人のなくなるハ甚不利益と存候、 歟、 或は井島博士同様 茂木商店へ入社スル哉も不知

前 レ居候間、 可然との愚按ニ御座候、 二此方輸入部事務緩漫ニ可相成予想と貴店無人ニテ御差支の場合、 田 幸一、 此方出張無期延期の事ハ行違ニ申上候得共、 中々役ニ立ツ人物の売物ハ無之候、 帰還解隊の青年も不尠候得共、 支店より出征セシ二人の帰還兵ハ前田 恰も今回御来示之通り、 出征中戦争已外ニハ不規律 暫時其方へ 御利用 平和 の生活ニ 被成 君 風と同時 昨年御 候方 馴

申 疾 遊

の時同様神妙ニ致居候得共、

何分羊毛 Shipping House の仕事ノミニ付、

頓と目ニ立チ不

兎ニ角、 輸出入共ニ多用と申時節ニ無之候間、 外人抔新規雇入の必要無之候

右の次第二付、 前田生ニハ気の毒ニ候得共、 他日ヲ待合す様重テ御訓諭奉願上 候

井島君の三井ヲ出テ茂木へ入社の事、

腑甲斐なき事と存候、

御来示同感二御座

候

· 々の

御

郵船 の黒川 君ハ社長随行、 欧州へ 出張の由ニ付、 其前ニ羊毛割戻の談判御尽力の趣、 中

骨折

奉恐察候、

是非成効ヲ祈上候

過日 フック氏の兄と存候 死去の広告アリシ瓦会社技師 Fouque 氏は此方及ニューカレドニア屡往復致候ロ バ 1 1

歟と存候 御来示之通り、 フルプの重役ニシテ昨年死去セシ当地のアダムホーサイスの弟ニ候、清水氏より推選シタル事 新聞紙ニテ初メテ承知致候ブリスバン名誉領事 James Forsyth 氏は、 バンス

の御 兵庫鈴鹿支店も昨年老主人御 収益、 益御発展の由御同慶申上候、 出張、 日 夜無間 前月久方振御書面接到 断御勉強ニテ店務 の規律 其内ニも硫安抔の乱高下ニ乗 :回復、 硫安其他ニテ莫大

三

テ他人ニ真似の 源水式の曲芸ハ出来不申、 し火事泥的平和餅を拾ひ居云々の大気焔ニ御座候、 出来ル芸当ニハ無之候、 全く御当人の熱心なる嗜好ニテ初メテ実行シ得ヘキモノニて、 益御繁昌ヲ祈上候、 御来示之通り我等の鈍□ニては到 其内直接御返辞可仕候得共 底 S S 御面 決シ

[店員の病気回復復職、 店員家族の病気、 兼松馨氏の朝鮮不動産業の蹉跌につ ιV て翻 刻省略

会の節ハ御宜布御伝言願上候

カメルフィー ルド 氏は未タ帰濠不致ニ付、 メルボルンの新取引先の苦情ハ御来示之通り厄介ナ事ニ候、 小言の向ケ先無之、Hume 老人ヲ以て充分解決ニ尽力為致居候[後略] 余計なお世話をして呉レタ Buyer

商会

大正八年一月七日認メ初ム

宛通信写、 有益ニ披見仕候

南阿出張員

商は不調と相成候様、 兼て去月晦 日限 登録延期 当地新聞報ニ相見へ申候、 相 成 候ニも不係、 廿 萬俵 の予定額ニ不達、 例の国民派政党員等は独乙の敗戦ニも不抱、 遂ニ英国 政 府 へ買上けの協

候ハ、 矢張、 世の中ハ兎角不如意多しと存候、 個の利益ヲノミ考へ居候事と存候、而も買方希望者中、英人仏人偖は伊太利抔より競争相起り 単二日米ノミの占領ニハ相成間敷、 南阿独立抔主張致居候折柄二付、 出張員の骨折洞察致候 農牧家連も彼等の巧言ニ眩惑サレ、 既ニ相場も其影響ニて存外底意強固ニ相成居候趣、 国家的観念ナク自

欄外書込

本状認メ後、広戸店員より此事来電在之候

折ヲ要スル事、 場ニ於テ南阿原料の注文出し渋り候事無理カラヌ次第ニシテ、注文集獲上、層一層余計ニ御骨 ニなれハ如何ナル品物ヲ幾何ニテ供給ヲ得ルニ哉不明ニ付、此方大体の基算起タサレハ、 方ニハ英国よりの第二分割問題も役所の干渉ニテ東支尽力ニ不係、意思の疎通ヲ欠キ、 是亦御察申上候 各工

幸ニ御予定の通り、今季惣計三萬俵ニハ相達し候様潜ニ祈居候

欄外書込

羊皮買送りは片桐店員の見込の如く存居候処、 ヲ承知致候 御成効ヲ祈り候 其後の通信ニ由リ東京支店の注文ナリシ 付南阿輸出の方針為替延期請求、

Ν Y K特別割戻之件ニ就ても種々御尽力の程奉感謝候、 御成効を祈上候

結核性感冒も其後大ニ下火と相成候趣、 因記、 昨年常陸丸ニテ古谷商店へ 我商 出張せし大藤某ハ、多分捕 店出張員三名の健康ナル | 虜トナリテ独乙ニ抑留セラ <u>ر</u> 御 同慶之至ニ御座候

流行 病ニテ死者夥敷、 レ 候事と存候、 般の人気沮喪致候処へ、 休戦条約と共ニ 無事解放帰国致候樣祈 俄ニ平和風吹靡き一 居候

拝見、 其反 機会ニシテ好 害ハナキニセ 其任ニアラサリシ M氏の容易ニ受付ケサル結果と存候、 年四五月已来、 動を蒙 乍蔭御案事申居候、 ŋ 3 個 0 頻り二注文取消の申越在之、 異常の勢ヲ以て濫発されたる諸種の注文品、 試金石なるは申迄も無御座 国包出張員の此難局ニ処するの技倆如何ハ、 M氏ニ於テも決て面 マ カソン氏の手を経ず直接電信致来候由、 目 前田君楽観説の如く、幸ニ最後の交渉成効シテ大ナル損 アル 話ニハ無之、 候得共、 本店ニ於ても不一 同 人ニシテ果シテ確固 苦心惨胆と同情致候、 十一月中 方御 御来示の 配 随分乱暴と存候、 慮 -旬の休戦調停と共ニ俄然 層悪影響の波及ニテ、 通り、 心の模様、 たる決心 得易カラサル 特ニ約定当 通信 写ニ由 ラ 併是は 以 テ 切 0 蒔 昨 1]

抜ケ可申哉

頗る同情致候、

畢竟、

同

|人平常の不心得の為メニ天ハ如此困難の場合

同

一人を派

遣したる事と存候間、 是非御注意御鞭撻の趣旨ヲ咀嚼して必死勉強、 々最善の仕舞相付け候

様、我等も遙ニ祈居候

決心勉強可致候様申参り、 昨年中、 而して僅 如何案事ラレタ者ニ御座候、 既往 の不都合ヲ責メ是非名誉回復可致候様注告状差出 敢テ僅々と言ふ) 聊安心致候様のものゝ、 何卒奏効を祈上候 是位の事ニテヘコタレ候様ニては同人の価 同人の決心なるものが果シテ発揮可致哉 し置候処、 前周返辞到 値も夫迄ニ候、 達 大ニ 小生

シナラハ、 ヲ感得シ、 ヲサセ度存候事也、 愉快ニ本店ニも好感を与へたる事ニ候得共、筆者ヲ以テ見レハ、実ハ此人ヲシテ此反動の始末 夫ニ比して中井店員ハ仕合な男と存候、 トン々々拍子二大取引の成立と共二本人の気乗も一層ニシテ惣て面白ク商売鞅掌、 貴論の所謂「守成の難きハ創業の難きよりも難し」との格言ヲ覚悟スルノ機会ヲ得 此人ハ一層好運の人ナリシ哉と存候、 滞在期限其他の事情ニテ不可能ナリシ次第ニ候得共、 初メテ海外ニ出張し、 何トナラハー挙ニシテ商売の善悪表裏の呼吸 稀有二人気旺盛なる機会ニ遭遇 若し可能 の場合ナリ 本人も

効ヲ積ミ候様御訓戒奉願上 為メニM氏も保護 併本店在勤と雖も、 其得意先の人格如何、 目下在任者の困難なる位置をも回顧して、 一候 経済資質如何等ハ記臆ニ新たなるへく候間、 一層事務取扱上ニ注意錬磨の 本店の

タレハナリ

氏ニ協力シテ順序成立致候様祈居候

二致候次第二御座候 と存候得共、 旦着手の上ハ之ヲヤラサレ 南米注文の如く筋立チタル商品ニ異り、 トキハ、 濠州方面ニ於ても一九一五年已来相当の利益ヲ挙ケ得タルナラント存候、 廿年前ニハ当支店ニ於テも経験致候事ニテ、結局、 其始末の困 今日 は時勢も変化致居候得共 ハ金高モ纏ラサル [難ナルヘキハ 詢二不得止義二御座候、 南阿は黒人宛混雑商品ニ付、 ノ故ニ騎虎の勢ヒ何でもゴサレの取引と相成候義 若し 再ヒ惣テの 下ラヌ雑貨は絶対中 貿易品の性質異り居 雑貨ヲ取扱候事 販売地ニ於て一蹉跌ヲ来 候間、 ナリ 止 当時大西 0 方針

愛看過致候次第二御座候、 折角今日迄収得シタル利益 ンヤ南 家の準備不行届 倒ナシトス 係員等より 阿向 輪出 ル 一再提議在之候得共、 モ勢ヒ ニ付テハ M の為メ引渡し大延引抔、 stock 加之、 氏の活動ニ応スヘク、 ||ヲ吐出ス如キ場合ナキヲ保シ難シトシテ、|| 堆積の弊ニ陥り可申、 従来取扱経験ヲ積ミ居候筋立チタル品ニても、 小売屋又は資本薄弱ナル 兎角、 取扱品の範囲ヲ狭小ニシテスラ尚且ツ如此、 本店当局の御苦神、 而シテ今日の如く俄然平和風ニ遭遇致候暁 輸入屋との 啻二仕入上ノミナラス、 取引は自然苦情多く、 時人の花赤しとの 何分内地製造 み 貸 況 割

船

約

:東ニ附テも不尠御努力の程遙ニ恐察致居候処ニ御座

候

候 中 致哉の国包行通信拝見仕候得共、 立チテ奔走シテル手前ニ対しても、 マツカン氏は熱の人ニ付、 々熱心と共ニ根気も宜敷、 、大体の解決ハ相付き可申哉ニ奉存候、 愚按ニても恰も前田君の鑑察同様、 好景気ニ乗スレハ活動旺盛ナルモ、 殊二昨年来 マサカ左様ニ屈託スル男ニハ在之間敷様祈居候、 此難局ヲ手奇麗ニ始末致さす候ては男前ヲ下ケル事幾段ニ 三四ケ月の猶予ヲ 〈K〉の特別庇護ヲ受ケ、 又タ左様アラン事、 (無論利息ハ先方持ナルベシ)与へ 其反動ニ遭へハ俄ニ意気消沈可 乍蔭祈居候 ミカド商会と反対 猶太人種 の位 置 *ا*ر

只此際、 不可当繁盛二付、 乍遅蒔M 我等の容喙ヲ許サ、リシ処ニ候得共、 氏へ忠告致度ハ丁子ニ乗ッテ無暗ニ手を広け経費の 御承知之通り筆者ハ漸進主義 重 エム事ニ 候、 昨 车 ヲ有利と

活動振 供給 考へ居候、 定の見本相当ニ供給安全ナル品物ノミ御取扱の方針ニ御改良被遊候テハ如何、 今日と雖も敢テ失墜シタルニ無之候間、 ル損害ヲ蒙ラヌ方針ニ候、 ル弱点アル日本品ニ付、 ニ批難ナケレ ハ 「サル」事ナカラ、 即盛ナル時ニ花 ハ何等憂フ ||々敷大利益ヲ得サル替リニ反動の 旁中井店員の通信中、 ル処無之候得共、 其経費と差引の結果如何ハ当時より潜ニ杞憂致居たる処ニ 御一考願上候 猥リニ杞憂論ヲ振舞す訳ハ無之候得共、 前田重役御来示之通り、 各方面へ agent ヤ出張人ヲ派遣する事著敷 不景況ニ陥リタルトキモ別段大ナ 苦情ヲ付ント 惣テ萬事元 今後 ・スレ ハ可成 御座候 · ハ 付 方の

扱品 濠州 得共、 本商 之ニ引替へ 慮致候為メ自然消極的ニ相成候段、 商店取扱高の比較的僅少なる、特ニ当支店輸入部の如き詢ニ赮顔之至ニ御座候、 ミニテハ自然の発揮ハ無覚束、各自当局者の不撓の尽力ニ俟タサル可カラサル 人 物 の日本貿易、 へ の 一 充分二元方の基礎ト配置ヲ慥メ、 の範囲 開業日浅き南阿南米の発展著明ナルモノアリシハ御同慶至極ニ奉存 般ニ直輸出 ヨヲ狭 メ 南阿対日本貿易ニ付テの統計御来示、 本店仕入上の混雑ヲ防 入業ニ従事スル者著敷進歩発達致候間、 筆者大二責任のアル処ニ御座候条、 而シテ後陣容堂々需用地ニ活動致度奉存候 クと同時ニ此方ニテ苦情百出貸倒 今更の如く大急進ニ驚入候、 先輩タリ迚到底我商店 不悪御宥恕可被下候、 候、 <u>ر</u> レ等の 勿論 而も 但 如前 の名義 し近来 ナキヲ遠 而シテ我 御座候 掲取 Н

為替難の懐古

且ツ南阿南米等の客人来朝候共、 居候折柄、 必要可在之、 整理ニ御尽力被成下候ハゝ、 方の僥倖と奉存候、 の出発ニ先立チ平和来 の景況沮喪致候今日ハ寧ロ同君の不在ヲ許す間敷、 兼ては本年三月頃ニは 因記、 成候様、 迄も同じ事を操返すへきニ無之、 二不及、甚敷は皆無インボイス同送ナキモノ在之、荷受方の迷惑不一方候、是等は 俄然、 申迄も無御座候得共、 自然日本出張 御鞭撻被成下度奉希望候 平和風吹キ起り候と仮定セハ或は一層手違ヲ生シタル哉も難計、 恰も此好寸暇ヲ利用 マカソン氏、 (尤もインフルエンザ流行の大打撃モアリタルナレ共)と相成候事、 <u> ر</u> 需用地の人気の落付くト共ニ将来の取引上非常ニ好調と相成 暫時中止の事と存候、 巡視案内(迷惑ナレ共商売冥利)等も大二都合克相 非常の大多忙ニ付、萬事手廻り兼、インボイスの間 日本巡回の御予定と伝承致居候処、 是非係員の勉強と会計部員の補助とヲ以テ至急革新相 Ļ 中井 小池新手の二君帰店と同時ニ供給 按するニ同君が日本ニ出張シテ盛ニ活 先々約定品到着の都度、 平和条約進行 夫々始末相付け候 此 地の 成 処、 中 違ハ 可 神候 可申、 動致 (V 陣 同君 南阿 双 申 容 0

の折 乍序申上候、往昔原支配人全盛時代、屡金融閉塞、 類ニ至る迄、 柄 時 当方より注文せさる品物を見込輸出し、 の救済方法として精米燐寸 の如き、 其他三十日六十日延払ニてか £400/£700 の為替取組ニも銀行保 夫々為替を組ミ其収金ニて急場を免れた 61 入出 証 困難

大正八 (一九一九)

年

ヲ了 る事、 最高壱萬よ以上の満額為替ヲ承諾セシメ、 ヲ承諾セシメシモ夫ニては 又タユニヲン銀行ニ泣願シテ融通ヲ得ルノ手段ヲ講セサル可カラス、初メハ其都度少額の取組 リシモ無い ニ承諾不致、 ルナリ、 オン銀行当局者へ懇願シテ期限経過の為替手形ヲ保管、則チ利息ヲ負担シテ延期ヲ承諾セシム も之ヲ返送サレテハ跡為替取組不出来ナルノミナラス、〈K〉信用失墜可致候、 セラレタルモノニ付、 高は先操売行可申も残半高は大概堆積するの常也、 方、 往々ニ在之、此外運賃税金の遣操等も用意セサル可からす、随て為替期限来るも無事支払 元来為替は日本貿易銀行保証香上銀行振出しニて、当地ユニオン銀行ハ単ニ其取立ヲ委任 スル能 有利ニ手早く処分セサルヘカラス、又雑貨の如き毎月仮ニ百箱の入荷ありとすれ 如しと雖トモ、 始んと常往の金融法なりし際、 輸入為替の仕末ニ如此困難ナル場合ヲ顧す、否、故店長ニ於て敢テ斟酌ナキニハアラサ 而シテ是ヲ承諾スルトキハ為替の責任ハユニオン銀行ニ転嫁スル理 袖は ハス、不幸の場合ニハ三ケ月も四ケ月も停滞して合計弐千ま以上ニも上りし事在之 此間筆者の苦心惨胆筆紙ニ難尽、安眠休息ヲ得サリシモノ幾回ナルヲ知らす 振 れす、 毎度操返し候ては店の信用ニも係り候のみならす、 萬一、 無止信用状なしニ濠州品の注文あり、 中 期日不渡りの節は其侭該為替証を返送すれハ夫迄のモノナリ、 ・々追付かす、 其荷物の当地着後、 急場ヲ凌キタル事ハ実ニ三四ケ年ノ永キニ及ヒタル 遂二 £ 500 況ンヤ の正金ヲ定期預 米の如きは投売をすれハ格 £350 の品二 £450 品物アルモ代金ナシ、 夫ニては商売ニ 1 ナシ、 由 之ヲ見替りニ 付、 の為替付なる 於是乎、 於是乎、 中々容易 ハ其約半 別の労な ユニ

内地金融界の 0 理 時は千萬成金として有名ナリシ大坂 由不明二候得共、 曽テ山嘉商店と組合タリシ抔より推窮すれハ、 の染料商 小西喜代松商店 の破 炭ニ瀕 矢張賭博の当り し居候

メ後

日の記録と致度奉存候

此他 の商 事ヲ成すニ何等の煩悶ヲ要せさる今日の商店の境遇ニ想到すれハ、寔ニ故店長多年苦闘 避セサル可カラス、蓋し売方上手ニテも買方巧者ニテモ、金融の方法ニ熟錬ナラサレ 須く十二分の努力を以て此関門ヲ打破セサル可カラサルト同時ニ、 融通過 銀行ニ歎訴懇談し、一方ニハ荷受主ニ対し事情ヲ窮メ意見ヲ緩和し円満の解決を得るへし、 認識せす、大二反抗的勇気ヲ鼓舞し、 山川氏の如きハ其著明なるものと存候、 |諸種の テ我等後輩 人とハ難申と存候、 ノ途 ラ開 困難窮迫ニ瀕シタル枚挙ニ遑あらす候得共、 の夢ニも忘却ス可カラサル要点ニシテ、 カサル可カラス難関と称スと雖トモ、本店 嗚呼、 既往ヲ顧レハ今昔の感ニ堪へす、 M氏ニ協力して必要ニ応し為替の延期等はスタンダー 依之、国包南阿出張員の如きも一概ニ自身ニ難局 茲ニハ為替の一端を述べ、 又後進店員等の幸福挙テ算フ ノ信用ハ確固不抜ノ立場ニ在之候間 而シテ幾百萬、 飽迄も責任の転嫁 幾千萬円の仕 御参考の為 ヘカラス ハー人前 ハ之ヲ忌 0 恩賜 不好と 金 K

事在之、今日の舞台ヨリ回顧すれ

言之通り、

我等の誠意誠心貫徹すれハ又保護者ヲ発見するものと存候、

ハ全く嘘の様な真事ニ御座候、

想フニ「窮すれハ達す」の格

三十三四年恐慌時

代

大正八 (一九一九) 年 屋ナリシ

の得意の大丈夫ナランヲ祈上候 迄の人と存候、其他銭屋薬屋抔ニ手形の不渡り多数ナル由、 ツマリ時勢ニ迂活ナル欲張屋連中が先以テ御免ヲ蒙ル訳ニテ自業自得と申外無之、幸ニ我商店 当地正金支店へ来電の由伝承致候、

右 北村寅之助

以下、 守田店員による執筆]

支店在勤外人賞与 昨十二月「クリスマス」時に於て例年の通り支給したる額の コッス  $\stackrel{-}{\circ}$ 1916 以来同額支給 £10 以上如左に御座候

"

ターナー

Ξi. S

"

ガントン  $\Xi$  $\odot$ £

フレッド

五 £

"

バーク 五五 昨年ヨリよ5増シ

フランク・ウード 五 £

バート・リード £ 昨年七月ヨリ再勤

兼松翁記念会

フークス レナード・ ヒル

 $\overset{\bigcirc}{\pounds}$ 

 $\Xi$ 

 $_{\pounds}^{-}$ 

ワッツ

より御振替被下度御願申上候

寄附金半ケ年分として左の通り寄附致し度、

各自よりの希望に有之候間、

乍御手数各貴店勘定

守田 大西 五〇〇円 100円

今村 三五円 五円

関

溝渕 五円

澤辺 五円

中野

〇円

大沢・ 御前両氏よりは貴方へ直報可申上由に御座候

(守田記)

大正八 (一九一九) 年

外国会社拒絶ノ件

/1/19 海王丸便重役状附 [守田店員による執筆]

に関 ĺ, 当地清水総領事より外務省へ電報したる物が、 内地各新聞紙に掲載致され候由承知致

が是等の点を楽観せる為め手違ひを生ずるが如きなき様、 し者あり、 此頃日本商店にして「メルボルン」へ支店を登記す可く願出候処許されず、 め如何共致方なしとの返答に接したる為め、領事としては近来依然として陸続渡濠し来る連中 是れは当店の問題には無御座、 依って当局の意向を照会致候処、目下外国人会社の新登記は全然中止と相成居る為 先般筆者が清水総領事と或機会に於て懇談を重ね候時の話に、 特に打電致候由承知致候 領事 へ依 頼し 来り

領事の談振りより綜合するに、日濠貿易も已に戦時勃興時代を去り候にも拘らず、 りとの意見に有之候如く、 の増加するは一面慶す可き事なるに、 同 々敷飛出し来る者を未然に減じ度き意味などの含まれ居りし物かの如く想像致され候、 志討ちの止むなきに至るなきか、 得可き意見には無之、 我等の立場としては頗る同感に候へトモ、殊に領事としては軽々に 本件に関する電報を敢 亦実地論より申さば或は徒らに同胞同業者の地 然らは国家的見地よりしても大に慎重に考究す可き事な てせしは外交問題も含ずには非ず 続 盤を侵害 々新来者 実

其内 員以 に目 不少模様に有之、 の一部は目下注文取消、 座 外の者も多少有之、「メルボルン」在留同胞を通算すれば両市にて約百名と可得申盛 下日本人会々員丈けにても八十名の多きに達し(人名表不日新調の上、 候 不遠同胞頭数の減少は自然の結果なる可しと存じられ候 苦情品始末等の消極的仕事に忙しく、 或は閑散に苦しみ居る者も 貴覧

可

供)、

会

血な物

も休 其機の熟し居らざるが如く危まれ候 領事を通して公式に交渉致候時は 是れを機として更めて当局者へ交渉の手順中に有之候へ 戦条約成立以 来、 当局者に於ては幾分手加減を緩め 殆ど Jinal と成る嫌有之候に付、 <u>۱</u> 候 ÷, かの 外国 如く、 人設計会社に 新聞 愈々の 紙に散見致候に付き、 時に 関しては未だ 到 達 する迄

新会社登記

談有之候際、 領事の手を経ざる事と致し居候事は、 当店も同様の立場に在り候事は領事丈けの耳へ入れ置候次第に御 既に御報申上置候如くに有之候へトモ、 前記領 陸候 事より

同様 聯邦政府は自七月至六月を年度とし、NSW州は自一月至十二月と相成居候は種 に改正実施の事と相成候、 便多大 に付、 之が変更方は久敷難問 依て昨年度は先づ自一九一八年一月至六月の六ケ月分と相 題な ŋ が 近来 漸く解決、 Ν S W 州 年 度も 々の意味に於 聯 邦 成候 政 府

NSW所得税計

時に、当局者は臨機の処置を採り公衆の不便なきに力む可しと申居候 する諸方面よりの出問続出の有様にして、前記以外の込み入りたる物は一々説明を要すると同 比し減少の場合は其差に対する割戻しある可しといふ誠にヤ、コシキ事と相成り、当局者に対 半季に対しては二重払の事と相成候、其代り右の割合にて課税せられたる者は事実に於て1918 常に不利益と相成候為め矢張り十二ケ月分の届出必要と相成候、而して厳格に一九一八年六月 三十日迄の一個年利益を算出せんとせば、自一九一七年七月至一九一八年六月とし、1917 後 二月の六ケ月間利益額が 1917 七月ヨリ同年十二月マデ六ケ月間(則チ二重払期間)の夫れに 一月ヨリ十二月マデ課税済と認めらるゝ由に候、依て仮りに 1918 十二月に廃業する場合は、 誠に簡単に候へトモ、政府としては年度収入額の均衡を失するのみならす、 六月以後の六ケ月分に対しては所得税支払の義務なきと同時に、自 1918 七月至1918 十 税率に於て非

#### 欄外書込

キ事ト相成居候 年度ハ自七月至六月ト限ラレタルニ非ズ、最近ノモノナレバ何レノ十二ケ月ニテモ宜シ

依て当店は聯邦 し当店の立場としては聯邦の場合はNZ以外濠州全体の結果を要し、NSW届出はNSW州内 再近届 出同様自 1917 十月至 1918 九月の十二ケ月分を届出る事と致し候、併

の損 益 額を表すと同時に、 控除額等に於ても其内容同一ならざるに付、

届出額を聯邦

に比し大

州首 休戦 其後、 与ふる事に同意す、此際法文を改正しても、是非国家の為めに生命を賭して戦ひたる凱旋兵士 者に先取権を与ふる事、而して先般鉄道其他のストライキに当り、政府の厄急を救ひたるため 数日前は桟橋人夫組合に属する帰朝兵約三百名の一隊、 其兆候顕れ、 免れざる状態に有之候事は業に各方面よりの情報に依て明らかに候へとも、 1 st「プレフェレンス」を与へられたしと強硬の態度に出でし模様に候 Preference を与ふる事と成り居る所謂義勇労働者なる者には第二の「プレフェレンス」を 相 の報伝ありし以来、已に日本にても労働者失業問題の喧しきあり、 州首相 (代理)を訪ひ、 既に帰着したる凱旋義勇兵は其一少部分に過ぎざれとも、最早就業難の声高く、 (代理) は閣員会議に於て大体に於て右要求を認め、 桟橋人夫雇入れに当りても Returnned Soldiers にして組合に属する 組合主脳者師揮の下に行列してNSW 次の議会に於て現在の法案 世界一般同様の打撃を 当地 の如きも已に

此鉄道 「ユニオン」には目の上の瘤なれば、 「ストライキ」 当時 の義勇労働者が、 是れが排斥二苦心惨憺たるは明らかにして、濠州全体の 依然として Preference を与へられ居り 傧 事は各

を改む可き意向なる事を発表致し候

大正八(一九一九)年

事は勿論予測困難に候へトモ、御含み迄に実況御報申上をき候 是れが実顕を見るには多大の難関を越へざる可からず候へトモ、徐々進行の途にあり、 くは是れを未然に防止する事不可能なる可しとは、大分識者間の杞憂する処に御座候、将来の 労働党は一大要求を提出す可く、右桟橋人夫以外已に鉱夫間の悶着の起らんとしつゝあり、茲 力大なるあり、今後続々として帰国兵の多きを加へ就業困難なるに於ては、必ずや労働組合及 国兵を道具として彼等の要求主張貫徹に研究致居候事も事実にして、其裏面には勿論労働党の 一三ケ月内に一大ストライキの勃興するなきを得ば濠州の為め大に慶賀す可き物にして、 「ユニオン」を一団として常に同一歩調を取る可く努力致し居候事は、已に御承知と存候、愈々 怖ら

(守田記

### 第八四三号信 大正8年1月30日 丹後丸便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

新築移転

拝啓、

貴信廿四号本月廿日到達辱拝見仕候、

同写も其後第二英丸ニて入手仕候

惣て御予定之通旧臘十五日伊藤町百十九番屋敷へ御引越済、 各部御活動自由と可相成奉慶賀候、 机の配付図拝見仕候、折角御便利ニ相成候様奉祈上候 年内ニ諸事御整理之上、新年より

右移転其他変更の登記も惣て御手数済之由奉謝候

株式会社第一回定 も兼て御来示之通十二月廿二日御開会、 大正八 (一九一九) 年 各社員列席、 内容予定之通り決議通過仕候由、 三 是亦御

配慮奉

謝候

賞与金の配付、 古立君へ紀念贈呈品等一 段落の上、 須磨花月楼ニ於て一同忘年会御催

の由

E 奉賀

店員等礼儀の廃頽 当世 別段 渡す事ハ全く重役等の心切ニ起因スル事ニ不外候、従て店員等ハ重役等ニ対し相当の謝辞ヲ述 平ヲ鳴スノ権利ナキ者ニ候、 御来示の如シハ詢ニ痛歎之至ニ奉存候、 予定已上の収益 ニ対シテハ 謝辞の必要なし抔の理屈も可在之歟ナレ共、是等ニ対シテハ議論 流の薄情主義ニ申せは自己の労働ニ対スル特別報酬 ハ事 月々の俸給ヲ以テ勘定済の筈ニ御座候、而も重役等の事務取扱其宜敷カリシ結果、 の順序ナル 一アリ、 其分配の有無ハ掛リテ重役の胸中ニアリ、 ノミナラス、 然ルニ重役等ハ自己決定の公平ヲ期し、 日本人トシテの礼儀と奉存 尤も株式会社ニ相成候已上ハ自他共主従の関係ハ無之、 三付、 候 是ハ自己の勝チ得タル 年末賞与金ナキモ正 末輩ニ至迄相当の賞与ヲ ハ偖テ置き、 店員 面 モノニ付 出より不 0 働キ

式の作法トシテ前田重役より下僚へ好機会ヲ以テ御伝達被下度候、

し指導ヲ怠リ居候様存候旁、

而も前便ニて申上候通り近来学校ニ於て是等の修身的講義ニ重キヲ措カス、従て長者先輩も青

或は圧制等の批評ヲ蒙り候哉も難計候得共、

而シテ尚服従セサル店員ニ

是等

は

K

フヘキ

スルモノハ是非 ヌ事ニテ、青年彼自身の利益ナリシヲ覚醒 青年の血気ニテ不平在之哉も難計候得共、 ハ次期賞与其他ニ於て罰的手加減実施可致候、夫ニ不服の者ハ解雇スルモ不苦と存候、 〈K〉式型体ニ符合スルノ人ヲ拵ヘサル可カラスと存候、 後来年輩の加ハリ世態の了解と共ニ決シテ無理 スルノ 時可在之奉存候、 我等ハ飽迄も我商 幸二実現スルヲ得 店ニ従事 ーカラ 時 /١

自他ノ幸福ノミニアラスと奉存候

返済し、十二月末ニ於ける資産状態報告会の開会云々是も承知仕候、 キ、今季株式会社より受取ル配当金及寄付金ヲ以て、創立の際一時借入ニ相成居たる十萬円 の件敬承、 合資会社依然存在の結果、 種々御手数奉謝候、詢二厄介千萬の手続と存候、夫が済ンテ更ニ奨励会の惣会ヲ開 株式会社利益処分ニ付、合資会社も惣会決議の要在之、委任状云々 何分宜布奉願上候 ヲ

義 ハ、 以テ眼目と致候事ニ御座候間、貴方各店員の働き振の外、 下度敢テ奉希望候、 今更事新敷申上候迄も無之、 其人の技倆如何よりも商店の為メニ尽瘁する誠意誠心ヲ認識シタル信用ニ重キ 軽薄才子ハ〈K〉式ニ不合格ナル事、 夙二御了承の義と存候得共、店員等二奨励資金ヲ配与スル根本主 平常の心掛如何ニも十分御注目置被 御記臆置可被下候 ヲ措クヲ

配当金

Coss 分三萬円ニ対する年一割即千五百円御振替被下奉謝候、 月二発表の事と誤解致居候処、 株式会社ハ半季毎の決算ニ付、 実は株式数の自然増加は本年四 如何ニも其一期増株増資 の当時

より実施の事、 正理ニ御座候、本人も満悦仕居候、茲ニ筆者より御伝礼申上候

本人も承知仕居候ニ付、其侭ニ打過居候旁、 之ハ本年四月決算の節、 ケ年分の配当交付の事

ガントンの分は濠州の会社登記ニ際し、同人加入の事申渡し置候事ナレ共、登記不成立の事ハ

内へ御加算被下、 夫ニ対する配当金御下付被下候ハ、光栄ニ奉存候

其侭握潰し置候、追て右五千円保管分ヲ貴店へ振替可申ニ付、二期決算前株金之

仕度存候間、

南米派出交代員

之件御来示御尤もニ奉存候、

て一ト通り任地の事情会得致候上、 松木店員帰朝相成候樣致度奉存候

貴方御操合都合宜敷候得は松平店員出

張

の事御同意申上候、

而

輸入部伝票洩レ

予防ニ付、 意被下候様係員へ御伝訓被成下度奉願上候 て啻二東京支店の分ノミナラス、 種々御研窮被成下奉謝候、 貴本店ニ於てもインボイス其他の Check 一層正確ニ御注 何卒、東京支店と御打合之上、再演無之様奉希望候、

而

平和 就 ては堂 の途ヲ開 故ニ信用ヲ重視スル各商家ニアリテハ断シテ延手形ノ発行ヲ肯セス候、 し其手形が 為メニ発行 ル便利の方法トシテ自然濫発ノ弊ニ陥リ易シ、 る目的 共思ハぬ事ニ候、 被考候 悪ヲ一店ニ担キ居候「カネ辰」ニ候得共、 躇致候 風已来、 当地如きニアリテハ振出人の信用如何ハ第一の問題ニ候得共、 即チ好景気 々タル商 ノ為メニ裏書人等の空印ヲ信用?シテ割引融通致候故、 元来、 通資本不 カント スル 由 Accommodation Bill ナルコトヲ発見スルニ於テハ、其振出人ノ信用失墜適面ニ候 マサカと存候得共、 銀行屋連の自家予防 店ニ於テモ平気ニ発行し、 ス モノナル 日本ニテハ金融上不健全の習慣として確実の商店?ニても融通手 ル不信用 素より振出人の不謹慎ニ候得共、 如意の商 0 诗 ハ夫ニテ萬 歟 一店ハ啻二支払停止の窮境と瀕シ候ノミナラス、 ij Ó 商店 理 由 |鮮明 々便利 ハ、僅ニ高利貸屋 御来示の如クンハ事実ナル可シ、 の警戒過厳ニシテ、 ナラサ 二候得共 三十萬や五十萬の融通ニ云々スル様ナ事ハ在之間敷 銀行屋モ亦タ之ヲ取扱テ特別 レ ハ、 竜動 組合銀行ニ於テハ 平常銀行家が些少の日歩の の門ヲ潜ル ・紐育如き大市場の風習は我等無経 朝恐慌来 神戸鈴木商店振出 手元不如意 の場合ニハ ノ外無御座候、 天下の奸商として世 漫リニ割引 尚延手形の性質則 融通手形ニ由 ノ注意ヲ与ヘスと相見 L の商 忽チ玉 0 お互ニ融通 廿萬円 カスリ 然ルニ 人ニアリテ 石混 ラ与 形 の手 0 発行 タ収 日 合 リテ金融 の遺操を 本ニ於 ス、 子何 験二候 人 形割 成 Ź١ ラ 0 若 頗 何 憎 0) す 引

流

日濠館処分と紀

実行セシ裏書人等も同時ニ将棋倒レと相成候事、 毎度実見する処ニ御座候

今少々特別の注意ヲ与ベキハ慥ニ緊急問題と奉存候 あまり堅き事計申居候ても日本ニハ通用不致哉と存候得共、 銀行家一般、 平素延手形の取扱ニ

サルモノ不尠と存候、 日 0 利 露戦後の経験ニ鑑ミ、あまり多くの泡沫会社の創立ハナカリシ様ニ候得共、 益 ヲ得 たる既設の会社ニテも準備積立金ヲ等閑ニ付シタル 幸二貴店御取引先の大丈夫ナルヲ祈上候 向キ ハ 、 此際基礎の動揺ヲ免レ 既ニ戦争中相当

ニ付御来示ニ対し、先般小池店員帰朝ニ際し托言致候段、 細ニ愚按拝陳仕候間、 追々御諒解被遊被下候哉と奉存候 御聞取被下候由、 其後此方よりも詳

三萬円ニテ 見込の由ニ候得共、 謝致候、併最初先方より直付致来り候当時ナラハ、或は御交渉行届キタルモ難計候得 止奉存候、 兼て所望者ナリシ北海道の日下部汽船会社も、 若し筆者の不賛成の為メニ正味五十萬円ニ売却シ能ハサリシトセハ、 ハ筆者今日と雖トモ不賛成ニ御座候、 筆者ハ五十萬円以下断然不服ニ御座候間、 平和風と共二一旦 offer 故ニ仮令売却ト決心シテモ四十萬円 堅く御含置可被下候、 ヲ撤回致候由、 筆者 相 共、 あ不 今日急ニ 当の 四十 -明陳 不得

工費 気ハ不得止の勢ニ御座候得共、 売ラントスレハ四十萬円が値打歟も不知候得共、 ラントスレハ、無論値打巳下ナラサレハ手合不出来と存候間、 下の筈ハ無之、 の騰貴ヲ見積レハ、 仮ニ千円トスルモ、 所望者アラハ五十萬円ハ安キモノと存候、 居留地の 地処ダケニテ廿五萬円の値打ハ在之、之ニ建築材 地面千円坪相場ナラハ、海岸の地処ハ夫已上ナル 左様ニナルト筆者ハイヤニ御 断然御見合之上、 而も所望者の 座 時節の来ル迄 進マサ 候、 料 ル 時 ノ騰貴 こ売 共以 の人

御猶予可被下候

貿易研窮所建築及寄付行事ハ故店長七年忌二月七日ニ発布の事、水島校長へ既ニ御申込済の事、 新年の店賃引上け実行、 年六朱乃至七朱の利廻りニハ相成可申御見込の由、 御配慮奉多謝候

日濠

館不売却ニ不抱、

寄付実行の事等貴重役諸君ニ於テ御決議被下候趣御尤も存候、

筆者何等

現金 長 異議無之、 迄ハ御来示之通り五十萬円ニ止メ、 而 して日濠館売却不調の折柄、 御話込置被下候趣、 の入用 御進行賛成二御座候 ハ無之哉ニ存候、 周到の御配慮奉謝候、 前便六十萬円云々二付鄙見申上候得共、 五十萬円即時出金は不便不尠ニ付、 余融相付き次第、 是非左様の段取ニ願度候、 更二十萬円追加の事御名案と奉存候 分割納金の事モ予 日濠館処分如何決定致候 学校二於ても一時ニ メ水島校

棉花下落

直ヲ放唱し、 出解禁ニテ直段下落ニ不抱、 御座候、按する二産地も下落致たるへきも英米間運賃の暴落ニ起因する義と存候、 近来米国より直接入電無之ニ付、 輸出大発展の実を挙けたる棉織物類の輸出原料の供給ニ便宜ヲ与ヘ、 最近本月廿八日入電ハ二月積 Gow ミッドリング十五片一七と在之、戦時最高より約十片落ニ 下落するも原料安ニ拘らす、 聯合紡績会社ハ矢張定期相場の足取ニ重キヲ措き、 産地景況不明ニ候得共、 中々安直ニハ売出し不申哉ニ存候得共、 リバプー ルニては去月来引続き下押、 日本工業界の頓挫ヲ来サ 騰貴、 米国棉 両三年来、 分れ . ハ 高 花 輸

サル様祈望罷在候

在之、 英国の在荷大分豊富と相成候ニ付、 一同其結果如何、 興味ヲ以て期待致居候 愈本年四月上旬ニ於て約八萬俵の出品、 セリ市開始の入電

ンヘ 就ては濠州新西蘭ニ於ては明年六月末迄の産毛買約済ニ付、 直接輸出サレ 同 直ナラハ タル品迄も、 買約継続ヲ希望致候哉の 惣て此方ニテ評価買上ケの事ニ相成、 風聞 加之、 濠州 英国政府ハ今更解約ハ致間敷、 の羊毛売方問 却て収益増加致居候勘定 屋 ハ 従 前 口 ン 荷 ド

買等ハロンドンニ送り、二重の口仙ヲ支払フ事ハ不利益ニ付、 可致哉ニ存候、 ニハ頗ル不利益 ンの売方問屋ハ二年此方閉業の姿ニ付、此際市場再開の事ハ至当の希望と存候、兎ニ角、 ヘキヲ唱導致候得共、 ケ勧誘方ロンドン滞在中のヒュース首相へ進言致居候哉の噂も在之候、然ルニー方羊毛買方仲 二付、漫リニ口外ハ不致候得共、 果シテ如何ニ哉? の立場ニ候得共、 是は少々自家の勝手論ニシテ政府者ニハ馬耳東風と被考候、 内々中央委員会ニ於て戦後迄も更ニーニ年間英政府 口 ンドン市場開設相成候 ハ、南阿ニ於ける英仏の競争 是非、 従前之通り濠州開 殊ニロ 手買上 市アル 我等 / 減少 ンド

昨年来評価済、 月の内ニハ余程輸出済ニ可相成奉存候、 此方船待品尚約二百萬俵近くハ在之候得共、 米国及伊太利軍用品も平和風已来、 近来運漕船入港頻繁二付、 ホツ々々輸出サレ 五六ケ

居候

<u>=</u> 下候、 の為メ(国境検疫の為メ)無期延引と相成候、 市場ヲ継続スル事ニ引直サレ、 毎日 兼ては来周二月五日出発ブリスバン評価ニ出張の筈ニ候処、 々々同じ事ヲ操返し機械的の労働、 我等ハ一日の休暇もナキ事ニ御座候 詢ニ嫌焉タラスニ候得共致方無之、 而もブリスバン行不在中休会の筈ナリシシド 前周より俄ニ流行 御憐察可被 感冒騒き

筆者帰朝

影響ヲ蒙り短毛細毛多く候、 テXBハ益増加致居 毎送新聞紙ニテ御概読とハ存候得共、 併其割合ニテンダーのもの少数ニ候、 本季の産毛は西南 リバリナ地 方ヲ除ク外、 Q産も同様ニ御座 大小共旱魃の 候、 而シ

尚運動中ニ御座候、 会ニ或ハ間ニ合不申哉も難計奉存候間、 不許可と相成候由ニ御座候、 て開会の入電アル哉、 二不係、羊毛直入継続中ハ解雇難致趣申来り、 兼ては本年三月下旬の便船ニて出発仕度、 是非四月の便船ニテ出発仕度存候得共、未定ニ御座候、旁三月末決算報告 メルボ 勿論六月中旬已下ニナラハ差支無之候得共、夫ニては此迷惑ニ付、 ルンの評価人ニ於テ帰英致度中央委員長へ三名出 予テ筆者立会不可能ニテも差支無之様、 過日、 少々閉口致居候、 当地評価会長へ請暇出願致候処、 前記羊毛セリ市ロンド 願の処、 御用意被成 俸給不申受 何レ ンニ於 モ

未亡人遺言状

置度御願申上候

先般来御配慮被下候住吉未亡人遺言書、妹尾君ニ於て起稿通過、既ニ公証手続完了の由、 前店員及家族等ニ御厚志の恵贈品可在之御目論見之由、 候 慥二一安心二御座候、 内容御洩 し被下委細承知 仕候、 前田君御想像之通り小生も大二賛成ニ 尚故店長七回忌の機会ニ於て生 是亦

御座候間、未亡人御希望之通宜布御実施可然奉存候

先は右迄、余は譲後便候、匆々不完

北村生

[店員の父親死去弔意について翻刻省略] 尚此便の写ハ東京支店林店員へ別郵可仕候

## 第八四四号信 大正8年2月5日 第二英丸便

存候、 申候、 拝啓、 督之本ニ中野生其他大ニ勉強仕居候間、庶幾くハ御得意の御満足被下候様祈居候、何分比較的 クンハ二者平均御対照被下候ハゝ、弊店輸出品の値打のアル処御合点可在候哉と奉存候 第ニ御座候、既送十一月積丹後丸日清行分品質今一段ナリシ由遺憾ニ存候、尚精々注意為致可 優等の Stark より撰抜キ居候間、追て普通の二等品と相成候事ハ自然の成行ニ付、不得止次 御地輸入税撤廃問題未解決の為メ、各製粉会社ニ於て原料仕入ニ躊躇致候趣、 前便後貴信二不接候 而も御尽力の結果、 但し前郵ニも入念申上候如く他店ハ シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役 引続き御注文接到難有仕合ニ御座候、品物撰択ニ付テハ大沢店員監 Fqa 抔申候得共、曖昧ナものと存候、 御尤もの義と奉 若し能ク可

腹残り分も是非運賃ヲまけさせ、 本船積、 昨日来荷役中二御座候、 此次のゴヨウ丸分も十分尽力為致可申事、而してゴヨウ丸船 御注文指直二出合候様相運セ度希望罷在候

昨年、 収入ニテ落着、 毎袋逸々秤量仕居候間、 す候間、 平神丸輸出分大目欠ニ対する弁金ハ守田店員ダッカー仲買等不撓尽力の結果、 訴訟沙汰ニも相成不申弱味も在之、折合ニて承諾仕候段不悪御承引奉願上候、 既二先日御振替申上候通り二御座候、 積入ニハ少々手間取候得共、 甚不満足二御座候得共、 再演ナキヲ期し居候 僅々口 漸く半額 約二過き 其 後

乃至 注意願上候 250/- 辺騰貴の処、 貴方よりも追々下押と可相成御予想御示電被下、 ハ可相成噂 注文アルモ供給品即時間ニ合不申由ニテ、過半ハバラストニテ出船の塩梅、米国よりも一時ハ 通り英国よりハ是迄平押の 150/- 唱へニ御座候処、 75/- 辺迄管理局ニ於テ低下致候得共、何分英国諸工業半休止の姿ナリシ為メ、濠州より 二御座候旁、 此方より輸出分ハ定期已外のものハ運賃決定之上、取引出来候事故、 近来ハ普通 160/- と相成、尚追々低廉ニ傾き、近き将来ニ於て 100/- ニ 日本より輸出運賃率も予想よりは早く下落可致哉ニ被考候間、 御同感二御座候、 濠州兵帰還の御用船の下積トシテハ 60/-既ニ前郵新 聞 紙御 貴方買人ニ 送申上候 折角御

於て意外の失望ハナキ筈と奉存候

又人気挽回可致哉二被考候間、 喪の為メ大ニ悲観の結果と存候得共、 濠州間の運賃ハ今尚割高ニ在之、実際二重の運賃ヲ負担シテ果シテ商売ニ相成可申哉否、 ヲ我慢シタ方が最後の勝利ニ相成不申哉と存候、 在品見本取揃急便ニテ送付在之度、 疑問と存候 南阿手持品可成損金ヲ減少サセ度、 近日の郵便ニて右の意見国包出張員へ申送り、 加 之、 南阿向きと濠州向きと多少品物、 此際アワテ、二重の運賃、 精々尽力すべしと昨夜返電致置候、 此方ニテ転売方倚頼入電在之、 前田君御来意之通り、 委曲当輸入部より御通信可申上候、 M氏へ移喋方倚頼可仕候 織巾其他相異の点も可在之候ニ付、 税金の手間等ヲ掛ケルヨリ 三四ケ月乃至半季も経過致 事情尤もと奉存候、 南阿二於て一時人気沮 モ 尚南阿 併 候 南阿 利息 頗 応 ル

南米来信

聞候得共、

如此大不都合ハ無之仕合ニ御座候、

定メテ南阿行ニモ同様の苦情百出と奉存候、

松木出張員より ボイス・秤 輸入部宛、 :量表 十一月廿二日付 本店輸出部宛九月十二日 ·為替期 H の間違等の苦情ノミナル S34 写一昨日接到披見仕候、 · 同 廿 同 ハ驚入候、 廿三日追伸(此分無番)、 其輸入部宛の通信ハ全部殆ントイン 此方へも時 々間 + 違 月八日 在之候様ニ伝 付 S33

ガントン奨励株

働キ 常二御多用 無間違様チェックする事ニ御取扱相成候ハゝ、 免レス、 く貴方輸 ・モ値 タル歟否ハ不明ニ候得共、全く驚の外無之候、イソガシー々々々デ間違沢山ニテハ折角 遺憾千萬、 出部: 打 ナキ義ニ御座候、 ナルヘキも、 無人ナルト 我商店信用の為メニ松木店員痛歎の如く如何ニも同感ニ御座 無経験の新入店員二放任サレタル結果ニシテ、 輸出部員ニノミインボイス計算ヲ放任セス、会計部員ヲ駆使シテ逸 将来大二御注意被下度、 如此見易き間違抔ハ予防し得へき筈ナルニ事茲 乍僭越御 願 单 Ė 一候 入江 君目暗判 候、 入江 この責任 0 ヲ

為替取組期 ンボイスや為替の間違は一番恥スヘキ事ニ御座候 カ如く 間違の減少受合と存候、 被考候、 限 の間違ハ電信の誤達ニ基因スル様ニも相見へ候得共、 四方重役ニ於て部下の店員ニノミ放任セス、逸々御厳監之上、 大多忙の際 ハ徹夜スルモ辞 ス可カラサル義務と存候、 会計部ニも不注意 御捺印被 商売人のイ の廉アル 成下候

於テハ配当金ヲ遣 承知之通り五千円の株を給与する事と申渡し候責任も在之、是非、 前便ニも一寸申上候通り、 本人賞与トシテ一旦相渡し、 出二付、 会計引合員 し度希望二御座候、而して昨季二於て雑費より 此方ニて新会社登記不出来の為メ立消と相成居候得共、 (オージトア) 本人の希望ニ由リ本店株金の内へ振込の事ニ取計 検査 一の際、 仮勘ニ £500本年三月末の £500 扣除仕 引去の 事 置候処、 ハ認定不致 ケ年決算ニ 前 田 の必要在 重 過般 一役御

御付加被下候共、 振替被下候樣御願申上候、 寄付トシテ御記入被下、追テガントンへ株式御割宛之上、五千円ニ対スルーケ年分の配当金御 之候趣、 今便不取敢 又ハ此方へ御振替被下候共、 £500而して五千円と たけ別紙伝票ニテ振替へ仕候間、 £500 と為替換算不明ニ付、 其辺ハ貴方の御便宜ニ任せ候 於貴方御都合ニテ一時奨励会 其差貴方奨励金より

此分特ニ伝票なしニ御座候、 シドニー支店勘定預り金の部へ御入帳置被下度候、 二付、 交付被下度候、而して合計 £1556.5.0 也、相当の御換算ヲ以テ筆者勘定より御引去之上、当 処、旧臘 昨年来、 此際北村へ譲受け度存候、貴店へ御預け致置候ニ比し利息割安ニ候得共、 4 1/2% 羊毛見本売揚ニテ此方浮勘定多額ニ相成候為メ、濠州戦時公債千五百磅応募仕置候 利息 £56/5/0 収入致候、 是ハ所得税の関係上、 然ルニ是もいつ迄も浮勘定ニ致置候事 浮勘定トナリ居たる故ニ御座候、 追て配当準備金ニ御使用被下候様致度存候 便宜筆者へ御 不悪御含 ハ不本意

矢野 正躬 南為南徳・ 林和太郎諸氏へ新年祝賀旁、 久々通信仕置候

鈴鹿保家氏へ呈信仕置候

間、

御

披見可被下候、

其他永々不音ニ打過キ居候

雑爼

今便別紙写之通り、

置可被下候

今周竜電、 四千四百萬ニ対し、 二於ける棉織物ニ関する意見ハ大ニ参考ニ可相成、茲ニ切抜き貼付仕候、 ニ在之候、 但し古聞二属し候得共、各国棉花聯合会々長英国のマカラ氏の戦前より戦中 棉花二月積 Good Middling 十六片三二、三月積十四片八二と在之、 印度・支那・日本合計僅ニー千萬錘ナル事、機械代金ハ戦前ニ比 世界の紡績錘数一億 順 次下 し二倍三 及戦 押の 後

倍ニ相成居候間、新規設立サレル共、

の整噸迄ニハ多数時日ヲ要する事等、

織物類ハ近き将来ニ於て急劇の下落在之間敷意見ハ如何旧会社ニ競争六ツケ敷カルヘク、大陸ニ於ける破壊機械

ニモ穏当と奉存候

殊ニ職工界の形勢、 と存候、只夕運賃の暴落ハ忽チ影響可致存候 気ニ候得共、 二恐迫致シ居候旁、生産能力ハ追々減退スルノミニ在之候、 ヲ要求致し (織物業ハー周四十四時間、 実際安直ニ供給不出来の事、 戦前二比し非常二変化致居、 電気機械方等ハ四十時間) 一般二伝聞致候 啻二労賃の騰貴ノミナラス、 ハ 依是観之、自今一時諸品下 再と相当の相場ニ回復 居、 例のストライキ 従業時 間 スヘキ筈 -押の人 々々々 0 短

露国政府否同国 の社稷ヲ転覆し、 既ニ独墺其他ニ切迫伝播致居候狂暴的社界党の跋扈 ハ困ッタ

大正八 (一九一九)

年

物ニ御座候、悪敷事ニハ御多用ニ洩れぬ日本へも不遠蔓延波及致候哉も難計、 折角案事居候

二三年来中止致居たるE&a会社のイイスタン、セントアルバン両船ハ近日帰濠、

再ヒ東洋開

航の由ニ御座候

[私信発送や店員父親死去について翻刻省略]

北村寅之助

右

#### も拝見仕候

# 第八四五号信 大正8年3月6/11日

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役 五洋丸便二間ニ合ハす日光丸ニ郵寄す

貴信 S35 一月八日付広永丸便、二月十七日着、外二前田君私信二

拝啓

前田重役私報電8-8、二月十八日着

26及26追伸五洋丸便、

"

廿日着

27一月廿七日付日光丸便、〃廿四日着

" "

外ニ四方・入江・藤井諸君の私信日光便共、 正二入手拝見仕候、其他南阿南米出張員行通信写

二八九

大正八 (一九一九) 年

希望者ナリシ北海道の日下部船会社よりハ其後再信無之趣、 全く平和来人気沮喪の結果と存候、

成下度奉願上候、 御気の毒ニ奉存候得共、 売却の時機を失したるは筆者の責任ニ在之、 但し筆者は飽迄も正味五十萬円ニ相成不申限り手放し不賛成ニシテ、 大体売渋りたる根本主意ハ御賛同被下候通りの義ニ付、 此建物の所分未決の為メ種々御厄介ニ相成候段、 不悪御宥免被 売レサ

レハいつ迄も保存の覚悟ニ御座候

辛抱して安家賃ニナラヌ様御注意願上候 少数の由、 方、貸役場二致ても二階三階の小室ハ借り手在之候得共、 御迷惑恐察致候、 併平和克復愈決着後ニハ人気も回復可致被考候間、 旧商店事ム所タリシ場処の希望者 少時 の犠牲

公会堂寄付金

ニ 付**、** 生出金御再考の趣、 御計画被下候趣御同感二御座候、 是亦御尤ニ奉存候、 兎ニ角、紀念としてハ貿易研窮所建立の大寄付実行 然ルニ日濠館の所分も未解決ニ南阿形勢変化等ニテ現

奉存候

折柄ニ

付、

他の寄付金ハー時御見送被成候共差支無之、

鹿島市長へ口切り前ナリシハ好都合と

又

バ

大の 郵船 利益 大商等の大会社ハ勿論、 ハ不免処と存 慣レ 居候間 俄二 社外 大損の この船持 如く高唱可致も実ハ準備積立の要アリシヲ忘レタル ハ 如何ニシテ有利ニ船操の算段致居候ニ哉、 戦 輩 時

輸出

スベ

+

纏リ

タ

ĺ

荷物ナキ哉も難計、

船会社

0

連中

ハ大分杞憂の塩

梅

三御

座

候

遅

中 莫 硫安

今便支店の向 側、元の砂糖会社の処ニ office 在之候ギルクリ スト・ワット支配人 Sydney

Clarence 氏夫妻貴地へ出張致候間、 添書致候、 若し往訪致候ハ、一夕西善でも御馳走被下度

候、 貴地滞在中、 社外船の代理店引受等の目的ラシク候、確実の会社ニ付御心当り在之候ハ、

御周旋被下度候、河内研太郎氏等へも御紹介被下度願上候

勘定ニ付、御説明奉謝候、藤井君より別伸来着、却て恐入候

此方より輸出品売上け利益の内、 当店手数料トシテ5%別口勘定ニ御扣置被下候為メ損益表の

差引尻少額と相成候趣、 夫二て恰も合点致候、 但し従前此方の口仙ハ普通1%ナリシ哉ニ記臆

致居候

其後一 再当地メルボルンニて入札在之候得共、 貴地下落の為メ取引不出来ナルハ遺憾之至ニ御

座候

南阿輸出品紛糾 二付、 詳細の御説明大ニ心得と相成申候、 解決難渋ニ付、 一時ハ前田重役御出張ト迄の決心の

敷も、 処、 其後多少の曙光アリ、 輸 出 部の整理其他前田重役の不在ヲ許サ、 富森店員出 張 の事ニ相成候由 ル事情在之候間、 承知仕候、 未タ左 御出張見合の事 様ニ楽観 */*\ 出 ハ 御 来申間 同

感ニ御座候

シナリ、 按するニ景気ニ乗し初メヨリ少々楽観ニ過キタリ、其上二見棉毛布の如き検査ナシの輸出等不 モノニアラサル 行届の重積ニテ苦情の種蒔キト相成候段、 貴信25号15葉六項ニ御認メの通り、 ヲ注意セス、 全く常識不足と無経験ナル 御同様遺憾不尠候、 進ム事計が商売上手ニアラサルヲ御覚醒被遊候哉 ニ用心ナク、 商売ハ左様ニ気楽ニ取扱得可キ 全然其取扱 方ハ 無茶ナ

ij

は大ニ 勘定 何卒、 高価 様切望仕候、 の利益 16葉末項の御述懐も御尤もニ御座候、併小生ハ悲観セサル迄も決シテ楽観ヲ許サス、昨年輸出 ヲ支払、 整理の腕前ヲ見セサレハ、〈K〉ニ済マヌ事萬々と存候 此上意外の蹉跌ナク手持品 免レサル処と杞憂罷在候、 ヲ吐キ出シ差引手一杯ニテ解決ヲ得 古谷駒平君此頃南阿経由欧米行視察の由来示在之候、 苦心惨胆ニシテ漸く将来の活路開発と相成候事、 要スルニ何事も無代ニテハ経験ハ得ラレ不申候、 の所分行届き、 ハ好結果と存候、 跡ハ確実ナル基礎之上ニ円満 最後の整理相 是も商売道行の順序と存候 同氏ニ対シテもマカソン君 付候 0 暁 取引 ニハ 南 相 と相成候 阿取引 当の 損

委任状の件承知仕候、 代理店協約証の写拝見仕候、 詢ニ簡単のものニ候得共、 双方ニ誠意アラ

ハ書類抔ハ形式ノミと奉存候

南米よりも故障 取引上故障在之趣、 遺憾二存候、 併非常の場合ニ付、 何事もスラ々々とは参る間敷奉存候、

幸

ニ貴店の損勘定ニナラヌ様祈上候

百出、 約定品大分ペケ品出来、 何れも手持と相成居候、 急ニ売ラントスルも思敷買人無之、 時

濠州ニも苦情

機待の外無御座候、二三年来当支店輸入部も引続好成蹟ナリシモ次期ハ左様ニハ不参、係り員

等大分頭痛ニ御座候

千箱も背負込、 併我商店ハ割合ニ苦情無尠方ニ付、 其他の雑貨ニシテペケ品ヲ日本ニ返却シタルモノも不尠哉の噂ニ御座候、パブ 多額の停滞荷物も無之候得共、 三井の如きは燐寸だけても

リーハンテー抔も同様の様子ニ伝承仕候

之上、 宇都宮師団参謀神村中 陸路去月廿四日着市 佐、 被服廠木村 其後日々諸方巡回中二御座候 等主計はブリ スバンニ上陸、 マント案内ニて諸方見物

人事

馬購買員本多少佐は日光丸ニて二月廿二日先着ニ候、 尔来無虚日奔走、 騸馬牝馬共択抜済ニ候

処、 牝馬ハ輸出禁止ヲ解かす、目下政府へ歎願中ニ御座候

电 多年サッター老人方通弁致居候たる大山卓爾君、 近日NZへ出張と伝聞仕候、 同店ハ帆布工場抔所有製品在之趣 貴地丸井商会代表として来着、 商要調査中之

約四年滞在の領事館書記生内藤啓三君も五洋丸ニテ横浜直航帰朝致候

其他毎船日本の各商人衆、引続き沢山御来遊ニ御座候

偖前 貴方御多用中御差支無御座候 田幸一生御派遣二付種々御説示、 ハゝ 御派遣何等不苦候、当方輸入部目下緩漫二候得共、 却て恐入候

其間精々

前田 錬習為致可申、 生ハ既ニ木曜島安着の来電在之、来ル十二日ニは当港入津之筈、 又御来問の今村 溝渕両員も機二応し、 外出の方面へ 幸二船中病人ナケレハ直 実行為致可申候

大正八 (一九一九) 年

二上

陸可能二御座候

サレ 桐店員 滞阿 内、 片桐 置候事、 許 テ弱 と地頭ニテ萬不得止次第ニ御座候得共、 出征と同一 ヘキガ順序ニシテ、 二ケ年ハ猶予出 可 ]ヲ非常 :南阿 の場合ニは不得止 八也、依之、不取敢去月廿六日、 音ヲ発スル抔甚心得違と存候、 貴電ニ接し恐縮仕候、 の心得方、 不悪御了 出 般ニシテ多少の好果ヲ挙ケサレハ死ストモ不還的決心肝要也、 張員 の苦役ニ就キタル 来候哉 の進退ニ付、 解奉願上 不可解二御座候、 其位の熱心ガナケレハダメニ御座候、 仕合ニ付、 二想像致居 御来意人操の段取、 候 ガ如ク思意 当方意見一電可致様広永丸御来示 御前店員又ハ都合ニ由 候、 何トナラハ日本ニ返ヒレハ胃病全治スルの 南阿政府ニ於て滞在延期絶対不許可と申事ナラハ 果シテ可能 同人の滞任可然旨御返電仕置候、 前年来、 し、 聊の胃腸病位ヲ口述トシテ帰朝歎 大概御同感二御座候、 の事ナラハ自身より 副領事の ij デ ハ 出張、 況ンヤ商人の海外出 の処、 大沢店員転任同意可致様 前田重役の御交渉等ニテ多分 ·進ンテ滞在延期 然ルニ僅 多用ニ取紛れ失念仕居候 而 然ルニ少々 シテ萬一滞在 保証ア 張は恰 願 マーケ年前 ラ敢 ル テ の胃病位 も軍人 ヲ希望ス 是ハ泣児 延期不 三申上 可 Ź 力 ル 後 片 ラ 0

御前 守田案ハ如何ニも御同感ニ在之、 前 0 店 在勤 員 の進退ハ御来示之通りニ御座候、 ハ当支店ニハ緊要と存候得共、 可相成は小生壮健の間ニ他の方面へ修行為致置候事、 貴方御操合相付き不申様ナラハ、不得止割愛可仕候 小生本年帰朝中ハ大沢店員不馴ニも在之、 可 本人の 成 は 御

追テ或 注意 b 為 気の付く人物と相成候事ヲ切望致候、慥ニ不行届連中の集合ヨリハ優ルトモ劣ラスと確信致候! の事ニ 図ニ従ひ出張致遣候ハ、大ニ仕合ニ奉存候、 の忍フ能 メニ スル事ヲ難有ク感セサルハ甚以テ不心得と存候、小生ハ店員の惣テガ姑さんの如 Þ 御同意被成下度候 ĺ 商 々多く 诗 店 ナルル の為 機二於て家族等ヲ ハ常識 処二御座候、 メニも利益と存候得共、 不足のブ 日本ニ帰朝 ッキラ棒連中ニ付、 如命新来の店員ニハ セシ 御賢察之通り小生本年帰朝留主中、 メ 兎ニ角、 守田単身南阿 自己の不行届の欠点ヲ棚ニ上ケ置 小姑の如く感セラレ 本年小生帰朝中は同 南 米 何 候歟ナレ共、 レ の方面 人ハ依然当支店在 同人の ニテモ貴店御指 是 不在 く萬事ニ 親切 来 ハ小生 ル 者 デ

為メ 相 員鞅掌致し居たる小麦積出し見本検査等の監督ニ従事致し居候得共、 の仕合ニて、本人も能ク自覚致居候得共、 従て通信の如きも同様ニ御座候、 二於ては遊軍ニ在之、 御返辞申上度意余リアルモ筆不進、 大沢店員ニ付テハ未タ何等御報告申上候程の材料無之、 クベシとの答こ付、 再注意 ラ加 へ「仕事の来ルヲ待タズ、 殊ニ輸出品目の範囲狭隘 夫已上の忠言或は尚早と存候間 而して藤井重役の跡釜ニ付、 段々遷延仕居候段御 着任已来浅日ニ付、 自ラ仕事ヲ拵ヘル の折柄、 前田重役より公私御通信ニ対し、 大概の事ハ守田 断申上候、 耐忍致居候 借寸二時日を与へ呉れ度、 可ク」心掛 特ニ其行動の遅速著敷 実際御賢察之通、 是等は一 唯 御前ニて処弁致 今の け在之度補 同 .人ヲ煩 処ハ恰 も山 店 言致候様 目立チ候 務 候事甚 逸々 追 本店 の上 々

大正八 (一九一九)

年

乍併此方返電ニ対してハ矢張片桐店員の留任方御命令可被下、 との愚接ニ御座候、 云々の議論も出候得共、 ドーセ五六年ハ当地滞在の覚悟の人ニ候間、 不経済ニ御座候、 候得共、 此方の愚按 尤も一ト通り品物二関する智識 但し本人ハ濠州研窮中、 人操上必要ニ応じてハ自己の便不便ハ第二の問題ナラサル可カラス、 八御含置可被下候 俄ニ南阿出 必要ナラハ此際一ケ年位 の錬習も必要ニ候間、 『張と相り 押て此人の派遣とハ相成間敷哉 成候てハ濠州 ハ操合セ南阿出張も不苦 敢テ無要ニハ 来が と無意・ 無之候、 味とナル

付致方無之候 モ如此時二は赤新聞社も仲間入為致置候方、 可然御進行被成下度候、 御注意奉多謝候、 日濠館処分未決の為メ寄付の金額ニ御考窮、 27 号 3· 但し坂神四新聞 4葉御来示の学校側の先生方と御協議の次第、 社 0 貴信26号六葉御来示頗ル御同感ニ御座候、 人を招くの件は大朝 層宜布カリナランニと存候得共、 大毎 又新 此方何等異議 神戸 既ニ跡の祭ニ ナル 深重の 無之、 ヘキ

之候事故、 積立金より 5葉の紀念会資力御説明中、 日濠館ヲ積立金の所有ニ致置候ても差支在之間敷乎、 時融通する事ニ致候 不足の廿七萬円は商店の利益中より支出云々と在之候得共、 テ Ź١ 如 何、 K チラニセヨ 同シ結果ニ候得共、 御相談申上候 既ニ積立金も在 是は

店員席次

之件ニ付、 御来示如何ニも一 理アリ、 何と歟宜布工風無之もの二哉?

山本・国包両店員ニ付、御来説の趣承知仕候

故店長七回忌

は馨君ニ於テ法要執行相成可申の由承知仕候、 相続人タル大義務と存候

当地ニては二月六日夜、 支店楼上二於て故人の話ヲ致シナカラ惣員晩餐同席致候

増員計画

二付、 者よりハ一層方角違の高等工業生ハ如何ニ候哉、是も無ケレハ夫迄ナレ共、昨年末岩井より出 御配慮被成下候処、 東西高商卒業生よりハ応募者無之由、 強テ名義ダケアルモ生半可の

張の羊毛研窮生ハ何レモ高工出と承知仕候、今後ハ機械類の知識アル人も必要と奉存

羊毛徴発

共、 英国 我等岡 の政策ニ付 目 lの評 御 来示中、 ハ反対ニ御座候、 兎角日本ニては南阿買上け不調ヲ英政府失敗如 濠州産買占メと同時、 即 1916 末二は英政府より南阿産も く御 批 評 相 成 居候得

大正八 (一九一九) 年

より 解釈致居候、 買占方ニ付計 毛ハ度外視サレ居タルモノニテ、 拒絶サレタルモノと存候、 画アリシハ相違無之、 而シテ直段も濠州品よりも高価ヲ希望スル抔欲張牧業者の向 何二致せ日本米国等より高直の買人ア 昨年の如キハ牧業者より英政府へ買上ケヲ出 当時蘭系の牧業者の反対の為メ不調ニ終 ル間 は宜 フ不見ニテ、 ル ト 同 布候得共、 願シタル 時 Ξ 英政 モ 南 ノと 下等 |阿羊 府

品は遂ニ停滞可致、

此処何レガ利益ヲ得ルニ哉、

疑問と存候

敢打 ドン 此約定中ハ公開セリ市ハナキモノと相信申候 も二重の運賃と相成、 ハ 輸出部通信ニも在之候通り、 セ リ市 ナ拍子カ徴発約定中ニセリ市ナシトモ不限哉の噂も在之候得共、 電御案内申上置候、 ハ無之順序ニ御座候、 仏蘭行の如きも矢張此地ニテ適当品撰択致方便益不尠と主張致居候間 併濠州新西蘭ハ矢張御解釈之通り来年六月末ハ買約済ニ付、 英本国ニ於ては売買解禁四五月頃セリ市再開の報在之候間、 併米国日本の如きニ対してハロンドン市場ニ於て買入候テハ恰 先達申上候通り、 此方ニテ 先以テ 不取

滞在 流行 別紙中央委員長 0 病検疫規則の為メ、 用意 ラ以 テ前周 の報告新聞切抜キ貼付仕置候、 出張、 ブリスバン往復不自由ニ付、 昨 Ė より評価進中ニ御座候、 御披見可被下候 当地評価 Coss 人の半数ハニケ月斗ブリスバン は其一人ニ御座

当地

も引続き毎周評価執務

中二御座候

hiddon Top

旧臘 末の交渉順 序ニ付、 御尋問 の趣ハ守田の書面認メ方不行届ナリシ義と存候、 此方 ハ無論無

条件78ペンスの指直ハ先方ニ伝へ在之候

解ヲ得サルハ遺憾ニ奉存候、 ニ候得共、 共、是ハ甚迷惑ニ御座候、Hughes 半休業等の場合ニ付、容易ニ出来ル事の様御想像相成候様 東京支店ニテー片方高く売約相成候ニ付テ、 西洋人二対しては可成此種の倚頼ハセヌモノとの趣旨、 輸出部通信ニモ相認在之候通り、 元方より一片高きインボイス拵候方御請 何卒如此インボイスなしニテ宜 前田重役ニシテ尚十分御了 求二候得

四月已後 の供給ニ付テハ前周既ニ Frank 氏へメルボルン交渉方相談致置候間、 何分返事着次

第打電可仕候

布御処分奉願上候

Hughes

対中央委員及聯 マリ金高の高大ナル事件ニ付、 邦政府との葛藤ニ付テハ前便ニ御報申上候処、 或は仲裁者現ハレ候哉も難計と存候、 愈訴訟沙汰と可相成塩 尤も政府の威厳ニモ関シ 梅、 併ア

大正八 (一九一九) 年

==

候事故、 矢張法庭之裁決ヲ仰候哉も亦タ難計、 若し裁判トナラハ英国の大審院迄持出 し候哉と

別紙新聞切抜キノ如く、 政府請求セル金高ハ £282,000 の外ニ定約違背の罰金として廿五萬

存候間、

一年位ヒテハ形付不申哉ニ存候

事ナルヘキモ、其争議中の心配も並大抵の事ニ在之間敷、ソンナニして何か愉快ナルニ哉、 磅ヲ要求致し居、 合計約五百萬円の出入ニ御座候、 ヒュースニ於て多分自家勝利の打算も在之 同

人等の心理状態不可解ニ御座候

涉可被致候、 右の如き混雑の折柄ニ付、 伝聞致候 尤も右の offer ハ既ニ Hughes へ申込済、三井へも同直の来電アリシ哉ニ守田 御来電の ノイル直増御注文も果シテ如何可在之哉、 尚本船 出港後交

すと在之、英本国ニ於ても Bur ナキ品ハ高価の希望者在之様子ニ御座候 近着ホリングス通信別紙切抜キの如く 70s 優等品62片迄付直在之候得共、 政府委員ハ満足せ

別紙諸種の切抜キ同封致置候、御閑散の節御一読可然存候

上毛専務の位置危急の由、 御気の毒千萬ニ存候、 寔ニ薄運の人ニて同情ニ不耐、 何卒無事継続

被致候樣乍蔭祈 上候

兼て引合中ナリシマカソンより Tallow 30 トンの注文在之、 ニテ送電致シ来リ候、 尚小麦の照会も在之、 引合中ニ御座候、 信用状請求ニ応し、全濠銀行宛 但し南阿行は日本行よりも高

濠阿取引

7/3と小麦局申居候、 如何ナル理由アルニ哉研窮中ニ御座候

貴店輸出部

節ニも古注文の始末不明、見本の不整調其他欠点ニ付キ懇々注意致呉レラレタル処ニシテ、当 仕置候条**、** 方よりも御注意申上置候事ナリシモ、依然トシテ等閑ニ付セラレタルナルヘク遺憾千萬ニ御座 弁とも存候得共、 の各注文品取扱上、頗ル不行届の点ニ対し御来電在之、甚重大事件と存候(乍遅蒔)ニ付、贅 何卒旧注文残りの解決相付候様祈上候、近日は又タフラネレットの取消等ニテ大分混雑の 是亦何卒多大の損勘ニ不相成様祈居候 何卒不悪御了解、 前田重役へ厳重御整理方御倚頼、 速二御改新被成下度、 伏て奉願上候、 且ツ各重役御協力十分筋の立チ候様御返電 昨年初バーネット氏帰濠

0

今便日光丸事ム長川田氏ニ托し葡萄12箱送呈仕候間、 左の方へ御転送被成下度、 筆者より御倚

頼申上候

住吉隠居 川西清兵衛 有馬唯一 塚脇敬二 郎

一箱京都北村宅行

山川勇木

青木五兵衛

栗原幸八

合計十二箱、但し?印は小生の考ニ候得共、

森広蔵

金原与吉?

鈴鹿保家

東洋モスの田中某?

貴方ニテ更ニ重要ナ処アラハ御振替へ被下不苦候、

実は貴店重役諸君へも差上度精神ニ候得共、 船の氷室狭隘ニ付、右の数が一杯の由ニ御座候条、

不悪御承引可被成下候

先は右迄、 草々不尽

北村寅之助

## 第八四六号信 大正8年3月28日 鎌倉丸便

拝啓, 前便写ハ過日喜春丸(或は太陽丸便) シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役 ニテ差送済ニ御座候間、 日光丸と前後して御入手

貴信 外ニ支店員昇給辞令・南阿南米出張員宛通信等共、故店長七回忌霊前奉告写前田重役付箋も拝 S28 二月五日付同十二日付追伸、 青葉山とアレ共、惣て鎌倉丸ニテ本月十二日着

見仕候

と奉存候

貴信 S29 二月十九日付及廿五日付追伸、 書類、輸入部宛及藤井君認輸出部宛特別状、南阿南米出張員方宛通信写等、夫々拝見仕候 前田重役私信二通紀念会報告及新聞記載の切抜等の

今便逸々御返辞可申上の処、 昨日迄引続キ評価従事の処、本日より四月五日迄季節末の事迚中

大正八 (一九一九) 年

入江君

ラシボ 手口 と

は明日支店一同へ交付と同時、手当金改正其他訓令可仕候

休二相成候得共、

雑務へ取紛れ時間無之、

次便詳悉御受可仕候間、

不悪御猶予可被下候

[入江重役の病気入院見舞いについて翻刻省略]

出の場合、 長専務の御覚悟ヲ以テ大改革御実行可被下の由、 此際貴店輸出部は同君の帰勤ヲ待ツの猶予無之、 係店員等の悪習慣矯正ニハ破天荒の御活動切望ニ不堪候、 大賛成二御座候、 前田君ニ於て惣務の 因 而して倉庫在品及積出積 [襲の久敷不行届不注意百 時間御割愛、 寧口輸出部

残品の整理監督ニ付テも大ニ御革新可被下の由、 本懐此事ニ御座候

南阿交代員

気云々の如きハ心の持チ様ニテ回復スルモノと存候 ケ年も滞在致候ハゝ羊毛の事情も一ト通り了解可相成、 の件は片桐店員勤続の事ニ御決定被成下候趣、 御返電奉多謝候、 片桐店員の為メニハ大幸福と存候、病 種 々 御配慮奉謝候、 セメテニ

#### 七回忌法要

祥月命日に於て無滞御執行相済候趣安心仕候、未亡人ニ於ても御休神と存候、 の如き勢ヒナラハ退社セサレハ宜布カリシ抔の愚痴の含マレ居候事と存候 奉告文の写請求の由、 り霊前 への奉告御注意行届深く御礼申上候、然ルニ馨氏より何歟イヤミら敷評言在之、 いつもの流義ニテ礼義知らすと存候、按するニ其裏面には株式会社今日 其節前田重役よ 且. 一ツ其

#### 紀念会寄付発布

候、 満足と奉存候、 是亦種々御尽力奉謝候、 而して御披露の際ハ坂神各新聞社及通信者迄御招待被成下候趣、 各新聞の切抜き及前田君入念の御説明拝見仕候、 水島校長二於ても大二満足致呉られ候塩梅、 詢二結構二御座候 是亦愚按二符合致、 我等ニ於ても本懐不過之

#### 筆者帰朝

Shipping House 御察の五月初の丹後丸ニアラス、 難堪処ニ付、 ラサレハ許可せすと申仕候、当方辞職シテ俸給ヲ棒ニ振ルハ素より不厭処ニ候得共、 月一杯殆ント格別の評価無之哉の想像ニテ請暇出願致候得共、 目下更ニ特別認可歎願中ニ御座候 の資格ヲ失フ哉も難計危険在之、 五月中の評価役ヲ終り、 然ルトキハ年四五千よの犠牲と相成、 日光丸ニテ出発の予定ナリシモ、六 如別紙書面 断然辞職 其結果、 スルニア

#### 欄外書込

人等ニも倚頼して奔走中ニ御座候、

次便ニハ今少々具体的御通知申上度存候

Ď

裁可ヲ得度、

知

此件二関 心当地 の組合十五軒計集会協議の上、 委員長へ照会致候事ナレ共、 別紙の如き

不得要領の返事ニ御座候

右

北村寅之助

広戸君不在中代理として大阪毎日新聞社電報通信は守田引受け居り候事は已に御承知 大正八年四月三十日着

0

如くに

(鎌倉丸便、

ウエストリノ失念ノ為メ延着

重役御中

後の濠洲電報は総て「エバンス」なる仁に依て発せられ居る物に有之候間、 相成候は、 候へトモ、 幸に大阪毎日は電報通信を本年一月下旬以来同氏に托する事と相成候為め、夫れ以 昨年来、 前神戸クロニカル主筆「エバンス」とか云ふ人が「シドニー」在住 御含み置被下度願 の事と

上候

但し 生に於て中々余暇無之候に付、 毎 日よりは今後共面白き出来事も御座 依頼を受けたる仮と相成居り候 候 へば時 々文通懇望に接し居り候へトモ、 是れは小

大正八 (一九一九) 年

三0九

Confirmation

Indent Order

として当支店輸入部が近来使用し居り候書式、御参考の為め御送申上候

も何等文句なく買方の署名を得、今に引続き使用致し居候次第に御座候、以上 平時には如此売方強味多き物は問題に成らざりしも、戦争の為め売買者地位転倒の為め此書式

右

守田記

二二日も掛りたる事ニ御座候

無人ニテ仕分け

## 第八四七号信 大正8年4月29/30日 丹後丸便

但し本船ハ十五日朝入港仕候得共、 貴信三月五日付30号前記·三月十七日付30号本書丹後丸便、本月十七日到達拝見仕候、 シドニー支店北村寅之助 流行感冒の為メ郵便局員弐百数十名欠勤、 →神戸本店重役

辺ハ余病併発の為メ今以テ引籠中ニ御座候、 当支店ニても御前 の失策ニ御座候、 二実行シタルガ、却テ咽喉ヲ害し発熱トナリ感冒ヲ惹起シタルカ如し、全く長鞭馬腹ニ及ハス 成申候、幸二丹後丸入津前閑散の時ニテ仕合致候、但し風引予防の為トシテ酷礬水吸入ヲ過度 其後ニモ店員殆ントー ・関両店員最初ニ引籠、其次周ニハ一時十七名も欠勤致し店ハ空屋 同三四日乃至二周間已上欠勤者在之、 新着の前田幸一と筆者とレン・ヒルとタイプ補助 就中、 今村ト沢 の如く相

の少女ノミ so far 無事ニ御座候、 乍憚御心配被下間 [敷候

ニ 付、 引続き御研窮之上、其後物価多少下落ニ付、以前三層の予定ヲ四層ニ改正し、 費用大約

等詳細御通知被成下、 如何ニも御尤もニ御座候、 筆者も御同感ニして二ケ年半已前、 帰朝 0 際

十弐萬円ニて建設出来可申の由、是ニ対し目下数ケ所ニ借倉相成居、

其時間の空費々用

の比較

ニも一ケ所ニ新築の利益ヲ称導致し居たる義ニ御座候

御来示中、 商売不景気の為メ却テ滞貨物多く倉敷の下落ナキ云々ハ大ニ心得置へき事と奉存候

天井を低くして空処を節減する御目論見及中央ニ火災除の仕切壁を区画し、

縦線中央ニ銭路を

又 Lift の設備等細心の御注意妙案賛成ニ御座候

備も必要不可欠と存候、速ニ御起工被成下度候、此方同意返電延引ニ付、 更らに倉庫と本館付属家屋間の空地通路ニも(本館と倉庫の中間モ勿論と存候) 態々御催電ヲ蒙り恐 硝子屋根の設

縮ニ存候、 過日発電仕置候間 既ニ御着手と奉存候

昨年来、 入江部長ニ於ても改革の必要を感せられ種々御心配中の処、 疾病の為メニニケ月静養

本店輸出部組織

の止 ヲ定メ昆蒻摺部署役員表御送付、 ムナキニ至り、 御不在中其侭ニハ 辱拝見致候、 相成不申、 其間 係員等ノ思想 前 田重役ニ於て大ニ御配慮、 新、 商 人トシテの活 先以 て事務

及第致候様御鞭撻被成下候事、如命今日の一大急務ニ御座候

ナカリシナランモ、其割合ニ成蹟挙ラサリシ訳ニテ全ク其因なしとせす、 と進歩せす、 の如きも其初ニ於テ適当の指導者ナカリシ為メ年と共ニ頭脳ハ偏固ト成ルノミニテ、 二遭遇 ク事多く、 方君ニ於テハ十分の努力ヲ以て執務アリタルニ不拘、 サルニ原元支配人の辞職と成リタル為メ、 銀行方面緊要の事務 回顧すれハ 其事 呈議シタル結果、 此前 り当時我等 彼等ハ各自己のアビリチーニノミ信頼シテ立チ働 務の余暇ヲ以テ輸出 故店長在世中、 荏苒大正五年ニ及ヒタ 屡書面ヲ以て其弱点ヲ指摘シタルモ何等革進ヲ見ルニ至ラサル中、 小生帰朝中ニモ外見依然トシテお役所風ハ改マリ不居ニ嫌焉タラス、 牽テ其部下の青年店員等ニ対し、 其実施ヲ見ルニ至リタル事なるが、 同 ハ店長自ラ鞅掌シ居ラレ、会計部ハ頗ル閑散ニ見受ケラレ候ニ付 日 本 日濠館起工ニ先立チ、 商品取扱方ニ付テ研窮致サレ 輸入の事業ニ尽瘁 ル訳也、 而シテ商店ニハ 遂二其侭主任者の如く継承せられたる次第二付、 Ĺ 既往の経験ニ鑑ミ逸々教訓指導スル能 則チ京町へ臨時移転前、 輸出 無き袖 此研窮者が未夕相当の経験ヲ得る至 候 0 ク事と相成、 比較 方ヲ等閑ニ付シ ハ `, ハ 振れす、 的一番古キ勤続者ナル 得ル処不可尠と小生より 兎角、 同大多忙ニ勉強ニハ 畢竟、 タル 小生帰朝の際、 罪 不幸店長 意思の 藤井君も御来 詢ニ不得止 ニ外ナラス 技倆 妹 *)*\ 疏通ヲ欠 公の物故 四方君 ス、 尾 当時 店 怠 於 頓 几 員 ラ 長

時代 君ニハ 二付、 ル次第ニ御座 ヲ要セサルモ、 御気 ハ 商 比較ニナラヌ膨脹 店 利益 の毒ナリシモ元の会計部 一の為 而モ金利の収支其他相当の注意ト手腕ヲ要スルヲ以テ、 メニハ引替へ ナレ共、 難く、 商店 へ転務ヲ御依頼致候事ニ御座候、 結局主脳者ヲ交迭シテ部下の ノ基礎確定と共ニ信用荘重ヲ加 革新 尤も会計部迚モ店長 る、金 四方君の ヲ期 融上多大の苦心 ズ 担任 ル 為 メ、 ヲ煩シタ 四方 在

如此 実 ヲ以テ H 委シツ、 会計部より輸出部主任として転勤ヲ御倚頼シ、 看破シ居らるゝ筈、 頃不熟錬 ハ決シテ左様ニ不深切ニ非ラサリシナルヘキハ小生私ニハ信し居候得共、 申サ、 .君ニハ前以テ別段深き御打合ハ致さゞりしも、 スルモ、 速二其病源ヲ探窮シテ革新開発スヘキヲ怠り、 T ル ル の店員等ヲ鞭撻スルモ事務ハ更ニ捗取ラス、 ヲ得ス)、 折 之ヲ矯正スルノ順序立タス、特ニ南阿南米輸出ニ対スル信用状条件ヲ軽視シ(事 柄、 戦争中予想意外ニ注文膨張シ、 而シテ熱心ヲ以テ事ニ当レハ不馴ノ事ニテモ敢テ不可能ニハ無之と信し、 所謂トーニ歟可成的楽天主義ニ放任セラレタルカ如きは、 同君ニ於テも充分の決心ヲ以テ引受被下たるニ 加フ 数年濠州在勤中、多少共其悪弊の有る所ヲ 注意不行届ニして僅ニ其日々々の風靡ニ 多用々々ニ追ハレ間違ニ重ヌルニ間違 ルニ南阿南米の新取引 結果不成蹟の今日 増 加 寔ニ 1 為 遺憾ニ メ忽チ

既二

昨年棉糸思惑買持の失態等ニ懲戒シ、

根本的ニ輸出部の弱点乱調の原因ヲ詮索解発シテ

堪

さる処ニ

御

座

候

陣容 0 余 整理 中 ヲ期待実施 略] 他症 ヲ併発サレタル事、 スヘキニ依然トシテ悪習恓慣ヲ続行シ、 入江君ニハ御気の毒千萬ナルモ全く最初ニ於テ熱心 遂ニ混沌タル 乱脈 三陥 IJ, 苦心

小足ニ職由シタル義と奉存候

注意 入江 勝チテ進展スルヲ得ヘキ歟、 セラレ ナルヘキモ、此場合主脳者の破天荒式ニ由リ組織順序ヲ整調シ、 ミナラス、 執務上ニ逸々干渉指導ヲ加ヘラレ候事、 ヲ以テ事務ヲ見ラレ候ハ 重役療養中、 候様 青年店員等の教育上ニも大幸福と存候、 俯テ奉懇願 本年二入り前田君ニ於テ此難局の革新方ヲ引受ラレ、 候、 而シテ追テ入江君病気恢復再 `, 亦タ必ス其然ラン事ヲ切望致候 庶幾くハ既往の失態ヲ回復シテ歩武堂々能 勢ヒ然ラサル可カラサル処ニシテ、啻ニ商店 其替り前田臨時主任ニ於ては 勤の 暁 <u>ハ</u>、 商 此改革の規律ニ従 店ノ商店ラシキ所 部署ヲ区別シテ係員 ク外敵の競争ニ打 非常 ビ慎 以 0 の為メノ グヲ発揮 御苦労 重

其 店 拙 品ノ大部ニ経験ある中年者ヲ見本係トデモ称すへき歟、 テ、 但し愚按ニ由れハ、前記改正励行以上ニ前年古谷駒平君呈議アリ、 0 人ニして適任者を得ハ取引上有 の研窮等、 支那人又ハ商 行動を偵察し、 主トシテ輸出 館 同 の番頭等が仕事の有無ニ不抱、 時ニ新規の商品ヲ発見するニあり、 の拡張発展ニ資スルニアリ、 力なる強味 ラ加 毎日各店又ハ各地ヲ巡回 可申候、 一寸茫漠なる外交係の如くニ候得共 此人の役目 且ツ他店 是ハ恰も往年居留 輸出品 ハ毎日取引先を巡回して他 小生も同意見ナリシ輸出 0) 相 地 場乃至製造家巧 其鍛 全盛 錬シタル 時代ニ於 商

旧 候得共、 在之度希望致候、 テ店員中ニ此外交係ニ適任者ナケレ 先ヲ歴訪研学スルナク、迂活ニモ電話ニ由リ直段ヲ聞合ス位ニテ大体仕事ニ力ガ入リ不居候 人カ有ル?、 り見れ ハ元ヨリ其処也、依之、是等の諸点ニ就ても将来大ニ革新の方法ヲ講窮セラレ 弊思想の ヲ主脳者ニ与へ、 相場表ニ由ラスシテ自家取扱品の惣テの ハ甚迂遠の如クナルベ 茲ニ後日の為メ記録トシテ上伸仕候事ニ御座 様ナレト、 大概 但し前記 ハ注文又ハ照会ニ接し、 商機 流の大坂 以ヲ利用 の論旨 キモ、 商 ハ年来筆者の唱導致居候処ニシテ、 スルニ資シタル <u>ハ</u>、 人の 而も「急けハ廻れ」とハ此処と存候、 学識 如く顔ヲ見テ其意中ヲ 俄ニ調査ニ掛ル ハ多少不足ナルモ商売ニ実経験ア 相場ヲ胸裡ニ蘊蓄シ、 ト同一 般二候、 カ普通也、 洞察ス 顧クニ所 ル 即時快答ヲ能クス 敢テ新規 加フルニ自ラ進ンテ取引 的 仮令ハ 機鋭俊 謂 新 0 ĵレ 進 説二 度存 一般ナ 近来 人ヲ撰挙傭 気 鋭 ル技 候 0) *)* \ 0) 無御 ル 新 人達よ 倆 者 圃 進 座 入 ナ

因記、 ス レ 寧口 此 人撰或ハ難事 適任者ヲ得ル容易ナラン歟、 ナル キモ近時 の学校卒業生 蓋し斯業のエキスパ 一の需 用過多ナル 1 トとすれ 日 IJ É, . ハ 高給 俸給 覚悟セ ラ奮

サル可カラスと存候

ヲ示シテの 通 難 有 拝 見仕 御来示ヲ見 候 其 ī 御 <u>ハ</u> 厚 意 言無之候、 のある処大西係 要する二店員増加、 員 も懇々伝達仕 俸給其他費用累進 候、  $\Box$ 仙 率 引 Ë . の 0 結果、 件も 逸 段々 商

現状当支店輸入部の 0 既着

候様 と場合ニ由 売ハ六ツケ敷相 存候間 [リ如: 追々 何様ニも融通の付へキヲ信し居候、 成候次第二御座候、 (乍延引) 改訂各員進捗の途ヲ開キ、 而も仕入方鋭達ニシテ元価 尤も当支店係員等の頭も少 本店の行動ニ呼応シテ円滑有 割安ニ相成候得は、 ·々 旧弊ニ 手数料 利ニ商売 傾き居 時

仕度切望致居候処ニ御座

候

通り 員ニ於て配慮致居候間、 此方より注文品の大延引其他ニ関 可成 無損害取消出来候モノハート先取消し、 多分本便ヲ以テ御返辞可申上哉ニ し御 調査被下、 貴方係員の失態今更の如 又残り居候品の引合表調査ニ関シテハ関店 存候 く驚入候、 御 来

チ此 為メ目下不捌ケの品も不尠候由、 ル 粗御承知之義とハ 直引ニテは引取不申、 ボ サセ申候、 方手持品 ル ン 中 0 戦争 厄介者 其高 の形ニ相成居候ニ付、 ,継続. 存候得共、 Kemelfield £9938 余二相成、 中 不得止、 ナラハ 兎ニ角、 勿論 へ貸勘定ニ相成居候千六百三十余よハ 此方へ貯蔵致居候もの乃至大西店員見込注文ニシテ人気沮 但し此等の注文書ニハ見込ハ見込と記載致置タル様申居候 引取 是も半額ニ切下ケサル可カラス、 三月末手持の在荷 可申筈と被考候品ニテも、 一旦決算メ切御案電申上候処、 ハ不残半額ニ引下け、 相当の 全く返却品 其後再調 加フルニ、 理 由 ア の結果、 stock check ル アド 金高 モノ ハ 0 1 由 例の 少 · ド 行 ノ々の 拵 則 Ż 間 0

三七

大正八 (一九一九)

年

更ニ合計壱千£余減額致し候間、 勘定の侭更ニ交渉為致可申も、 フラネルと小倉織ニ対し弐百余よの 先ハナキ物ト看做し置カサレハ例の所得税の関係も在之、 夫たけ損勘定と御承知置被下度候 claim 承諾セサルヲ得サルモノ在之由、 果シテ然ラハ貸 断然

実は 延引 申付 為致候事ナレ共、 御紹介申上候歟、 の限り二御座候、 行汽車ニ検疫及交通謝断の折柄、 の憂在之、 け候事ナレ共、相人ハ□□シテ格別の資力アルモノニハ無之、荷物ヲ渡シテ仕舞へ カメルフィールドの苦情の如きは甚理由ナキモノトの来電も在之候間、其心組ニテ掛合方 此方より係員出張 全く 又ハ大丈夫の先ニアラサレハ、 結局先方ニ有利の品ハ引取り、 Banyer 先生の余計のお世話の為メ非常の大迷惑ニ御座候、 萬事思フニ不任、 の用意も致候事ナレ共、 直接御取引ハ大ニ注意ヲ要し候 不利の品ハ返却サレタリと可申訳ニテ不面目 不得止ヒューム老人へ出来ルタケノ交渉 生憎、 年初来流 行病ニテメ 今後 ル ハ州掛金 ボ ハ此方 jレ ン

此他 州輸入商一 返し居候、尤も平和風の如此急激ニ到来スルヲ何人も期待セサリシ処ニ御座候間 二在之、金融上甚不便二候得共、 Beath Schiess 外二三軒の大口中、延手形ニテ承諾セサルヲ不得取引先も在之、 今後の注意ニ資スル外無之と存候 般ニ手持品大停滞の現況ニ御座候、旁手持品ヲ減価シテ売却セントスルモ頗 暫時持耐ル外手段無之、 茲ニ於テ乎、 見込品の不可 悪運とアキ ナル 派ル 不捌 全く濠 ヲ操

為換相場の暴落

般金融必迫 必死催促ハ 付、遂ニ々々深入の形と相成、 今後大ニ警戒方係員へ注意致居候事也 予致居候事二御座候、 小村商店ニ対して多額の取引不可ナルヲ唱導シ来リ候得共、 致し居候得共、 (但し銀行界ニハ左程必迫ハナキ塩梅也)折柄ニ付、 但し同人等のP/Nヲ受取候テモ割引ハ六ツケ敷候間、 目下 未渡の品物ヲ此方ニテ他へ転売シタリ £4500 前後の貸勘ニ在之、 甚無心元苦労罷在候得共、 矢張同人ハ買好キニ付商売カ 引殺ス訳ニも不相成、 £500大厄介二御座候, 余正金入手ヤラ 暫時 世 楽ニ 間 猶

往年の如く筆者ニ於テ担任致居候 当支店ハ多年の歴史云々の御来示 ヲ警戒スルヲ努メ居候、 存候得共、 申訳ナキ次第ニ御座 何事モー手ニハ遣リ切レ不申、近来大西店員ニ任セ過キタルハ全く筆者の責任ニ在 候、 不悪御承引奉願上候 乍去唯今の 71 ハ 、今少々キッパリ報告も致し、 頗ル皮肉ニテ恐縮ニ存候、 処、 小生へ 引取リ組織変更と申訳ニも不参、 全く口広き事ヲ申様ニ 損害モ蒙ラサリシナランと 精々今後 候得共、

ニ 付、 英国 |政府へ テ、 南阿輸入羊毛非常の御心配と相成候趣御同情申上候、本年ニ入リ英米為替鑑理局閉 先頃一 御支払相成候羊毛換算 時 N Y \$ 4. 50 の称アリシモ実際 \$4.79 ?とハ莫大の相違ニ在之、 ハ四弗六十二三仙 の由、 目下ハ英国の損、 夫ニ しても 米国 一昨年 鎖 0 0

利と相成居候得共、 日本ニアリテハ輸出旺盛 の砌ハ英国ニ対シテハ為替の差ニテ加重 の利益 ヲ

但し前記鑑理局撤廃の影響ニ哉、 得タルモ、 輸出減少と為替の下落ハ双方ニテ損勘と相成候訳也 貴信の三月十日ヲ最低トシテ三月三十一日ニ ა, 兀 月二日

トシテ御心配の物カ差引 1/8 片則チ½%の損ニテ御免ヲ蒙り得る次第ニ付、 追掛け ္ရ 合計一周間以内ニ10ポイント回復致候趣、正金より伝聞致候間、 塚脇将軍ニ対ス 時 3 % の大差

御来示添書ニ種々御苦心の末、三月中及四月十五日迄ナラハ ル御苦心も大ニ軽減致候事と存候、 何卒、 右騰進前ニ正金銀行と先約等の事ナ 1/16 安ニ約定云々の御記事在之 カリシ ヲ祈上候、

特ニ乱暴の高下ニ付事情酌量、

正金ニ於て歎願ニ応

し呉ラレ候様祈居候

候得共、仮令仮約アルニセヨ非常の相違、

濠州 の輸入ニ付テ、 又輸出ニ付テも御来示御尤ニ在之、 常々当局者へ注意罷在候事 候

第一 大二奮発致候得共、 次周迄継続 決算二関 中、 し其他重要の記事在之候得共、Easter 休日明けの四月廿四 毎早朝より午後二時迄働き居 到底今便ニハ 間ニ合不申ニ付、 (半数ハブリスバンへ出張ニ付)、 次便迄御猶予被成下度候 日より評価会初り、 疲労を覚へ候、

右の次第二付、 輸出部通信も一ト通り披見無之、若し手落の事共在之候ハ、追て訂正為致可申

共、 却説、 右の事情、 六月末の評価会ヲ無事ニ完了シテ、出来レハ外国船ニテも出立仕度と存候事ニ御座候 亦夕夫迄二都合相付キ候ハ、此方より再電可仕候、 協議之上、若し来年迄帰朝延引不苦との御意見ニ候ハゝ、 会の件、重役報酬の事等重大の用務も在之候間、 居候、故人の年忌及紀念会寄付の件等ハ無滞御執行被成下、我等心残りハ無御座候得共、奨励 テ決心仕兼候、 如何ニシテも四五千磅の犠牲ハ商売緩漫の際、 小生出発の期も前便宇品丸ニテ委員会への往復書信写同封仕置候通り、 住吉未亡人へも宜布御伝言被成下 住吉隠居へ御送付願上候 過日再電仕置候得共、此丁子ニテハ本年は帰朝見合すの外在之間敷敷とも考へ 度願上候、 三四ケ月ニテも帰朝仕度、 但し唯今の考ニては次の日光丸ハ見合せ、 忍ヒ難き処ニ御座候、 今便葡酒壱桶托送仕候間、 此書面貴着後御一電被下度候、 貴方重役ニ於ても御 尚交渉ハ致居候得 頓と不得要領ニ 乍御手数早 若し

不取敢右迄、 匆々不尽 速御引取之上、

右

大正八 (一九一九) 年

北村寅之助

# 第八四八号信 大正8年5月27日 日光丸便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

拝啓、前報後貴信

32号海永丸便本月六日到達

4号日光 L更玄月一四日削産31・33号写同封分 ~(本信ハ延着)

34号日光丸便本月十四日到達

31号本信ハ呂宋丸取消の由ニテ、何船歟ニテ本月十二日着

其他封入書類及南米南阿出張員宛通信等、夫々拝見仕候32号 〃 五洋丸便も外の船便ニテ本月十三日着

丹後丸上伸後貴信三十号迄の内、或記事ニ対し逸々御返辞不申上候テハ衷心相済不申、

評価会二周間中止中相認可申考案の処、

流行性ニアラサル風気ニテ、用心の為メ中抜き五七日

過日来

候条、是亦平二御免可被下候

静養致候為メ遂ニ又遷延の段、

不悪御海恕被成下度願上候、

今便は不取敢前記貴信御受迄相認

萬円以下ニ減少致候段、懺愧の至ニ御座候得共、 候、 達、予定案第一号より第五表迄慥ニ拝見仕候、段々の御注意ヲ以て操合方御配慮被成下 付 1/8 其後当店〆切後、 草案、宇品丸便ニて御送付被下、又藤井重役特別状ニテ貴輸入部収益概算表共、 大体ニ於て此方何等異議無之、只当支店収益五萬円御見積 電信廿二日着、 所得税未納金用意其他ニテ却て損勘定ニ相成候発電ニ対し、 当地の差引尻ハ次期へ操越可クの御来示承知仕候、而して日光丸便到 前郵の実情ニ付如何共致方無之、不悪御了解 の処、 持越品直下ケ其他ニテ三 貴地四 辱拝見仕候、 月十九日 奉多謝

[神戸本店重役による欄外書込]

奉願

上候

分譲羊毛手数料六萬円ニハ可相成御見込之由、 矢張有難キものと存候

不可能と相 御 除才 成候哉も難計、 ハ無御座候得共、 旁第四表の利益処分案ニ於テ当季の利益約四十九萬円御見積の分、 第三期予算、 即貴第五表の如き近来の不況ニ付、 或 は予定の収益

大正八(一九一九)年

三四

内五 貴方の御意見も可在之存候得共、 千円ヲ所分シ差引五千円 萬円ヲ何等歟の名目ヲ以て第三期ニ御操越被下、 (貴表五万五千円の処)ヲ乍聊奨励会寄付の事ニ決着仕度存候、 不取敢本月十九日如左発電仕候 則四十四萬円より御予定通り四十三萬五

右可然御斟酌之上、御協商可被成下哉ニ奉存候

"Account

agreed However

plesase reserve

much

possible

emergency

for

next

[神戸本店重役による欄外書込]

応御尤ニハ思はれども、 兎角奨励会ニ関してハ根本的ニ了解不行届の点ある様なり

小生の帰朝 と在之候得共、 尚丹後丸便ニテ得貴意置候通り貴重役四君御協議之上、是非共帰朝ヲ利益と御看認相成候ハ、 見サル次第、 為メ決行中止の外無之、 本船ニテ是非出発仕度、 電次第、 最近便ニテ出立可仕候、 甚不都合二候得共、 御承知之通り七八月ハ殆ント休暇ニ在之候間、 即別紙当地委員長来信写之通り当季最終後ニアラサレ 既ニ準備済ニ在之候得共、何分 Shipping House の資格問題不安心の 無視スル訳ニも不相成、 但しNSW委員通信の如く七月二入り新季節ニ於テ云々 無止其旨併電申上候次第二御 其間具体的の決議可在之とハ難 ハ何等 の協議ヲ 陸候、

明年ニ 哉、 止 シテ来春早々ニハ仮令 Shipping 兎ニ角、 新注文の関係も在之候間、大延引の今日ニ相成候以上は寧ロ来年迄出発延期致 果シテ然ラハ、 の御希望ナラハ是亦御相談ニ応し可申、 時延引シテ行違此 御相談申上候、尤も此書面貴着前、 期の決算ニ於テ付加配当スルモ格別違法ニハ相成間敷哉と存候、 延引スルモ追て本年二逆り、 小生出発大延引ニ付、第二期決算処分ハ近日御発布可被下の外在之間敷、 来季中、 方へ 御相談可被下樣願上候、 日本滞在の決心ナラサレハ帰朝の功能も減少可致、 割宛犠牲トスルモ其一部ニ留り可申、 奨励会勘定ニ収入シタル配当金ヲ新規増加 丹後丸弊信ニ対し何分の御返事可被下義と期待仕候 或は此方へ御委任被下歟?、 而シテ奨励会資金分割 且ツ市場旧 貴見如 愚按ニテは決定額 の実行、 何? 及初 候 テハ 旁今一年辛抱 体ニ 賞与金 是非本年御 メテの株主 如 気何ニ候 回復後、 が無

# 神戸本店重役による欄外書込]

配当ハ兎ニ角として奨励株交付の事が年内ニ取極度意なり、 此点亦少シク見解が違ふ

時 こ C 五千俵 乍序 駐在と相成居候間 申上候、 WC勘定再ヒスカードせし品の評価 (予定) 当地羊毛評価会ハ本月分前周廿二日より開始、 ニテ落着可仕候、 双方共、 比較的余計ニ仕事アル訳ニ御座候 ブリス バンは 可在之哉も難計、 如既報当地流行病の為 其他ハ六月下旬最後 明後廿九日仕舞二御 中 メアップレザー半数計 間 休暇時の外ハ)、然 の一会約弐萬 座 其後臨

≣

紀念事業

居候 死人も相当ニ在之実況と相成候為メ、本周より陸路の検疫撤廃と相成候得共、 ルニ過日来流行病は検疫所厳重の警戒も其効ナク、遂ニブリスバンニ侵入、 数百の患者ヲ出シ 船便ハ尚警戒致

予定三十萬円の研究資金の外、 当座の経費として別ニ参萬円御寄付被下候由承知仕候、 而 して

現金ニスレハ正味ハ矢張三拾萬円未満ニテ相済可申も、

尚

建築費ニ於テも丁度廿萬円とハ参る間敷、成行多少の増額ハ事業の性質上、 無止義ニ奉存候

惣て公債証書ニテ御呈供の趣ニ付、

記念館建築設計、 名古屋高工武田博士ニ於テ御引受被下候趣、 御周旋方奉多謝候

寄付発表校長已下御招待の節ハ、 関西の七新聞記者も御招待被下候趣、 本懐之至ニ奉存候

**倉庫改築と不動産 一再御来示の改築工事、愈御着手之由奉賀候** 

宿直員及番 人家族用付属家屋も粗落成の趣、是等合計本年末の不動産勘定ハ三十五萬円ニ可相

成の趣敬承仕候

店員以下の給料

中井 四月一日より御改正支給相成候由承知仕候、 原口等多少の増減変更の由、 御尤ニ奉存候、 但し最近の情況を斟酌し山本一郎・国包・片桐 何も賛成ニ御座候

当地独立登記

の事、 ヒュ ース首相不遠帰任可仕も外国会社の登録 ハ甚難事の如く被考候、 御来示の所得税ニ

付テハ別紙守田生より御受可仕候、 ヒュース氏の言動ハ不尠日本人の感情ヲ害し候由、 尚今後も不怠研窮為致可申候 此方ニテモ同人の外交体度の

因記、

員)の演説 し人種平等問題 アマリ不謹慎ナルニハ種々の批評在之、 ハ既ニ大毎へ通信電報記載在之候通り、濠州内ニも反対者ハ沢山在之候、但 ハセンチメンタリーニ緊要事項ニハ相違無之候も、 前便ニ切抜同封仕候マクホン氏 夫か為、 (萬国 メ支那人も黒 地理興会

ンヲ希望スル事故、 問題がデリケートと相成候次第と存候

奴も同一視サルゝハ我等の嫌焉タラサル処ナルヘク、特ニ日本人ノミ西洋人と同等ナラ

# 神戸本店重役による欄外書込]

ニせず、 愈外国会社登録せずとせバ国際問題とすべきも、 Coss 等の名義ヲ活用して内国会社として登録し、 面独立会社の案ニして外国会社 後二株式を転ずる便宜法な の様

き哉

[神戸本店重役(前出と別手跡) による欄外書込]

案ノ性質ニモ依ルベキナレトモ、 第 一、 日本国ノ保護ヲ受クル立場ノ関係、

第二、

名義

人ノ貫目ノ関係ニ於テ余程考量ヲ要ス

問題より東西毛織会社合併の説ニ付、 第一合併条件の金の問題ニテ遂ニ不能と相成候趣尤もニ存候、 種々御情報奉謝候、 何分問題浩大ナルタケ夫的議論も多 我等ハ寧ロ千住製絨所ハ矢

千住払下け

張官営の方賛成、而シテ東西の両会社も独立行動の方、我商店の利益と存候

片桐両店員の努力ニ由リ、

何卒三井出張員等ニまけぬ様満足の結果挙ラレン事、

遙二祈居候

如命広戸

此注文ニ対し高嶋屋の均霑セサリシハ何故ニ哉?、

御成効之段、乍延引御祝申上候、

被服廠南阿注文

神戸本店重役による欄外書込

之れは〈K〉独占の心組の処、 三井が割込みしなり

御来示敬承、 其後出張員の咄ニは重役已下ニも大分変動アリタル由ニ御座候、

同君隠退後と雖トモ、

我商店との関係円満ナランコトヲ祈居

山川

重役も年令

候

の関係上、永く在任ハ在之間敷、

当地の相沢□氏も急ニ孟米支店出張ヲ命セラレ、 へ直航相成、 目下山岸君代理ニ御座候、 近日元マニラ出張処主任ナリシ人新来の由伝承仕候 既二本月十七日PO火船カシミア号ニテ任地

[神戸本店重役による欄外書込]

之れハ格別御案じニハ及フ間敷存候

南阿通信

神戸本店重役による欄外書込]

決致度奉存候

記事頗ル同感ニ御座候、

御送付の写披見中、

M氏売掛乎約定履行歟ニ対し訴訟ヲ起し居候趣、

我商店ハ訴訟禁物ニ御座候間、

萬不得止難件の外ハ示談協議

ヲ以テ解

右二対する前田重役の御

大正八 (一九一九) 年

の写中、

骨蹄類最後の

ship't ハ大損失の見込云々と在之、

是ハ初耳ニ御座候、

v

つも収益好

結局訟訴事件ハ先以テナシニテ済ミソーなり

可致哉ニ存候、 期節ヲ定メ Traveller 要アル様被考候、 被見受候、各所ニ手ヲ拡ケタル出張店代理店の費用の莫大ナル驚入候、是等ハ大ニ緊縮整理の 夫ニ付テもM氏の熱励ハ賛成スル処ニ候得共、 如 何 ? 如何?、 ヲ派遣巡回セシメル事と相成候ハ 同地の勝手不案内の想像ニ付、或は不適当乎も難計候得共、 今少々若年ナルの関係乎、 逸々 office 開設の必要ハ減少 兎角過進の癖アル様 一定の

[神戸本店重役による欄外書込]

さるべし

過進との見解御尤もなれども、 トラベラー巡回ニテハ間ニ合ハず、支店存置ハ止むを得

成蹟の報ニ接し居候、損勘云々は少々意外ニ御座候

[神戸本店重役による欄外書込]

行違報告済の筈

候、 モノニハ在之間敷、多少の注文ハ毎年出ル事と被考候間、 其幾分ハ南阿品の方割安の場合も可在之、 East London のボイル氏貴地へ出張致し、今後 Blaker 氏の事業引受けニ付、〈K〉代理店タ ラン希望の由、然ルニブレーカ氏も全然退隠する訳ニも無之、目下最後の御考案中の由 萬事好都合ニ相運ヒ候様祈上候、実ハ昨年末よりハ濠毛輸出可能と可相成も相場 粗品と雖トモ二三年使用シタル経験上マンザラ捨タ 代理店の撰択ハ尚緊要と奉存候 の関係上 承知仕

此観察ハ御尤ニ存候神戸本店重役による欄外書込]

本年度の買次割戻し口仙の中々ニ有利益ナルハ、 最初御交渉の深き注意の賜と感銘罷在候

メルボ ルンのボイル氏ハ不幸本年一月病死の由、ボーモント氏より通知二接し居候、乍延引

大正八 (一九一九) 年

寸御報申上候

ハ三百萬円払込済の株式会社ニ相成候由、然ルニ森金氏等重役割宛の株金の少額ナル驚入候、

但し日本の商店ハ兎角主人ニノミ過重ニシテ、奉

成金全盛時代

公人ニ優渥ナル待遇ヲ与ヘツ、アル我商店の如きハ稀有と存候、尤も一昨年来、

全ク藤井君御来示の通りの京都式ナルベシ、

の変体ハ全ク一時の発作熱ニシテ、亀鑑トスヘキニアラスと存候

南為商店

非常の好成蹟ニ付御来示敬承、 如何ニも御同慶の至ニ御座候、 徳二郎君ニ対し特ニ御悦申上度

但し資本金ニ対し異常の収益ハ多く見込商売の順調ニ由ル事と存候、 何卒、 其反動ナキヲ

祈上候

候、

NYK Rebate

濠毛禁輸時代の Top Noil の計上ハ約束違反云々の議論生し居候由、 何卒、 有利二解決致候様

祈上候

以下、 五月廿九日認

及 メル 出の由ニ御座候、委曲守田生より御報可申上候、併残額ハ如何ニ処分可致乎、英国羊毛セリ市 注文ニ接せす候得共、 業セシ工場も今周より one shift たけ運転し、職工の困憊ヲ保護スル事と相成候由、 肉二候得共、 貴信廿九号状第一葉ニ於テ、 ルヘク、旁今日迄睨合の侭経過致候ノミナラス、 りニ御座候、 ボルンとの交渉も大ニ融和シタラシク過日の offer と相成候得共、当店ハ不幸?遂ニ御 相場も強気の入電ニ候得共、 何分事件があまり大キク愈裁判所ニ出ル事となれハ、双方の費用も非常の額ニ上 実ハ左様疑ハレテも致方ナキ仕義ニ候、 三井ハ最初よりハ大分減少の塩梅ナルモ若干注文接手、 聯邦政府対 Hughes 仏国歟伊太利ニデモ交渉成立セサレハ英国ニハ買手在之 訴訟事件ニ関し八百長云々の御鑑察 NSW政府の斡旋モアリタル 殊二 stock 換貨の必要云々、全く其通 俄ニ本船ニテ輸 由 ニテ、 ハ 頗ル皮 加之、 一旦休

共、 ノイ 全部昨日 貴地ニ於テハ三井と共同の御約定と了解仕候間、 ルも此方へ再電無之ニ付、三井よりの offer、 accept 致候、其中ニハXBも一部交り居候由伝承仕候、但し本品は此方へ再電無之 即此方への御指直より半片高ニテ八 此取引ニハ防害的行動ハ取ラサリシ処ニ 百俵計

御座

候

間敷被考候

多少の時日も可在之、其間W既約品ニハ何等影響無之様祈居候 四十六萬封度七十八片半は割安と存候、 仮令少数ニテも Hughes の品3.七十九片、4.七十八片ニ売行候とすれハ、過日成立致候W の残高ドーシテも売行不申候様ナラハ、追て七十五片前後ニ閉口致候哉も難計候、 定メテ東洋其他ニテも御満足被下候哉ニ存候、 併夫迄ニハ 尤もH

Wノイルも御来電前より交渉為致居候事也

此時ニハロンドン五月セールの結果未詳ナリシナラン[神戸本店重役による欄外書込]

本月上旬ニ於て一時ハ 35/- 運賃ニテも不引合の来電ニ接し、恰も新穀の季節ニ付暫時ダメと ル事と存候得共、大体は十月一杯免税、其後は有税ニ復帰致候点が眼目と被察候、兎ニ角、段々 アキラメ居候処、 一周間ナラスシテ 60/- 運賃ニテも不苦の急変入電驚愕致候、 何歟 の原因ア

の御尽力ニ由リ壱萬六七千噸の約定成立は御同慶の至ニ御座候

品物撰択方ニ就ては大沢店員必死尽力致し居候間、 庶幾くはお得意の満足を可得とハ存候得共、

傾向 尠利益ヲ絞ラレタルヲ遺憾ニ存候 ヤリロハ非常ナル 御座候、 以下まけ不申、 既報之通り 今日の噂ニテハ全部日本へ輸出サレソーナルハ我等ニハ意外ニシテ、全ク彼等の思惑適中、不 ニ所分可致乎、 ハ不免の趨勢ナル上、実ハ小麦局直接買入ならハ大ニ安心ニ候得共、 一時は貴方不況ニ付、彼等の見込買入タル(4/- 乃至 4/9 ニテ)七萬二千噸は 16/17内部ニハ増田屋も関係 不得止、思惑屋のヂョージソンなる仲買より亦夕買ニ付、 危険ニシテ屹度困憊可致哉ニ存居候処、 年産は当地ニテも問題ニ相成居候如く欠点付の品ニシテ、段々格落と相成 (鈴木名ニテ)致居候哉の想像も在之、旁彼等無鉄砲ナ 豊計ランヤニて貴方景況回復の為メ 甚心苦敷存 直接ニテハ矢張 居候 如何 処ニ

[神戸本店重役による欄外書込]

之れ ベシ、遺憾トするニ至らずと存候 ハ思惑の程度ヲ通リ越シテ、バ クチか政商的、万一の逃げ道ヲ作リ置キテノ事ナル

5/- 奮発スルモ夫タケ上等計撰抜キ不出来の塩梅ニ付、不得止、 不苦と考へ候得共、大沢店員地方へ出張実地研窮の如く、 亦タ小麦局より直接ニ買入れ 不悪御了解奉希望候 5/- 支払候テも、 品物サへ夫的優等ナラハ二三片の相違ニテも 品物の出テ来ル処ハ惣テ同一ニ付、 ヂョーガソンより買入候次第,

ター

約束書到着の上、

更ニ研窮可仕候

クル様存候得共、

無口

.仙ニテも取扱ヒの覚悟ヲ以テ御引受け可仕様返電申上候、

何れチャー

候、 前記 乍赤面汽船取扱ニハ何等の経験無之候得共、 小麦積取の目的ニて社外汽船三隻御約束相成候ニ付、 研窮の為メ荷扱手数料 1 当支店ニ於て代理取扱方御 1/2 % ハ甚僅少ニ過 来電

務局より)、水先案内等格別六ツケ敷事も在之間敷存候得共、 候得共、是等ハ組合の仲買ヲ使用スレハ難事ニ無之様存候、其他税関手数、 但し戦争已来、 石炭取引ニ同盟的組合在之、其列外の者ハ供給ヲ得ルニ困難ナル哉の説も在之 或ハ カストムエゼント使用の必 桟橋揚屋の借入(港

要可在之も難計候

脂肪

引続きレコ 七十五噸モ転売方御来電ニ接し、 り見れハ、 噸ニテ勿驚 在之間 敷 1 ッドバンク牛脂 ドを拵ヘテ又破ルの暴進ニテ、 只数ケ月の倉敷と利息ヲ食ヒ居候間、 £1000 計ハ抜け可申勘定ニ御座候、 £ 58 遂二 ハ早ク売過キタ形ニ候得共、 £61 正味ニテ転売致候、 本日も £63/10/-掛り物ニテ多少差引在之候得共 コンナ事が二ケ月も以前ニ分り居れハ弐 セリ市高直ニ御座候、 此分掛改メニ候得共、 不得止候、 ブリ **,スバン** 結局 格別 船 今日よ 待 七 目 0

寄港ナキヲ恐レ、多少先高の見込ハアリシモ振ッテ思惑ヲ成ス能ハサリシハ、矢張凡夫の悲サ 百噸位ハ £47 前後ニテ楽ニ買入レ出来 (ブリスバンニ於て)致したるも、何分、 日本行火船

神戸本店重役による欄外書込]

ニ御座候

之れハ純然たる 〈K〉臨時収得トナレ得ベキ立場なり哉、 如何?

地療養中二在之候得共、 竜動セリ市は Prime Mixed £79 迄売行居、 昨年のグラッドストン弐百噸の後、 尚強気の由、 マント老人先達「ゼンソク」ニて転 Mixed 百噸余見込輸出致候間、

此

処一寸当り屋ニ御座候

欄外書込

英国行運賃ハよ9ニ御座候

も難計、 併あまり暴騰致候時ハ蝋燭屋・石鹸屋の原料難渋と相成候間、 茲三四ケ月の内ニハ又下落可致哉ニ我等ハ弱気ニ候得共、 再ヒ政府干渉策実施と相成候哉 神様ニアラサレハ前知難致

候

岡部正氏の死

夫ニシテもグリスリン会社の貯蔵品ハ頗ル有利ニ相成居候筈ニ候得共、 貴方ニテハグリスリン

も下落致居候事故、 英国在荷の如キ勘定ニハ相成間敷、 遺憾の至ニ存候

貴方の形勢一変シテ £50 以上不用の御来電ニ接し大安心仕候、幸ニ貴方御手違ニナラサリシ 外ハ供給せすと断り来り候為メ 例のキッチン氏頑固一点張ニ付、 £50 ニテ弐百噸引受け置カサリシ此方の手落懺悔致 £50 より多少ニテも直引為致度交渉引張居候中、 五十噸の 居 候 処、

オリイン

[神戸本店重役による欄外書込]

様祈居候、

目下 £70 抔申居無茶ニ候

跡高を見ての今日だから言ふ訳でハナキモ、 倫敦 £90ダカラ日本行 £50 と言ふのを

£45 と値切りたるハエライ勇気と感服の外なし

但し此方如此暴騰致し候ハ、、 グリスリン会社製品の売捌ニハ御便益と存候

五月五日布哇惣領事より当地清水惣領事へ同君自殺の報入電の由、 同日鈴木商店より筆者へ電

下旬同 頗ル穏当の記事ニ付、 ブニング新聞ニ記載致候、 ニ正気ナラサルヲ察セラレ候、 ランドニテ流行感冒の為メ検疫停船中、 人等の支配振頗ル不満足の如く被見受候、 拡ケ候仕末中々容易ナラス、 話アリ驚入候、 殊ニ子女九人も在之趣妻女の心持如 氏 地出港前 面談致候、 早速見舞トシテ同店へ往訪致候処、 より既ニ精神ニ異状アリ 種々情報ヲ綜合するニ亜鉛鉱石十五萬噸の約定事件、 悪敷評判ニハ相成間敷、 今日迄小生等 サスカ豪放 昨日米国メー 何、 ハ 内 タル 筆者より見舞発電ニ対し簡明の返電在之候得共、 の同 五月中旬当地出発の節ハ元気ナリシ外見、 カ如 寔ニ同情ニ不堪候、 君も非常二頭ヲ痛 秘ニ致居タルモ是カ為メ世間ニ発布サレ気の 故人の為メ悦居候、 ル入船の為メカ遂ニ昨朝昨夕のテレグラフ及イ ĺ, 鈴木氏ハ 清水氏及西脇氏 メル メタル 為念新聞切抜同 ボ 併貴地の新聞ニハ当時既ニ ルンへ出 如 の来信ヲ披見するニ慥 ク、 其他 当地滞 諸 張 中不 種 封致 の事業ニ手 在 在 候、 又オ 中も の由 毒千 幸二 ロニテ 五月 1 雇 ク 外 ヲ

近着新 内 部 聞 ハ 種 中、 Þ 0) 別紙切抜 雑件相 起り 0 如 半 居候義と奉存候 神港汽船より百八十萬円の損害出訴の記事在之、 按するニ会社の

記載致居候哉と奉存候

新聞 中 -貴地 大正八 (一九一九) 鉄 商 亜鉛 年 工業等、 平和風已来非常の暴落ニ付、 銀行家又ハ政府の救済ヲ迫り

三四〇

梅、 当方ニテも銅価暴落ニテ鉱山 の閉鎖スルモノ頻 々、 、 工夫の解雇夥敷候 為メ銅 Ш 国 ]有等中· Þ

戦争中 莫大の 収益ヲ得シモ相当の予備ヲ怠り、 遂ニ窮境ニ 瀕し候段、 元より当局者の失態ニ

紛糾

の様子ニ

御座

得共、 其相 談 (救助の) ヲ傍観スルヲ得サル政府者も厄介ナ者と存候

但し近日出港のマドラス丸積荷の重ナルモノハ、ニューカスル製工場の鋼物材料の由ニ

御座候

過日来開始致し居、 厄介ナ事ニ御座候、 本日 の新聞郵寄致候間、 御閑暇もアラハ御披見可 被下

政府ニ於テ仲裁干渉中ニ御座候、

幸二大事ニ不到恢復

ヲ祈居候

候、

夫カ為メ炭山閉鎖致候ものも不尠、

沿海汽船水夫の

萬一、 桟橋人夫等二波及致候哉も難計、 勝田汽船代り引受、 又はチャーター等の場合の御用意

トシテ過日一電申上置候事也

御来示御尤千萬二御座候、 貴方輸 出 商とし ての準 備整 噸 貴店口仙引上けの件も既報の通り実際の勘定ニ付如何共致方無之、 と共ニ不 動産勘 定拡大旁、 此方販 路二於テー 層努力 ヲ要ス云々の

当店輸入部

萬一競争の場合ハ支店無口仙ニテも貴店ニ聊のユトリ在之候ハゝ、 力可致候事ニ係員へ申聞居候 損ニナラヌヲ目安トシテ尽

[神戸本店重役による欄外書込]

純理より申せバ不動産 a/c の拡大の為ニハ無之候[ネ戸オ店重役にるる相タ書き]

如何、 も御協議の上、 続ケタル織屋の工場ヲ他人へ譲ル事ハ如何ニも残念ニ在之、何と歟工風シテ目先キ多少の損勘 ニテも工場の借り賃トシテ右左ニ売行宜布寸法のタオルでも商店の責任ニテ御製造被下候事 如キモ直段ニ於テ閉口の由、 へ電信郵便ヲ以テ交渉奔走致候由ナルモ、何分相場割高の為メ、 過日来電のタオル工場の仕事殆ント仕舞ニ付、継続の仕事の件御同感ニ御座候、 当店係員へも種々相談致居候事ニ御座候、今便何と歟御返事可仕ニ付、 多少の犠牲ヲ忍シテ仕事継続の御計画被成下度希望仕候 一般人気沮喪の折柄、 実ニ不得止立場と存候、夫ニシテも多年雇 或ル向キハ少々は買気アルカ 貴方重役ニ於て 直ニ当地其他

神戸本店重役による欄外書込]

左様致居候

三四二

先達無相談ニテ手袋返送之件ニ付、 御来示御尤ニ存候、 其当時も御断申上置候得共、 尚今後こ

付テ大西店員へ種々申聞置候

為替打歩の乱調 と相 再騰 就ても今後ハ矢張注文主の負担の旧慣復習の事ニ御交渉被成下候ハゝ、 南阿輸入羊毛ニ対し種々御配慮被下、予約後周日ナラスシテ 10。 の形勢ニ在之、 成候由 御同情申上候、 小麦輸出ニ付テも予約可然説も在之候得共、 何卒、 正金ニ於テ特別ヲ以テ予約取消呉候様祈上候、 貴方の用意も可在之、 も再騰ノ為メ非常の御迷惑 臨時の収益モナキ替り 其後も引続き 羊毛ニ

ニ却テ安心と奉存候、御成効析上候

時世の変化と共ニ新規の泥棒手段発展ニハ驚入候、 深き御注意ヲ以テ未前ニ予防被下候段御礼

申上候

運賃詐偽

[神戸本店重役による欄外書込]

御礼ハ痛入候、 併幸ニ荷物もスリ替ラレ居らず、 無事荷渡済を確め安神致候

合資会社解散案

詳細 等の故障ナカリシハ全く多年の信用ニ由ル義と存候 の御来説奉謝候、 貴方御都合円熟次第可然御実行被成下度候、 今迄各役所上納品二付、

何

店員席次

の件ニ付、 再御来示奉謝候、 其後ヨク々々考へ居候得共、 偖好キ考案も出不申、 前 田 惣務の権

も夫ニて融和六ツケ敷ナラハ如来命給料順、 限ニ於テ御決定被下候事も一 手段ナリ、又重役協賛ヲ以テ毎年決定相成候テも可然、 同給は年令ニ由ル事可然乎、 若し各員の心得サヘ ド Ì ・シテ

穏当ニ礼義ヲ知覚致居候ハ `, ド ーデも宜布事ニ候得共、 大勢 (多数) の事故、 不得止必要ヲ

生し候ナルベシ

前便本船ニテ送呈致候葡萄、 到着状態不良ナリシニ付、 種々御手入之上、 御配送被成下候由御

好意奉謝候「後略」

御礼

上海 実ハ本船ニテ帰朝の考案ヲ以 製机六脚  $\subseteq$ 脚ハ小生用)林ドクトルへ注文致置候、 テ、 ミヤゲ物抔先頃来夫々用意仕 既ニ藤井君へ御依頼申上候得共、 候中、 前入四 藤 四 君へ 差上度、 何

大正八 (一九一九) 年

卒代金御支払之上、御分配置被下度候

昨年八月依頼休職中ナリシ亀山店員帰来復職致候由、 輸入部ニハ好都合と存候、 折角御指導被

成下度候

と存候、三木準店員病身ニテ辞任の事、 中藤見習員解雇之事、 **賛成ニ御座候、** 左様の薄志弱行の徒ハ店員払底の折柄と雖トモ淘汰必要 不得止と存候

国包店員、 南阿紛糾時代ニ処し大ニ努力致居候塩梅、 何卒、 引続き名誉回復的勉強実行致候様

祈居候、滞在延期許可ハ好都合と存候

中井店員も帰朝後南阿近来の出来事ニ反省シ、 大二御訓戒御鞭撻被成下候由、 大賛成 御座 候

富森店員、 南阿派遣の目的ニ付、 29号信15葉ニ御来示の件、 賛成二御座候、 愈四月上旬ヒマラ

南阿滞在期二ケ年ニ延長許可相成候趣、仕合ニ御座候、 ヤ丸ニテ発程の由、 香港より筆者宛一書入手仕候、 前途の成効ヲ祈居候 従テ片桐店員今一季滞留の事ニ相成候

由、是亦御同慶申上候[後略]

購馬委員及陸軍将校二名無事帰朝之由、承知仕候

廠長ニ 二大病人沢山ナリシ由在之、 一廠長千住製絨所長の新任ハ新聞ニ披見致候、 相成候等、 矢野氏ハ今昔の感可在之、過日久々同老より来信、 気の毒の事ニ奉存候 矢野氏時代の三井氏主計監ニ成ラレ、八木氏 昨年来御当人初メ御家族

Sydney Clarence 夫妻ニ付テハ種々御配慮奉謝候、 船中より病気其他ニテ段取変更と存候

大山卓尔君ハ本船ニテ帰船致候、 其他日本人船客十二三人も在之哉ニ伝承致候

故店長在世中より当支店会計検査方倚頼致候J・ジョンソン老人、昨年来病気の処、七十四才 ニテ此程死去致候、 曽テ店長来濠の節、 採影セシ後列の老人ニ御座候

過日、 下、 尚八萬円斗の欠損の由 鈴鹿主人来信中、 原幸二郎氏一時ハ十萬円斗も収益の処、 気の毒の事ニ御座候、 例の買好キニ付、下り場ニハ必す巻添へ相 木造船等ニ手ヲ出し水平線以

成候

昨年常陸丸沈没の際、 大正八 (一九一九) 年 捕虜トシテ永々独乙ニ抑留セラレタルミカド商会行大藤某ハ先般解放、 三四五

果シテ商人トシテ成効スヘキニ哉? 軟文士の雛子ナル ニ帰国休養之上、 無事喜望峰市迄帰還、 カ如ク、 再航スヘキニ其侭ニ任務ニ付キタル耐忍力感服致候、 其侭任地二従務致候由、 下ラヌ文章一句時事新報紙上ニテ散見致候、 見上ケタ決心と存候、 大概 但 仏語が少し出来 し此男ハ当世 の者ナラハ ル由、 . の 旦 所謂 一日本

「このほか店員結婚、 店員父親死去の弔意などについて翻刻省略

役ニ立ツ様ニ哉、 六ツケ敷哉ニ存候得共、三百円カ五百円迄ナラハ貸シテ上ケタクも在之、 共 此人今回無資本ニテ才取デも初メ候ニ哉、 前 小生勘定より御出金之上御交付被成下度、 屡忠告シタルモ利用シ能ハサリシ人ニテ、 Kニ入り、 田重役へ御依頼申上候、 日暮レ途遠し、果シテ成効無覚束哉ニ存候得共、一 又独立営業失敗後、森金の世話ニ成り居りし人ニテ、或ハ御面会被成候哉も難計候、 一応本人へ御面会の時間御割愛之上、 御多用中甚申上兼候得共、 別段補助スヘキ義理モナシ、又可愛気ナキ男ニ候得 乍恐御依頼申上候 無心の手紙ニ御座候、 茲元封入元当店員松田貫一 事情御聞取被下、 片気の毒の感ナキ能ハス、到底返金 小生是迄金銭の立替 諒トスヘキ様ナラハ 就テハ若し夫位ニテ 君、 其後NY ハナキ モ

大正八 (一九一九) 年

所得税

## 号外信 大正8年5月13日

シドニー支店守田治平→神戸本店重役

報告中、 了なりし糸屑丈けは原価額二二一○£其侭手持品表に記載致し候為め、実際原価切り下げ額は IX 頁中輸入手持品切り下げ額約五千£とせしは筆者の誤筆に有之、既に売約済受渡未

如左に御座候

決算報告追記

手持品原価金額 一八、七七一よ

棚卸表評価額 九、九三八よ

原価切り下げ額八、八三三よ

の通知に接し、来六月二日迄に支払の事と相成居候 聯邦昨年度、則ち当店決算昨年九月三十日迄の一ケ年に対する課税額は予期の通り £5618.8.9

外に過去の分に対する追徴 £864.15.2 も同時に支払を要する事と相成り、又復重荷に児附は

愈々苦痛に候へトモ、致し方も無御座次第に御座候

其成行は藤井重役の御記臆にも存し居候儀と存じ候へトモ、

概略の説明如左に御座候

九月ニ了ルーケ年分僅ニ £1024 ノ届出ヲナシ、其後除去課目ニ於テ 聯邦第一回届出ハ恰モ守田不在ノ時ニシテ、一九一五年六月ニ了ルーケ年ニ対シー九一 £365 < allow 出来 四年

ズトノ事ニテ、結局 £1389 ニ対シ納税済

第二回ハ特ニー九一六年六月三十日終了一ケ年ノ仮決算ヲ作リ届出、 是亦納稅済

其方の呼吸を心得居る Accountant に委任し、 る事に州当局者の承認を得、同一筆法にて聯邦当局者を納得せしむ可き機会なりしため、 要ある事を当店傭臨時会計監査人よりの注告あり、 ナリシガ是ハ事実非常の反則にして、此侭に致候事は甚だ危険にして是非共全部改正 利益額を差引き、 輸入及日本行以外の取扱品収益丈けに御座候 訂正届出の結果は如左物と相成り、 折柄輸出利益を当シドニー店の収益とせざ 是れにても 出

## 1915年度 £ 10,986

 $1916 \sim \pounds 2,857 (+552)$ 

[欄外書込]

当店ハ単ニ神戸本店の代理者ニ付、輸出品ハ一切利益関係ナシト高唱シ、 輸入品の利益

ニノミ由リテ経営シツ、アルモノとの届出ガ通過シタルナリ

第一表の如きは実に桁違ひにて、其当時も遂に躊躇せし処なりしが、所謂誤て改むるに憚る勿

れにて、是れ等に対しては可然説明を加へをき候処、約十八ケ月を経たる今日に至り、遂に其

結末を見るに至り候次第に御座候

但シ第二年分より除去し置きたる修膳費及家具消却費 £552 を引去り得ざる事と相成候為め

1915ノ追徴額\*1916ノ割戻シ額

差引未納額

861. 15. 2

£1796. 6.6 931.11.4

\*印欄外書込]

1916 年度訂正額ハ輸出利益ヲ除去シタルタメ最初ノ届出額ヨリハ結局 £4,078 減少ト

輸出品利益

を当支店 a/c に編入せざる事は於茲漸く安堵の思を致候様なれトモ、此頃に至り又復新聞紙

句なしに支払はざる可からざる性質の物に有之、

只此際

層の苦痛を覚へ候次第に候

右追徴額

ば文

にして修膳費以外全部当方の希望通りにて通過致候形と相成居候は幸なれとも、

相成候タメ該年度ニ対シテハ此割戻シ税の得ル事ト相成候也

其内容は不得要領に有之、 実は尚一段確め度とは存候へトモ、我等としては藪蛇の怖多く、 可

海外に得たる収益額に対しても課税する事は明らかに致候

様にして

成寄らず障らずに注意罷在候

面に披見致候処に依れば、

但し昨一九一八年度以前にて、 何れにしても溯らざる事と相成居候如くに候

税務署よりは未だ課税額の通知に不接候へトモ、 に見たる支出除去額に故障ある位にして大違算は無之見込に御座候 の説明を要求し来るなど誠に感服致さゞるも、当方も今は後暗き事無之、 却て当店届出書支出額内容等に対し 只過去に於ては大目 一層詳細

N S W 州

大正八 (一九一九) 年

三五

Stock 評価標準

人も 額は普通原価にて見積る事を税務署の原則と致居候如くに有之、今年度の成蹟不良は何れの商 同様なる可く、 従て政府は収税額の大減少を防ぐ意味に於ても届出額の内容調査は 一層厳

を加ふ可く矢釜敷相成候へば、当店最近の stock 50% 引きも問題と成り兼まじく幾分杞憂罷

在候

貴店に於ても已に御配慮被下候儀とは存候ヘトモ、右等の事情に付き未納税金宛として貴店御

保管額の幾分はシドニー分として御留保被下候様御願申上置候

輸出統計

貴店宛インボイス額百萬八千余よ

自大正七年四月一日至八年三月三十一日、

ケ年間統計表作製の上、

以今便御送申上候

と相成候

五月九日

守田認

Per Nikko 29 May 19

重役状附

状次頁記載 先般日光丸便にて守田認め状初頁に「六千七百ま」とせしは貴状御指摘の通り誤筆にして、 の如く七六〇〇よ以上は 5/- per £なる事、 御想像の通りに御座候 同

全く莫大なる物に有之、会社登記成立の速ならん事を望むに切なる儀に御座候 御来示の比較数字は大体に於て貴表の通りにして、個人と会社との聯邦税に於ける負担の差は

勘に保管し置きたる金額も相当に有之、 事の公にされたる後に於て課税されたる当店の標準は、 見をも徴し置候処、文面通り解釈致候へば当店の如きも其厄を免れざる如くに候へトモ、 終局迄追及して課税する問題に就ては前便決算報告にも追記致置候如く、 の安心は成り難く、 にて通過したる形と相成居り候事は既報の如くにして、 の場合に於ける追徴税等の準備 して課税励行致候かの如く税務署の意見として新聞に見受け候に付、 一日も早く会社組織に肩替へ致し度は勿論に御座候へトモ、同時に後日萬 金を保留致しをくの必要有之候、 又同様の性質収入金にして本来なれば是等準備宛とし 幾分安堵の思を為せしも、 何れも当方届け出希望通り輸 御詳知 不取 近来此問題を一層明 の通り当支店にて仮 敢 依是、 専 出無口 間 家 此記 全く 0 銭

*Т* 

は其時の状況に依て臨機の処置を講ずるを以て適宜の方法なる可しと存じられ は、是れを当支店に於て相当額丈け保管するか、又は貴方へ振替へ、貴店に於て御保留願ふか 様取計ひの必要可有之と信じ候に付き、第二期に於て計上されたる純益及今後正式に計 る、支店純益額を以て、昨年度及今年度以後の所得税及戦時利得税に宛て余益を生じたる場合 の)を免る、可き意味に於て、全部不自然ならざる方法に於て貴方へ振替済なり、 て保管致し置く可き金額の全部は当地の帳簿体裁を宜くし、可成丈け二重課税 ( 濠 州 及日本 上さ

第三 将来の商況を今より予算致候事勿論困難の儀に候へトモ、目下の状勢より観察するに来るべき 期及第四期の当支店純益額は貴店利益へ計上するには至る間敷、 覚悟を要し候事と存じら

尤も公に当支店利益に算入せずして、貴店の利益に振替へ得る物は若干有之候事と期待致し居

り候

れ候

大倉組は最初より単に羊毛バイヤーとして出張し居る者なれば、 て届出ざる事と相成り居り、其侭今日に継続致し候由に御座 何等取引上の収入なしとの意

他店の振合

互実際の立場を打開くるために当店最近の届出方法を発表する事は一寸考へ物なれトモ、 正金等の立場は領事を通じてなりとも研究致候事も御来旨之通り慥に一案に有之、 不日 啻相

示被下

·度願上

候

考究の歩を今一段進め可申候

様にして、遂に新聞にも表れざりしが、 御尋ねの 「マーテン」の件は全く我等の為め一参考好資料に有之、其後判決非常に永引きし模 其成行及結果を取調中に御座候

に候へトモ、今後は一層是等の点に於て意を用ひ可申候へトモ、御心附きの事をドシ々々御教 を免るゝ防禦手段として、不自然ならざる程度に於て可然手加減致候必要なるは今に始めぬ事

此頃の「タロー」転売益額の如きは前年の例に一層研究を加へ、当支店帳簿に記載せずして直

接YSB為替にて貴方へ御振替申上る事と致し居候、貴地よりの輸出品口銭増率も此問題に関

聯しても亦有意味なる事は、已に当輸入部係員へも説明致し置候処に御座候

又先般 Top

態に復し候 へば、 口銭率も戦時に於ける如き事には参る間敷、且ツ愈々会社組織と相成り、

の輸出口銭率3%を5%にでも変更可致歟、御意見伺ひ出で置候は本品も平時状

出口銭を計上する場合の用意に、 今より引下げをき候も一手段ならず哉と考へられ候為めに御

藤井氏御存知の「カールトン・ウォーター」 City life に堪えず、 支店傭人にして、 輸出部に三ケ年半実直に勤続致し居りしWフークスは、 医師の言に依り遂に田園生活に移る事と成り、乍遺憾依願解任致候 も此頃仏国方面より無事帰濠致候、 何分健康不良にして 当店も羊毛の

人の希望次第にては再傭入の事とも可相成候

本業を取り上げられし今日、

増員の要は無御座候へとも、

戦地より帰り来りし者にも有之、

当

羊毛研究生

増加 も致し居らざる模様に候 岩井商店より二名、三井より二名有之、不遠茂木其他よりも入学の計画なる由に御座 は悪疫流行閉校勝ちなりしため、 同学校羊及羊毛課は追々不完全と相成り、有益なる智識を克ち得る好機関とは難申、 の事は貴方にても御詳知と存候へトモ、目下「テクニカル・コレジ」へ通学致し居候者は 新来の日本学生諸君は失望となまけ癖にて、 身に染みて勉強 殊に本年 候 併し

限り引退、 尤も同 class の歴史的人物たる「ホークスウォース」氏は遂に老年其職に堪へずとして本年 後継者は若手なれトモ中々シッカリ致居候様に付き、 或は改進を見るに至る可きか

と存じられ候

なる物は本年一月以来「エバンス」なる人に依て担当致され居候事は已に御報申上置 候処にし

無之候へトモ、最近「小麦の不正輸出」などと大活字にて公に致され候事は関係者を て、其後注意致居候へば平和会議に関しても屡々長文の駄電少からず、 夫れは直接我 々の影響 mislead

する事少からず、 其他にも再々比例散見致され候様なるは遺憾迷惑に御座候

旱魃大ニ破ル

約二周間以前よりの大雨はNSW州中殆ど全部に普及し、此度こそは一般大に愁眉を開きたり

しが、 其後も引続き雨勝ちにして「シドニー」市内外の如きは屡々豪雨猛烈に低地は出 『水の厄

に遭ひ、市内の者は閉口罷在候

過去六十年間の一ケ年平均シドニーの雨量は 4,802 ポイント(則48インチ2)にして、本年

は元日より五月廿七日迄の間に既に三四一四ポイントに達し居候

安堵の思を致し候、当支店員も已に全部復務致し居候間、

悪疫インフルエ

は漸く底が見へし模様にして、

同病死亡者として発表さる、者は少数にして論ずるに足らず、

御休神被下度候

右

守田認

大正八 (一九一九) 年

三五七

## 号外信 大正8年6月27日

シドニー支店守田治平→神戸本店重役 安芸丸便

各位愈々御健祥慶賀の至りに奉存候

但し軽微の風邪にして「インフルエンザー」の気味は無御座候に付、 りし段、不悪御了承被下度御願申上候 られ此頃の事とて特に御用心の意味にて自宅御休養相成り、 れざる為め昨日も半日御来店、羊毛を休み店務を御覧相成候へトモ、今日は少しく寒気を感じ の評価にも有之、押して初日は御巡廻相成候へトモ、幾分日頃の御疲労も加はり、気分勝れら 北村支店長には過日「メルボルン」より御帰市後、 聊か御風邪の気味なりしも今周は今季最後 従て今船便御執筆の機を得られざ 茲一 両日の御静養にて御

全快相成候事と祈待罷在候次第、

御配慮御無用に願上候

難致事、 北村支店長御帰朝の問題は、 既報の通りに有之、 何分来季に於ける評価会及 Shipping House 南京丸貴状待受け居候次第に御座候 割宛未決の為め決定

右支店長御指命に依り執筆致候

預候如くに候ヘトモ、幸ひ当店は直接間接にも其厄を免れ居候間、 当地の悪性及普通「インフルエンザー」の流行猛烈、 怖る可き有様は今便会計部状にて御覧相 御省慮被下度候

藤井重役へ申上候

此地の同胞間にも大に「デモクラシー」気分が漲り始めしを証し候、幸に「ボリシェビズム」 間入りをさせられし如く、 日本人会幹事改選の模様は別紙回章写の如くにして、中野の奥君は毒にもならず又薬にもと仲 其他は皆新しき連中にして所謂運動家連、 則ち若連の大将株にして、

沢君 正金 けにても十七名の会員を有し、其殆ど全部は卜部氏すらも新来次席者にして運動家 Ō の石井、大谷、領事外ニは大体に於て三井の卜部、正金の田村、 積りなりしが、 大勢は世界的にして幹事中には内 々運動したる者もありしとか、三井丈 鈴木の添田、 店よりは大 (幾分野心

の仲間入なきを祈り居候

大正八 (一九一九) 年 三五九

家?)たる井上派にして、今は本会も或程度迄成行を観るの外無御座候

清水総領事は来八月一日発丹後丸にて御帰朝に決定の由に御座候

以 上

守田治平

## 号外信 大正8年7月11日 シドニー支店守田治平→神戸本店重役

イースタン便

事業等)並に「タイプライター」消却額の一部は控除し得ずとの理由の下に ハ当店届出額 £8,183 なりしに、雑費差引額の内より接対費と見做さる、物及寄附金 £ 225 の異算を (慈善

NSW州所得税

生じ、結局 £8,408 に対し £525/10/0 支払の事と相成候

過去に於ては如此厳密ならざりしも、右は所得税法ニ依れば議論の余地無之、

只当店は他に広

告費用の支出なきを以て該金額(接対費と認めらる、)の大部分は広告費なる解釈を以て弁明 したるも、 他にも同様の説明を為す者少からざる由にて遂に容れられず、止むを得ざる次第に

御座候

今後は又其考を以て可然整理の考に御座候

右課税率は会社率の Flat Rate 1/- + 3 ペンス £250 S Allowance を天引し得る訳なれトモ、会社扱の為め其特点を得ず、 per 84 にして、 個人勘定なれば御 納税額約£50 存知 0 如

大正八(一九一九)年

聯邦税

の損と相成候

利益別勘定の取計ひを認容されたる時に起因する物に付、 る処なりとて会社率扱を受け候、 是れは税務署が当店を事実に於て会社の支店なれば、現在北村名儀にて登記され居る共関せざ の見地よりして会社率と致し呉候は、大に歓迎する処に候へトモ、 是等は争論の余地なきに非る可きも、 泣寝入りの外無御座候、 聯邦よりは引続き個人扱に 是れは先般特に輸 聯邦も同様 出品

て此方より変更を請求する筋合の物にも無之、 何れにしても弱き立場に御 座候

果、半額宛六月廿五日及九月廿五日迄無条件延期ニ容れ候為め、依是生ずる利息約 1918 年度及追徴税額 (既報の通り) £6,483 は六月二日限納税の命なりしも、 特別交渉の結 **£60 を節** 

約し得たる訳に御座候

当店の分は未だに何等の通知にも接せず候へトモ、前言の通り本税は本年六月三十日限り打切 りと発表致され候、 但し当店は本年九月末日迄の計算にて起算さる、事と相成候へトモ、 本税

戦時利得税

本税 の反対熱は引続き猛烈に最初より全部撤回の運動盛にして、政府は予算の如き好成蹟を挙

何等の影響も無之筈に候

を課せらる、丈けの利益を計上し得ざる折柄、

として登記済なれトモ、

と相成候以上、 げ得ざるに拘らず、之れに要する労費重大にして頗る閉口苦心致し居候は事実なれども、 出来る丈けは取立て候外なかる可しと存候

今日

過日三井の卜部出張所長と懇談の節聞き得たる処に依れば、「シドニー」出張所は三井の支店

所得税届出は独立勘定として取扱居り、

輸出入品共に利益額を計上し

部氏附言)居候為め税務署としては文句なき筈なるに、夫れにても再三帳簿の取調べ等を受け 居候、殊ニ同社各支店は何れも各店収益額計上の多きに努め(夫れがため弊害は伴へトモとト

面倒に付き、 近来は所得税専問家に一任しあり、 其後とても時々帳簿検閲を受けし事あるも、

三井の届出方法は当店が輸出勘定を別物とする特種の取極め成立前に為 日本乃至其他の利益に追及さる、が如き厄は免れ居れりとの事に御座候 し居たると同様

倒を惹起するに至らざりしならんかと察しられ候

の物にして、三井の帳簿検閲の結果、

輸出入収益額が

fair と認められし為め、

夫れ以上の面

座 YSBは普通商人と取扱を異にする立場にも有之、当支店の決算通りにて通過致し居候由 但 日 濠貿易大発展の時に連れ、 銀行の成蹟も同様なる可しとの意味に於て或る程度迄

の照会はありし模様に候

に関する Supreme Court の判決ハ、別紙の通りに有之、是れ丈けにては要領を得ず、 結局、

英本国にての混益 Court of Review(凡ての所得税問題を処理する処) (NSWより輸出羊毛の)と合したる物の半額をNSW州ノ課税額とする事 の判決は、 同社が当地にて得たる利益と

に落着せし由に御座候

依之観れば矢張り或程度迄は最後迄追及して課税し得るも、夫れを厳格に励行するか、否、 の件も如此重大問題 而

と相成候より察するも、事実に於て大概は最後迄追及するの労を避け居るかの如くにも思はれ して其査定額も全然当局者の判断に任せらるゝ物にして、該「マーテン」

候

貸滞金

〇〇まと相成候へトモ、今後は売却し得可き手持品も愈々欠乏と相成候へば、一層苦痛の増す £500 づ、入金の事と相成り居り、 小村は其後も引続き厳重なる注意と催促を怠りなきは勿論にして、今日迄の状態にしては毎月 夫れも中々予約の如く捗取り申さず、 昨六月末の貸残三六

に至らざる哉と杞憂罷在候

Beath Schiess は昨六月に於て全部皆済と相成り、 利息も当方要求通り入金済に御座候

日は英国同様七月十九日と決定し、 聯合国側の重なる者則ち米仏伊希日五ケ国人より醵金して

を出し、当店割前は 目抜きの「マクツロー」街両端に二大アーチを建設する事と決し、 £15 に御座候、日本側代表者としては相沢氏を撰みしも、今は同氏も留 日本人側よりは合計 £ 100

守と成り守田に於て継続斡旋の労を採り居り候

Manufactures 部共に必要の場合少からず候に付、外国行 10/- 引とさせ一部購入、貴店備付用として丹後丸 便御送申上候間、 なる物此頃発行致され候、 御利用被下度候、 何分 £2/12/6 といふ高値の物に付、 若し其価値を認め御入用に候へば、東京支店用としては又 思案致候へトモ、我々輸出入

Directory

御追送可申上候

Australian

(守田認)

右

重役状より御来旨有之候由拝承致候、 は今後可成有効期間を短縮し、長々多額の金高を「バランス」 御来意一々御尤に有之、 将来は貴意を態して銀行へ交渉 に残し置かざる様に注意致候様、

可致候

但しYSB当地支店設置以来、発行さるゝ物は普通の信用状と異り "Letter of Instruction" にして是れに対する手数料は不要なる由、当地岸副支配人の談に御座候、果して貴地にては如

何なる御取扱を受けられ候哉、耳に致候侭書き添へ置き候

以上

別封北村支店長御認め状は、 の余儀なき破目と相成り中途擱筆、余は丹後丸に譲り候間、 本便メ切りの切り上げと日常務に追はれ完結する能はざる侭投函 不悪御賢察願 上候

御断り

(北村代守田記

### 第八四九号信 大正8年7月24日 イースタン号便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

拝啓、 貴信35号前記と本信アキ丸便及決算書類、第二期賞与配当案等

六月十三日着

36号南京丸便本信 七月七日着

〃 copy は大正丸ニテ 七月一日先着

37号大正丸便 七月一日着

2 38号丹後丸便 七月十五日着

外二前田君私信三通、四方君同一通、入江君同一通共、 夫々敬誦仕候

安芸丸便ニて御受書差上可申の処、 メルボルンより帰店後風邪ニ罹り、 別段 Flu 的発熱ハ無

小麦

之候得共、 時節柄用心の為メ静養引籠、 遂二御無音二相成候段、 平二御断申上 候

[体調不良などにより返信遅延について翻刻省略]

事、 候上 モ、 店の雇船一時ニ輻輳可致ニ付、 慮被下、 相成居候哉と伝聞致候、是等の外容再三大坂毎日通信者より発電掲載相成、於貴方も大ニ御配 等疾敷処無之二付、 Commission 二付、 二起リタル 今日迄ハ証人トシテ呼出ハ無之候得共、何時来ル哉も難計、ダッカー氏ハ既ニ昨日出庭致居候 積出ニ付、 既二喜春丸・榛名山丸・イイスタン・大正丸の四隻一周間二入船、 別送新聞ニテ御披見被下度候、此方ハ双方ニ対し格別有力の証 此裁判の為メ無辜の我等ニ迄大迷惑ニ御座候、 藤井君よりマント経由ヲ以テ御聞合相成候義と存候 (Censer ヲ遠慮シテ)、兼て各商 カ如キニノミ相成居、 如前記非常ニ混雑致居候原因とも目スヘキ Georgeson Contract ニ対する Royal 実ハ過日来屡代言人等来訪、二月中の小麦取引事情聞合ニ参り、 電報写抔披露致候 其前の用意ニハオサ々々怠慢ナク手前の配膳ハ出来居候事ナル 農務大臣等ニ贈賄等の証拠ハ挙ラス、万一、 (既二内々電信局より copy ハ徴発致居候塩梅ニ付)、 尤も 唯今迄の処ニテハ政治的 拠も無之ニ付、 如前記混雑ヲ来タシ居 ヂョ 呼出未定と 1 軋 轢の 此方ハ何 ジソンの

致候得共、 敗ケニ相成候共、 船のデモレージは中々の痛心ニ御座候、 第三者たる我等の約定取消と相成候様の杞憂ハ無之様子ニ付、夫迄ハ心配不 不取敢 Best ヲ尽すへく返電致置候次第ニ

[欄外書込]

御座候

相当資産ナキ一介の仲買人ヂョージソンニ七百萬円カラの大約定ヲ内閣ニ相談ナク、且 ツ相当保証金ナシニ許可シタル点ガ大問題也、疑へハ疑点ハ沢山ニ在之事也

立後、 迄も引受け、尚足らす、メルボルン二等品 5/7 ½ ニテ既ニ三萬七千五百噸(当店の壱萬噸込) 彼等の為メニハ僥倖ニシテ、貴地景況意外の劇変、忽チ暴騰ニ々々ヲ加へ、遂ニ 130/- 運賃 付、ジョジソンの一派は定メテ約定履行ニ困難スル事ニ潜ニ一笑致居タルナリ、 日本行成立の勢と相成、ヂョジソン等の投機ハズブ大当り、七萬噸ハ偖置き十萬噸ニテも有利 全く無責任デナク、麦の侭輸出不可能ナラハ製粉ニシテ輸出の計画ヲ立テタルカ如し、 止と相成候為メ、後ニ至り無止ヂョジソンより買入ル、の外無之立場と相成候、 トシテ鈴鹿慶太郎一派、即ドイル等の奸商尻押ニテ一手買占の姿と相成、5/3 ニテも跡供給中 初メ我等ハ飽迄も小麦局より直接買入レの方針固執致居候事ナリシモ、ジョヂーソンヲ代表者 四月中の貴方商況ハ大ニ沮喪 35/- の定期船運賃ニテも見込薄の御来電ニ接したる位ニ 而シテ彼等も 実ハ此約定成 然ルニ

入江重役

為替暴落

ニ確実ニ売行ク事と相成、 我等の笑覧シタル連中ハ大落第二御座候、

夫迄ハと差扣申候

被成下度願上候

愈南米へ御発程之由今朝来電敬読、

御苦労ニ存候、一路平安、

任地ニ於テ諸種の解決ニ御尽力

廿九仙と在之候、果シテ双方事実トスレハ、一日ニシテ廿六七仙方暴落の事ニ候、近年は米国 地へラルド記載ニよれハ本月十六日ニハ実々四弗廿七仙迄落込、十七日ニハ二仙方引返し四弗 其後此方未夕変動発表無之、正金へ入電本月十五日付ニテハNY 貴地より当地向き六十日払、 の節、正金岸君へ聞合候処、 当分下落するも再騰ナカル可シとの情報ニ接し其旨返電仕置候、 遂二 2/5 1/2 と相成候趣、 開闢未曾有の事ニ御座候、 \$4/531/2 の 由、 先日御聞合 然ルニ当

欄外書込

二対シテの跡為替ハ其侭見送り二致居候

より英国へ貸勘定と相成候為メ英貨ハドン々々下落致候、今後急ニ恢復致間敷ニ付、

小麦

此外ニも申上度件は

在之

*)* \ 昨夜岸君より伝聞ニ由れハ、其後正金宛十七日付電報着 新聞報よりも尚五厘方安直、 即チ英貨の下落ニ御座候、 廿五日追記 \$ 4. 26 1/2 と在之候由、

然ラ

申候、 変動アランコトヲ無理ナカラ祈居候、 と申事が六ツケ敷処ニ御座候、 事無覚束、 貴地よりの輸出ニハ非常の打撃ナルヘク、国家の為メニハ幸歟不幸歟、 下ハ買主持の条件ヲ加筆為致候 へ交渉為致居候得共、 就て当店既約品ニ対し為替の差違たけ引上げ方交渉云々御尤もニ付、係員ヲ使シテ一同 大概ハ手前損と可相成乎、 何分 cife 約定のものハ頗ル難問題ニ御座候、 何卒約定品積出し当時ニ於て、今少々我商店ニ有利ナル 何分貴地羊毛の如く先方ニ腹のアル人無之ニ付、 尚今後の約定品ハ為替率の Basis 到底貴方ニ満足ヲ与へ候 我等一寸勘定相付き不 ヲ記載、 L 其 より上 相場ニ 入合セ

然る時ハ積出 I し 期 日の問題が運賃の高下よりも一層緊要の焦点トナル訳ニ御座候

減少スル 置き九月十月ニテも船腹無之、既ニNYK其他ニテも重量貨物ハ満腹ニ付、此方予定の荷物 乍遅蒔一寸手出 120/- ニテも謝絶致候由、 モ、 其替リトシテ銅 相試候処、 御注文ニ接し、 の如きハ引受呉不申候、 ウイリアムの話ニ御座候、 ソコ々々ニ直段ハ出合ソーニ候得共、 且. ツ船賃の如きも定期率ハ 併安キ丸と丹後丸ニテ Booked space 認識セ 何分八月ハ偖 ス、 目 ヲ

ニ限ル・ 力ヲ注スルの余裕無之候 の内五十噸位ツ、ナラハ、 条件ニ付、或ハ物ニナラヌ乎と存候、兎ニ角、目下小麦入船の混雑中ニ付、本品ニ付全 何と歟操合せ積入可申由ニ付、昨夜打電仕置候、 貴方注文ハ八月積

或ハ他店モ其中ニ加ハリ居候哉も難計候、但し唯今の有荷ハ英国政府買約以外の残荷ヲ free 三井等の先鞭と相成候段甚遺憾ニ存候、三井ハ既ニ三千噸斗約定済、跡も二千噸斗奔走中の由、 近着新聞ニ由れハ、日本ニハ本品輸出入取扱問屋トシテ十三店の組合在之候趣、我等ハ飛入ニ 二取扱居候得共、 候得共、多分三菱辺の注文と存候、要スルニ全く為替変動の為メニ出来スル臨時の商 時二多額と相成候得は供給断切と相成可申哉ニ供給者の話ニ御座候 品二付、

#### 欄外書込

三井より先ニバウデンは相当数量ヲ約定致候由ニ御座候、日本宛ニ哉、上海行ニ哉?

(本日清水惣領事招待の午餐ハ相断り候得共、 二不参、時間割愛出席致候 今夕ハ正金武内支店長新任披露の晩餐ハ断ル訳

足歟も難計、遺憾千萬二奉存候、 たけは是非入用との御注電御尤ニ存候、三拾噸OR大正丸廿五頓 Cock bill 丹後丸ニ積入申 石鹸屋売渡し約定解除如何は、兼て此方心配致居たる処ニ御座候、 何分莫大の直開きニ付、 牛脂六十五噸混脂七十五噸利喰転売の収益ゼロと相成、 併一昨年来の一再転売の利益も不尠候間、 遂二解約不出来、五十五噸 今回ハお得意ニ対 尚少々不

ロンドンは引続高直保合未曾有の記録相場ニテ、本月十七日付

する御奉公と奉存候

⋄ £ 115/10/- ⋄ £ 110/-/-

Beef

Mutton Best

£ 112/10/-

Medium

£ 106/-

騰との噂ニ候、 キヲ以て見れハ、当分大ナル下落ナキ哉ニ被考候 ニテ羊牛脂共、上等ハ全く精製シテ食料宛ニ候、且ツ過半は独乙露国等へ再輸出の為メ如此暴 実は是迄二英国商ム局ニ於て戦時中の如く価格協定可致哉も存居候処、 其事ナ

グリスリン会社は廉価原料沢山所有ニ付、石鹸屋宛は此方面より御融通相付き可申哉ニ存居た

大正八(一九一九)年

るも、ソー都合克相運サリシ義と存候

居候、 塩梅ニ付、今少し腰弱ニ相成候様祈居候旁、 チン老人ニアラス、此人存命ニ候得共、数年来隠居致候、末子の Fred キッチン君専ラ当局致 如右タロー急ニ下落の見込ナキニ於ては時機待と申も無意味の如くニ候得共、 此男が又老人ニ優ル我侭ニ付、 頗ル六ツケ敷、 御催促二不抱、暫時御猶予被下度返電仕候事也、 現ニ茲二三ケ月ロンドン行 space 無之 実ハ御尋のキッ

併次周ニハ交渉開始可仕候

小生帰朝

ニテ出発致度候、 チン氏へ文通致候得共、今以て返辞無御座候、 久方振お正月致度存候、 南京丸御提案至極御尤ニ存候、小生も羊毛取引開始之上ハ年末年始日本滞在を不許 恰も本年八月下旬より評価開会の予告在之候間、 而も此方の立場依然不得要領ニて困入候、 併出来ル事ナラハ御来示之通り九月の安キ丸位 別紙写の如く、過日オース 初マルト直く辞職の事、 候 間、 此際 如

次周月曜日ニハ組合集会在之候間、 Shipping House の件多少共探窮仕度存候

何可在之歟、全くトツオイツニて煩悶罷在候

ニ付ては、兼て第三期の用意として充分御見越置被下度打電仕候ニ対し、 予想の当支店利益 テ 純益惣計四十八萬六千余円と御決定被下候趣奉謝候、実ハ先便ニ申上候通り奨励会寄付五 五萬円ヲ棒ニ振りても尚御操合、 日光丸予告之通り(積立金廿五萬円ト 種々御研窮被下、

萬弐千円ハ多キニ過クル愚按ニ候得共、貴方ニも理由在之ニ付、御同意仕候

割ナラサルモ15%位ハ相当ニ無之哉、 株主配当金10%は頗ル上品と存候、世間ニハ三割五割も近年普通の如く相成居候折柄ニ付、二 是ハ次期の御参考迄ニ併記仕候

七萬五千円は従前重役45%、 店員巳下55%の処、 人員増加の為メ今回より店員以下ニ対し60%

分割の事、賛成ニ御座候

賞与金

敷、 ツゝ 増二致候、 店員已下の割宛逸々御尤ニ存候、 増加可然乎と存候、 差引残出来候事と存候、 貴店々員の働キ振リハ不明ニ付、 併既ニ御布達後ナラハ御訂正ニハ不及候、当支店員へハ既ニ交付済ニ 此方三百円追加願出 可成は 1690 円の余剰ナラ全額割賦可然も匙加減出入六ツケ 何共申出兼候得共、広戸・片桐・富森等ハ今百円 候分ハ守田店員百円増、 今溝沢中四 名五十円

御座

候

役ハ報酬の外、 古立監査役ニハ賞与普及ニ不当との御協議の由、当方モ別段異説無之候、 賞与金均霑致居候様ナラハ矢張少額ニテも贈呈可然存候、 世間ニ例ナケレハ夫 只夕世間の会社監査

重役宛三萬円は如左分配致度候

二ハ及間敷候

北村 ¥7500 福田 7500
入江 4500
四方 4500
藤井 6000
¥30,000

而シテ若し古立君ニ送呈の事と相成候ハゝ、 北村・前田より弐百五十円宛御引去被下、 五百円

贈与可然乎と存候

紀念会

今回 樣弐千円御記入被下度願上候 醵金の事ニ御決定被下候趣、 御尤ニ奉存候、 当支店員一同も御同賛申上候、

小生分前期同

紀念館

設計、 追々進行致居候趣、 御配慮奉謝候、 資力ト費用ニ付御論及敬承致候、 增減可然御執計被

下度候

求スルニハ、 若し残余アラハ壱萬余円ヲ Sydney Hospital 寄付の事至極名案と存候、併兼松館の名称ヲ請 無尠共十萬円位ハ必要と存候、 御来示の通り急ク事ニハ無之、何と歟シテ積立金

テモ拵へ度希望致候

松本倉庫員

[老年で辞職願出につき退職慰労金支給に関する翻刻省略]

古立君持株譲渡

貴案ニ付、 の思惑ニ何等関聯ナシトスルモ、 譲受け責任解除云々は穏当の案と存候、 四葉余ニ渉り懇々御来示、如何ニも御尤ニ存候、殊ニ現有十八萬円の内十三萬円ヲ 本人より希望ナキ限リハ強テ譲受けの事、 但し古立君の呈議も亦 タ一理ナキニアラス、 一考の余地ナシト 単ニ銀行

大正八 (一九一九) 年

三七七

四方重役退任

年現状 達ッテ同人の希望ニ由ルト雖トモ、好く申せは勇退セラレタル形可在之、若し辞職ナカリシ場 従テ好況の今日ニ於て其権理ヲ売収スルコトガ決シテ商店の利益トノミハ可難申、旁茲処二三 以テ見れハ如前記古立君の提議もアリ、 合ヲ透観スレ テ過賞の取扱トハ難申存候、況ンヤ我等同僚何程ニ勉強尽瘁スルモ好結果ノミハ期待致難く、 辛苦時代ニ耐忍サレタル慰労トシテも今暫時所有株ヲ維持セシメ、 セス、筆者敢テ反対と申程ニ無之、 据置キ トス ハ蓋シ思ヒ央ニ過キン? ル モ不可ナカラン歟、 貴方各重役全会一致ナラハ小生も賛成可仕候得共、 同君功蹟の大小ハ別問題として、 何トナラハ 同君ハ停年満期ニテ退任セシニアラス、 毎期の配当ヲ与タルモ決シ 商店創業已来、 愚按 艱難 ヲ

乍併既二電報御返辞済二付、 此書面貴着前、 重役の全一致ヲ以テ御決定相成居候ハ 、夫迄の事

二御座候

せは反対の余地無御座候得共、 御希望の由、 十二分ニ御手廻り被下候事ハ中々の大役と存候、 ケ月ニテも入江君海外出張 務二在之、 今便御当人の私信も在之、如何ニも商店規約ニ明記在之候条項ニ付、 古立君退任後、 中、 単二前田 重役無人の折柄、 前田重役御来示の通り、 ・藤井両君ノミニテハ 大二考窮ヲ要スル問題と存候、 旁御本人の予定も可在之候得共、 今日の商店ニ於ける会計部 御除 オハ 萬々無之哉と存候得共 加之、 兎ニ角、今 理論 ハ中 仮定数 -々重大 より申

年 御留任被成下候義ハ相叶不申哉、 篤と御協議被成下 度奉希望候

填スルニ重キヲ措クハ大ニ考物也と存候、<br /> 資力ニ付、 単ニ毎期の寄付金ニ由リテ補充スル事ハ不可能と存候、且ツ所得税免除の手段アルも此金ヲ充 御研窮の詳報敬誦致候、 併常々此資力ヲ準備シテ退職者の持株譲受ニ引当の事ハ、 殊二資金入用の場合ニ於てハ商店より臨時借入テ可

達し居候為 現今二於ては人心維危也の患ハ無之候得共、 ヤ今日見渡したる処、大概ハ山家育ニテ将来我商店ニ対し多大の功蹟ヲ齎ラス可ク期待セラ 賦サルレハ壱萬円も格別有難味ナシ、否其少額ナルニ不平の声起ルモ未タ知ル可カラス、 ハ他日不平の基と可相成哉ニ杞憂致候、為念申上ハ筆者の持株ハ既ニ商店定款の殆ント最高ニ ル 原来資金の少額中より割賦サレテコソ千円の株式も非常ニ難有感し可申モ、 候補者幾人乎アル?、 メニ如此 議論ヲ弄スルニハ無之、故店長の趣旨ヨ 候補者少数の故ヲ以テ夫ニ及ハスと申セバ語弊ニ陥 道心維微ナルハ一般の風潮ニ在之旁、 リ遠慮シテ申上候義ニ付、 多大の有金ヨリ割 り可 此金 申 歟 の填実 ナレ共、 況ン 能

右 の如き愚按ニ付、 期決算ニ於て余計の金額相生シ候場合ニハ、法定積立金別途積立金の外ニ配当準備積立 奨励会寄付、 今後暫時中 止シテ臨時ニ余得アリシ場合ヲ待合可然と存

ク々々御玩味被下度候

奨励分株

金 ヲ置キテ可然と奉存候

外の故障の為メ遷延仕候段申訳無御座候、 予定之通り本年中ニ決定の件御尤ニ存候、 兼ては筆者今日迄ニ帰朝御協議申上度存意の処、 而も羊毛鑑定委員及輸出方の惣てを放棄スル事は損

害金高以上ニ商店信用上ニも無形の被害可在之哉ニ被考候間、

決定躊躇致候、

微衷御賢察被下

評価会員

1917 年ニハ八ケ月ナリシモ、1%手数料 Basis ナリシ為メ年俸も給料割合収入多カリシモ、 割賦金ハ延引勝ニ付、当店決算の際キッパ 二関する収入二付、御質疑御尤二御座候、一季節ハ如以前七月初より翌年六月末迄二候得共、 リ算出致し難き次第二御座候、 而して第一回 1916/

1917/1918 年ニハ1%取消シCWCの当行扶持ニテ給料同格ナリシモ、輸出宛分割ハー俵 1/6

(十八片) と相成、当店ハシドニー・ブリスバンニテ五萬六千俵より呉不申、 £4200 の収入二候、併 samples の給料其他諸入費(普通仲買トシテ其口仙スルモノヲ) 是ニテも正味ナ

引去ラレ候為メ、シドニー分ハ正味十四片、 ブリスバンは協同 office 雇人給料加 リ正味八

片二より相成不申、且ツ俵数ニも過不足相生し候間、 結局 Shipping House トシテの収入は二

店員結婚

[店員結婚祝い金について翻刻省略]

勘定ニ御座候

千八九百£二御座候、

之二筆者と Coss の給料千三百磅ヲ加へ、合計一季四千一二百磅ニ相成

入江君出張ニ不抱、 松平店員ハ予定之通り八月出の博多丸ニテ南米へ出張の事ニ候哉?、入江

君出張ニ付、 暫時延期二哉?

片桐店員の帰朝希望の理由拝承、矢張辛抱心不足と存候、何卒将来励精ヲ祈上候 等の在之間敷奉存候、 正金支店長武内氏無事着、 御安心可被下候、 面会仕候、 相沢君とハ是迄始終同行路の人の由 殊二於貴地一酌御招待の事、 好機会ナリシと存候 二一付、 庶幾 くハ衝突

〈S〉大人引続き兵庫在陣御旺盛之由、 御序二宜敷御伝言可被下候

酒井真二郎君丹後丸ニテ安着、大西案内致候、 尚同行廿七日夕、陸路メルボルンへ出張致候

右

北村生

大正八 (一九一九) 年

小麦訴訟

## 第八五〇号信 大正8年7月30日 丹後丸便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

拝啓、前号ニ引続き御受旁上伸仕候

ヂョージソン約定疑問審査裁判の傍聴筆記ハ、 候、何卒掛り合ニ成らす、落着致候様祈居候 大沢君出廷致候得共、正午迄ニハ呼出し無之ニ付帰店、 之候ノミナラス、小麦の事ハ初より大沢店員担当ニて筆者はヂョージソンニは一面識無之ニ付 二対し証拠人トシテ出廷可致様通喋在之候得共、恰モ今朝ハCWCスカード羊毛評価 別紙新聞紙ニ由リ御披見被下度候、 他のイイスタンデモレジ談判ニ掛り居 愈昨日筆者 の事務在

[欄外書込]

西海丸

積出シ多忙の折柄、 証拠調ハ昨夕ヲ以テ一旦メ切と相成候由、 暫時の休会モ大ニ気苦労ヲ助リ申候、三十一日追記 尚回ヲ改メテ審査裁判在之筈ニ候得共、

小麦

間、 こて来濠、 廿六日入港、バランスフルプ商会ニ於て萬事周旋致し、当店よりも大沢・御前両人応接致居候 船長も満足の塩梅ニテ昨日面会の節挨拶在之候、 筆者ハ記臆無之候得共、 同君ハ承知せりと申居候、 船長白石周吉氏ハ十四年前大成 他の代理店抔ハ大分不行届の様 丸錬習生

委細ハ係員通信御披見可被下候

伝聞致候

営業報告書写難有拝見仕候、簡ニシテ要ヲ得、大ニ心得と相成申候

利益計上処分案及第三期予算ニ就ても詳細の御来示奉多謝候、

此分別段異議無之、何分宜布御

第二期決算

倚頼申上候、 可成第三期二持越方御願申上置候得共、 其後小麦 top の大取引成立相成候間

恐くは前二期同様の好成蹟ヲ挙け得可く御同慶申上候

当支店貸売尻其他ニ付テも種々御警告奉謝候、 係員等へ夫々注意仕居候

大正八 (一九一九) 年

訳無御座候、 も在之候ニ付、「モラトリアム」ニ掛リタリトアキラメ猶予致居候、尤も利足ハ取立テ可申候 目下尚 く売約したるハ全く当局者の粗漏ニ御座候、其後毎月 £500 入金の筈ニ候得共、滞り勝ニテ 可争処ニシテ、 二就ても御注意御尤ニ奉存候、此方ニ於ても既報之通大ニ注意致居たるも、 £3000 如命同人の商売好きなる亦タ何等贅沢も無之好人物ニ候得共、 の残金ニ候、 一口ニ評すれハ殆ント金融の為メニ注文ヲ出スとも申可く、 マサカ閉店ハ致間敷も一時の取立テハ不可能ニシテ同情 是ニ何等の思慮な 遂ニ巨額ニ上り申 経済下手なるは不 すへき点

二付、不悪御承引奉願上候

信用状

と岸君より伝承仕候、 銀行宛発行致たる如き正式信用状ニアラスシテ、神戸正金支店より「兼松ニ対し何程迄為替取 組差支無之」と申様ナ簡単なる Note ニ相成居候ニ付、 来示の方針ニ御執行可被下候、但し前便守田生より申上候通り、 御注意御尤と奉存候、 果シテ然ラハー層難有仕合ニ存候 如何ニも今日の取引関聯より申せは余分の据置信用必要無之、 如従前信用状発行手数料ハ徴収無之筈 当地支店設置已来、 従前外国

と成 御 と題し御 日も早く公徳心の発達進境を祈居 行者の取扱寛容と相成候と同時、 が其貸出しニ於て須く対物主義ナリシヲ稍対人主義ニ発展セントスルノ意向相見申候、 種 々散見致候、 サ 候 御 来 ル 可ラサ は封入の 示の 当地 件、 jv 日本銀行印刷説明書は支店一 次第ニ 御警告御尤と存候、 の岸君ニ 御座! 聞合候処、 候 取引商人ニ於ても之ニ酬ふへし、 候 併今日の日本商界の一 日本 為替銀行 銀行井 同へ の資金聚集上、 回覧為致候、 上新惣裁の大坂ニ於ける演 般ニハー 大ニ便宜ヲ増すべしと 依是観之、 寸六ツケ敷問題と存候、 正意誠心を以て営業の方針 従前 説 日 より新 本 . О 従て銀 銀 聞 事ニ 紙 者 上

率ヲ標準ト成シ、 若し夫ニ当地正金支店の売買為替相場ハ 下の買相場 ント割安引受の事ハ難題と存候、 ハ十分 ラ 二 日本行ニ対シテも他銀 方却テ割高ニ相成 現二前便守田生より上 単二日本宛 居候次第ニ 行 の率二競争セサル約束在之趣二付、 御 ノミニ由らす、 座 伸仕候通り、 候 他組合銀行 貴方相場の高下ニ 御 0 来 口 ンド 示 0 比 1 ン為替 l ポ Ĭ

2/2七日 場 二貴地よりハ六十日払 前 郵ニも記載致候英米為替四弗三十仙前後ニ迄下落致居候得は、 % % 1着電、 大下落ニ直ニ 出 合 と相成候後変化無之候、此差壱円ニ付一片ト十六ノ十一の相違ハ莫大の事ニ候得 0 六十日払 関係と当地とロ 影響ナキ 2/4 1/6 と在之候已来変更無之、是ニ対し当地より 2/5ンドン、 ハ 1/2 銀行間 の御来電(ノミナルとあれ共) 貴地とロ の掛引ニも由 ンドンの相 ル義と被考候 場関係 接手致候得共、 日 起因スル事と存候、 本の為替も変更ス 貴地宛 当 ハ七 1地正 月 併 金 英米相 エハ本月 ク、 共 辺 既 Н

オリイン

七月三十一日認

致候、 如何共致方無之、£70 ニテ五十噸たけ昨夜打電申上候、多分御引受被下候事と存候、 地へ参り居候事伝聞ニ付、 先般筆者メルボルン出張の節、特ニキッチン訪問ヲ見合居候処、昨日偶然 Fred キッチン氏当 £80 二達し候由、此塩梅ニテハ油脂類当分下落ハナキモノと存候 漸くの事ニテ £70 迄承諾致候得共、御差直の 早速往訪百方懇談致候得共、 £65 二ハまけ不申、甚残念ニ候得共、 目下相場 £80 と申し居候勢ニ閉 今朝タ

殊ニ店員中より教師を撰出し夜学御開始の趣、 付属家屋新築完了と共ニ準店員・見習生等十四人収容、 最も好主意と奉存候、 割安賄料御決定之由、 何卒、 生徒等の進歩ヲ希 賛成二御座候、

望すると同時ニ教師諸君の御尽力奉謝候

毒と存候ノミナラス、 但し此教師撰任の人ニハ矢張店より多少の月謝ヲ給与スル事可然存候、 気乗モ薄カル可ク被考候 ロハニては気の 運賃

品物紛失等の患ナキ哉?、 為メ厚く御礼奉申上候、多年の因襲と惰勢ニテ更ニ何等の活気無之、 竣成と共ニ組織改革、 テ奨励増給法御励行被下候ハゝ、 各課の分担、 筆者帰朝の度ニ瞥見致来り候義ニ御座候、 大二事ム渉取り可申哉と相信し申候 雇員給料改定、 勤勉奨励等種々御配慮被成下候段、 今後勤惰ヲ公明ニ調査シ アンナ事ニテ能 ク間違や 商店の

纏り候趣、 特別割戻し御交渉被下、種々御尽力の結果、年額三千噸迄 2 ½%、 NYKニ於テ濠州より入荷ニ付 2 1/2% 御配慮奉謝候 運賃割戻しの内約在之候処、 3千噸以上5%と御協議 日本より輸出品ニ付テも

と運賃の安率と相俟テ、 但し天産物・油類は除外ニ付、現今の如き注文大ニ緩漫ニテハ如命折角の御好意も荷物の無尠 特別収入の殆ント算盤ニ乗ラサル如き悲況は真ニ遺憾ニ奉存候

#### [欄外書込]

12 羊毛 Top 1/2 % より少額の様存居たる事ニ御座候 五萬俵ニ達したる 12 1/2 % 割戻しも無事御受取済之由、 御尽力奉謝候、 実ハ

諸会社増資

已来) 私用暗号引続き御調編御尽力中の由奉謝候、 ヲ以テ解除相成候処、 日本其他の中立国宛ハ今尚センサー続行致居候、 英米行 「センサー」は本月廿三日夜半(4/ap1/14 甚不都合と存候

得共、政府の仕事ニ付、致方無御座候

正比例ニ収益も多額ナル 競争場裏ニアル者ハ余程確実の見込相立不申テハ濫リニ増資ハ考へ物ト存候、大資本ナルダケ 盛大と可申候、 井や郵船・大商等ニ対し夫位ハ当り前と存候、我等のお得意なる各毛織会社も莫大の増資は御 昨年十一月平和風已来、一時人気沮喪致居候処、 我商店ハ先以当分居坐り可然候、否増サントスルモ未タ夫迄の歩調不整ヲ奈何? 績会社の如きは不当の高利ヲ占領シテ需用者の苦痛ヲ不顧の輩多きは日本一般の 諸会社資本金追加の計画 戦争中大分基礎堅実と相成、積立金多き会社乃至同盟聯合、 ヲ得ハ何事も無之候得共、 瀕々の由、 国家の為メ悪敷事ニハ無之と存候、 近来又々景況挽回物価再騰と共二人気盛返り、 人事不如意の場合不尠候間 正金銀行の壱億円は三 所謂トラ 風二候得共、 御来示の如く スト的紡

第二 一回分譲羊毛

> 第二回の入札式洗上け十五萬封度も、 市場もロンドン相場ニ靡き、 大分上騰の塩梅ニ候得共、 藤井君上京首尾克御獲得の由、 片桐店員ニ於て都合克調弁行届候様祈 御同慶申上候、 其後南阿

上候

蹉跌の事、 御迷惑御察申上候、 何分セリ市開始已来、 政府の First Price より一割已上も高

外国行直段も再ヒ引上け考ニ変更シタルナル可ク、

日本需用者

の決定永

引の為メニ不利益と相成候段、御気の毒ニ奉存候

直ニ売行候好況ニ付、

加之、 農商 ム省・外務省等の Red Tape ニテ又々余計之手数相掛り候段、 周旋方御察申上候、

既ニ英国政府買上けハ来年六月末限と発表ハ致居候得共、七八月已後、直ニ此方セリ市 開会可

ハ懸案問題ニして未タ安心シテ期待難致模様モ在之候旁、何と歟、

交渉続行五萬俵

果シ

テモ七萬俵デモ分譲方御奔走相成候事肝要と存候

相成哉否哉

テ事実とせは此処軍用萬歳ニ御座 但し陸海軍用としてメリノ洗上け百四十萬封度、 候、 如命此取扱御引受相成候様祈上候、 XB洗上け十萬封度ハ既ニ引受済之由、 此方清水惣領事へハ

何等報知未着の由ニ御座候

片と確約纏 ウイツドン製品は時機好適中、 り候段、 好都合二御座候、其前の77片口ハ申ニ不及、最後の八十六片口と雖トモ、 近頃ニ於ける初メの 四十二萬ポンド 78 ½ 片、 五十萬封度86

欧米相場ニ比較スレハ非常ニ割安原料と相成、 御同慶申上候

Wノイルもマニラ行四萬五千封度、 田生より催促致候結果、 前刻筆者 Frank 氏ニ面会のせつ、37片ナラハ承諾可致塩梅也との口 是非供給のCWC差図ニ付、此方延引致居候得共、

再三守

振ニ付、

早速来年二月末迄六ケ月分右直段引受の事ニ交渉中ニ御座候

上騰 例の如く増田屋や其他新米連中の抜け掛け在之候テはダメニ御座候 守し、79片78片、即先方申出直段以上ハ不承諾の事ニ各方面示談纏ラサリシニ哉、遺憾ニ存候、 止御引受の事、成行とハ乍申、如命心外千萬と存候、 ラサレハ英国へ輸出ハ不可能ニ御座候間、 全く三井等の見込的先廻りニ東洋其他の得意の応酬サレタルニ由リ、 反之、Hughes Top ハ僅ニ十萬封度ナリシモ貴方返電延引の為メ二片と四片モ寝返リサレ、 (棉糸生糸の関聯上) の為ナル可きも、Hughes 日本の腰如何ニ由リ大ニ叩キの聞く筈ニ御座候、 の品ハプレジュダスの為メ余程の割安ナ 何故二此前の時の如く正義国利主義ヲ固 又一般モスリン景況更ニ

Н ノイ ル は此前 の大口ハ三井と協同ニて都合克相運、 更ニ跡品も聞合中、 委細ハ守田店員より

御

通

知可申上候

事ニ御座候 況ンヤ工場落成数ケ月前より Yana Fall 交渉手抜り云々の御批評ハ聊残酷と存候、我等も僅々人ノミ三面六臂の働ハ無覚束、 前郵守田生筆記報ニテ御承知被下候哉ニ奉存候、我等も近き将来ニ於てメルボルンニ輸出入品 此XB約定出来の為メ付属的ニ少数の 60s、64s の供給ヲ得タル事、 Current Price ニテ不見点ニテ XB Top 約定ハ思付カサリシ 事実成行

兼帯の派遣員必要と存候

係トシテ二三年在勤シ、1916 ハラムハ存知シ居ル筈ニ御座候、元々ヒュースのエゼントとして英国及大陸ニー両年滞在 イ Μ (元々英国人ナレ共) シタル人ナルモ、成蹟不良ニテ解約後、 Μ ットリ)氏出張致候間、 は如此多数のXB Top ヲ於貴方如何ニ処分可致乎、 貴方御探窮被下候ハゝ明了可致候、 の中頃増田屋へ住替タル先生ニ御座候、 過般安芸丸ニテ其係員 Whitory(ウ ブリスバンのモアヘッドの羊毛 此男ハ藤井君御承知乎も不知、 人柄ハ善良の男ニ候得

メルボ 割安の上等ノイルを三井ニ使テ遣られたるは全く此方の油断ナリシニ相違無之、不幸ニシテ、 ルン駐在員ナカリシ罪ニ御座候、 平二御詫申上

共、手腕ハ怪敷ものニ御座候

始は 筆者態々出 不満足二候得共、 張 ハ書面ニテハ再三落第致居候間 今後交渉の端緒ヲ得たるノミ、近日支配人ロビンソン氏当市へ参る様申 無止面談 0 為メ出張致し、 如既報 僅少 0

併ノイルハ 来居候間、 相当ニ貴需ニ可応存ラレ候 重テ協商可仕候、 但し既報之通り、 殆ントXB専門ニしてメリノは少量ニ 御座候、

ジソン信用問題より不正の嫌疑起り、 得共、此方も二三店の雇船一時ニ着港可致為メ積取段取ニ中々の配慮ヲ要し、 ルモ、 値打可在之哉ニ存候、 利益割合宜布ニ付難有過クルの感云々、御尤ニ候得共、 候事故、表面の多忙已外の心配も不尠、 貴方針全然賛成二御座候、 押して跡約御割愛の処御注意奉謝候、 殊ニデモレジの為メ多少の吐出しは御含置被下候事必要と存候 取引先の資力如何の注意ハ最重要点ニシテ夫カ為メ尚買気ア 如既報裁判沙汰と相成候等、 何卒、 全く貴地の約定モ非常の御尽力、 全部無故障積出済相成候様神掛け祈居 此方の苦神も御斟酌被下候ハ、夫位の 此間二其間 加フルニジ 題の小麦ヲ引取 其功蹟著明二候 候 3 如 命

咄と存候、 り候事と存候、 東洋製粉ハ増田屋劣等品の違約として四千屯の手前、 裁判筆記ニ在之候ホーンなる仲買人もドイルの手先キニシテ、 果シテ然ラハMM同様弁金問題と存候、夫カアラヌ乎、久原ハ其後手扣の模様 約八萬円も弁金支払の由、 此男より久原 随分乱暴ナル ハ買送

競馬

藤在之候事と存候

鈴木慶太郎氏ハ

Doyle

同行安キ丸ニテ貴方へ参り候間、

鉱石問題已外、

小麦其他ニモ沢山葛

因記、 岡部氏死因二付、 貴方の新聞紙ニハ何ニも無之、 故人の為メ喜ヒ居候

先達馬政委員会ナル法律発布ニ付、 競馬会再開可在之哉と被考候、 御除オハ無之候得共、 新聞記事より研窮致候 馬の輸出もマンザラ捨タモノニ無之 ハ 、近き将来ニ於テ条件付 ナル ヘキ

と存候間、 今より内密ニ御調査置被下度候

五十萬円斗被服廠より注文可在之の由、 薄利の品故格別難有味ハ無之候得共、 生憎英米大暴騰の為メ此方ニテも毎周 昨年の先例も在之候間、 他店ニ横取ラレ候事ハ在之 上進一 方ニ御座

兎皮

間敷、 東京支店適当の御交渉ヲ以て不日御注文可被下哉ニ存候

取引所改正案

候

趣、

<u> ر</u>

事ハ此方不案内ニ候得共、 大分問題ニ相成 別紙 切抜 日本ニ於ては公然大博奕の実行サレ、 多少御参考二可相成存候間、 閑暇御披見被下度候、 夫カ為メ実際の需用者ハ大ニ 相場

大正八 (一九一九) 年

芸芸

屋の

御倚頼

迷惑ヲ蒙リ居(主意ハ需用者の利益の為メト云フ口述ナレ共)候、 ニギャア々々々騒き致候新聞屋や裁判官抔ハ没常識の連中と存候 ハ、弊害ハ減少可致事と存候、株式や三品米穀の大バクチを攻撃セス、僅少ナル競馬の富籤抔 如当地惣て現物ノミニ致候

Best 高率換算(英貨の)ヲ以て御振替被下度御願申上候

目下為替の相違多大ニ相成居候間、

甚下勝手、

店の規定以外ニ小生勘定より金壱萬円、

最近の

右

北村生

三九四

### 大正8年8月19日 西海丸便

号外信 照会を受け候場合は、 保管被下度御願申上候、而して比較的最近の元帳は便宜上小生私宅に保管の事と致し候、 通り諸帳簿は事実必要無之候に付、一箱として本船々長に托し御送申上候間、 が表れ候哉も難計、 は通覧後、多分焼却するならん」と申すにあり、貴方にては全部焼棄済の事に御含みをき被下 へトモ、輸出口銭無視の事も現在当局者が認めくれたりし事にて、他日再び意見の異りたる者 所得税届出の件は追次御報申上置候如く、今日にては悉皆整理済にして後ろ暗き事無之筈に候 シドニー支店守田治平→神戸本店重役 何れにしても帳簿を手許に置かざるを安全と為すとの注意に基き、 当方の答弁は「毎年帳簿全部を日本へ送る習慣と相成り居り、 貴地にて其侭御

以上

御願申上候、

如此取計ひをき候とても、我等は法律上の責無之物に御座候

日本にて

萬一

別表

小生の帰朝

大正八 (一九一九) 年

# 第八五一号信 大正8年8月29日 井平丸便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

拝啓

貴信七月三日付39号江蘇丸便、本月十二日着

貴信七月十四日40号日光丸便、本月十九日着入江君認本店ユ出部ニ関スル通信、〃 同

七月廿九日付41号マドラス丸便、本日延着

(此 copy ハ天正丸ニテ本月廿三日先着)

外二第二回定時株主惣会決議録謄本等、辱拝見仕候

二付、種々御心配相掛け恐縮ニ奉存候、今回ハ丁度丸三年ニも相成候間、 ホリデーとしても一

出サ 応帰 他 過二 ニテ 可 ル 月出 三 例 ボ 付 と相ば サル前官報ヲ以テ任命致候事、 ル ハ先日 朝 発の事交渉致候得共、 のア 仕 ンニ与奪 度用· 直接ニハ 小生メルボルン出張の節、 ル 事二 貴方年内の御計画ニ手違を生し候段、 意致居たるも、 Ö 候得 交渉セサリシ義ニ御 権ヲ握 共、 り居候事故、 十一月一杯ニ帰役ナキ限リハ 是も不承知、 既報之通り、 頗る高飛車ニ御座候 座候、 直接談判云々御想像アリシモ評価人等ハ各州の委員会通 如何共致方無之候、 是非三月一杯相勤可申様の伝達ニテ閉 メ ル 而シテ当地の委員等ハ大ニ同情致 ボ ルル 幾重ニも御 ン中央委員長の圧 輸出 今回の如キ新季の [方割宛中止と申候、 断 申 Ė 候、 制的 別紙往 決答ニテ遂 application 呉居候得共、 |復書 口致 不得 (三出 候 止 面之通 貴方 来年 立不 ヲ メ

スル 市 尤 上 句 例 二出出 来年六月末限買入中止と声明致居候間、 0) 候事ニテ定メテ御不満と存候得 原料制 相立チ不申、 昨年任 行動ハ少々遠慮セサル スニシテも 限法と歟何歟の名義ヲ以テ濠州聯邦政府ニ於テ買収実行致候哉も難計 命 の際、 愈昨 政 府 首相より任命取消ナキ限リハ辞退ス 0 H 関 布達在之候間、 可カラス乎と恐レ居候処ニ御座候 渉付と相成不申哉 共 四千よ余の犠牲 無止本年帰朝見合二決心致候間 是ハ恐ク大丈夫ナル可シ、 の掛念在之旁、 ハ忍ヒ難き処ナ ル ヲ得スとの書付ヲ取ラレ居 唯今の処、 ĵν 然ルニ近来の様子ニテ 中央委員長の意思ニ反 ノ ミナラス、 最後の発電 而シテセ 英国 候故、 御案内 1] 申 文 府

間、 割出 届き候様御答申上度奉存候、 ハ可成本年内ニ御実行相成度御希望を以て、 最後の シタル 前田 匹 表ハ大ニ備考ニは相成候得共、 私案最も参考ニ相成申候、之ニ対し尚篤と再考之上、 尚安芸丸便ニも何歟参考資料御送付被下候ハ 素々奨励金 種々参考材料御送被下御尽力奉謝候、 ハ寧ロ抜適的配分すへきが本意と存候 願クハ本年内ニ御発表行 `, 是亦斟酌詮議可 比 例 通 りニ

仕候

如何? アリシ事ニ候得共、 テ頂キ度希望致候、 イテ貯積スルノ要ナシと存候、御来示の定款ニ10%以上と相成居候ハゝ之ヲ10%以下と変更シ コトハ大ニ考へ物ニシテ、 底十分ニ意思疏通六ツケ敷哉ニ存候、 奨励会資金充填の事ニ就ては、 半季ニ五万円も操合可能の場合ハ10 此会創立の頃 御来示之通り銀行家の思惑又ハ所得税モ免レスと相成候 前田重役の御来意と筆者の意見ハ少々符合不致、 ハ左様ニ多額の純益ヲ予期セサリシ 筆者の考ハ前便ニも一寸申上候通り、 %以下の自由ヲ与ヘテ差支ナシと存候 ヲ以テ、 此金の多額ニ上ル 10 % 以 書面ニテ ハゝ 上 の必要 益急 Ź 到

新株贈与候補者ニ付、御来示ハ大概御同感ニ付賛成致度存居候

余は次便ニ譲り候、不具

北村生

#### 1919/20 期節

## 第八五二号信 大正8年9月4日 天祥丸便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

船貴着と遅速無之見込ニて省略致候

拝啓、日光丸便ニテ一筆差上可申の処、

本月一日より新季評価開会ニ付其方へ掛り居、

且ツ本

前便切抜既送ニ付御承知と存候得共、記録の為メ左ニ再記致候

#### Sydney

63	62	S61
22	15	1st
*	*	Sept to
		Ö
26	19	4th
*	*	Sept
30,000	25,000	25,000
*	*	B/S

大正八 (一九一九) 年

				-		
B/S	約 360,000 B/S	214				
*	40,000	*	12	Dec	4	70
*	45,000	Dec	ω	*	25	69
*	45,000	*	24	*	14	68
*	45,000	*	13	Nov	51	67
*	40,000	Nov	4	*	27	66
*	35,000 *	*	15	0ct	7	65
*	30,000 *	0ct	6th	*	29	64

at Brisbane

R/S	学 130 000 B/S	绺			
*	45, 000	19th Dec	to	Dec	15th Dec
*	45,000 "	24th Oct	to		20th Oct
B/S	40,000 B/S	12th Sept		8 th Sept to	8 th

Coss は本日午後三時半汽車ニてブリスバンへ出張致候、筆者ハ多用ヲ口述ニシテ出張免除ヲ 得候得共、次周八九十の三日間はCWCのスカード羊毛評価ニ従事セサル可カラス候、厄介千

萬二御座候

[欄外書込]

事ノモノ多く、 NSW西部及西北部旱魃の声高ク大ニ杞憂致居候処、 草種少ナキ割ニテンダー多カラス候、 如此ナラハ昨季ニ劣ラサル作柄と 第一回の評価出品ヲ見ルニ案外善

被考候

ニ於て公開セリ市再始如何、 態々電信御照会ニ候得共、此方ニテも全然暗黒ニ御座候、

季ニ入リタル計の処ニ付、十ケ月先の事ハ見当相付き不申候

然ルニNSW及ヒクインスランド産の如き優劣相半スル産毛国ニ於てハ特ニ其劣等品 濠州ニ於てもウィクトリア州産毛の如く、歩留り高き混雑物無尠品の持主ハ 致候哉も難計杞憂在之候間、不取敢「見込不附候得共、 英国政府ニ於ては濠州聯邦政府ヲ通して一手買上け約定ハ、一九二○年六月末ヲ以て完結の事 ル向キ多キ哉 直段ニては甚割合悪敷候間、 と公表致候間、 の噂ニ御座候、 ハ勿論 果シテ然ル義と存候、 15 1/2 片 flat 既ニ不平の声高マリ居候実況ニ付、 政府の命令と雖トモ既ニ平和克復後の明年ニ於テ各荷主の一致賛 直段二均霑スル事非常之利益ニ付、 乍併前便一寸申上候通り、 前途悲観」 政府の管理ニハ大反対と存候 聯邦政府ニ於て一季位 の旨返電申上置候 買上け継続ヲ希 15 1/2 の荷主の 片 二ハ継続 望ス

運漕 船腹不足ナルヘク候、 酌も難問題ニ御座候、 成 ン公開市場ニ出品スルヲ得サル可ク、又相場保合上ニも中々の困難アル可ク被考候 りの事、 十萬俵 ニテ割合克売行可申も、 (日本の如キハ便利ナルヘキモ)、又荷主ニシテ直接ニロンドンへ委托送荷セントスル ハ六ツケ敷カル 頻 繁の折柄、 跡も急遽回船ハ六ツケ敷哉の公評ニ御座候、 1919/1920 新毛約百七十萬俵と見込、 到底不可能ニ属し候、仮ニ毎月廿萬俵ヲ輸出スルモ尚十五ケ月ヲ要し候、 可シ、 食糧其他必需品ニ重キヲ措キ候間、 加之、 殊二政府所有の羊毛相当二目鼻相付キ不申以前ニ私有品と混交ニロ 劣等品ハ仏白等専門の炭化工場の整噸迄ハ思敷売行申 去り迚予定之通、 過日新聞紙呈出致置候通り、 公開セリ市実施の暁ニハ上等品 合計三百萬俵の荷物ヲ来年九月十月頃迄ニ積切 旁セリ市ニテ買ッタ人も積船困難 既二英国ニは羊毛原料過剰ニ苦ミ居候位 本年六月末ニ全濠州ニ貯蔵品 ハ 米国 問 日 況ンヤ戦後 本 此辺 ナル可ク 等の競争 モ 設有三 ンド 亦 0 夕

右 の事情より推窮すれハ、明年九月頃ニ於て濠州セリ市再開可在之とハ難考、 公開セリ市ハ一九二一年ニ入リテの事ナルヘシ 仮ニ政府の干渉

も売渡許可可在之情報ニ付、 竜電ニ由れハ、本月一日より已後の英国各市のセリ売品ハ米仏伊等ハ勿論、 此処数ケ月乃至一ケ年位ハメリノニ限り、 相場下落ハ在之間敷被 中立国及独乙人ニ

予被成下度候、 成候為メ途中横取ハ先方ニ於て徳義上承諾不致、 れも大ニ割安と相成、 貴方ニ於ても木棉糸の暴騰よりモスリン市場も確実ニ高相場保存可致被考、 入レ行届き候哉も難計期待致候 守田店員報告之通り其他新規の工場ニハ注意不怠候間、近き将来ニ於テ多少買 御得意の為メ御同慶申上候、 詢ニ無止立場ニ付、 只タヤラフォール 政府管理解除の時迄御猶 製品は全く鈴木へ先約 既約定 Top は何 相

は Ρ 定の地ニ暫時辛抱セサレハ味の出ヌモノと存候 ド雑品の需用増加、 Home E四十一号信サヌキ丸便写、昨日到着披見仕候、片桐店員活躍の模様紙上二徹見致し、スカー sick 二罹り居候哉ニ伝聞致候片桐店員も大分ニ油が乗り出シタルカ如し、 恰も四年前当地より買送り候時の如ク、貴方の御奔走振も想見致候、一時

Fordred 要と御覚悟置被遊可然哉ニ奉存候 御計画ニ付、 顧フニ濠州産毛取引の 君久々英国へ出張中の処、 急遽帰阿可致の旨御苦労ニ存候、 前 途 ハ 前掲 の成行ニ付、 広戸店員再三の出張ニテ新季節ニ於ケル西部産毛買集メの 来年今頃ニハ矢張買方トシテ〈K〉駐在店員必 何卒米国より注文の衝突ナク御成効を祈上候、

第三期決算予算

ニ 付、

藤井重役特別状忝拝見致候、

内海君も近日日本出発南阿ニ向フ由伝聞致候間、

三井の赤松店員ハ明日出帆南阿へ出張致候由、

本日告別来訪致候、

一二年同地滞在之由申居候、

此事片桐店員へ心得の為メ打電可致候

小麦積出しの混雑と延

引ニ付、滞船料問題ハ容易ナラズ、是非ヂョージソンへ転嫁致度用意無怠手配致居候得共、 寔二好成蹟二可相成御同慶申上候**、** 

簡単二ハ解決致間敷、 大二心配罷在候、 只一の望みは裁判所ニハ凝

り々々

相 0

此方二於て貴方予定の収益ニ減少を加へ候哉と存候得共、 内済可致候哉二被考候得共、 果シテ此方請求ノ通り弁償可致

前期より

の準備も在之候間、 大体ニ於て大差ナカルヘク難有仕合と奉存候 哉否哉ハ問題ニ御座候間、

同人ニ付、

可成訴訟沙汰ニせす、

手モサル者ニ付、

積出し延引ニ付テハ、 大沢店員弁明之通り、 一同必死ニ奔走尽力仕居候得共、 相手ハお役所ナ

以下、 九月五日認

四0六

Royal Commission 無之、 ニ衝突ハセサル可カリシニ、他店の船ハ知らす、当店分ハ皆数周乃至一ケ月已上も延着の為メ ルト小麦局取扱以上の事ハ責任なしとのジョージソン体度ニ付、大ニ苦心の処ニ御座候、 雇船も予定の通り順着すれハ、今日の如き三井・増田及当店と一時 例の

題ヲ貴方へ御倚頼致候事、 荷主トシテハ可成事情説明、 加之、代理店ト荷主と一手ニ引受と相成、代理店トシテハ船主の利益ヲ擁護セサル可カラス、 頗御気の毒ニ候得共、 滞船料軽減ヲ願ハサル可カラス、 何分宜布御願申上候 詢二苦敷立場二御座候、

此難問

非常の混雑と相成、滞船料問題を惹起し候段、頗る遺憾ニ奉存候

欄外書込

各船延着入港の事ハ滞船料掛合上、一の口術と可相成存候、 如何?

欄外書込、 日本側重役による]

NO!予定数量丈ケ船ガ収容シ得ザリシ点ニ付研究中也

貴方約定上、 持ニ相成居候事モ在之候趣、 多少の口仙の外ダンネージハ大概船主持の習慣の由ニ御座候、尤も三井の雇船 但し三井及鈴木 (MM) 譲歩サレタルト空気抜キニ重キヲ措カレタルニ起因スル事と存候、 等へ聞合候処、代理店手数 按する二習慣ニ経験薄カリシト運賃ニ困窮の折柄ナリシヲ以 £10/10/0 のボッキリは甚無情と申居候、 の中、 実際、 或船 ヴェン が半

チレ ーター不用ナリシヲ先覚サレタルナラハ、ダンネージハ無論船主持ニ強弁相成候義と想像

又如此当地ニ手間取ル様ナラハ井平・天祥ヲメルボルンニ廻し、広福丸ヲ当地ニ止ムルの手段 二御参考置被下度候 もアリシナレ共、 元々チャーターの条件ニ反スル義ニ付、不可能の事ナリシモ、 今後同様場合

#### 欄外書込

此点貴説ノ通リナリ、 全ク通風害ヲ重要視シタル素人ノ間違也

遺憾千萬ニ奉存候、昨今交渉中のNYK臨時船の来航決定ヲ祈居候 方ニテ利売行届候様切望致候、他国へデも輸出運賃払底ニ付転売の途無之、 夫ニシテも当店買持分二千噸、今日の相場及本品も既送見本より優等ニ付、 麦を大分買入レタ由、 本日貴地カネ辰出張員田井駒吉氏より伝聞ニ由レハ、鈴木ハNSW麦ハかい入サリシモ Vic ハ小麦局ニ対し男前悪敷ノミナラス、目下 6/10 ½ り三片安ニ offer シタ分)も同店へ買取リシ口振ニ想像致候 而シテ同代理店 Sleigh の見込買持余分の四千噸 と相成居候品ミス々々犠牲と相成候事、 (先日小麦局の直段よ 無条件取 是非便船 消 ヲ得テ貴 の閉口

ンク 成居 守田店員通信之通り跡売約見合居候事、中央委員長の意向ニ哉?、日の見込ニ哉?、 各地へ納り候事と存候、例の政党屋の古手ワットソン氏ハ目下ボストン滞在中と伝承致候 ネ」テ拡張セヌ事ニ哉? ニ存候、 兼て守田店員より御通知申上候米国行ハ事実トシテ現レ、去月末、汽船ナイアガラ号ニてヴァ ハ製産順増可致、 ーバー港宛千弐百四十四俵積出し申候、多分×Bと Merino 半々位と存候、 (一説ニハ妥協行届き、 目下の直段ナラ政府の収入も多額ナルヘキニ付、此際日を鞭撻シテ 3 Shift 然ルニ尚 1 Shift ニ緩漫ト仕事致居候事、 訴訟ハ取消ニ相成候様の唱も在之候) 為メ、 例の訴訟事件も行掛リニ相 ヒュースニ於て「ス カナダ着之上、 頗る不審 ニ拡張

三井ニ於ても Top の咄ハ当分六ツケ敷とアキラメ候ニ哉、赤松生南阿出張致候ハゝ羊毛係員

ハ皆無と相成候事ニ御座候

脂肪

貴方の注文ニ付、下ルトハ心付ナカラ、最頂上の直段ニテ五十噸買入候事、 進歩致候 候、品はALニ付申分無之候得共、十日立タヌ中 £80 も今日より見れハ割高ニテ御気の毒ニ存候、但し (冬期ナルニモ由レ共)、残り百廿五屯御催促ニ候得共、ジット見合中ニ御座候、 £10 も下落申訳無之候、 Cock bills O R の 詢ニ不器量ニ御座 も近来製品余程 £85 Cock

併安キ丸出帆迄ニハブリスバンニ於て £75 fob 辺ニテ買入度計画中ニ御座候 ルニロンドン弱気ニ不抱、前周の下落ニテ内地石鹸屋の買気ヲ催し、 昨日は34よ跡戻り致候、

ロンドンの本日着電は、2375 C/S offered 670 C/S sold Mutton fine £107 Medium £94

sold Mutton fine £107 Medium £94

Beef  $\sim$  £110  $\sim$  £94

此直段ハいつも 2 ½% 割引アルモノニ御座候

而シテ出品の割合ハ売行少数ニシテ人気の沮喪ヲ示シ、 且ツ近着八月末のロンドン統計ニ由レ

)

Stocks 5441 tons Imports 3357 tons

& Deleverig'es 2445 tons (only)

依之見ルモ、売行は一寸渋滞致居候哉ニ見受ラレ候ニ付、今後下落する共、再ヒ大ナル暴騰ハ ナキ事と被考候、但し近来為替の大狂ヒニテ貴地向キハ余程割安ニ相成候次第ニ御座候

今便野沢船長二托し段通一巻筆者より輸出致候間、 御受取之上、二枚ハ住吉隠居へ、二枚ハ京

酒井真二

郎君

二ケ月已上滞在之処、

爪哇廻りヲ見合せ、

日光丸ニテ帰朝相成候、

ルン出張中の費用ハ

外ニコーンビーフ四打托送致候、

此内二打は酒井真二郎君の注文ニ付、代金御徴収可被下候、

宜布御願申上候

乍御手数御配分奉願上候

二打は小生より福田俊夫老人へ送呈仕度候間、

都拙宅へ御送被下度、委曲前便山本一郎店員へ申遣置候間、

二候 [後略]

右

お客様トシテ支店負担ニ致候、又滞在中も昼晩共可成店ニテ日本食御馳走致候間、 メルボ 大満足の筈

北村生

大正八 (一九一九) 年

## 第八五三号信

## 大正8年9月16日

セントアルバンス号便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

拝啓

貴信42号八月十二日付アキ丸便、 同封入の来年度より昇給の草案、 入江君行写 本月十三日着

南阿出張員輸出入部宛南米松木行通信写

入江重役七月三十一日付香港出通信、本月九日着 藤井重役八月十三日付第二奨励会ニ関する私案

夫々拝見仕候

より前田重役宛辞職願の発電相成候趣ヲ以テ本月九日私電到着拝見仕候、 筆者ニ於ても驚入候

上候、 候、 間 落着迄ハ同 レ共、 致方も無之候得共、 族の方へ書面交渉シテ、 メ同人ニ交付し、 の不徳ニ候得共、 本人申出 ニ引止メ度考ニ御座候、 聞合候処 処ニ御座 ナカ 書面 何レニシテモ小麦積出し後、 自己の耐忍力不足の為メニー轍ヲ貫カントスルハ頗る不心得と存候ニ付、 リシ義と存候、 実ハ前田 \_ ハ [中略]、 相成候段 如何ニも尤もニ存候、 人の帰朝ヲ許ス能サル 態々貴方ニ迄御心配相掛け赤面之至ニ奉存候、 重役二対し電信ニテ御返辞可致乎とも考へ候得共、 同人ニ於て尚理解シ能 帰朝辞職之上、 旦日本ニ帰リテ相談スルと申事ハ時機後れニ候間、 苟も縁アリテ入店し足掛け七年も勤務致候事故、 悪からす御承知奉希望候 按するニ Home Sick 電報ニテ其意見ヲ返辞シテ頂ク事ニ相成候 目下不幸ニシテ在留邦人中、 尚デモレージの交渉ハ最初より本件の担任者ニ付、 此相談相手ナケレハ筆者の趣旨が本人二了解ヲ得サ 処二御座候、 独立行動ヲ欲ストノ再答ニ御座候、 *)* \ サルニ於ては の気味ナルへシと存候、 旁初メヨリ電報ヲ以て前田重役ヲ煩 這般の相談相手ニ成ルヘキ知人無之との 前田重役ニ書面交渉、 十日夜如何なる発電を成 夫程の緊急事件とハ難認候 ハハハ 尚アキ丸便より 特別 敢テ本人 筆者の意見ヲ書面 の理由 慥ニ本人の利益と存 又ハ大沢店 の希望 尚本人の為メ アラハ格段 ス 再報 程 此事件の したる哉 ル . の ハ筆者 ナラハ 事二 二二認 可 員 申

0 義二 付テハ 此元 851 号上伸仕候後、 如前記、 入江 ・藤井両重役の私案接手、 近日更ニ四方

兎ニ角 重役 の御考案ニ接すへく待合居候、 既接の前田君の私案ト称スルモノと今着の入藤両君の提案ヲ斟酌し、 但し或は 四方君 の遠慮ニテ御送付無之哉も難 愚按起稿致度奉 計と存候 間

存候

充填 初 税二相成候様御尽力奉願上 メ奨励会積金ハ所得免税の御見込ナリシモ、 Ź ル 事 ハ 不賛 、成ニ候間、 候、 好機会ニ於テ定款改正、 此成功不成功ハ第二の問題トシテ、筆者ハ今尚此積金 其後、 純益の10%以下と御改正被 矢張徴税の交渉ニ接セラレ候由 下度切望致 ヲ多額ニ 幸二免 居

カ出 重役予算以 君御来濠の節 愚按ニては、 ル 力蛇 御打電被下度、 力 上ニ相成居不申共、 出 の予算よりも奨励積金ハ多少過上ニ相成居候ニ付 前 田 ル 歟、 私案ヲ原案トシテ、 筆者の愚考ニ御 不賛成ナラハ 此際三拾萬円迄奮発配与実行御賛成被下度候、 第二候 "Fidelity unagreed" 任被下度候、 補者二迄新株配贈 幸二御同意被下候 と御 の考ニ御座 小生の考迂活ニシテ事実前 電被下度候 ハ、引返シ 候、 振当ニ付テハ鬼 丽 シテ 祚 车 前 田 田

御 回も不苦候、 ル 御 哉 同 意被成 b 同意二候 難計 下候得は、 併大概の事ナラハ御賛成被下度候、 頗 ハ、今一段意思の疏 Ź 難題 三拾萬円ヲ基礎トシテ 二候得共、 其内行違ニ接手する貴信中、 通ヲ竢ッテ決定仕度候、然ルトキは或ハ (キッチリ全額ニ充ルヲ要セス) 筆者ハ可成各位の思惑の一致致候好機ヲ以テ 又参考スベ キ材 本年 料 割 内 ラ得 二間 賦 可 致、 は ニ合ハ 愚接撤 若 サ

実行の利益ヲ確信致居候事也、余ハ目下考案中ニ御座候

二付 下 ヲ店ニ保管スルの方法ハ無之哉、 ル杞憂ナシトセス、 ラハ大丈夫ニ御座候得共、 如何ニ生活費暴騰ニテも多少の余剰ヲ生スル筈と存候、 而シテ家族多人数の店員ニハ無理ナキ事情ニ候得共、若輩の独身者ニシテ百円已上の月給は 如シ)、 ハ是非モナキ事ニ候得共 御来示敬承、 0 20%ニ対し百円已上 本人の心得次第ニテ 一度20%、 日本の諸物価棒立の暴騰ニ付、 15%と決定スルの故ニ給料改正ニ於テも夫ニ相当する増給 各店員の比較上増給 の15%ハ適当の比例と存候得共、 (百十円の一割は百廿一円と相成、 多くの場合無ケレハ辛抱の出 'n 10%ニテモ辛抱スへ 五十円以下の人々ニハ大ニ同情 の必要あらハ御 実ニ不得止仕義と存候、 、キ義理と存候、 来ル 同意可申上候得共、 而シテ此残金ヲ貯蓄スル 百円以上の人ハ多少の余裕 モ 九十円の ノモ、 併 致 ソン 候 有 20%は百〇八円ニ 而シテ臨時手当の百円已 · ナ 事 ル 力 為 ハ 当 此場合給 の必要起 メニ贅沢 心掛 世不 料 通 可 ア ナル .. の 二流 ル ルベシ、 1 在之筈 男ナ ナラ 力

日 本人店員 ノミ 増 給実行 の暁ハ、 是迄チビ々々引〆格別の増給 ラ成サ IJ 〜シ濠州· 人店員ニも相

濠州

在勤手当改正の御提議も御尤ニ存候、

仕

唯今の考ニテハ人物の価値

乃至働き振よりも、

給料の方多過キ

ル

様相見

申ハ

応研窮之上御返事

可仕

候、

大概

0

処

勿論

賛

成

口

可能 ナル 筆者の考が obsolete ニシテ通用せぬ歟も不知候得共、近来の壮年者の多クガ徳育涵養の不足 当の実施 層苦ミタル事、 年恐慌のトキハ の事と存候間、 将来の日本の為メニ最トモ憂慮ニ堪サル処ニ奉存候 ヲ成スノ要起ル旁、 今以て記臆ニ新ナル処ニシテ、一旦増給之上、 頭カラ薄給ニ苦ミ居タル支店員一同ニ 5/-各個人の克己心ニ訴へ、世間軽薄の風潮ニ浴セサル様為致度切望致候、 支店の経費膨大ニ対し大ニ憂慮致候処ニ御座候、 より 利益ナシトテ俄ニ減給 20/- per week 減給シテー 去ル 明治三十四 実際不

利益 足品 替の差6%も8%付加税の姿と相成候間、 被下度候、 既報之通り過般来英貨ハ米国ニ於テ益下落、 銀行ヲ経テ正 地ニ於ケル 候ニ付、 セント)、而も濠州より米国行輸出品払底ニテ、各船会社の苦神別紙新聞切抜キニ由 二二付、 の一段落行渡ると同時ニ漸次減少の傾向ニ御座候、 不尠苦労仕居候折柄、 又此為替の関係ニ哉 日濠相場ニ比し、 趣意ハ大ニ賛成ニ御座候得共、 金御送付被下御 当地よりの濠日相場不公平ニ付、 心労奉謝候 実は正金銀行の爪長主義 ( £と\$の差15%前後ニ相成候)、 相沢氏時代と異り、 如 海外取引、 遂二最低 17/3 何ニも正金 特ニ英国筋の注文ハ手合難渋と相 恰も日本の諸輸出品再騰ニ加 の率ニ比し此金高 ( 或 ハ 相当迄下落仕候由 出合ナキ為 新任の武内氏の気風より忖度ス 前周中二回ニテ四萬よユニヲン 米国よりの 二対対 メカモ不知) 輸入も ľ (米貨 約 戦 リ御散見 フルニ為 \$4/12ニテ貴 成可 時 申

月弐萬よ位ニ御止メ被下度様、返電申上候次第ニ御座候、宜布御賢察被成下度候 の事と相成候得は武内氏の感情如何ヲ杞憂仕候為メ、ミス々々犠牲とハ存候得共、 聞合ニ参り候ニ対し、 ルトキハ手加減大ニ注意ヲ要スル様相信 差支ナキ限り内輪目の予算額通喋仕先例も在之、 し申候、 加之、毎月輸出品の為替入用金高、 一船ニテも全く無為替 前以 御送金ハ毎 テ時 Þ

付、 より 併神戸とシドニーとハ自ラ出合相場ニ不同可在之候ニ付、是も御参考ニ資セラレ 然ルニ昨午後ニ至り、俄然 Buying 9/16 ポイント、Selling 13/16 ポイント騰貴の旨、 ヲ承諾致呉ラル可ク、 ハ些少の利益アリ迚も浮気ヲ制シ、 方へ着金後直ニ使用セサレハ船待中ハ無利息の損耗も在之事モ採算セサル可カラス、又日本行 今回ハ慥ニ大利益ナリシモ、 は 店の利益 7/8 通知在之候、 2/5 と在之、若し日本ニテも同率ニ変化アリタランニ、却テ 3/4 片の割高と相成候 d の差在之、我等ニ有利ニ候得共、 の為メニハ敏捷 此激騰ニテも尚貴店より御送金率の 2/4 ¼ と 60 days 率の 所謂依心伝心の情合ヲ保有仕度精神ニ付、 の御活動大二敬服仕候得共、 今後或ハ反対の場合ニ遭遇スルナキヲ保セス、 可成一 銀行ニ信頼シ、 此間明細の利息勘定ハ如何ニ可相成乎、 銀行モ亦タ常得意トシテ特別 目下 ハ所謂 此辺の関係宜布御酌量被成下 |戦後非常の 度候、 変化 加フルニ我等 の場 *3*/8 殊ニ此 0 要スル 正金 ŀ 融通

欄外書込、日本側重役による]

Lincoln Mills

メルボルン新会社製品御照会申上候処、

藤井君東京へ特別御出張被下候結果、〈K〉勘定ニテ

他の Bank に浮気した訳でハ無之

割合ニテ平均九十四片御指直一杯ニ約定成立の由、今夜メルボルンより好音ニ接し安心仕候、 御引受け被下旨御返電ニ接し本懐之至ニ御座候、幸ニシテ 70 s 四分ノ三、64 s 四分ノーの

委曲守田生より書面到着の上、 打電御案内可申上考ニ御座候、品物ハ不見点ニ候得共、種々注

意仕置候間、 多分御満足の品ヲ供給可致、 格別心配なく寧ロ楽天ニ存居候

北村生

右

大義丸小麦

第八五四号信

大正8年9月25日

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役 安芸丸便

拝啓

積入捗取らすと申す難義の立場ニ御座候、大沢店員必死尽力致居候間、セメテ品物たけハ相応 ヲ満足ニ支払申間敷、 大沢店員ハ始終G氏ニ接触ヲ保チ居候間、 題ニして大義丸積荷の小麦代金ヲ抑留シテ掛合度下心ニ候得共、夫ニては小麦局が承知致間敷、 の物輸出致サレ候様祈居候、是よりジョージソンニ対するデモレージ転嫁の件ニ候、 のハネ物多く、従て小麦局ニテハハネ出し過多の抗議アリ、受取の方ニテハ余計の手間掛リテ 漸く昨朝積込開始、 係員等大ニ奔走尽力致居候得共、段々着荷の品柄劣悪と相成候為 可成訴訟沙汰ニハ致度無之候得共、示談ニテハ形付間敷、 多少の弁金ヲ出ス事とハ被考候得共、 到底、 是のみ屈沢致 頗る難問 メ桟橋で 実際

大正八 (一九一九) 年

商売

の六ツケ敷事、

今更の如く感慨無量ニ御座

候

ヲ採 居候、 上自 丸既着待合中の事迚、 の意見と同し)跡廻しニ致居候、 信アル様の考案ニ候得共、 ル 料ハ内談行届可申歟ナレ共、 考二候得共、 尤も当地の鈴木商店ハドイルを通して素々G氏と同盟 三井も此問題ヲ先ニ出すと小麦引渡ニ文句 此掛合ハ当店独立ニ開始の要可在之、潜ニ心配致居り、 成功如何、 然ルニ当店は此船ヲ以て最後と致候得共、三井ハ唯今第二英 我等ハ鈴木の申事ニ信頼難致候ニ付、三井と携帯して同行 決シテ安心ハ出来不申候 (匿名ニテ) 者と看做サ の付ク歟ヲ恐レ 大沢店員ハ掛合 (此点大沢 レ 候 店 間 員

メルボルンの残 今日ハ 7/4 ½ 二騰貴致居候事ナルニ日本行の買約ニ付種々尽力致候も結局転売不能ニ終り、 も十一月迄引取遷延の事、 充分の収益ニハ相成居申間敷、 **倉敷其他の条件ヲ勘弁シテ貰フ位が関の** 漸く大陽丸約定出来、 ヤレ 々々と安心シタ間も無く容易ニ待ッテ不呉、 無条件ニテハ小麦局承認不致、 於是乎、 ミス々々割安二買入タル品も思ふ様二利喰も出来ず、 山歟と存候、 貴方ニ於ても東洋へ御勧納被下候得共 目下守田店員引受交渉中ニ御座候、 結 局、 代金先払ニシテ

利息 の勘定致候ても尚 1/2 % 計の利益ニ相成候間、 過般の約四十萬円ハ慥ニ御決断の敏捷 ナ

大沢店員

前報別紙写之通り書面ヲ以テ更ニ革心方勧誘中ニ在之、

未夕此書

面ニ対ス

/ ハ 、

尚辛抱

0

一旦店務ニ従事せし以上、本人の気侭ニテ辞職セントスル

出来ルダケハ止ル考ニ御座候、

前田重役へ種々御心配相掛け御気の

Buying

率上騰の場合の risk

替の関係御研窮之上、

リシヲ御礼申上候、

此正貨ヲ以て無為替輸出致候荷物の貴着後、

又融通相

付候

ハ

引返し為

其替り行違ニ正金銀

時二応し相当の金額御送被下候事利方と存候、

ハ覚悟セサル可カラス候、詳細ハ守田店員より御通知

当地ハ全濠銀行宛ニ御取扱

可

申 上候、 行

被下度奉願上候、是ハ近来ユニオン銀行ニハ取引中止ニ相成居候得共、全濠銀行とハ今以て取

同行支配人より特ニ依頼致し来候間、

何卒御許容被成下度候

引継続致居候関係上、

但し今後御送金の節ハ貴方チャーター銀行ニテモ香上銀行ニテも、

辞職問題ニ付テハ、

余裕在之事と信し居候間、 ル返答ハ無之候得共、

毒ニ奉存候

候

大正八 (一九一九) 年

ニ付ては尚考中ニ御座候、 ドーモー旦増給して又節減と申事の不可能なるを心配する故ニ御座

む可からす、

本店輸出部ニも責任の分担を要し候旁、

如此場合ハ今後公平の御判断を希望致候

电 前期決算の賞与分配ニ付、兼て御来示承知仕居候処、其後再議の結果、松本店員分減額相成候 是は南米送荷の始末不結果ニ付テの事と存候得共、 結果の善悪ハ一概ニ松木店員 のみを責

定より支出と在之候得共、 中元臨時給与として新雇又見習員等へ六百七十一円の支出相成候由賛成ニ御座候、 前記賞与金の残余約千六百円も在之候際ハ、此金より御類用被遊候 但 し雑費勘

方至当と存候

ガントン配当金

は四方君御来示ニ従ひ、 当店雑費勘定より支出仕置

南阿形勢重大

手間ニては到底満足の応援も六ツケ敷カル可ク、大体は矢張国包・富森の二君必死の配神ニ由 の題下御来示の件、 ハ解 決ハ無覚束と存候、 御同情申上候、 入江重役寄港の節、 M氏経費の節減ニ付テハ 大二配慮致呉られ候事ニ存候得共、 曽て御注意申上候処ニ在之、 其

節トラブラー巡回は支店代理店の奔走ニ如かすとの御返辞なりしも、

元より各地ニ居据りの代

ルニ非ラサ

レ

料ニ就テ

理

人ア

ルニ如か

す候得共、

夫ニては経費の減少ハ望む可からす、

矢張、

不自由

[ヲ忍

*)* \

サ

ĺ

ハ倹

不可能

の事ニ

候、

M 氏

八の熱誠

ハ大ニ買ッテ遣るへきと同時ニ牽制も又必要と奉存

各新規の貿易会社が無暗ニ高給ヲ以て誘引致候為メ、 東京神戸高商卒業生ハ

70 to

75

円迄奮

存候 発セサ 間 の軽 夫位徴収セサレ 薄ナ 是 ĺ ハ 、我等の ル風 応募人無之由 潮 筆法ニハ無御座候得共、 ヲ応 ハ引合申間敷も、 用し、 下得· 高給ヲ以テ釣出 止と存候、 本人の値打ハ左様ニ発揮する者ニ無之、 近来学資 徳育観念のナキ若造等ニ施すニハ矢張夫相当の手 Ļ の騰貴より比較しても、 実際役ニ立タサレ *)*\ 無斟的 親父の 旁雇, ペケニする事可 勘定よ 入レル 時 ŋ Ť ハ 加 然 世 n

減必要と奉存候

南阿羊毛

当方 分割 多分事実ト可 の決定 ルニロンドンセリ市 の交渉 面 .明年ニ及ぶも公開セリ市無之見込ハ前報之通り在之、 ハ 頗 ル 六ツ 稍進 柏 成存候、 ケ敷 渉致 ハ引続き暴騰の一方ニ在之、 義と存候、 し居候ニ哉、 是は Fair Competition 米国 当地OSKの代理店へ羊毛積入の ハ 濠州より五萬 ヲ予期しての事ニ候得共、 何時下落可致哉の兆候も不判然の 俵ヲ直 日本 輸 政 セ 府 件二付 IJ ヲ通して英国 市 開 若 始 来 日日 電 0 新 0 本ニ 折 聞 由 政 府 報 柄、 直 候、 在 之、 濠毛 直段 麩

大正八(一 九一九) 年

几

英国 て同 政府も此手段ハ応用致間敷、 様 の事 ヲ試ミントスルモ、 日本の 慧眼ナルクロ 需用者 (買人ハ) 1 商ム官も在之候間、 範囲狭隘二付直二妥協同 此処頗難問題と存候 行 可致二付、

貴店発電写中 Forded の仲介ニテ London へ 如何ナリシニ哉、 承知仕度候 直接五百俵御注文相成居候事承知仕候、 其結果 /١

要之、 員 の南阿派遣ハ適当の御決定と賛成申上 役者不足ニテも南阿出張員 *)*\ 明 年も明後年も尚必要と存候、 候 此点ニ於テ松平 原 両店

当店輸入部通信 不申、 御来示御尤も二奉存候、 併電 信 ハ小生不在ナラサル 如命書面 限 ハ小生検読可致が原則ニ候得共、 b) 大概目を通 し居 候間、 御含置可被 手廻り兼候ニ付披見致し居 下候

藤井 今便事務長ニ托し 妹尾 · 古 立 挽割燕麦百廿封 ・小池・ Ш 本 福 田 度 (5ポンド入廿四袋) 俊夫・原幸二郎の諸氏へ御分送被成下度、 筆者より呈送致候間、 委細 前 田 ハ山本 几 方

御依頼

郎店員へ案内致置候、 向寒の 砌、 朝食二御笑味被下度候

数と存候、

損スル時ハ取引高も減スル訳ナルベク存候

毎度御手数恐入候得共、 金四百円也、 小生勘定より京都拙宅へ 御送金被成下 -度御 願申上 候

松田貫一 依頼の金件、 小生勘定より四百五十円也、 御貸与被下候趣奉謝候

井商 切抜 店一千萬円の資本七百萬円払込の営業ニシテ、 御送付の岩井芝川乙宗等、 時の好景気ニ引替 取引決算の〆高千九百萬円余ナルハ頗ル少 へ本年上半季ハ大分損勘定の · 様子、 特ニ岩

此方評判ハ甚不信用ニ御座候 Eastern ニテ帰濠の由伝聞致候、 増田屋の鈴木ドイル、 ウィットリーハ今以て帰濠不致、ドイル、 鈴慶ハ多分暫時日本ニ止り、 営業上の解決ヲ要スル事と存候、 ウィットリーは多分、 近日、

主の由新聞紙ニ散見致候、 萬よの違約金ヲ以テ解約交渉アリタルモ、 例の大坂亜鉛会社ニ約定したる十萬噸のブロークンヒル鉱石の大部分今以て引取得す、 の保証金引受の香上銀行書面在之趣ニ付、 果シテ如何可相成哉、 此方政 聯邦政 府ハ中々まけ不申趣、 府 御心得迄申進メ置候 ハ廿六萬£余ヲ請求致居候由 亜鉛会社ハ藤田組大株 最初 既ニ廿 百萬£

小麦積出シ

の難関ニ付、

# 第八五五号信 大正8年9月29日 大義丸便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

拝啓、 貴信43号及43追伸共八月廿日イイスタン便及前田重役八月十八日付私信、 今朝到達拝見

仕候

之時ニ執筆を怠り候仕合、不悪御承認奉願上候 大正丸・Eastern 二船便通信を省略致候為メ種々御心配相掛け恐縮ニ奉存候、 中と雖トモ一周間と続けて休養致候事ナカリシモ、 引続き三度も風邪ニて引籠候故、 本年ハ 評価 恰も便船 休会

予定二付、不取敢一筆御受申上度候

御同情被下奉謝候、

実際心中大二苦労罷在候、

最後の大義丸多分明朝積切出帆の

大正八 (一九一九) 年

四七

既報 の如く、 是よりは 滞船料問題ニテ貴方船主ニ対する交渉上不尠御尽力ヲ願 ハ サル ヲ得す、

此方もジョージソンへ転嫁ニ付、 大二苦神の処ニ御座候

之候間、 井平丸 • 天祥丸の船主 Claim 金高等大沢店員の意見ヲ採リ、 今朝発電御伺 申上候事

日の延引は多分NYKニテ勘弁致呉候事と推察致候得共、

掛合上の

都合も在

ニ御座候

大正丸ニ対する一

更取消も出来不申、 残弐千噸ハ折角大陽丸御仕立被下候処、十一月迄輸出延期無条件ニテハ不承諾、 目下協商中ニ候得共、 例のお役所ニ付此方の立場ニ斟酌不致 (跡騰貴の事 去り迚今

も理由ノーナルベシ)、是亦大ニ苦労致し居候

貴方輸出の不進 共、 不抱、 ニ 付、 情難禁、 成居候テハ商売も ハ運賃ニテ困難ナル可ク、 英米共ニ中 種々御焦慮二候得共、 日本ニ於ける諸 決シテ余処事とハ存し不申候、 々左様ニ安直供給 層困難二御座候、 種の原料大暴騰の上ニ為替換算ニ於テ平時ニ比し五歩も八歩も割高ニ相 矢張、 世間 必需品此処日本ニ倚頼する外当急の手段在之間敷候、 ハ無覚束、 一般の事ト孤立シテ営業挽回ハ不能ニ在之、 Stock Towels 実は此方買人もいつも英国割安抔牽制 米国よりハ矢張為替率の の原価ニ付テも種々御心 影響 一段甚敷、 需用地 的の口 配被下、 英国 上ニ候得 の不進ニ 旁一時 頗る より 同

緩漫ニテも追 々此方の持品減少と共、 跡注文も出るへき筈と相信し申候、 此処寧口 気永二御耐

忍被成下度候

今更の如く是亦御同情申上候、 頭代官の如く申出候以上ハ無条件引込ハ致間敷、 御通信写も拝見仕候、 何卒、 同君ニ於て有為の抗弁材料ヲ発見致呉られ候様祈上候、 当地ニテも経験アル事ニテ御苦神の程恐察仕候、 結局出す金高の減少スル様、 御尽力被下候外 大西弁ゴ士宛 要之、 地

ハ良途ナシと存候

寄付シタナラハ課税ヲ免レルモノナラハ、御来示の通り合資会社解散ヲ見合せ、当分依然トシ 遡及徴収と相成候哉も難計存候、 本法律ヲ悪用し?乃至重箱楊枝主義ニホヂクリ出し候様ニテハ、又寄付済と相成居候テモ或 テ合資会社の財産と看做し、 日濠館処分ニ付テの御来示ハ筆者ニも大ニ責任在之、今更御気の毒ニ奉存候、果シテ紀念会ニ 他日売却之上、其金額ヲ寄付する事ニハ相成不申哉 如何?、兎ニ角、 署員と御妥協軽減の方法ニ付、御尽力被成 按するニ日

事実可否如何? 貴方ニハ当地方ニ於ケル如く税務事件専門の夫れ屋ハ無之ニ哉、民事弁護士ナラハ大丈夫の筈 二御座候得共、 若し得可クンハ専門家を顧問トシテ平常より御抱へ置被下候方、 可然様奉存候

下度願上候

問 題ニ付、 近況御来示敬承致候、 茲元既報之通り Price fitting 不可能の場合ニ付、 ツマリ

此件ハ立消へと可相成乎と存候

夫ニしても先日 London へ御指直の純毛73ペンス平均ニて、64s/76s ? (70s ?) Coarp 一千

の注文も指直不出合ナリシ趣、去月のセリ市ニテ買入不能ナリシナラハ、

其後

ハー層奔騰の入電ニ付、 塚脇将軍も奮発躊躇致す事と存候

俵

(五百俵宛)

物ヲ買入候よりも、 如命英京ニ駐在者必要の時可在之、 スル外、 寸人操六ツケ敷哉と存候得共、 南阿市場ニテ撰買の方利方と存候、而シテ当方の 御同感二御座候、 品物劣等ニテもロンドン市場之諸掛り運賃重 南阿仕事の都合ニて広戸店員ニ出 Top ヲ精々多輸の方針 張ヲ命 用 0

荷

二致度候

致し来り候哉ニ被感候、 片以上何歟の条件ヲ附し、濠州内ニテ政府へ徴発し、此再売の利益 既ニ前月愚按上伸済之通り、 二供するの政策実行候哉も難計、 別紙切抜御披読被下度候 来年六月末、英政府との約定解散致候後ハ聯邦政府ニ於て ヒュ ース首相の二枚舌の如き弁明其他大分具体的ニ旗幟鮮明 の一半ヲ以テ 国債償却の資 15

得共、 筆者帰朝、 尚熟考の上、 如何共致方無之、夫二付、 予期ニ反し来年迄延引ニ付、 次郵確答可仕候 種々打合御来示の件敬承、 諸種 の計画齟齬致候段、 大概御同意申上候、 恐縮ニ存候、 委曲既報の事情 心得二御座候

燐鉱石

と存候、是迄ハ三井ニ於て大洋島所有の大平洋燐鉱会社との契約も濠州政府の管轄と相成候 ト存候、 ハ、将来売約の方法ニ変化可在之、日本ニ於て引続キ必需ニ候得は、 大洋島及ナル 旁貴方肥料会社の原料ニ就て御研窮被成下度候 1 島二於ける鉱石取扱の件ニ関する別紙切抜ヒュース首相弁明 我等ニも切込の余地アリ ハ、 傾聴 の値アリ

Tramp 取扱

持船二三隻を所有致度希望ニ御座 夫ニ付、 べキ哉ニ存候、 雇船の事も近時小麦の経験より将来取扱商品の増加と共ニ自家チャーターの必要起ル 船価高 直の 間は古船買入と申場合ハ在之間敷も、 候、 貴意如何? 追々ニは筆者多年の理想なる

正銀取扱の為替率

四方君よりの御説明敬承致候、 大正八 (一九一九) 年 原則として他銀行の信用状付ハ 1/16割安取組 の由ニ候得共、

候、 座候、 正金銀行自家発行の信用状ニテも多年取引の関係上、之ニ均霑する筈との事は既報之通りニ御 何卒宜布御願奉申上候 ハ飽迄正金銀行ニ信頼する方永遠の利益と奉存候、 日迄正金銀行より得たる自由ニ比すれい同一の談ニ在之間敷、 方重役御意見之通り且ツ此方愚按既報之通り、 信用状発行ニ対する千分ノ一二五、 二神戸支店と当地支店の間ニ簡単の通知書のみニ由りて取組の自由ヲ与へられ居候間、 果シテ然ラハ 然るニ近年 1/16 高率と称するも実ハ却テ 1/16 割安ニ相成候勘定ニ御座候、 (支店役設置已来)、我商店ニ対する信用為替は表向キ 即チ 1/8 % 仮令他銀行と取引親密ヲ重加ス の手数料ヲ要せす候事ニ相成居哉ニ伝承致 此点は貴店重役諸彦も御同感と奉存候間、 旁多少の犠牲ヲ支払候共、 Letter ルニシテも、 Credit なし 況ンヤ四 厳重 我等

肉エキス

右

壱箱筆者より今便托送致候間御笑納被下度、 名宛の詳細 ハ山本一郎店員へ依頼申遣候

北村生

### 号外信 大正8年10月7日 ソ

ノマ号便桑港経由

シドニー支店北村寅之助

→南米ブエノスアイレス出張 入江金三郎

拝啓、 神戸出発前御寄郵の七月三日付本店輸出部取扱の商品、 南阿南米ニ於て苦情百出 Iの起る

其前五月廿四日付私信老兄病気療養中の経過通知書の如きも

の七月七日到達拝見仕候

迄の成行御詳報八月十二日到着、

御航 追伸本月一日到着、辱拝見仕候 海中、 香港七月三十一日付第二奨励会其他ニ関する参考書九月九日着、 錫蘭八月廿一日付

入申候

情申上候、 神戸コロン

南米任地到着迄八十余日相掛り可申予定の趣、文明の航通も中々気の永きものと驚

OSK外航船の不規律共可申歟、

乗客の迷惑御同

、ボ間、

既ニ三十日を経過致候由、

の事ニ 多端 暗黒、 御 解決ニ 諸 経 候、 口上ヲ以て多少安直ニ乙供給者より実物ヲ買入レ 見本ヲ以テ注文ヲ取リタルモ、 減も今日の急務と存候、 在之候、 応尤もなる取計ニ候得共、 座候 方 歴 苦情相付き候事往 面 の御事と是亦御察申上 ダ ス、 比し ハ在之間敷、 付テハ、 0 ーバン着後、 少シモ楽観ヲ許サ 何卒、 兎角金儲けの出来 通信ニ由リ了解仕 揁 況ンヤ輸出前検査の不行届ナリシオヤニ候 ハ損として思切の御解決も速ナ 此苦しき経験ニ鑑ミ、第一ニ品物の撰択、 御出発前稍楽観の模様ナリシも、 結局 直ニ陸路ヨハナスボ 々在之哉ニ探聞致候、 Ź, 本店ニ於ても買入元方の バ国包・ 上候、 |居候得: ル 経験不充分なる品ニ対 時ハ楽ナものニて、 却て送り 直段不引合 併苦情品積出前の事情ハ当局者として御記臆も 富森両店員の努力ニ竢タサル可カラスと存候、 共 此熱心の為メニ過進の弊害ヲ伴ヒ候段、 返し品の 1 グへ ( 或 ハ 是等 ĺV  $\wedge$ 御回旅、 決行等、 撰択、 利益僅少ニ付) 損スル時程大ニ骨の ク存候 輸出シタルニ着地 其後国 ハ輸出業者トシテ自家収 得共、 此 又肝要二御 十日計 前 包・富森両出張員よりの来電ニ形勢益 得意 方法実行ハ甚大胆ニシテ不注意の 田 君引続き御配 の撰択と同 種 の御滞在中 の場合、 類も多く問 開 座 候 折 函の結果、 ħ 益ヲ計 る事 神 種 其見本同様受合ナ 時ニ自家経 題 例 々  $\ddot{o}$ ヲ ハ 詢 も重大ニ 可在之、 御協商 程 商売 挙 見本ニ符合セ M 氏 ル 二一得一失ニ 遙ニ恐察罷 上ニ 'n 費の 0 の常例ニ 夫等 於テハ 定て 熱心 付容易 大節 甲 御 0 0 在

製品 来難 ある哉も難計、 転 の御苦労ニハ無之、 同行ニ相成、 可在之、日本ニ於ける各紡績会社 二就ても又夕同一事情ニ基因スル事多しと存候、 の仮取引 の改良進歩ヲ忽諸 カルヘク、 実現致居候得共、 実物ニ接触シテ御研窮被下候ハ、自家の警醒ヲ必要とする欠点思ヒ央々過クル事 況ンヤ日本ニ使用の織物機械と南米使用のものとの相異より起ル欠点の発見も 其他人造絹糸 深く御同情申上候 ニ付シ居ル嫌ナキニアラス、 堂々たる鐘紡の品と雖トモ時ニ或 ・陶器・メリヤス・麻紬類諸種の苦情ニ付テ円満の御解決ハ大概 ハ聯合同盟ヲ以て直段ヲ釣上ケ暴利ヲ貪ルニ急ニシテ、 棉糸の如き内地ニては各会社の商標ニて不見 幸ニ今回ハ旅費ヲ支弁シテ鐘紡技 ハ粗 漏 の品混合なしとハ保証 師 某 其間 氏

候間 場不尠候得共、 下併其品物の性質より顧れ 可申筈と奉存候、 双方の事情疏 是も当局者の努力ニ由リ敢テ悲観スヘキニ非ラスと存候 只夕近距離なる北米より 通 Ļ 需用家 ハ南阿行の大部ニ異り、南米取引の主眼は多く工業用原料品ニ在之 希望の適当品供給可能と相成 Damp 的割安の競争相起リ候テハ日本 候得は、 将 来 纏 ij ハ不利益 夕 í 商 売出 の立 来

頗る頼母敷奉存候、 松木店員六月廿七日付本店輸出部宛31号写、 是又本月一 H 注文主ニ対し直接売方の立場ニして聊モ元方ヲ責ムル筆法と相成可申候も 到達拝見致候、 此人ニして錯綜する苦情紛糾之中ニ立ち奔走尽力致 同月十七日付重役宛三十七号写及電信往復訳文 居候段

引の継続ニ由リ利益回復の曙光ヲ認メ得可しと相信申候 証拠と存候、 井店員の行動と同一ニ論スヘクモ無之、 前 して激励的 田 重役宛御通信ニ在之候詰責的ニ相成候ては本人も無迷惑と存候、 の意味と我等ハ了解サレ候得共、 幸ニ今回貴台の御出張ニ協力して活動相成候 語学校出身者ニして是たけ働き候事、 南阿ニ於ケル馬車馬式M ハ、既往の損ハ損としてして将来取 氏の跡押しを成したる中 素より本人の為 全く常識 メヲ深慮 の有る

貴重なる時間ヲ費シテ苦き経験を購ふたりと諦メルの外無之歟、 験の仕事へ注意不行届なるを顧ミす盲進したるが抑もの誤謬ナリシ也、 二付、充分の研鑽アラン事ヲ希望致候 要之、 商店の経営上、 一概ニ消極的の保守主義のみニて取引拒絶ハ出来不申候得共、 是れと同時ニ今後の取引政策 依之、 高価なる償金と 而も無経

と種類も減少シタルヘキモ、 多大の損害ヲ蒙ルニ至ラサリシハ、全く本店の厚篤ナル深慮ニ感謝セサルヲ得 松木店員通信中ニ在之候如ク、本店の信用状主義之為メニ当時注文引受方甚困難ナリ、 今日より観レハ此根本の堅実ナリシニ由リ、 他の す候 日本商 人の 又数量 如ク

居候趣、 又松木店員来信中、 余処の迷惑ヲ悦ふニハ無之候得共、 鈴 木・三 井 湯浅 高島屋 後進者の為メ実地の証拠トシテ大ニ反省スヘキと ・芝川其他の小店ニ至る迄、 非常 0 湞 害を蒙

存候

平和 当地正金銀行支店より伝聞致候処ニ由るも、 も松木店員来信中、 ニ付テ推測 風以前 スレハ多クハ新進気鋭ニ任せ活動?したる商店の取引ニ失敗者多キ趣ニ御座候、 より既二品物二苦情多く、 貴地正金銀行の迷惑と相成候物も同一種類のものと存候 昨年末よりの不渡り頻繁なる非常の迷惑ニして、 一昨年来、 最初ハ稍好調ナリシ為替付荷物も昨年 其原! 恰 因

今日 兎ニ角、 切ッテ断行致兼たる次第ニ御座候 題の為メニ遂ニ決行不可能と相成候、実ハ来年六月末、英国との約束ハ解決致候後と雖トモ、 実行ニ付、 止来年三四月の頃迄延引仕候、 の準備ハ致居たるニ候得共、 の形勢ニてハ濠州聯邦政府ニ於て続行可致哉ニ被考候ニ付、 明年一杯ニハ公開セリ市自由売買の運ニハ至ル間敷予想ニ御座候、 貴見御洩被下奉謝候、 圧制 最近、 ニも中央委員会ニ於テ Shipping House の仕事中止の交換問 実ハ前田君よりも懇々御来示ニ付、 前 田重役二於ても此無止立場ヲ諒セラレ、 今日自己の理由の為 九月にも安芸丸ニて出発 旁小生出発ハ不得 小生! 帰神迄第 メニ振

1]

但し奨励資金充実ニ付テハ小生大ニ反対の異見在之、 先日大体ハ本店へ上伸仕置候得共、 尚次

一次奨励実行延期承諾の通信ニ接し、

聊安心仕候

旅中風土の変化、折角御自愛専一ニ御座候、草々不尽便再説の考ニ御座候、此元本店宛 853.4.5 号写同封仕候間、

北村生

御披見可被下候

## 第八五六号信 大正8年10月14日 シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役 イースタン号便

扫起

貴信 忝拝見仕候(本月九日着)、貴信 S45 九月十六日付丹後丸便、 諸表ニ関する説明書、 S44 号及付箋九月四五日付ガンヂス丸便、 前田重役九月十日付私信、 四方·藤井両重役別私信、 他方面行通信写等、 同輸入部宛及第三期決算計画 昨夕到着過半拝見仕候 他方面行通信写共

第三期決算計 画 支店第三期決算尻 関する御来書ハ未た披見の時間無之ニ付、 £7801.15.4 純益二御座候処、 丹後丸便ヲ以て御答辞可申上候 前期操越の所得税ハ既ニ引去候得共、此九

月一杯迄の所得税半死半生ニ今以て決定徴収ニ至ラサル戦時所得税 の損金トシテ準備 £2000、其他ニテ全部此方へ扣置候事と打電申上候処、 0 予備 其内 輸入部タオル と7500 を操 見込

大正八 (一九一九) 年

重役より紀念会へ寄付金高ニ付、

四方会計長より御

報二預

り奉謝

入部 越、 まり二少額と存候間、 候事ナレ共、 上候間、 居候ニ付、 :の用意金も左様ニ多額ニハ不及と存候得共、 残余振替方御返電承知仕候、 近日更二御指電二可接奉存候、 銀行ニ対し少許ニテも純益計上の御考察歟と被察候、 貴方決算上の御都合ニテハ如何様ニも御便宜ニ応すへく候 貴方御所望ニ候得は、 早速 £301 実は所得税の一部ハ次期勘定より支出も出来可申、 更二千磅ニテも千五百磅ニテも振替可仕様返電申 余振替仕候、 大西店員の希望も在之、 是は前期ニも当支店無出 果シテ然ラハ僅ニ三百余よあ 大丈夫の方ニ賛成致 入と相成 輸

守田会計部員よりも御報告可申上候得共、 本書類調製済之上、 次便再報可仕候

借金 為替率二大差在之候間、 度御倚頼申上候、 行ニ於て正金以上の高率ニ取組出来、 嚢ニ小生勘定より最近為替率ヲ以て金壱萬円御振替被下度御願申上候処、 の内へ即時払込申候、 若し預ケ尻不足ニ候得は八千円ニテも不苦候、 御送金ヲ願ヒ置候方、 甚欲深く候得共、年内出合の好機ニ於て更ニ壱萬円為替御振込被下 £1177 余御送金被下御注意之段厚く御礼申上候、 利益と奉存候 此方預金ハ無利息ニ候得共、 御研窮之上、外国銀 支店

当方所得税

扱とハ 利益ニ 無御 示の ニ 付、 候、 毛取扱収入の合計より支店全体の費用ヲ弁し、 注文ニテ取扱居候品ニ付、 議ナク簡単ニ高を括りて易々諾々ニ閉口致居候様御警訓ニ候得共、 テ徴収の通知無之位ニ付、 寛大の点も在之旁、 座候得 Taxes 難申 対シ徴収致候 詳悉御来示敬誦致候、 共、 処二御座候) incompleted ナレ共、唯今何程ト申上兼候事也、 御承知之通り従前 間 会社扱と個人扱 0) 所得税金モ有税と可 七千余
ま支払候内ニハ加算致し無御座候、 相違ハアル 支店ニハ無収 追々守田係員より再答可申上候得共、 ハ支店より輸出品ニ対スル口仙ヲ報告致居候処、 モ、 入の勘定也との口術ニテ、 (実ハ会社の登記不出来の場合ニ付、 大二利己主義ヲ主張セサ 申 其差引尻ヲ純益トシテ届け出テ夫ニテ通過致居 勘定二御 座 候、 当方税務署の請求通りニ何等抗 而シ 当店ハ ル訳ニ御座 夫程ニ縮み上り テ戦時 此方ニテハ所得税支払前 御含置被下度候、 単二輸入品 税 デ ハ 、 候、 聯邦ニ対し会社 如前 不悪御 扂 是 ハ本店 候 0) 記 利益羊 義ニハ 則チ 今以 貴 0 0

〈葦 紅重役航途の

被成下

·度候

間も 趣、 シンガポー 入江君一 延引した、 ル メ我店の迷惑ハ より南阿直航の予定が途中積荷の為メ (と想像す)、Colombo 寄港ニて既ニニ 然ルニ航 海 中 機関 申ニ不及ハす、 破損ニテ又錫蘭ニ引返し、 如何ニ営利の方便と申サン歟ナレ 二周間已上も滞船 共、 0) 無止 あまり二遣 エニ至り 周

南阿南米の紛糾

焉タラスと雖トモ、 繰 のダラシ無き又乗組員の不注意等OSKの取扱方頗ル不快と存候、 当地代り店雨照シの取扱振抔も頗ル我利々々ニテ不賛成ニ御座候 N Y K 0) 御役所 風 ニモ

夫ニしても二周間已上も Colombo 船待中、 入江君のみは他船ニ便乗、 南阿先着の手段ハナカ

リシモノニ哉?

航海 候得 寄港ニ付テも二三ケ月同地滞在之上、 且. 遙二御案事申居候、 南 不尠と存候、 展の途相付候様御尽力被成下希望致候、依之、同君帰朝 レ度切望の至ニ御座候、 ヲ為サシメ、 一ツ折 阿寄港の 共 中ニある入江重役宛AよりD迄貴信写拝見仕候、 角御 再 日取操上ケ候哉も難計、 出張と申訳ニも相成間敷、 出張被 奨励実行の如きも大概ハ我等へ御任せ可被下候哉と存候間、 此機ヲ以テ将来の取引ニ付充分トハ至リ難クモ、 下候以上ハ多少延期シテも松木店員ヲ奨励シテ、今一二ケ年滞在延長 自然南米到着も大延引ニ付、 果シテ然ラハ、 遂ニ入江君のヨハナスバ マッカソン氏の働き振り其他今後の援助ニ付、 筆者も多分明年九 御同行小林技師 到底予定のプログラム履行六ツケ敷カル可ク、 然ルニ如前記 月頃迄 ハ或ハ来年六七月頃ニ相成候哉も難計 ハ先発帰朝の事ニ可相 ルグ市立寄不可能ト相成不申哉 何等歟目鼻ヲ有スル計 ハ滞在可致 ハワイ丸の大延引ニ付テハ 三付、 若し御同意ニ候得は 成 御会見の 偂 後南 確実ニ発 画ヲ立ラ の覚悟 阿 御

嫌

右南米へ御発電置被下度願上候

過日香港シンガポールより 来信ニ対し、 別紙写之通、 南米へ返辞致置候間、 御披見可被下候

松木店員宛 S16 博多丸便写拝見仕候

御座 恐慌 損失喰込と知リツ、決断未錬ニシテ、今ニ景況恢復スレハとの欲目と夢想ニテ、 もマサカ心付かぬニハ在之間敷も、 成居候義と被察候、 ハ苦情なしニ無事ニ取引実施サレ候共、 M氏経費の膨大ニ関し御痛告同感ニ御座候、 ヲ縮小シ、 国包·富森両出張員宛 S16.17.18.19 号迄敬読仕候、 の節、 一候、 用意周到なる訓戒指揮一言も無之、 スワ山の本邸より一ケ月十円の家賃ナル敏馬の崩屋へ閉塞サレタル故店長の思切り 跡 パ々の 取引円滑の域ニ進歩致候様尽力在之度、只管切望罷在候 人情無理からぬ処と可申も、 一旦出シタ支店ヲ閉鎖スルハ取引先の面目ニモ関 是たけの収益 両店員ニ於てもM氏ヲ補助シ又鞭撻シ、 取引高の 16 ½% ソコガ決断ニ御座候、 懇々の御諭示逸々御尤も我等全く賛成ニ ハ中々六ツケ敷事ニ御座 ニモ或ハ 恰も明治三十三年度大 20% 候、 ニ相成居候テ ダラ々々ニ相 M ス可ク、 氏と雖と 可成損害

方、

追想感銘致候

Μ 君 撃とアキラメも相付候得共、 は惣ての タル十七萬五千円の準備金ニテも本店経費分割の決算相成候時  $\Box$ 仙を犠牲ニシ、 尚二年半ニ 苦情直引解約背負込と相成候品等の £5000の喰込と相成勘定の由、 ハ、 為メニ前期ニ於て過大と 更ニ五萬円計持出 夫の みな 5 時局

M君金融補助ニ付テも周到の御注意奉感謝候

損金御見込の由

御心労之程深く恐察仕候

来 員 ドー 候、 既ニM氏を 務蹉跌の暁ニハ、銀行屋ハ矢張〈K〉ヲ第三者として債務の負担ヲ強請可致哉ニ スタン の場合ハ中井店員再派可然奉存 の帰朝 何卒、 セ 乗掛けた船ニ付、 ダード銀行ニ対する前田重役の御意見ハ自家保障の上ニ於て理屈は御尤もニ御 ハ無期延引、 左様の不幸ニ至ラスシテ此難関通過切望ニ不堪候、 κ × 0) agent と公称致候上、 政府の故障ナキ限り国包店員と共ニ滞阿尽力在之度、 今更跡戻りも相成間敷、 前支配人二名迄死去後の今日、 相互ニ誠意精神ヲ以て解決の外無之候得共、 而して此解決相 萬 萬一 付候迄 岡目 M 氏 ニ 滞在延期不出 座 観二御座 ハ富森 於テ債 候得共、 店

筆者ニハ少々意外の感在之候得共、 海 軍 省 宛七千俵、 民間 用壱萬 七千俵濠州より 東京支店不屈 直 輸 の御尽力ニ対し奉賀候、 0) 事、 英国 政 府との 御協 商 殊二八月口 成 立 行 ンドン市 候 趣

竟、 場の 故、 "Discription sales" 品質歩留り二多少の掛念アル故と存候、 跡上りの場合、 parity ニテ供給之由、貴方ニハ最も御満足の点ニ奉存候、 前月の建直ニテ御協約成立ハ好都合と奉存候 は本荷開覧のセリ市の如く高価ニハ参らす、 併貴方ニ於ては第一回分実際の御経験も在之候事 尤も別紙新聞切抜キの通 5%方下鞘ナリシ由、 畢 ŋ

#### 欄外書込

近来仏白伊等へ直輸のモノ大分ニ在之、多分デスクリプションニ売約シタル乎と奉存候

角、 此二萬四千俵の積取ハNYKニ於て定期船の外ニ臨時船相仕立テ候事ナルヘク被考候得共、 御尽力奉希望候定期船の一部ヲ応用サレ候テハ夫的他の船腹減少可致ニ付、宜布御願申上 折

候

広戸 ·片桐南阿出張員宛御通信20·21号写拝見仕候、 新毛注文ハ前記濠毛ニ不抱、 御成効ヲ祈

上候

交渉の成行 ハ別紙大沢店員通信ニ詳悉之通りニ御座候、 但し高圧手段ヲ以テ壱萬£支払抑留致

収益 得共、 論外ニ 今日 居候、 アライス之上発送致候 貴方専門法律家の鑑定ニ対し、 益ヲ貪ル考無之事ハ先方も諒解致居候塩梅ニ候得共、 ンニ於ては故障ヲ申立テ居候、当方ハチャーターパーテー約定書ヲ公開致居候テ約定以 又貴方チャ 富の際、 の転嫁歟、 の意見ニ任せ打電ハ致候ものゝ、 テハ到底お話ニ相成申間敷、 為致度苦神致居 キ方ヲ握リテ談 より見れ 0 幾分吐 平時 可相 [リテ 積入居候習慣ニテ、船サへ取レルナラハ千噸でも千五百噸でも供給ハ充分と考へ居、 仮ニ約定アリタリト 1 御辛抱可被下決心相付き候得は、 成 ナラハ 必 タ ハ 出 *)* \ 表沙汰ニセス、速ニ妥協致度考案 1 候 しの覚悟ニ候得共、 判中ニ御座候、 ス 以得 共、 シモ 日の積入高ヲ予約セサリシハ手落ニ候得共、是迄ハ 直ニ訴訟問題ナルヘキも、 成約の時も可成少量ニ御表示被下候事ナルヘキも、 然ラ (前二此手数済ニ致置候得は、 今一 え、 貴方ニテも此方の電信ヲ見テ判断ニ御困りの事と存候、 段と内輪カラ腰弱ニ付大ニ苦労罷在候、 藤井君御加筆D 最初より大沢店員接触致居候事故、 何 ト スルモ滞船料の普通半額ニ付、 壱萬よ押へ居候事ヲ併電セハ宜布カリシ哉と跡ニテ心付き候 三萬円も四萬円も損害スル事ハ耐 ナ É *)* \ 本 双方の譲歩ニ由リ解決仕度精神ニ御座候、 口 品 ] I設備ニ付口述なしと在之候得共 ハ普 ヤル調査裁判進行中の先方弱 ハ誰も同意見ニ在之、 通 船待中ニ再ヒ虫付の患アレ 尚西海丸ニ対しデスハッチマニー Faq ニ異り、 先方の申出不条理ニ御 是非同人の尽力ニ由リ 内地 其数量サヘ 半額已下の DΙ 貴方ニテも出 難き処ニ ヨリ Shed 3味ニ附 船 ニ貯蔵 もヂョ 御座 ハナリ) 積 £4000 期 理 日前 大沢店員 屈 座 来 け入り 0 請 È の品豊 品故、 ・ヂソ ダケ 位 付 1 テ 太 抔 ケ セ

Towels 見込製織

程

奉恐察候

相 相 鉄道貨車の不足、 成候 成 可 中歟 哉も難 計 併船主ニ於テモ世間 職員のインフルエンザニテ欠乏の為メ延引セシと申せハ、 貴方船主ニ対スル滞船料削減の御談判も中々容易の事ニ在之間敷、 . 共通一日何程と積込の予定ニ先例可在之ニ付、 **|** 或 ハ -通リ 御苦労の 水掛論と ハ 理 由と

付、 違算ナカルヘク、但し見込品の事故、 的製品ニ対する義務と可考処と存候、殊ニ如命棉糸相場も近き将来ニ暴落スヘシとハ難考候ニ て見れハ全部貴案賛成ニ御座候、 部当局ニ於ても敢テ異議在之間敷候、 の件ニ付、S45 手一杯以上多少有利ニ処分行届き可申筈と存候、 付当店輸入部宛貴信詳報再度熟読、 如何ニも楽みなき Risk 貯蔵中の金利倉敷が厄介物ニして、 尚再議之上、 両三日中ニ御返電可申上候、 御来示の趣旨逸々御尤もニして当店輸入 併大丈夫として10%も喰込ヲ覚悟 を踏む様ニ候得共、 売場ニ於て此費用 是 ハ商 単二愚按を以 店 ス 0 歴史 レ 0 *ا*ر

衡も近き将来ニ戦前 関税改正二付御入念敬承、 付き可申、 ナルヘキモ、 加之、 労働時 本品 0 同 の如 率二 間 0 、キ日用必需品ニハ大ナル増率ハ無之哉ニ被考候、特ニ英米為替の 愚按ニテハ 短縮 ハ 恢復 給料の暴騰等ヲ打算スレ 可致とも難考、 戦後の政策トシテ英国へ一層プレフェ 従テ米棉 . ハ 0 原 早ク共明年一 価 ハ 日本より レンスを与へ候事 杯位 É 却テ ハ 到底 割高 日本 相 権

回収ヲ見落すへからさる処ニ御座

候、

精

々注意可致候

品二競争シ能フベシとハ被考不申候、 其然ラサルヲ覚醒致居候哉ニ奉存候 濠州の買人も口頭英品の割安ヲ高唱致居候得共、 胸 烈裡 ニ

依之、 の仕事ニ付、 貴問の今日迄の努力ヲ放棄し深入ヲ見合云々ハ得策ニハ在之間 多少の犠牲ヲ覚悟シテ消極的ニテも見込製織継続 の方針ニ賛成ニ御座 敷、 如前 記、 商店 歴

既往数年の製品統計御 見込製品ハー時貴方へ御貯蔵之上、 気閉息の今日は茶白三 一種合計毎月五千貫以上の供給出来の 来示、 用意周到奉謝候、 此方売約ニ随ヒ漸次御輸送可被下の由 此方注文輻輳の 由 兎角、 砌 ば 中 - 々お: 物事ハ不如意ニ 鉢 0 頗る便宜と奉存候 廻らぬ 御座 織 高も人

会社設立 其他 ニ 付、 否愈着手の上ハ更ニ夫以上の後見モ予メ決意シ置ク可キと存候、 者手元緩漫の折柄、 も自立製織工場ハ車の双輪ト申程ニ至ラサルモ、 ントスルニハ、 の如し、 然と奉存候、 御呈案詳説興味 既二晒工場匿名組合も成立致居候事ニモ在之、此工場の仕事ヲ拵ヘル手段トシテ 自家勢力範囲ニ工場ヲ有セサレハ不可能の事ニ属し候、 之ヲ統轄スル 合同談も容易ニ纏りソーナ御見込の由、頗る好機会と存候間、 ラ以 テ敬誦致候、 上ニ於テ、 是 ハ筆者モ多年の宿論ニシテー定確実 少クモ五萬円位の 必要の計画タルヲ失ハスと存候 出資の必要ハ正ニ 而して此資金ハ一時奨励積立 先例 ハ森本組 0 製品 其処と奉存候 速二御協 恰も製織業 ヲ 0 陶 輸 出 セ

拡張新設の必要起ルヘクと予想致居候 抵触スル様の事ハ無之候のみならす、今後の店業発展ト見込アル輸出品ニ対してハ、同様手段 金より御融通相成候てハ如何?、店員ニノミ限ラス、事業の奨励ニ応用スルモ故店長の深意ニ

[欄外書込、日本側重役による]

励会ハ営利事業ニ関係不出来ノ一事ニテ解決シ得ルヤ 奨励会資金ニ対スル見解ハ何処までも大ナル差違あり、 困ッタ事ナリ、 但シ此提議ハ奨

書余次便へ譲り候、草々不完

北村生

# 第八五七号信 大五

大正8年10月21日 榛名山丸便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

拝啓

加之、 段々遷延、 尽瘁相願度希望致候、既報之如く右趣旨貴店より入江重役へ速ニ御発電可然奉存候(多分既ニ 可能と存候、旁来年二月迄も三月迄も南米滞在充分の御尽力ヲ願ふ方、商店の大利益と存候、 漸く本月十四日ヨハナスボーク到着、 帰途南阿二於ても一二ケ月滞在之上、M氏将来の方針ニ付、 同意味御打電済とも奉存候 南米紛糾の解決ニハ甚以迷惑の事ニ奉存候、此丁子ニては到底本年末同地出発ハ不 本月下旬南阿出発予定の趣、 一層確実の見込相立候迄御 過日同地来電ニて承知仕候、

ニ便宜と奉存候

違ニ右実行は明年小生帰朝之節迄、 可被下の由、 実行ニ際シ参拾萬円迄割賦之件、 本月十八日付 5/2 電報到達奉謝候、 此元 S853 セントアルバン号ヲ以て御相談申上候処、 御遷延御決定被下候由、 追て其起算ヲ以て振当研窮 御通信二接し安堵仕候、 可仕候、 其方何歟 恰も行 御同意

ニ関シ 第三期決算計画

貴信 此方決算尻ハ貴信着前発電済の処、 ても無出入勘定ニ相成居候間、 "General Plan S45 付、 敬誦 agreed" 1世候、 種々御配慮之段御礼奉申上候、 御返電申上置候二付、 可相成は今期は多少の収 £301 余振替御希望ニ任せ是も実行仕候、 可然御 益記載 精算可被成下哉ニ奉存候、 如命大体ニ於て異議無之候 の体裁宜布義 *ا*ر 然ルニ前期ニ於 御同 ]感ニ在之旁、 夫ニしても 間、 昨夜

との御決断ニ哉と奉存候

£ 1000

乃至

£ 1500

振替如何御相談申上候得共、

今以て御返電ニ不接、

多分五十歩百歩

貴信御説明ニ任せ重複ニ相成候得共、愚見開陳仕候

第一 表御説明敬承、 昨七年初より未解決之伝、 B未納税金四十萬円の保管は大シテものと存候、

如此 店 の利益と存候 重 主税額 ヲ未済の仮ニ打過居候事、 如何? サスガ御役所風と存候、 此金高未納の間は利息たけでも

今日ニ至りてハ何事モ謂フニ忍サ て実損害の軽減ヲ計ルの外無之と奉存候 南米ニ対し十七萬五千円、 C項目中、 前期ニ於て四拾弐萬円の準備在之候処、 南阿二対し無慮四十萬円の損失及ヒM氏援助準備として御保管の由、 ル処ニシテ全く鳥餅桶ニ踏込ミタル 予想ニ反し形勢不利の為メ今回ハ更ニ増額 苦境、 如命 Best を尽し

成軽減方御尽力奉願上候 殊ニ初メヨ D項目の予想外の リ 出 ス 可キモノヲ出サスニ済ムト楽観シタル誤信ニ基クトスレハ、 税金請求 ハ大西弁ゴ士意見之通り如何共致方無之、 泣児と地頭の古諺も在之、 此処妥協ニテ可

モアルベシ 記念研窮館寄付金廿八萬円も萬一他ニ不足ヲ生シ候場合ハ、 此内幾分ハ第五期へ御操越の便宜

届き、 本店と当支店の邦貨英貨の換算上、 第二表、 殊二諸種 如前記巨額の操越負担ニ対スル 0 割戻 金合計四十萬円二及候 約廿萬円斗も捻出収得可能御見込の由、 準備金ニ対し格別の苦算ナク、仮勘定ヲ以て御用意行 电 如貴命取引発展の余栄と難有相感し 是も取引金高膨張 申候、

耗 0 の事 御蔭と感佩仕 は萬々在之間敷ニ付、 候、 而 して第一表ニ比し三萬円の準備不足と相成候得共、 如命敢テ掛念ハ無御座候哉と相信 し申 傧 第一 表の金高

全部

消

井平・ 由 不尠、 時小麦の大取引ニ付、 ケ敷、仮二半額ヂョージソンより受取り得ルトシテも、 スガニ 勢の然ラシメル処とアキラメ可申候、幸ニ輸入は其反対ニ頗的好調、 第三表、 ルナ 萬噸口 哉も難計、 其 ル可 難有: 御座 天祥 他 南阿羊毛為替ニ付テハ 本店輸出不振の為メ御予算の収益高の三分ノーニ過キサル御見込と相成候趣、 0 得意先より出金承諾ナキニ於テハ尠トモ三萬円、 ク、 より平均するなるべし、 仕合ニ奉存候、 大義丸の三隻の収益ニテ差引の外在之間敷乎、 何分買入元方不確実ナリシ為メの災難ニ御座候、 内地売買の弐萬四千円も著シク目先チ申候、 余益ヲ加ヘタルハ御同慶之至ニ奉存候、 南米輸入益の六萬円ハ前期ニ於て大ニ元価切下ケアリシ物 是迄 一再御喰込の傷手ニ不抱、 兎ニ角、 其金高ハ第四期収益より減少する訳ニて寔ニ残念 船主より特別の割引ナキニ於ては、又 萬一夫ても不足の時 悪行スレ 濠州よりも惣て順 輸入利益約十五萬円 但し滞船料間 是は追て解決 ハ 加之、為替換算の 五六萬円 題 0 ハ 境ナリシ上ニ臨 上、 ハヴィ 中々解決六ツ 0 ,の利 並 出 0 乍遺憾、 益 収入も Iしと相 クト 回 是ハ |復二 ij 時 +

## ※印欄外書込」

此外口仙割戻シ、 運賃割戻シ合計十三萬円も在之候事、 第二表の如し

上候、支店差引尻振替の 貴方利息収入の五萬円も全く貴店金融上、 £301 余二付テハ前掲之通り二候得共、其外直接振替分 敏捷の御活動ニ由リ捻出サレタルモノト厚く御礼申

Canton 割戻シ £1473. 4.10

馬匹勘定利収残 71.17.3

利息収入 637. 4.11

£2182. 7. 0

[欄外書込]

保険割戻の著大ナルハ小麦輸出船の一時ニ輻輳シタル結果ナリ

記帳相願ヒ、利益予算の四十五萬円ニ変更ナキヲ希望致候 此金高、 既ニ貴方予想ニ算入相成居不申候得は、 是は第二表操越負担ニ対する準備金の内へ御

小村商店貸売残金段々遷延致居候得共、 是ハ南阿南米の葛藤二比スれは格別の事ニ無之、 且ツ

時日延引ニ対する利息ハ明密ニ取立テ居候、 の約束ニ御座候間、 先以テ倒産閉店等の患ハ通過致候哉ニ存候間、 目下弐千磅余二相成、 御安神被成下度候 今月中二更二 £500

### 利益所分案

店の為メ利 不悪御諒解奉願上候 二関し種々御配慮恐縮ニ奉存候、 益 擁護の目的ニ於テ御起案被成下候義ニ付、 前期ニ於て此方愚按開陳ニ対し御斟酌被成下奉謝候、 此方敢テ愚見ヲ強請する次第ニ無之、 惣て商

一、未亡人報酬金ハ如命ニ候

積立金ハ御考案御尤もニ存候、 今期弐十萬円ニ止メラレ候事、 賛成ニ御座

P て10%以上と以下と恰も八回ツ、ニ相成居候事も一奇ニ御座候、而シテ今期も貴説賛成10% 配当金ニ付御説明も了解致候、 ルヲ記臆致居候ニ付、 御相談申上候のみニ候、 素より欲張りて15%ヲ主張する次第ニ無之、往年再三先例 御調査被下候結果、 既往十六回の決算ニ於

但 し児玉寛二郎氏持株一歩譲受の必要起ル可ク、不労利得者の収入の一定不変便宜ナルヘシ

率

御同意申上候

大正八 (一九一九) 年

付、 之、 も在之、近来一期毎ニ壱萬円のボ 換言スレ との貴説 致サレ候事故、 未亡人持株ヲ馨君の侵害ヲ予防スル手段トシテ其相続人児玉氏ニ転交シタル 此上ニ於テも未亡人ハ莫大の損勘ニ御座候、 何歟非常の理由起生スルニアラサレハ、当分ハ其侭御据置の事ニ御願 ハ、今も尚兼松家所得 ハ不賛成ニ御座候、 児玉家相続 人の財産繁殖 此人の持株ハ不労利得の形ニハ 0 ッキリニ相成居候得共、故人の遺志ニ由レ 部ニ御座候、 ハ 口外ハ ナキモ潜ニ希望サ 併是も馨氏の無遠慮ナル侵害ヲ恐レテ甘諾 既ニ未亡人より紀念会ニ対し 御座 候得共、 ĺ ` *)* \ 申 御 人情と奉存候、 Ŀ ハ 承 純益 匹 候 モノニ在之、 知之通り、 万円 0) 0 5 %ニ 出金 是 依

匹 種 々の理由 賞与金額前二回 個 対スル賦 .ヲ斟酌し、重役ニ低ク、店員以下ニ高率の五萬円御分割の事モ御同意申上 の対照も在之候得共、 金 額ハ後項御参照可被下候 今期八萬円支出御決定の由賛成ニ御 座候、 候 而 シテ

五、 円 分案の差引尻六萬円寄付 の振宛場処面倒ニ付、 処定款 命此会金の充実ハ筆者今尚不賛成ニ在之、其論旨ニ付テハ更ニ再説上伸可仕候、 奨励会寄付金、 規定ヲ遵奉セサ 今期純益計上四十五萬円二付、 ĺ 曲テ貴説ニ従ヒ六萬円寄付の事、 の御提案承知仕 ヲ得す候間 四萬五千円ニ止メ度希望ニ候得共、 候 定款最低額 御同意仕 ハ四萬五千円ニ候得共、 候 此際、 壱萬五千 而も唯今 前記 所

但 辺の点全く心付き不申ニハ無之候得共、 の如きは畢竟商店内部の私事ニシテ世間ニ何等関係モ影響もナキ問題ニ付、 し定款変更又は停止等ハ非常の重大問題との御来示御尤もニ存候、 憲法上重大の疑義アル問題ナラハ格別ニ候、 法律嫌ヒの筆者ニも其 左様ニ重大視ス 併本件

へキ性質ニハアラスと存候、如何?

資金ハ 被成下度特ニ奉願上候 対し筆者は聊杞憂ナキ能ハス候、依之、 候得共、 意見ハ無之候、併合資時代ニハ利益の余裕ヲ以テ本会ヲ設ケタルモ、今日の如ク強請的天引 表面ハ兎ニ角、一種の積立金ニ不外、合資会社時代も同性質ノモノナレハ資金増大ハ大ニ望 のものニハ無之、殊ニ当時ニアリテハ家台も狭小ナルヲ以テ寧ロ可成多額ヲ割愛スルニ努メ ムヘキモノ、且ツ資力ノ増加と奨励分散とハ全然別事也との御意見ニ対し、 毎期寄付金ハ純益の (前便申上候如く) 今日は収益の増大と相成候ニ正比例ニテハ多大ニ失スルと存候、 10%以下の事、 商店ニ有望の新事業の開発奨励ニモ応用シ能フ事」ニ定款御改正 他日再伸提議可仕候得共、 場合ニ由リ増加スルハ自由 可相成は鄙見御参同 タル 前田重役 キ事及ヒ此 何等主義上反対 の楽観ニ .被成

六、店員已下分配賞与案拝見仕候、一二を除く外詢ニ結構ニ奉存候、其内大西店員ニ対する前 間 敷 案は少しく苛酷と存候、 御賢察之通り故意ニ暗進したる次第ニ無之、 特ニ小村貸売ニ関しては前記の如く先以て倒産 十数年前?小村商店恐慌時代二一時当店 迷惑 相 掛 り申

逸々 御 視 より 辛抱耐忍致候点ハ今日新入店員と同視スヘキニ無之、年功として御承認ヲ得度奉希望候、 筆者の不徳ニ由ルトシテアキラメ、 軽視スル 挑戦的抗弁ヲ弄セシ事、 被下候共不苦候間、 候得は不足分 スルニ減賞の ナリと言フ根底薄弱ナル考へヨリ、 ナラス、大西店員 目 セ サル /補助 1遁シ 詢二 此千円の資源 切同人ニ委任致居候、時ニ触れ 我意ニ協同セシメントスルニハ中々の骨折ニシテ、而も結果ハ夫程ニ効能現サス、 罪ヲ憎ンテ人ニ及ハサル寛大の御詮議ニ預リ度候、 ・ヲ願 遺憾ニ 様 的 ノミナラス、 二商 理由 ビ ハ 懇々訓戒致居候事ナレ共、 次期 存居候処ニ御座 :品ヲ貸与へ、其売上金ヲ当支店より日 前期同額三千円御賞与の事、 ハ可在之候も、 ハ此方より売レハ利益アルモノヲ、ミス々々三井其他ニ取扱セシ ハ予算残の八千円の外、 宜布 仮勘 如命碌々相談モナク、甚敷ニ至リテハ団子理屈の口答 如何ニも不都合ニ候、 ·御所置奉願 ニテ御支出 候、 あまり現金ニ相成候ては情ヲ失シ候間、 上候 被下候歟、 折二当り種々異見ヲ加へ居候得共、容易ニキ、目見ヘサ 商店二大々的不利益ヲ齎ラサ、ル以上ハ、 我等の異見ヲ無視シタル 重役以 何分、 第二の御改正ニ由 上の収入云々の一 常二供給者ニ対スル 夫も不都合ニ御座候ハ、筆者賞金より御差引 筆者俯シ 今一段知恵の足らぬ 本の債権者ニ送金シタル 又本店の取扱の事情成行ヲ斟酌セス、 テ御願申 筆も在之候得共、 ハ頗 リ捻出可能ニ哉、萬一不 Ė ĵν 不都 人物二付、 「思ヒ遣リ」と申事ヲ軽 合ニハ 何卒、 我等の忠告 相違無之候 幼少より多年 輸入部の仕事 へ致候、 例も在之ノミ 特別ヲ以て 一可能ニ ル 是 是ヲ ヲ

座候 次ニ大沢店員ニ対する問題ニ候、 得共、 去り迚、 今日迄の位置より斟酌すれはマサカ半減ニモ相成不申ニ付、 是も現金ニ申せは賞金処ニハ無之、 月給でもと申度処ニ御 金弐千円供

与可然乎と奉存候間、御賛成被下度候

事務振 次ニ ニ給与サ 二百円追 ヲ私費致候ニハ無之、銭遣ひ荒きは重て不都合ニ候得共、年と共ニ注意促進致すへ 御前店員ニ対し前季同額の御振宛は同人の素行上の御手加減と存候得共、 ハ益進境、 加 レタル 千九百円ニ奉存願 金ヲ消費スルニ対し覿 将来商 店の為メニ役ニ立ツ候補者と確信致候、 上候 面ニ罰ヲ加 フル ハ辛辣ニ過クル哉 何卒、 寛容の御詮議 ニ存候、 実ハ 殊 商 居店の金 ア以て 同 自分 人

小池 店員 の百円増 \_ ハ **、** 何歟御考へのアル事ニ哉?、 願クハ今百円ヲ加ヘ千九百円ニ進給相 願

足と相信申候 ニハ不及と存候、 富 森店員の一躍六百円ハ過重と存候、 但し右三百円の資源 数年ヲ通シテ公平の処ニ願度希望致候、 ハ大沢店員準 同人の事ム取扱 備 の中より御 転 派に由 回被下候 依之、 ルヘ ハ 、キモ、 百円を減し千五百円ニて満 ` 無差引ニ相 是も夫程現 成 可 申 金ニスル

シテ千三百円と御増 而シテ国包店員ハいつ迄も成蹟挙らす、不幸の立場ニ在ルヲ酌量し、 与 柏 成度、 御賛成 願 上 候 前記百円ヲ此頭ニ加算

山店員の一挙五百円増 類も岡目ニテハ 過大ニ相見へ申候、 充分の根拠アルニ哉?

大正八 (一九一九)

年

其他薄給者ニ重キヲ措イテの御配分ハ大賛成ニ御座候、 の習慣相付き不申様、 特ニ少壮者ニ対シテハ貯金励行の御実施ハ如何、 唯独身者等の其金の収入の為メニ贅沢 御妙考奉希望候

前田 最後ニ重役宛参萬円の分割、 ニ加フル要点ヲ認メ兼候ニ付、 ₩7500、入江 ¥4500′ 四方 ¥4500、 例ニ依リ筆者へ御委任可被下の由承知仕候、 前期御辛抱被成下候卜同額再当可然奉存候、 藤井 至6000 就ては此際特ニ斧正 則チ北村

右御承知奉願上候

Stocks 御手配ハ十分ニ御注意行届き、安芸丸の取扱も宜布、 丸輸入分自己持と相成候事、全ク筆者の責任ニ在之、 報告書類今便別紙送呈仕候、 20/- の利益モ無覚束、旁 Ducker 老人と相談之上、 ハ大概半直ニ切下け在之候間、次期ニハ利益回復可致哉ニ奉存候、 御披見被成下度候、 一ト通り守田係員より説明申上候、 · 当時 組合ニテ見込輸入ヲ企テ候処、 無事到着仕候迄ハ好都合ナリシニ当時定 £13 来電の際、 其侭売ラントスル 其内玉葱百噸アキ 積 又輸入部 出 一前 0

不得止、ダ期船予想外

の社外船二三隻も一

時ニ到着の為メ

20/-

の税ヲ加ヘルモ尚

£14

ニハ買人無之、

ダッカー氏ニー任し、荷受問屋へ委托し一時持耐へ三噸五噸の小売的ニテも損害ナキ

様所分方依頼致置候処、不幸ニシテ気候の変化甚敷、暖気加り候為メ段々発芽シ初メ、今尚半 も同意致たるも、 高計より売行不申、水物トハ存し乍ラ好調ニ迎へハま5、よ6の利喰ハ容易の品ユヘ、ダ 狸の皮算用ニて非常の暴損申訳無之候、但し損金の一半ハD氏支払可申候 ツカー

得共、 G氏出: 座候、 二付、 等の約定ハ習慣上何等の記入も無之候ニ付、 尚解決ニ至らす、弁コ士ヲ以て此方の権利如何研窮中ニ御座候、尤も買入の際、一日何噸積込 二見送り居候塩梅ニテ、 三井物産も第二英丸及本船積ニテ約定皆済と相成候間、 而して先方よりハ滞船料ハ別問題ニ付、 く形付く方利益ならんとの大沢氏意見ニ候得共、六千磅前後も当店負担ハ忍ふ能ハさる処ニ付、 金致 鈴木ハ既報之通りG氏とハ匿名内約ある如く相信候間、 此方ハ飽迄も滞船料解決迄支払フ能ハスと抗弁致居候立場ニ御座候 ヂョージソンニ対し引続き大沢店員交渉致居候得共、<br /> 可成は示談ニテ決済仕度精神ニシテ貴方の御考案ニ相叶不申哉も難計候得共、 候 、此方も承諾解決仕度決心致居候得共、 我等の味方ニハ無御座 小麦代金の残部 裁判所ニ至ラサレハ双方の理屈ハ氷解不致事ニ御 候 夫迄参り不申、 是よりデモレージ問題初マリ可申哉ニ ハ一旦支払へク代言人の手紙参り居候 四千壬以上出金不致、 本件の如きニ対してハ有耶無耶 一寸水掛論 夫ニても早 の態ニ候、 六千磅迄

評価会

第、 との請求、 辞職問題ニ付 S44 付箋前田重役御心切の御来示拝見仕候、本件ニ関しては行違詳報済ニシテ 何等追加の要無之、 多分、 [中略]詢ニ気の毒ニ候得共、本人の希望ニ任せ速ニ辞任承諾、 来月の日光丸ニテ帰朝の事も承認致置候間、 本人の為ヲ想ヒ留任方勧論ニ相努メ候得共、 左様御承知奉願上候 家事親族の関係上、 又小麦事件形付次 是非帰朝

り朝 且ツ本年は初会も一ケ月早開、 増加致し居、 本周ハブリスバン市の順番ニて、 メ、年輩者ニは Rist を与ヘラレ度委員長ニ内談シ、幸ニ今回モ出張ヲ免レタル次第ニ御座候、 ハ早ク候得共、 且ツ我等は僅ニ Preliminary a 今日迄ハ大概正午頃迄ニ仕事ハ仕舞ニ相成、 評価人の増加シタル反比例ニ出品目録 例年ナラハ前周末より出張の筈ニ候処、 grade の下級扱ニ付、 聊楽二相成候間、 可成若手の者ヲ出張セシ ハ比較少数ニ付 帰還兵士の評価 幸ニ御省慮 例 人も 0 通

先ハ右迄、草々不具

可被下候

北村寅之助

第八五八号信 大正8年10月23 30 日

店は輸出入共御取扱ニ付、 と相成候段遺憾ニ存候、特ニ新西蘭行硫黄ニ付ては百方御配慮を煩し御迷惑奉恐察候、幸ニ本 拝啓 全然損害を蒙るものとあきらめ、 大損勘定御予防被下候趣、 の輸出品既約のもの二対してハ如命四苦八苦の惨状のみならす、新約定の直合二於て取引難渋 頻繁ニして濠州より輸出品は夫か為メ日本着価割安と相成、 シドニー支店北村寅之助 段々の御工風奉謝候、実は当店輸入部ニ於ては夫迄の算当相付かす、 輸入 Top 為替換算を一定し其率を無為替の侭輸出ニ応用 兎も角も £ 1400 第三期の利益より次期負担ニ操越置候得共 →神戸本店重役 丹後丸便 便利不尠候得共、 其替り貴地

大正八 (一九一九) 年

是ハ自然回収し可得ものニ候、

併所得税の関係上、

一旦ハホルムス代理人へ支払たる勘定ニ記

漸く

より

帳致候事、 し多少共此損金ニ対し同情的出金在之度、 守田 会計より既報之通り二御座候得共、 今尚NZ買主へ交渉中ニ御 頗ル複雑と相成 候間、 座候 御含置 可被 下 候、 但

倚頼之上、 之際の為替率の証明御困難 記入致居候ニ付、 今後新約定 便宜御取計被下 (数ケ月モ前より) ニ付、 御安心可被成下候、 がの由、 度奉希望候 色々の処二差支の生スルものと相感し申候、 行違当局者より御通知申上候様伝承致候、 為替の Basis を記入し、 高下ハ買主持の 何卒YSBへ御 事ニキ 就ては各積出 ツ パ IJ

兼任 より 貴地正金銀行の売買相場ニ外国銀行より不利の懸隔在之、 ニ尽力するの確実ナルニ如かすとハ、 ても御同感と奉存候、要するニ新規の商売も結構ナレ共、可相成は既往ニ経験 サヘナケレハとの決心ナリシモ、 念致候品物也、 再三交渉致候も、 候 直 の頃ニも一再尽力致記臆の新ナル処ニ候得共、何分ニも三井ヤ増増の如ク自家所有 御勘定の由、 |接輸送可 能 而も小池店員の熱心ニ奔走致候出鼻ヲ挫くも不本意ニ付、 の商・ 恰も前記 いつも電信料と骨折損ニ相成候 店とは競争相成不申、 £1400 ナラハ大丈夫の処と存候、 如今日大損害とハ思ハサリシ不運ニ御座候、 毎度此方係員へ訓戒致居候処ニ御座候 曾テ井上静雄氏関係の会津の鉱 (三井ニ運上ヲ徴収サレルニ付) 此硫黄の商売ニテ壱萬円 要する二硫黄の如きハ筆者往年 実ハ無口仙ニテも損 Ш 此点ハ 7 より買 ル事業の拡張 故、 の開きを生 貴方ニ於 入 0  $\ddot{o}$ 鉱 時 事 断 Ш \$

毛口 無之、 後此方の為替率騰貴ニテ折角の御尽力も僅々1%已下の利方ニより相成らす、夫でも加古川羊 時ハ貴方遊金の御都合ニ由リ、毎月弐萬よ位の御送金ハ適当と御返事申上たる義ニ御座候、 迄数字的ニハ御研窮ナク云々の御挨拶、少々痛ミ入候、此方敢て感情懸念論ニ重キヲ措クニハ サル事ハ御了解被成下候哉ニ奉存候、 ニ無之義ニ付、 ナラハ自家の犠牲ヲ辛抱して、他日何歟の交渉ニ資したる方利益ナルベシと考へたる故ニ御座 く感銘致居候処ニシテ、単ニ感情ニのみ拘泥して正金銀行ニ対する閉口主義ヲ操リタルニアラ 実行ニ付、 夫ニても送金率と此方為替率の差ニ於て、利息ヲ勘定して相当余裕(Scy 2 %?)ある 仙の¾%ニ比してハ利方也との御決論 正金銀行自衛上の為替率の偏重ハ甚不感服と心付キ居候得共、 詳密の御来示奉謝候、行違御答辞申上候通り、当方ニテも御活動の敏捷ナリシヲ深 御誤解ナキヲ祈上候 思ふニ今回の御来電ハ前記計算の如き著しき利害ある事 ハ御同情之至ニ御座候、 此方決して初より異議アル 前後ヲ通算して少々の事 其

## 欄外書込

心シテ接触するの必要を看認メ居候事ニ御座候 受候二付、 前便ニも一寸得貴意置候通り、 交際上ニも手加減ヲ要スル処ニシテ、 相沢君時代ニ異り新任の武内氏は大分お役所風 将来重役の卵子タル人々ニハ最モ能 の様被見

ク

会社組織

上候 安く共担保付ニテ利稼被成下候趣、 本店ニ於ては時折御遊金在之ニ際し、Bill Booker の手を経て市中へ御放資相成、 用意周到の御取扱奉多謝候、 家台膨張の余瀝と御同慶奉申 多少利息

之、既ニ前 御来示ニ付テハ先便愚見開陳仕置候処、 周打 電申上候間 御進行被成下候哉二奉存候、 其後当店係員等ニも協商、 多少の危険ハ致方無之、 大体ニ於て何れも賛成ニ在 単ニ濠州

居候 居候、 フ可ラス、 八十円已上ニも会社の手取と相成居候得は、 候得共、尚現今の市価ニ比し二百円前後も安直ニ先約相成居候事ナル 武藤山治氏 紡績会社暴利収益ニ付、 みならす、 ハ事実也、 其後武藤氏ハ殆ント同様の意味ヲ各新紙ニ広告的掲載相 会社の手ヲ放レ の弁疏寄書記載在之、 南阿二於ても此種の品 併シ三品等ニテ賭博の材料と相成居候事も弊害不尠と存候、 世間 テ工業家の手ニ入ル迄ニハ数人の手ヲ経テ、 の誤解ヲ融 夫ニ対し時事紙ハ又八月十九日の紙上ニ更ニ反駁論 の販路開展の余地ある筈と奉存候 和 スベク時事新 尚一俵ニ付百廿円已上の 報の社説ニ対し、 !成居、 )利益 モ、 同君 利益 三百五 の潔白 八月十六日 ニハ相成居 深き知識ナキ我等 ハ 其 十円 間 ハ了 分割サ 候事ハ疑 より三百 解致サレ 0) ヲ記載致 同 紙

電信

の批評スヘキニハ在之間敷も、 日本の木棉織物工業発展、 特ニ輸出品ニ対シテハ何等歟革新の

途開 カレ不申テハ、 前途の旺盛ハ遼遠ナルヘク被考候

テ、 合資会社所有の株券六拾萬円ハ今後積立金増加等より、 額面の

伝無利息譲渡しの体裁ニテ御書換被下、 既ニ四方会計主任より九月一 増価ニ対する課税予防の御目的其他ニ 日二於ケル株

株券書換

式会社株主一覧表御送被下御手数奉謝候

四階周壁煉化積落成、 是より屋上 Flat コンクリート相済候得は、十月一杯ニハ全部手放れニ

可相 成の由、 永々の御配慮奉謝 倉庫工事

成果無覚束ニ付、 屋上運動場設備の 無期延引の由御決定、 御研窮被下候得共、目下物価暴騰の事迚約壱萬円も相掛り候由、 御尤ニ奉存候 夫的の利用

暗号禁解二相成候得共、 暫時 ハ忍ンテ Plain 部員 English の不熟錬ニテ時間ヲ要スルノミナラス、 継続の事、 御尤も二奉存候、此方二於テも同様ニ 電信技手ニ於テ兎角間 御座候

大正八 (一九一九) 年

違

得共、 可成早く暗号使用致度、 ては却テ不便ニ付、 当分貴意賛成二御座 組立方等も寄り々 候 々復旧 方研窮為致居候得共、 電局ニ於て誤謬

サル 時 部署 確立スルニ努メ被下度候、 利益ニ付、 日ヲ要スベク、 可カラサル処と奉存候、 の整理、 種々御配慮、 取扱品の撰択、 恰も英国の 逸々御尤も二奉存候、 何分欧州大戦は四年以上ニも渉り候事故、 乍併例 棉織物業の平時の状態ニ復旧セサル間ニ日本の斯業発展 供給力の発展等、 の為替率の大変動ハ南阿向き輸出ニも影響可不尠 諸種 如命本店輸出は今暫時緩慢ナルヘキモ、 の陣立ニ就 テ消極的ナレ共、 此回復ニモ矢張 商売 ラ計 候 四 0 其間ニ 五. 基 年の 此 画 碰

処

セ

ヲ

層御骨の折れる義と奉恐察候

派遣 代理店の情 第二回英国よりの分譲羊毛の事ハ、メルボルン中央委員長へハ未タ何等の通喋無之由、 の 由入 電の報伝聞致候、 報可在二候得共、 多分積出しは明年一月已後と存候、既ニ東京本社より臨時 乍序申上候 船二 N Y K 隻

得は サル 右羊毛は僅 可 如貴命前年二比し相当増加の実現を祈望仕候、 カラス、 一々弐萬四千俵の品ニ付、 我店 の出張員 層の奮励と内地店員不撓の御尽力を以て注文供給ニ努 到底明年中の原料ニハ相成不申、 殊二近来裾物 Scd 大体ハ南阿メリノニ族タ の見込買送御成効 ゞ ラレ 0

塩 サ ル間ニ御活動祈上候 梅、 九 一五年 中 此方より盛 (伝聞ニ由れハ大倉組は沢田重雄君南阿 二買送候時を追想致候、 何卒、 へ出張可致と承知致候 三井其他より思惑ニカヲ入レ

前周 此方小麦ハ一段落の処、 二於ても折角注意致居候得共、Private offer ヲ得ラサル次第、 へキは残念の至ニ御座候、 新約の三千噸分ニテ多少御入レ合セ相付き候様祈居候、 到底お話ニ相成不申、 例の滞船料問題ニテ折角釜ニ入レタル収益 併其後 三井は見込屋の又物 offer メルボルンの弐千噸の残部有利ニ御処分行届 致候由なるも直段不引 跡は当地もメル 其内発見致候ハ、早速打電可 の内数萬円の吐出シヲ要ス ボ ル 候様期待致し、 合の とも 由 小麦局 当店 0

申歟 被下、 Tallow は相当有利の取引出来可申、 へ充分の御収益ニ相成候様祈上候、 貴店見込御引受のリンコルン新 其他輸出品ニハ格別堀出シ物も無之候得共、 紙屑屋カロッタより買入の屑毛類、 Top ハ少数ナカラ幸ニ跡上りの形勢ニ付、 案外有利二御処分可 先は順 ゥ シ ト持耐 境と可

仕候得共、

唯今の処見込薄ニ御座候

此際紀念会寄付の内拾萬円の支出実行、 益無覚束由 御同 感二御座候、 如命成行減額ハ不得止処と奉存候 税金完納の暁 ハ余程働き出 し不申候テハ今期同額の純

毛織合同談

の内情御洩 好条件デナケレ し被下、 大二心得二相成申候、 ハ、 関東方ニ合併ハ我等より見ルモ損と存候、 Ш 西御大ハ愈不合併ニ決心セラレ候 而シテ関の東西ニ於テ大ニ 趣御尤もニ存候、

実力の競争賛成ニ御座候

次口仙 織 の買

引上ニ 台ニテハ、彼レ以上の御組打ハ六ツケ敷カルベク、 関し御来示同感ニ御座候、 併前田重役自問自答の 幸ニ裏面ニ於て機敏ニ御成立被下 如く塚脇将軍を先ニ廻しての 넩 南 阿 仙 0 0

と奉存候、 仙引上ケの と存候、或は同将軍ニ対し内々薬でも効能アル故ニ無之哉?、愚案ニても御来示之通り目 二辛抱するも注文ハ格別余計二出さす、 割戻シニテ、 何トナラハ買人の立場より論すれハ、  $\Box$ 切 頗ル有利ニ相成居候間、 Ź 却て藪蛇ニ相成候哉も難計、 先以て満足すへき処と奉存候、 却て三井やTニ均等なる如きハ如何ニも不深切 耐忍持久シテ俵数の増加ニ御運 相場騰貴の為メ金高増加致居候ニ付、 但し他店より低 動被下候 率 同一手 方有 0  $\dot{o}$ 取扱 3/<sub>4</sub> % 〒口 利

数ヲ以テ収入は増加可致ニ付、

口仙%率引上け抔ハ以テの外と申候哉ニ被考候

濠州 掛念致居候処ニ在之候、 市 場無期遷延 の様 此件二付、 候得 は、 如 命口 大沢店員御引合ニ候得共、 ンド シニ 出 張員ヲ要候哉も難計点 筆者の鑑定ニテハ ハ筆者ニ於 到底無理と存 べても

本人ニノミ信頼スルニ及ハス、時機ニ応し、 格ヲ有セシムル迄ニハ、中々の時日と双方の耐忍ヲ要する義と奉存候 ナレ共、必要ニ応してハ此方ニテ人撰も出来可申様被考候、日本人ニして一ト廉代表出来候資 Λ Coss の代表者としての資格ニ付、我等ハ乍遺憾賛成不可能ニ御座候、 ヲ出張セシムルニ如かすと存候、 英人使用の方便利と奉存候、 而して此種外国市場ニ活動セシムルニハー 是迚も矢張 萬一、 必要ニ応 人の 概ニ日 間

題

比し、 片桐 付写 舎廻り予定の広戸店員ニ於て充分の活動不出来と相成、 其後新毛の出廻りと共ニ又旱魃の災厄尠ナリと称する西部諸州の産毛 直を奮発せす、 モスリン原料として応用ニ適する原料ならハ頗る割安と存候、 よりの御注文も続出致、一層働き甲斐のある事と存候、八月九月のロンドンセリ市売行直段ニ (本月廿七日着電) 出 (16ヶ)、本月廿八日到達披見仕候、両君共ニ活動努力の模様、 大二割安なる六十五片乃至七十片前後ハ如何ニ濠州品二比し見劣、 .張員九月十二日付書面第四十二号写(44葉)、広戸店員ダーバンより号外A九月十七日 目星敷品ハ逸早く米国筋へ買煽ラレル事、出張員等の遺憾同情ニ不堪 談と相成候義と存候、 何卒、 有利の直段ニテ英国政府承諾致候様祈上候 偖コソ第三回民間用弐萬六千五百俵分 然ルニ日本のお得意ハ爪長ニ指 紙外二溢出致居. ハ特ニ相場奔騰 且ツ%低 しと雖トモ して、 貴方 田

き処ニ奉存候 納マル羊毛を二三の買人ニ分割注文を出す日本お得意の底意不明ニ御座候、出張員間ニ於ても 兎ニ角、本季ハ日本の買方多人数集合ニ付、 互二競争劇甚、 本人等修業経験の為メニハ結構ナレ共、 一層売方強気を誘導シタルナル可ク、 従テ骨の折る事も大ニ酌量シテ遣るへ 同 工場ニ

昨今当地の新聞電報ニては南阿の旱魃ハ五十年来の惨害と在之候、 すへく、且ツ品質も脆弱と可相成御案事申居候 従て明年の産毛ハ大ニ減少

蒐集等ニハ黒人々夫使用の為メ事業捗取ル事ナルヘク、濠州抔の切放し\*主義の国ハ大ニ鑑ム マイモーサエキストラクト製造一工場ニ於て毎月三百噸の産出在之由、 盛大の事と存候、 原料

※印欄外書込]

ヘキ事と奉存候

乱伐の意

Cost 棉花も近来相場騰貴と共ニ産出 の相場維持致居候ハ、此耕作ハ発達の見込可在之被考候、 在之候 趣、 矢張、 黒奴人夫の農業ニ付 品質不明ニ候得共、 1/- 乃至 1/3 ミッドリ

ング標準品ニシテ産地ニ於テ十八片乃至廿一片は甚高直ニ付、 日本行ニハー寸不引合ナル ヘクク

被考候

因記、 ニハ廿片ニ奔騰し、 別紙新聞切抜きニ 恰も七倍と相成候割合也云々、 1895 年二月二於て米棉実ニ僅ニ三片ナリシモノ、 其他大二参考資料と可相成、 1917 御一 年六月 読置

可被下候

如前 付 比較的払底ナルハ不可争現象ニ候、 是ハ古き Burr の羊体ニ付着セルモ、新萌芽草の欠乏ニ起因スル由ニ御座候、旁完全ニ近キ品 為メ其然ラン事ヲ祈居候、実ハ昨今出品目録の評価ニ際し 1902 年の旱魃已来の影響 と奉存候、 自然買方ニ不利と可相成ニ付、 の内ニ昨季の品ヲ申受ケル事肝要と存候、 Group ニテ先方の宛行扶持ニ付、 掲、 聊安心致居候処、 の品位ニ表現致し居、 第二回分モ今以テメルボルンへ通喋無之位ニ付、 而シテ第二回分分割 Group は多分 1918/1919 近来の出品ヲ見ルニ至リテ大ニ悲観の材料と相成申候、 或モノハ 御心得迄申進置候 評価最初期ニ於て西北部・西部早剪期ハ毛の比較 Burry ナルニ Tender、Mushy、Thin 等の欠点頻 作柄悪敷季節の品ハ同一 Type ニテも多少の無理ハ難免 逸々本荷ヲ見テ買極スルモノナラハ杞憂ハ無之候得 産より撰出相成候事と存候 第三回分の協商 ハ尚暫時手間 旁分譲羊毛ハ今 的優等ニ ハ著シク ニ候、 H 取 本の ルル事

ニテ 但し日本より 1919/1920 年度ハ旱魃ナリシ影響の恐レアルニ付、 昨季の品ヲ自然ニ日本ニ渡サセル様ニ御示談相成候点、 協商 難解ニ陥り可申候ニ付、 何事も無言ニテ本季の毛ニ未タ手ヲ付ケサル間ニ分譲決定、 最も肝要と存候 其品ヲ忌避する等の条件付

日本 策略等の揮 君専務役二就任可被致の由、 大日本製粉 の前山 マリ居らさる様、 ・東洋 ・金子系の大里・札幌の重役ハ不存候得共、是等悪辣の顔揃の中ニ飛込ミ、 ・大里・札幌の四会社合併談成立致候由、 折角独立自尊ニ発展サレタル高木氏 頗る名誉の義と御祝申上候、 何卒、一 時勢ニ応する適当の御処置と存候、 同誠意アル合併ニシテ其間 田畑氏両君の為メニ遙ニ祈 高木武

り不申、 小麦ハ更ニーケ年免税継続と相成、 詳細ハ輸出部係員等より別報上伸可仕候 跡原料御入用の由ニ候得共、 如前揭、 唯今の処割安物見当

居候

銀価奔騰

為メと新聞報ニ候、 其後引続棒立ニテ Standard 5/5、Fine 而シテスタンダードーヲンス 5/103/<sub>36</sub> ニ相達し候、 5/6 と相成候時は英銀貨 1/-全く印度政府及ヒ支那の需用の ハ丁子 …/-

ル の実価と相成候 ニ至ルヘク、 由、 英仏ニ於ては大問題ニ相成居候塩梅ニ御座候、 夫以上ニ 相成候ハ ` 前年支那より買集メラレ候銅 別送切抜御参照可 銭の 如く、 被下 貨弊ヲ鎔解ス

する諸種の品物ニハ不尠影響可在之、 清国ニ於ケル日貨排斥は日を追て鎮滅可致も、 特ニ棉糸棉布の商況軟弱ニ傾ク可キ筈と存候得共、 銀貨暴騰ニ原因する為替の変動ハ 日本より 果シ 輸出

何?

## [従業員家族死去の弔意などについて翻刻省略]

正 倉庫 足等ヲ発見せさる事と潜ニ掛念致居たる処ニ御座候、 組織革新方御尽力願上候、 実ハ従前小生帰朝之際、 係員動揺云々の記事、 御尤もニ奉存候、 屡倉庫係の執務振ヲ瞥見し、 夫カ為メ係員の黜陟交迭は無斟酌御励行、 其結果、 倉庫新築の機ヲ以テ充分御廓清 梶原某辞任申 アンナ事ニテ能 出ニ対 一品物の し御聴許之由 可然奉存候 の荷合せ上不 規律改 承 知仕

被成下候趣、 清水惣領事家族一行帰 定テ大満足と奉存候、 朝二付、 本船迄御出迎被下、 殊二他店の者共ハ一人も参らさりし由 且 ツ 日を犠牲ニして舞子へ 薄情の振 御案 舞 内 御 歎息

之至ニ御座 候 [後略]

の心掛けアラハ是亦申分無之候、 過キタル事無之、 夜学嘱托教師ニ対する謝礼は中元歳暮ニ商品券贈呈の御考案の由、 特二教へる本人も勉強ニなる云々は命の如くニ候得共、 何卒、 其然ラン事ヲ切望致候 夫ニテ業蹟好果ヲ得は之ニ 御当人ニ果シテ夫的

.重役よりも跡より出発せし広戸店員ハ、 九月十日ダーバン先着の由、 何卒、 本季の御注文

方好成蹟を挙け候様祈居候

松 平· 早く役ニ立ツ人ニ相成候様是亦祈上候 原口両人は既ニ去月上旬貴地出発、 南阿へ出張致候由、 何卒、 担当事務錬習二付勉強不

は中々油断 千住製絨所ニ於ては既ニ錬習生の規定在之、各方面の商店より羊毛研窮生を送り居候趣、 本人の為メニも大利益と存候、 風間店員は東京支店ニ転任し、 相成不申候、 旁今後輸入部ニ使用する青年の一部ハ此方へ御振向け可被下由、 但し大学出身ニて此人の如く字の下手糞も尠ナカ 其間千住製絨所ニて羊毛研窮方御実習可被下候由、 ルへ 深き御注意、 ク存候、 賛成 世間

二御座候

共、 申候、 生等の実地習錬ニて各牧場へ出張致し、 就ては中野駛郎を正式ニ専門学校へ通学せしむるの件、 店内特 答 何分唯今ハ生意気盛りニ付仕込方注意致居候事ニテ、将来多少役ニ立ツ哉ニ期待致候得  $\exists$ ソ不致 待の事ニ御座候、 候得共、 兎角面従腹背ニテ小生の感心セサル点多く候得共、 併御希望とあらは此方別段反対は無之候、 学校ハ休ミ御座候間、 種々御来示承知仕候、之を実行すれハ 明年二月後開校次第入学為致 恰も例 前田重役の重要 年剪毛期 中ハ学 可

視セラル、

たけの値打現レ候様祈居候

存候、 明春 き人物ヲ招集し、 の為メ不利益と存候間、 の中ニ付、 の採用候補者の件、 如命高給ヲ以て人を釣る事ハ本意ニ無之候得共、 詢ニ不得止の手段と存候 見習中二其優劣ヲ試験 店の家風ニハ反し候得共、 御来示承知仕候、 行違既報之通り世間軽薄の 若し値 世間 打ナキ者ナラハ無遠慮ペケニする事 此方計深切の考あるも給金二のみ眼早 よりハ多少高給ヲ奮発して将来見込多 風潮ニ逆行スル ハ 可然と 我商店

店ニ 佐 々木店員は種々御勧誘被下候ニ不抱、 勤 務 も ル 日 IJ 以上 出世候哉否見物と存候 遂ニ自己の利益の為メニ退店致候由、 是も致方無之、

按する二既往数十年商店に於て留任勧論ニ不抱、 余処の花赤しとして退店したる人物中、 未タ

曾テ著敷立身したる者ナキ様存候、 畢竟今一段辛抱の足らぬ故ニアラス哉と存候、 如何

宮崎 噸 来可申候 mat ニシテ日本ニ送ル計画の由、 のニッケ 、幹太郎君丹後丸ニテ当地着、 ル鉱石ヲ増田屋ニ売約せし由伝承致候、 深くハ尋問致兼候得共、右成功スレハ同人も相当の資産ハ出 本月廿三日面会致候、 而 し て M は 同人所有の鉱山より ニュ ーカレドニアニて半精錬 五ケ年間ニ拾 一萬

ニ永住する者ハ其方便宜なるへしと存候 の許可同意ヲ得テ近日ヌメアニて仏人少女と華燭の典ヲ挙ケル予約ニ相成居候趣、ド 同君今回の帰朝ニ際シテも老父母安心の為メニ迎妻候補者探索の処、 適当の人無之、遂ニ老人 ーセ外国

増田 開会中の小麦調査会ニ呼出サル、ヲ恐レテの事と存候、尤も表面ハ小麦の買入又ハ其他の商用 候得共、 の為メと申居候様伝聞致候 屋の鈴木及ドイル 鈴木とドイルはブリスバンニて上陸、其後直ニメルボルンへ出張致居候由、 ・ウイドリの三人はイイスタン号ニテ帰濠、 ウイツトリー · は 当 多分目下 地二乗込

君の逝去後ニ付、 夫ニしても本店との協約解決の速ニ捗取り候事、我等局外者ニハ不審の様ニ候、按するニ岡部 居ラレ候事ニ哉と揣摩忖度致居候 其前 より の葛藤 的諸種の事件ハ社長中村某氏の太腹ニテ優容迫ラス、看過レ

其他ニテ格別面白くも無之ニ付、 連続送呈仕候、 小麦局取扱調査会の傍聴筆記ハヂョージソン約定ニ関する前後大ニ興味在之候ニ付、「サン」 然ルニヂョージソン氏病気の為メ出席不可能ニ付、 暫時中止致候、 其内G氏出廷之上ハ又御送り可申上候、 前周来ハ多く内部 の帳簿調 御多

用中ナルヘキモー読の価値アリと存候

身、 近来店員等の家族ニ不幸多きは気の毒千萬ニ候得共、寿命ハ如何共致方無之、 其臨終ニ面会ヲ得サルハ遺憾の事ニ候得共、是も予メ覚悟の前の義ニ付、 不得止次第と奉 又タ萬里遠征の

存候

先ハ右迄、余は次便上伸可仕候、草々不完

北村寅之助

## 第八五九号信 大正8年11月26日 日光丸便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

拝啓、貴信46号前記十月一日付

〃 46付録十月十四日付第三期決算案説明及決算書類一括

" 46号十月十六日/十八日付外二南阿南米出張員貴状写共、 本月十四日日光丸便ニテ

到達

貴信47号十月廿日/廿四日付江蘇丸便及米阿出張員行写状共、 本月廿日到達、 何れも辱

拝見仕候

永々の航海ナリシモ、 の御用事の成功を祈上候、松木店員宛御通信写ニ由れハ、其後種々協商解決致候品物も不尠(我 此頃ニハ無事ビウノスアイルス市へ安着被致候哉と奉存候、 何卒、 目的

店 ニハ 不利 ナル ヘキモ) 塩梅、 従て入江君到着後 の仕事ハ案外減少致候哉ニ存候、 此 元同 君

宛短箋写別紙同封仕候条、御披見置可被下候

月 11 同 0 御心労モー入の御事と遙ニ御同情申上居候 14日付サヌキ丸便廿号写ヲ披読するニ於て頗ル不容易難境ニ陥リ居候様子発見、 南阿 М 氏 の行動 30及持荷 の処分ニ付テハ、 兼て聊も楽観ハ致し居らさりしも、 貴信· 貴店御 +

富森 銀行 候テ 斯く 可能 君の希望の 三十萬円ナリ四十萬円也の損金覚悟の前とハ乍申、元より損の減少する事ハお互ニ切望ス 氏ニ重キヲ措カス、マカリ間違へハ〈K〉有りの体度と存候、 尻押と着眼 の途ヲ開 付き申間敷、 家 Ö 抔 聊も安心相成不申のみならす、 如く深入りと相成候ては目先キーケ月や二ケ月分の為替支払出 国包両 へ口上を持込たる故ニ益交渉頻繁ヲ加ふべしの御詰責ハ御尤も千萬ニ候得共、 斦 如く三ケ月や六ケ月ニ約定残ペケ品の処分解決等ハ実行不可能と存 L 中々役二相 致居候間、 て是を実現するニハ乍遺憾気永ニ補助応援するの クへ 出張員の帰神問題ハ偖置き、 恰も入江君の帰途二於て大々的手腕の振張ヲ願ハサル可カラスと存 ク御勧誘 立チ不申と存候、 本店より親切ニ正金 0 如き ハ前田君ニ不似合の楽観と存候、 前田重役の理論明淅ニしても、 幸 ニ M 今後ハ出張員なく、 当補送の 氏 際、 の誠意確実ニても此 M氏の出頭スヘキヲ国包店員ヲ使用 外二道ナシと存候 独立ニテ安心してM氏との 理屈ハ兎も角、金不足 尤も事の成行をアキラメ、 |処持荷の 銀行屋抔 一来候共、 処分ハ 跡 矢張 々大 到底 急ニ目鼻 の問 銀行 K 残 取引 ラシテ ル 題 ŋ 前 ハ 処 М Ŕ 田 二

如

何?

も難 ħ 敢 迄も厳正ヲ要し候得共、 耐忍力ヲ破烈サセヌ様、 候得共、 の切上ケハ テ便々として等閑ニ付する事無之ニしても、 計候得 左様ニ性急ニキッパリ精算の必要ヲ見すと存候、 心付き候侭御含迄愚見申上置候 不可能と存候、 共 尚 口 や二回 此際頗る手心ヲ要する義と奉存候、 透かしつ宥めつ根競べの場合と存候、 加之、 万正 此多大の犠牲ヲ耐忍ス 金電送補助 の必要起るへき哉ニ想像致候、 急激ニ解決セントシテ損害ヲ無視 ド ル モ、 ーセ是迄混沌と相 而して最後ニ損の上塗と相 但し出張員ニ対する御 矢張跡々継続取引するものとす 萬 成 %候以上 々 御除 スル 命 モ 才 *)* \ アハ無之 成 令ハ M 尚 候哉 氏 充分 飽 0

何卒、 期満限 米よりの帰途 と相 愚見の如き悲境ニ至らすして解決致候得は、 成候 暫時帰朝ヲ不急、 **ノ**ヽ ` 無止国包生ヲ帰朝セシメ、 南阿駐在 充分の解決ニ御尽力被成下度、而して国包店員滞 富森店員ハ 此上も無き上首尾ニ候得共、 更ニーケ年位滞在監督可然哉と存候 入江重役ハ南 在

説明 額は 幸二僅 難有拝見仕候、 兼て所得税又ハ不動産増額徴税ニ付、 種々御配慮被成下候処、此不動産増

更ニ純益約四十九萬円を計上し、 ニ拾萬円ニテ税 ム署と妥協行届き候趣、 前着積立金廿萬円ヲ廿 御同 慶 五萬円ニ増額の事、 申上 候、 其 (結果、 既着御 奨励会寄付六萬円 提 轍 回

館と居留地新所有財産ニ分割記帳 予定の処、 へ寄付の事ニ御決談相成候趣敬承、事の成行ニ御同意賛成仕候 定款の最小限純益 の10%四萬九千円ニ減少す、其替リニ不動産増額 時合資会社の収得と仮定し、 結局ハ此十萬円ハ奨励会 の十萬円 ヲ日濠

として同会寄付金ヲ調節の事も御尤と賛成仕候 而して奨励会ハ不意ニ十萬円の収得ヲ計上致し、 替リニ今期以後の決算ニ於て定款最低ヲ限度

大体ニ於て御提案ニ対し何等異議無之候ニ付、 と打電仕置候ニ付、 夫々御進行被成下候哉二奉存候 御来示ニ従ヒ "account distribution agreed"

備計 但し付属壱号表中、 金ハ今更の如く苛酷ニ被考候 前年馨氏持分譲受支出金弐十萬円ニ対する所得税追徴五萬三千三百円の予 (其実ハ手前勝手の脱税案ナリシヲ遺憾ニ存候)

違ヲ生シ候テも直ニ四千円斗の損勘と相成候如く、 又第二号表末段、当支店勘定差引尻が近来の為替大変動の為メ六十日払率 ルトキ十五萬二千円余の浮イタ利益勘定ニ相成居候得共、47号貴信3葉御来示之通り18片の相 此金高ハ元々為替変動の空利ニ由  $@2/6 \frac{1}{8}$ と換算ス ルモノニ

付、 大体ナラハ利益ニ計上セサル方大丈夫ナル性質のモノと存候! 如何?

因記、 貴信47号中高き時ニ貸して安き時ニ返済サレテハ損勘云々の御意見御尤も奉存候、

併此差引尻は を毎期振替へたるニ起因する事も御記臆置可被下候 概二本店より無為替送荷高の堆積シタル モノニハアラス、 当支店 の稼き高

惣テ現物のみニ付、 御来示之通り、 ニ在之、確実の債券でも買入置候テハ如何と存候、 ハ利廻り甚低率ニ付、 今日の如き非常二円と磅二懸隔ヲ生し居候際、 貴地方の如き人為の変動ハ無之ニ付、 尚研窮之上再報可申上候 御承知の通り此方ニテハ株式取引所アルモ 著敷下落等ハ無之候得共、 此方ニテ何歟投資云々は 濠州 御 公債 同感

記載の 実施の際、 方のグズ々々致居候ニ対し、 寸跡廻しニ相成居候次第、 至二御座候、 如く、 約三拾萬円迄分割可然旨御協議申上候処、 当方ニテハ行違御来示の明年筆者帰朝迄返し序ニ腹ヲ極メタとの御意向ニ基き一 然ル 処、 其分割案行違発送申上候樣御待兼 定テ気の長キ事と御退屈ナルヘキモ今少々御猶予可被下候、全く此 貴方の気の早きニハ聊閉口 御賛同可被下候由御返電ニ接し、本懐之 心の様こ 0 体二御座 候得共、 候 実 ハ貴信46前 記 ニモ

兼て丹後丸より御照会被下候処、 臨時20%の手当も在之、 雑務二取紛れ御返事延引致居候処、

懐スレ 内地物価 趣ヲ以テ新案御郵送被下拝見仕候、 ハ寔ニ隔世の感ニ在之、時勢の推移ニ付、 ハ益奔騰ニ付、更ニ一層の奮発ヲ以て現行給率の約6%増加の事ニ貴重役御協議 筆者が十二年間も 不得止義ニ候得共、 £3/£4 per week ニテ辛抱致候頃を追 世の中益々悪敷方ニのみ 済 0

進み行き候様なるは自他共ニ痛歎之至と奉存候

少々保守御自重の方針ニ御注視相成度切望の至ニ御座候 理立ニも不及、 斥ナク、微衷の存スル処御諒察被成下度伏て奉願上候 むと云ふ風ニ、 候義と奉存候、 御来示の如く "Promotion agreed" と本月十九日返電仕置候間、 二候得共)、 へ進ム事ヲ知ルモ退参スル事の利害ヲ無視スル風潮と相成居候折柄ニ付、重役諸君ニ於て今 なる筆者の古き頭の考へと御排斥の事と存候、而して儲からぬ時ならハ格別ナレ共、 愚按ニては、大西 **乍併此際自説ハ須く放擲し、貴案ヲ尊重スルの意味ニ於て速ニ御同意申上候テ、** 損の行く時ニナレハ又減額すへしとは解き得て簡明ニ候得共、今の若者は啻サ 夫と同時ニ愚念ニハ御座候得共、三菱や郵船が給料の大増率ヲスルカラ我も進 アマリ時世ニカブレて御過進ナキ様一言相加へ置候、 ・大沢級ニテ ₩200 位こて辛抱出来へき筈と存候得共、 (時世ニ逆フ事ハ不出来と申せは夫迄 来年一月より御実行 概二旧弊の寝言と御擯 日本の近況ニ迂遠 左様ナ義 被遊被下

事

二相成

店員所得稅自弁

従来店員の所得税ハ多年商店ニて負担相成居候処、 斯くては納税の観念ヲ怠ラシムル

候間 ニも承知致候義ニシテ賛成ニ御座 大正九年度よりハ個人自弁の事ニ御改正の由、 候、 当支店ニテハ従前自弁の処、 御尤もニ御座 候、 是ハ四年前筆者帰 数年前よ 朝 中

貴方の例ニ習ヒ、

り商店より出金致候得共、 明年よりハ各個人自弁の事励行可致候

重役報酬

店員給料増率の権衡上、重役俸給の改正必要上、決算年度惣会ニ於て報酬増額附議の件、 御尤

も御 [座候、 何卒、 可然余裕相生し候様御決議被成下度奉願上候、其上ニテ分割再定可仕候

+ 月廿七日認

Value 日濠館 Book

の題下、 み膨張セシムル事ニ御改正の由、 御来示御同感二御 [座候、 何等異論無御座候 税ム署ニ異議ナカリシニ付、 臨時増額の十萬円ハ日濠館ニの

但し同館西店今以て相当の借人無之由、 兎角、 世の中不如意の事多し二御座候、 畢竟、 大キク

正貨電送問題ニ付 存候、 成 再三の御来示御注意の程奉謝候、 可在之奉存 ル人ハ大ニ拡張 成候ては 其中相応 借 人の品位下り、 の借人在之様祈上候、 心自前 の店舗 館の体面ニも関し可申のみならす、 ヲ新築し、 其事の緊要ナルは行違御受申上候通リニ御座候処、 少々家賃ヲ下ケテも無き時ハ無カル可ク、 小ナル 商 人ニハ家賃過重と申処ニテ中途半 他の借人の店賃の比較影響

あまり大安率

の場合と

用 銀 二付 致候ニ付、 座 ヲ以テ ハ無言ニテ外国銀行ヲ経テ御送金ヲ願フ場合可在之候、 の上前ヲハネル目的ニハ無之、双方の出合接近シテ他より切込マレサル様ニ相成候得は 武内氏も其杜撰ナルヲ覚醒し、既ニ業々本店へ電照中ナルモ、当支店の自由ニ相成不申趣ニ御 交渉方御来示敬承、 候、 前 価 0) 暴騰 可成早く御尽力被下度ト倚頼致置候、 現二正金銀行ニ於テスラ日濠間 或ハ其写貴地森広蔵氏へ郵寄サレ候哉も難計御含置可被下候、 率変化の為メニ不利の地位ニ陥ル危険アル事が 電 ハ金貨国ナル ハ恰も先方へ披露不苦様の構成と存候ニ付、 早速筆者面会種々協議致候、 Н 本ニモ影響ナシトセス、 一の売買率ニ大ナル差等在之ニ付、 併正金ニ於てドーシテも不可能 其顛末ハ別信守田認会計宛の通ニ在之、 旁有利の考ニテ正金送電 唯目下の如く英米間大変動ニ加 同君 イヤニ御座 へ相見セ 候 此際当地正金支店長 сору 要之、〈K〉 ラ願 の場 サ ル ヒ居 合 ` 事 更ニ電報 其金使 ラ承認 正金ニ 宜 は フルニ 布義 既二 行

ニ 付**、** 曩二42号信ヲ以テ御照会被下候ニ対し御返事失念致居候処、 前記給料改正二付追考致候、

成已上は、下級者と雖トモ御来示の如く年額千五百円ニ増加の必要無之、従前之通り千弐百円 而シテ御来示の通り各地の権衡上ニ付、 不得止算当と存候、殊ニ今回の如く非常ニ本俸増額 相

然奉存候、 来年一月本俸改正と同時ニ右改正御伝達被成下度奉希望候

而シテ五円ヲ増ス毎ニ七十五円ヲ加フル

事ヲ五十円ヲ加給スと御改正被下可

置据へニテ不苦、

滞船料問題

ニ付ては既報の如く、此方ハジョージソンニ対し小麦代の内 €10,000 差押へ居候ニ付、 G 氏

代言人より取立訴訟の手続致居候、 乍併主人公なる Gは病気の為メ小麦調査裁判ニも出 頭 心不

ハ無御座候得共、実際請求の権理アリと信し居候為メ抗議致居候次第ニ御座候、 能ニ付、此方ニ対する訴訟も実際法庭ニ出頭不可能ナル事ニ候、此方ハ敢テ夫等ヲ利用致候考 而して最後

大義丸ニ対し弐萬七千七百円御支払相成候由の来電より計算スレハ、

如左勘定と相成可申候

西海丸 大正丸ニ対し \* 2

1

井平丸 大義丸 天祥丸 1 1 中早 66, 700 27, 700 16, 19, 500 500 @2/6 =8 8 8787. 10. 0 8337. 10. 0 450

座候)、 最初 甚夕腰弱と相成候患アリ、 此事ハ絶対転嫁不能の如ク御通知被下候事肝要ニ候、若し転嫁可能の事ヲ承知致候テ 申居候為メ妥協不調と相成居事ニ候、然ルニ近報ニ由れハ東洋へ転稼の御通知も在之(実ハ如 乍併元ト々々積入噸数ニ付キッパリした約定も無之、多少の身腹ヲ切ルの覚悟ハ在之候ニ付、 の申出壱萬磅以上ナルニ対し 旁更ニ千よ切下け 故ニ若し転稼可能の如キハ重役状ヲ以テ御通信被下候事、 £7000 ニまけて落着可致様代言人へ交渉致候得共、先方承諾不致 £8000 ナラハ承認可致通告致居候得共、先方ハ £4000 抔 便宜二御 ハ掛合上

大正八 (一九一九) 年

居候、

然ルニ此事件ハ初より大沢店員トG氏と直接の協約ニ在之、

承認致候次第のものニ無之、

出来ルタケ

ハG氏より取立テルの義務在之と存候間

此方ハいつ迄も遷延して何等利益無之、大概の処ナラ妥協仕度存候得共、東洋ニ於テも喜ンテ

ソー々々此方より計閉口スル訳ニも不参、目下睨合ニ御座候

旁此紛糾の落着迄ハ是非共

如此進行致

大沢店員

茲二三ケ月ハ大沢店員の滞在ヲ要し候、 致居候得共、 候為メ、対外ニ非ラスシテ対内ニ種々苦痛ヲ感し居候、 大沢店員の滞在ヲ必要ト致候事、 何分G氏病気ハ急ニ回復の見込無之、示談不調ニシテ萬一裁判と相成候 頗る心労の処ニ御座候、大沢氏も其解決まてハ滞 然ルニ御承知之事情ニ付、 筆者の微衷御推察被下 大沢氏の腰ハモヂ々々致居 -度候 在 以上ハ、 の事承認

四九〇

之、安芸丸便詳悉之通ニ御 容の外良途無之と決心仕候 辞職願の件ニ付、 46号御来信及ヒ江蘇丸便前田重役私信敬誦仕候得共、爰許何等追伸の材料無 陸候、 大体ニ於テ前田重役御想像通りニ御座候得共、

乍遺憾辞職許

北村生

右

小麦滞船料

## 第八六〇号信 大正8年12月23日

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役 安芸丸便

拝啓、 貴信48号秋田丸便、 本月二日到達

49号アキ丸便、本月八日到達 外二前田君四方君私信、

"

50号イイスタン便、 / 世二日

" 51号前記本信共大日丸ニテ廿三日到達

其他南阿南米行通信写沢山到達仕候得共、昨今両日着の分ハ未タ拝見不致候、 閑を得て緩々披

見の考ニ御座候

解決段々延引の処、 大沢店員の帰朝請求ニ対し其侭ニ打過候訳ニも不相成、 不得止成行二付代

大ニ強硬 ヲ急キ候為メ、 ヲ払戻 言人同士ニ交渉を開始し、 L 0 (延引中利子ハ不払)、本月十六日決済仕候間、 体度ヲ取レ 愚按成立セサリシハ遺憾ニ候得共、 ハ 尚 大まけニまけて全額 と500 乃至 £1000 は取レルヘク存候得共、 £5000 ニテ承諾、 成行不悪御諒知奉希望候 直二打電御通知申上置候、 兼て押へ置候壱萬磅 大沢店員の 為 実 メ時機 の半額 更二

付、 収入の暁ニは多少共お得意ニ対し其出金相当ニ払戻しの義ムあるものと解釈致居候得共、 仙軽減高よりも或ハ前記五千まの収入ハ多少余分ニ相成候哉も難計、 中澆季の折 其後本日の来信ニ由レ 前後ニテ数萬円の減収と可相成も日清ヨリも五千円の寄付金アリ 直ニ全額東洋より御収入相 柄、 先方の感情ニ係らさる以上、 . ハ 大義丸分も予定よりも 成候由御配慮奉謝候、尤も口仙ハ十萬切御引上ケ相成 其取捨ハ貴重役ニ御一任奉申 ¥3400 減少、全く タル 実ハ元方より滞 ¥24,300电 上候 然ルトキ ニテ御 船 料 ハ 候 解 弁金 此 趣二 世 決 0  $\Box$ 相

辞職 井君私信モ在之候 の余地無之由断定ニ付、 八号信ニハ 請求ニ付テハ、 頗る簡略ニして小生の訓諭ニ由リ翻然大悟するものとの御楽観の 間、 御 再三操返し 承知之通り本人の為メ種々尽力致候得共、 萬事休すとアキラメ申候 メ ル ボ ル ン出張執務の事説諭相試候得共、 後略 其効ナク、 如 殊ニ 到底前言ヲ引込ム く相伺 秋 田 ヒ 丸便四十 又藤

濠州在勤手当

改正ニ付テハ行違日光丸ニテ御返事済ニ付、 茲両三日ニシテ貴着とハ存候得共、 増俸発表ニ関

聯シテ御待兼と存し候間、 為念今夜貴示の臨暗字ヲ以テ打電仕置候

則チ貴案の最低年 ₩1,500 ニ改正ヲ要セス、 如従前 ¥1,200 ニ置据へ、五円ヲ増す毎ニ七十

俸劇騰ニ付夫ニて沢山と存候、内々不平の声アル乎も難計候得共、 五円ヲ五十円ニ改正の愚按ニシテ、大体ニ於テ手当金ハ年三百円ツ、軽減スル義ニ候得共、 敢テ掛念ニ不及と存候

本

重役報酬額

三萬円以内と御改定可被下の由賛成ニ御座候、 実 ハ其割宛ハ未タ其侭ニ相成居、 貴方御提案ヲ

待合居候事也、夫ニ由リ斟酌の考ニ御座候、 ドーセ遅れ序ニ付、 来年迄御猶予被下度候、 追て

決定之上ハ一月ニ逆り支給可然と奉存候

店員改給

詳表拝見、 御同意申上候、 兼ての御予報二比し多少変化致居候事ハ別ニ御詮議の結果と存候

第三期賞与

金も多少変更致候ニ就ての御来示賛成申上候、 但し表中馬庭店員の名義脱落ハ(昇給中ニハアリ)賞与没却トナル理由アリシニ 幸二操越補充二不及、 御割宛被下御配慮奉謝候、

<sup>免</sup>三期決算処分

候事と御同慶申上候

報告は本月十二日の開会済の筈、 右ニ付何等御来電無之ヲ以テ見レハ、予定之通り無事通過致

為替率と正貨電送

|正貨電送 の研窮ニ付、種々御来示敬承御配慮奉多謝候

被考候、 御解釈之通り rate へク本店と交渉致候ニ付、 打電申上置候通り、 最近森広蔵君 率算盤上より申せハ同率ニ相成へキ筈の処、 前田君御上京の節、 へ御協商 ハ当支店の自由トシテも、 其後武内氏へ会見の際の話ニ、貴地より送金のT/T 率ト当銀行 の情報、 夫ニテ辛抱シテ呉ラレ度との事ニ御座候、 本店ニテ御探窮被下候ハ、、多少得ル所可在之奉存候、 石井君帰神の際御探聞 内部ニハ矢張本店より相当の制肘 出合の関係上平常 1/8 の趣も承知仕候、 此 愚按ニテも前 片開キ迄接近セシム 1/8 片ニテも約34 の存 Buying 既ニ過日 ス 田 ル事と 君善意 0)

前後此方の不利ニ相成候得共、

此位ハ多年保護ヲ蒙り居候弱味ニ付、

出来ルたけハ御耐忍被下

度候、 併大金高ニ相成テハ中々軽視スヘキ問題ニ無御座候間、 貴方金融の御都合ト外 国 銀行ニ

於テ著敷有利ナル出合在之候節ハ臨機正貨御送電被成下、 此方何等異議無御座 候

只 貴地方金利 とも被考候 の変動可在之歟、大疑問ニ御座候間、 \$3/66 ½ 迄下落之由、一周間計前より少々持直し三弗七十二仙辺と伝承仕候、今後更ニ如何 御同様ニ危険ニ感スル処ハ、 一般騰貴二付、 遊金の際ハ市中担保付コールニ御操宛被下候事之安全ナルニ如かす 御先見之通り、 折角の鋭算も或ハ喰込ニ相成候患ナシとせす、殊ニ目下 NYの英貨為替四弗の関門ヲ大破シテ、 時

致候、兎角銀行家ハ自衛上、得意の大打撃ヲ蒙ルヘキ損害ニ迄ハ思ひ遣り無之、潜ニ痛歎罷在 候得共、 森広氏へ御交渉之節、 既報之通り理論ニ勝 同君の意見トシテ答弁セラレタル感情的説諭ハ、恰も筆者の想像ニ符合 つも事実上不便の立場ニ陥り候哉も難計候ニ付、 何卒、 今暫くハ

臥薪嘗胆と御辛抱奉願上候

但し前田君御慧眼卵子の御鑑定ハ急処と存候、 シテ交際致置候方、 穏当と奉存候 併妙ナ世の中ニ付、 多クの場合善意ニ解

既二数回送金御実施 より質問アラハ可然御弁疏被下度、 の事、 此方ニテハ絶対無言ニ候間、 決シテ自家より広告ニハ不及候 貴地ニ於テも50号信11葉之通り、 先方

紀念館建設費

欄外書込

按スルニ武内氏赴任後、 当支店の成蹟ヲ挙ケントスル努力上、 以前ニ比し、 慥ニ掛引多

ク相成タル様被考候

昨年御設計当時以後、 物価益騰貴之為メ多少建坪縮少在之候テも尚十萬円斗不足之由、之ニ対

御希望ニ任セ、該通信着即日(十一月二日)「メモ

リアル同意」と返電申上置候

する御来示の高見全然御同意ニ御座候間、

製図延引と物価騰貴ニテ、経費予算不足の為メ三百坪の予定ヲ二百五十坪ニ御縮少の設計変更

無論木造抔ニ変更スヘクモ無之、最初よりの通り鉄骨コンクリート二層建御維 既二製図モ左様ニ相成居候哉も難計候得共、愚按モ48号貴信同一ニ在之、

折角

持可然哉 の紀念物

二愚考仕候、水島校長の斡旋ニ対シテもケチな事ハ出来不申、仮令十数萬円の補充ヲ要スル迚

り御進行被成下度奉希望候 も営業上好成蹟ニ加フルニ税金免除の見込の遊金も生スヘキニ付、不足金ヲ填充シテ予定之通

(過日在巴里天羽書記官より母校ノ為メ礼状ノ如キモノ入手仕候)

粗落成、 追々御便利二相成候処、 生憎輸出品の沈況ニテ全部が贅沢ニ流レル患在之、 東部一 階

年五千円の家賃ニテ御貸方約定出

来候由

御同慶申上候

時の事と存候得共、 电 移転混雑中、 是亦御悦申上候、 輸出箱物二個盗難ニ罹ラレ候由ナルモ不日ニシテ犯人発見、 夫か為メナルヘク川崎監督の賞与百円減ハ 一般の人気愈益下落致居候ニ付、 苟モ油断相成不申 同情ニ不堪候 候、 紛失品返納御見込之 尤も本件抔ハー

通り、 信前 従テ雇員の交迭ハ不得止成行と存候、 が採レタ物と心配致シ居たる処ニ御座候、 テ荷物の出 右は一 記 77葉 品物の出入整理、偖ハ引合せ等、 時の出来事ニ付、今後の注意ニ由リ防碍容易と存候、 入整理一目瞭然タル様、 ハ最も我意ヲ得タルモノニ付、 部員御鞭撻奉願上候 何卒、 従前の如キ不使陀羅?ニテ能クモ荷合帳簿のバランス 此際改革廓清ハ緊要の御処置トシテ大賛成ニ御座候 其後御送付の職制規律も拝見仕候、 使用人の勤怠ヲ明ニシ賞罰御励行奉希望候、 夫よりも倉庫廓清整理ニ付46号貴 数年来 屡上伸候 而シ

申迄も無御座候得共、 此廓清ハ単ニ貴店輸出部のみニ不抱、 輸入部ニ於テも又東京支店ニ於テ

も必要条件ナル ハ同一と奉存候

元直ニ不係持込九十日払百三十片ニ東洋モスへ過半御売約、 御同慶至極ニ御座候、而シテ此安原価ニ不抱、特別御直売被下度希望ニ候処、 御来示之通り Frank 氏の尽力ニ由リ中央委員長の承諾ヲ得、 残廿萬ハ他の顧客ニ対し粗 意外の大廉価ニ協商行届 貴方御策略成功 同 候事、 ||率

感申候、 テ形付可申御見込由、 併買人ニ於て在来暴利収入の習慣性と相成居候折柄ニ付、 如命空前絶後の機会と存候得共、各封度一円切の収益ハ少々気恥し敷相 お辞義なしニ頂戴し、 第五

期材源ニ操入候事、 御同慶之至二御座候

も近来大部 ノイルも高直ナカラ手ニ入候事好都合ニ御座 の収益ヲ占領致居候間、 精々有利二御処分奉願上候 候、 是ハ浪速商会との縁続きも在之候得共、

先方

Lincoln Top

も少数の品ニ候得共、 前記同様の比例ニ御売捌行届き可申の由、 是亦奉大賀候

も明年六月已後ニハ是非此方へ供給ヲ得度、 オサ々々無怠接触仕居候間、

庶幾くハ名誉回

[復仕

唯今の処ハ無論六月已後の相談ニ応し不申候

也、 致候、 然ルニ例の三井芦原将軍的無謀の猪進ニ応しお先真暗ナル立場ニ不係、投機心ニ富ミ居候此人 文ヲ引受ケタルト大同小異と存候、否夫よりも以上ニシテ「ハンデカップ」発布同時ニ今ニシ 此約定ハ不成立ナルヲ希望致候、 已上約定致候二不係、 ナラハト出レハまけ可申哉ニ被考候、 候、或は百三拾片抔申来候哉も難計、 ミと相成、 直上ケシテも所謂喰ヒ付キ来ルモノト断定セシニヤ、 ナル事当店一 ハ我侭勝手の条件付、 責任ナシトの申出ニ対し、 此方より売込マサ 然ルニ愚按ニテハ如此勝手の条件、且ツ非常の高直ニテ折返し注文在之候様ニテハ更ニ 此方よりの再交渉ニ対し、 切責任ナシト押テ打電申上候処、 此方ハ馬鹿念入の為メ目下行脳と相成居候、 レハ敵商より売約すべ 則チ原料の出来ヲ輸出自由とナラハ此直ニテ約定スル、 夫ニテも不苦との御注文ハ此方甚不感服ニ付、 如何ニモスリンが高直ニテ先物が売レル故ニ会社ハ買入希望 幸歟不幸歟、三井ハ殆ント売方勝手の条件ニテ百萬封度 其後形況変化ニ付考へ直すとの口上ニテ今以テ返答無之 而シテ其後ロンドン大陸共 しとの筆法ナランニハ、恰も大西店員が 大二御研窮相成候モノと見へ注文数量著敷減少 返事遅キヲ口術トシテ突然 offer 引込 5 to 10% 併筆者の主義ヨリ申せは 一再其条件の不定 下落二付、 輸出 不 出 小 村の注 一来ナラ 前 如 直

得共、 共、 尚此上ニも奔騰スル哉ニも考候得共、 テ賭 高直より下落し兆候ハ弱調と相成居候、 哉ヲモ不顧、 米内地 ケ於カサレ ドーモ此辺が頂上と被考候、尤も米国ニシテ買進候得は為替の関係上、 の在 金ヲ賭ケントスルノ輩ト殆ント同様也、 ハ 荷も相当の高と伝聞致居候間、 割合騰貴スベシトシテ、 別紙切抜の如クロンドンも大陸も俄ニ10 今後再ヒ騰貴可在之哉、 馬の健康ニ不関、 無暗ニ買煽り可 あまりニ無謀の突進ニハ 持主の掛引ニテ出 中哉 素より予想の ミニハ 難考候 逆騰も難計 限り二無御 %前後十 無之哉 馬 セサ ル 二至 月 [候得 陸候 時は 0 ル

遊 来年六月已後、 実の取引ニ致度切望致候、 兎ニ角、 候樣勧告致度候、 南阿ニテ買入の羊毛ハ高直ナルモ現荷ハ手ニ入ル事ニ付、 濠州政府の雲行如何多少ニテも見据へ相付き候迄、 甚以テ貴方の御希望二反し遺憾ニ存候得共、 尤も本件は守田生引続き Hughes と交渉ハ継続致居候 左様ニ急イテ計画不致トモ確 茲二三ケ月約定方御割愛被 此真剱の取引ニ重キヲ措キ、

二付、 跡荷も品不良の点ニ於テ前品 品物ニ苦情 付 カサ ル様ナラハ精々買入御周旋申上度、 (Hughes Top) と同様ニ不確実ニ候得共、 昨夜の四千噸決定後、 元方ハ政府 小麦局 尚 Vic 直接 В

数十噸目下交渉中二御座候

厚ク御礼申上候、 前 成二御座候、 田 重 一役本年は非常の御多忙ナルニ拘らす、 何卒、 第三期決算報告後、 出来ルダケ余裕ヲ付ケ御休療被成下度奉希望候 年末年始ニ掛ケ温 日の休暇もなく御精勤被成下候趣、 泉地二御転宿御静養之御計画、 御苦労之段 至極賛

尤も本年七月末発 付、 願 通り御進行被成下度候 と存居候処、 四方重役本年十二月十日ニ於て定年満限御退任の希望ニ対し、 既ニ御返辞申上候事と記臆致居候処、 同改選期ニ於て児玉監査役と御交代ヲ願フ事とハ 貴方より六ケ月ニ御改定の相違のみニ付、 849 号 page 10 ニ四方君の通信ニ対し御返事仕置候通り、 御返事洩レニ相成居候事発見、 貴信八月廿日43号御来信之通 此方何等異議無之、 明年初夏第四期総会迄御在勤 粗漏之段御詫申上候, 51号本記御来示之 小生ハ今一ケ年 り賛成ニ

ヲ

之ニ付、 勿論ニ候得共、 ラサリシ位ニ付、 大沢店員帰朝辞任後の人操ニ付御来示敬誦、 甚無理とハ存候得共、 或ハ仕事多過クルの掛念、 差詰交代員の必要なき如くニ候得共、 何歟ヨキ御工風ハ在之間敷乎、 潜二心配罷在 実ハ今日迄同人ハ格別当店の仕事ニモ精勤致シ居 位候、 御前一人ニテハ小生不在中守 併差当り本店ニモ東支ニモ手透無 乍延引御相談申上候 由 補 勚 *ا*ر

先日御願申上候私勘定正貨電送の件、過日全濠銀行より £ 1000 慥二入手仕候、 御手数奉謝候、

差当入用無之ニ付、店の当座へ入金致置候

近来御返事洩レ沢山ニ相成居、甚遺憾ニ候、実ハ貴信の熟読ニ相当疲労ヲ覚候位ニ付、乍思延

是ニテ擱筆仕候、草々不尽

引之段平ニ御宥免可被下候、

本日は時節柄知人の出入モ多ク、

店員等へ年末給与の事モ在之、

北村生